平 成 25 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成25年

第2回定例会 会期及び会議日程

小樽市議会

会期 6月12日~6月28日(17日間)

月日(曜日)	本 会 議	委 員 会
6月12日 (水)	提案説明	
13日 (木)	休 会	
14日 (金)	II .	
15日 (土)	II .	
16日 (日)	II .	
17日 (月)	会派代表質問	
18日 (火)	会派代表質問、無所属議員	
	の質疑及び一般質問等	
19日 (水)	一般質問等	
20日 (木)	休 会	予算特別委員会(総括質疑)
2 1 日 (金)	II .	" (総括質疑)
22日 (土)	II .	
23日 (日)	II .	
24日 (月)	JI .	予算特別委員会(総括質疑)
25日 (火)	JI .	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
26日 (水)	II .	学校適正配置等調査特別委員会
27日 (木)	II .	
28日 (金)	討論・採決等	

平成25年

第2回定例会会議録目次

小樽市議会

〇 6月12日(水曜日) 第1日目

	1	出席議員…		1
	1	欠席議員…		1
	1	出席説明貞		1
	1	議事参与事	務局職員	2
	1	開 会…		3
	1	開 議…		3
	1	会議録署名	議員の指名	3
	1	日程第1	会期の決定	3
	1	日程第2	常任委員の所属変更	3
	1	日程第3	議案第1号ないし第8号及び報告第1号	3
		市長提案談	明(議1~7、報1)	3
)提案説明	(議8 新谷議員)	4
	1	日程第4	休会の決定	5
				_
	1	散 会…	······	J
	1	散 会…	······································	J
0		散 会… 6月17日		J
0	6	6月17日	月曜日) 第2日目	
0	1	6月17日 出席議員…	月曜日) 第2日目	7
0	1 1	5 月17日 出席議員… 欠席議員…	月曜日) 第2日目	7
0	1 1 1	5月17日 出席議員·· 欠席議員·· 出席説明員	月曜日) 第2日目	7 7
0	1 1 1	3月17日 出席議員・・ 欠席議員・・ 出席説明員 議事参与事	月曜日) 第2日目 (7) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	7 7 8
0	1 1 1 1	5月17日 出席議員·· 大席説明 議事参 講 開	月曜日) 第2日目	7 7 8 9
0	1 1 1 1 1	5月17日 出 欠 出 議 員 明 事 明 義 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器 器	月曜日) 第2日目	7 7 7 8 9
0	1 1 1 1 1	5月17日 出 欠 出 議 開 会 議 議 開 手 議	月曜日) 第2日目	7 7 8 9 9
0	1 1 1 1 1	5月17日出 欠 出議出 席 議議員 明 与 議器 用 義我 1 長会	月曜日) 第2日目 (3) (3) (3) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	7 7 8 9 9
0	1 1 1 1 1	5月17日 出欠出議開会日会派 所席說多 録第1 最景明与議署1 会派 (代表	月曜日) 第2日目	7 7 7 8 9 9 9

〇 6月18日(火曜日) 第3日目

1	出席議員		39
1			
1	出席説明員…		39
1	議事参与事務	5局職員	40
1	開 議		…41
1	会議録署名諱	6員の指名	…41
1	日程第1	議案第1号ないし第8号及び報告第1号	…41
)会派代表質問	引 秋元議員	…41
)会派代表質問	引 林下議員	56
)会派代表質問	引 吹田議員	67
)無所属議員の)質疑及び一般質問 久末議員	79
挖	采 決(議1	.)	82
1	散 会		82
c	S F 1 O D (7)	(曜日) 第4日日	
	од го ц (д		
1	出席議員		83
1	欠席議員		83
1	出席説明員…		83
1	議事参与事務	5局職員	84
1	開 議		85
1	会議録署名諱	銭員の指名	85
1	日程第1	議案第2号ないし第9号及び報告第1号	85
)市長提案説明	月 (議 9)	85
)一般質問	山口議員	85
)一般質問	佐々木(茂)議員	88
)一般質問	中島議員	93
)一般質問	成田議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
)一般質問	小貫議員	104
)一般質問	松田議員	110
)一般質問	安斎議員	117
=	予算特別委員会	☆設置・付託 ·····	123
肯	常任委員会付許	£	123
1	日程第2	休会の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
1	散 会		123
		 1	1 出席説明員 1 議事参与事務局職員 1 開 議 1 会議録署名議員の指名 1 日程第1 議案第1号ないし第8号及び報告第1号 ○会派代表質問 秋元議員 ○会派代表質問 炊田議員 ○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員 「援 決 (議1) 1 散 会 6月19日 (水曜日) 第4日目 1 出席議員 ○ の政選問 議第2号ないし第9号及び報告第1号 ○ 市長堤末説明 (議9) ○ 一般質問 佐々木 (茂)議員 ○ 一般質問 佐中島議員 ○ 一般質問 次百議員 ○ 一般質問 次百談員

〇 6月28日(金曜日) 第5日目

1	出	席議員…		125
1	欠	席議員…		128
1	出	席説明員		125
1	議	事参与事	務局職員	126
1	開	議…		127
1	会	議録署名	議員の指名	127
1	日	程第1	議案第2号ないし第9号並びに報告第1号並びに請願及び陳情並びに調査	127
	予算	特別委員	長報告	127
	○討	論	新谷議員	131
	採	決		132
	総務	常任委員	長報告	132
	○討	論	小貫議員	133
	○討	論	斎藤(博)議員	134
	採	決		135
	経済	常任委員	長報告	135
	○討	論	北野議員	137
	採	決		137
	厚生	常任委員	長報告	137
	○討	論	川畑議員	139
	採	決		140
	建設	常任委員	長報告	140
	○討	論	新谷議員	142
	採	決		142
	学校	適正配置	等調査特別委員長報告	143
	○討	論	小貫議員	145
	採	決		145
1	日	程第2	議案第10号	145
	○市	長提案説	明(議10)	146
	採	決		146
1	日	程第3	意見書案第1号ないし第12号	146
	○提	案説明	(意 1 ~ 5 中島議員) ·····	146
	○討	論	酒井議員	148
	○討	論	小貫議員	149
	採	決		153
1	閉	会…		153

議事事件一覧表

=>-	_	۷.
三立	4	^
H-FX	$\overline{}$	$\overline{}$

議 案 第 1 号 平成25年度小樽市一般会計補正予算 議 案 第 2 号 平成25年度小樽市一般会計補正予算 議 案 第 3 号 小樽市子ども・子育て会議条例案

議 案 第 4 号 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 議 案 第 5 号 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案

議 案 第 6 号 公有水面埋立地の用途変更について

議 案 第 7 号 工事請負契約について[桜小学校校舎ほか改修工事]

議 案 第 8 号 小樽市非核港湾条例案

議 案 第 9 号 工事請負契約について[手宮小学校校舎新築工事] 議 案 第 10 号 小樽市職員懲戒審査委員会委員の任命について

報告

報告第1号専決処分報告[国民健康保険条例の一部改正]

意見書案

意見書案第 1 号 橋下大阪市長の「慰安婦制度は必要」「風俗業活用」という暴言を許さず、日本政府として、女性の人権尊重の立場から厳正に対処し、旧日本軍「慰安婦」問題の真摯な解決を急ぐことを求める意見書(案)

意見書案第 2 号 原発のない北海道の実現を求める意見書(案)

意見書案第 3 号 介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書(案) 意見書案第 4 号 生活保護基準引下げと各種制度改定の切下げに反対する意見書(案)

意見書案第 5 号 憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書(案)

意見書案第 6 号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

意見書案第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

意見書案第 8 号 2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書(案) 意見書案第 9 号 道教委「新たな高佐智士と別る文品書」の見直しと地域や子供の実態に応

じた高校づくりの実現を求める意見書(案) 意見書案第 10 号 就学前までの子どもの医療費は国の制度として無料化し、自治体へのペナルティをやめることを求める意見書(案)

意見書案第 11 号 生活必需品の輸入価格高騰対策を求める意見書(案)

意見書案第 12 号 精神障害者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書(案)

質 問 要 旨

〇会派代表質問

川畑議員(6月17日1番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 総務に関連して
 - (1) 財政問題について
 - (2)原発問題について
- 2 教育に関連して
 - (1)新・市民プールの建設について
 - (2) 手宮地区統合小学校新築工事について
- 3 厚生に関連して
 - (1) 生活保護について
 - (2) 国民健康保険料について
- 4 その他

鈴木議員(6月17日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 地方交付税等について
 - (1)地方交付税について
 - (2) 労務単価見直しによる影響について
 - (3) おたる移住・交流推進事業研究会活動報告書について
- 2 経済動向及び観光施策について
 - (1)経済動向について
 - (2)観光施策について
 - (3) 小樽ブランドについて
 - (4) クルーズ客船誘致について
 - (5)物流港としてのロシア極東貿易について
- 3 待機児童ゼロ施策について
- 4 上下水道事業及び小樽の水について
- 5 体罰の実態及び学校力向上について
 - (1)体罰の実態について
 - (2) 学校力向上について
 - (3) 教員研修プログラムについて
 - (4) PTA「入退会自由」宣言について
- 6 その他

秋元議員(6月18日1番目)

答弁を求める理事者 市長、選挙管理委員会委員長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
 - (1) 市税の増収策について
 - (2) ウインドウズ X P 更新問題について
- 2 まちづくりについて
 - (1) 小樽を知る教育について
 - (2) 歴史的建造物を活かしたまちづくりについて
 - (3)景観形成について
- 3 本市事業について
 - (1) 事務事業評価について
 - (2) 生活困窮者自立支援モデル事業について
 - (3) インターネット選挙について
 - (4) 期日前投票所の増設について
- 4 その他

林下議員(6月18日2番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地方交付税の削減と小樽市の財政展望
- 2 奥沢水源地の保存と活用について
- 3 人口減少と少子化対策について
- 4 原発の再稼働をめぐる市長の認識について
- 5 その他

吹田議員(6月18日3番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 総務に関連して
 - (1) 少子高齢化について
 - (2) 公共工事について
 - (3) 市職員の給与について
- 2 厚生に関連して
 - (1) 地域総合整備資金貸付について
 - (2) 生活保護について
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画について
- 3 経済に関連して
 - (1)経済政策について
 - (2)港湾整備について
- 4 教育に関連して
- 5 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員(6月18日4番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 赤岩遊歩道について
- 2 冬季における観光客の誘致について
- 3 まちの活性化に向けて
- 4 その他

〇一般質問

山口議員(6月19日1番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 中期財政の見通しと国の地方交付税削減方針について
- 2 北海道開発局「北海道国際輸送プラットホーム」の取組について
- 3 商工会議所「第2期港湾振興プロジェクト答申書」について
- 4 その他

佐々木(茂)議員(6月19日2番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 認知症高齢者対策について
- 2 子宮頸がん予防ワクチンの健康被害について
- 3 PM2. 5の飛来について
- 4 新幹線を活用したまちづくりの取組について
- 5 公有財産(建物)について
- 6 食物アレルギー事故について
- 7 学校給食の安全確保について
- 8 学校施設の防災対策について
- 9 教育課程特例校について
- 10 土曜授業について
- 11 その他

中島議員(6月19日3番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 稲穂小学校1年生受入れについて
 - (1)学級編制について
 - (2) 放課後児童クラブについて
- 2 通学路の除排雪について
- 3 その他

成田議員(6月19日4番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新夜間急病センターと救急車の転院搬送について
- 2 その他

小貫議員(6月19日5番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 南小樽駅のバリアフリー化促進を
- 2 核兵器全面禁止のアピール署名について
- 3 その他

松田議員(6月19日6番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 空き家対策について
 - (1)条例制定を含めた空き家対策の今後のスケジュール等について
 - (2) 民間アパートの空き家の公営住宅への転用について
 - (3) 住宅弱者対策について
- 2 介護保険について
 - (1)要支援分離の影響について
 - (2) 24時間訪問サービスの利用者について
- 3 赤ちゃんの駅について
- 4 家庭訪問について
- 5 いじめ防止条例について
- 6 その他

安斎議員(6月19日7番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 教育について
 - (1) 土曜授業について
 - (2) 給食の食物アレルギー対策について
- 2 国際交流事業・英語教育の充実について
- 3 その他

平成25年

第2回定例会会議録 第1日目

小樽市議会

平成25年6月12日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽 -	- 良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	ک	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊

28番 久 末 恵 子

2番 千 葉 美幸 吹 4番 田 友三郎 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正美 10番 高 橋 克 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Щ П 20番 中 島 麗 子 22番 野 北 義 紀 山 田 雅 24番 敏 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市			長	中	松	義	治
教	官	ì	長	上	林		猛
水	道	局	長	飯	田	俊	哉
財	政	部	長	堀	江	雄	$\stackrel{-}{-}$
生剂	舌環	境部	7長	前	田	孝	_
福	祉	部	長	三	浦	波	人
建	設	部	長	工	藤	裕	司
消	ß	方	長	青	Щ	光	司
教	育	部	長	Щ	村	幹	雄
総利	务部系	総務訓	果長	佐	藤	靖	久

副病総産医保会病経総企財政課長長長長長長長長長長長長長長長長子の一年 大方の 一年 大子の 一年 一年 大子の 一年

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事	- ;	務	局	次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	講	i.	事	ř	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書	ì				記	髙	野	瑠珠	8子
書			記	木	戸	智惠	[子	書	Ē				記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書	ŕ				記	伊	沢	有	里

開会 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、平成25年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

今定例会は、市長及び議員の任期の折り返し初の定例会でありますことから、この際、私から一言申 し上げます。

さきの第1回定例会において、一部にかみ合わない答弁や、議論の中で適切さを欠くと思われかねない表現が見受けられましたので、理事者及び議員各位におかれましては、地方自治法あるいは小樽市議会会議規則により求められております品位の尊重ということに十分に御配意願います。

また、私自身も、円滑な議会運営に向けて、改めて気を引き締めてまいりたいと思います。

市政の課題は山積しておりますが、よりよい市政運営のため、お互いに力を尽くさなければならない と考えておりますので、各位の御協力をお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小貫元議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月28日までの17日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「常任委員の所属変更」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付のとおり、それぞれ変更されたい旨の申出があります。 お諮りいたします。

申出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第1号ないし第8号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第7号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇) (拍手)

○市長(中松義治) ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。 初めに、議案第1号及び議案第2号の平成25年度一般会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、国の平成24年度補正予算で創設された、失業者の雇用・就業機会の創出や地域のニーズに応じた人材育成を行うための「起業支援型雇用創造事業」に対応する事業として、「商店街情報発信ICT利活用事業費」「海外販路拡張支援事業費」及び「北運河および周辺地域観光戦略プラン策定事業費」の3事業に係る経費を計上いたしました。

次に、議案第2号の主なものといたしましては、「小樽市子ども・子育て支援事業計画」を策定する ためのニーズ調査等の経費や、済生会小樽病院の移転新築に当たっての北海道済生会に対する地域総合 整備資金貸付金などについて、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに3億5,142万円の増となり、財政規模は580億5,925万6,000

円となりました。

続きまして、議案第3号から議案第7号までについて説明申し上げます。

議案第3号子ども・子育で会議条例案につきましては、子ども・子育で支援法の施行に伴い、子ども・ 子育で会議を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第4号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、若竹住宅の住宅改善事業に伴い、 同住宅の戸数を変更するとともに、集会所を設置するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第5号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令等の一部改正に伴う 所要の改正等を行うものであります。

議案第6号公有水面埋立地の用途変更につきましては、平成元年5月に埋立ての承認のあった石狩湾 新港港湾区域内の公有水面埋立地の用途を変更するものであります。

議案第7号工事請負契約につきましては、桜小学校校舎及び屋内運動場耐震補強ほか改修工事の請負 契約を締結するものであります。

最後に、専決処分報告についてでありますが、報告第1号につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、特定世帯に係る国民健康保険料の軽減措置の延長等及び一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定方法の特例措置の延長を行うとともに、所要の改正を行うため、国民健康保険条例の一部を改正する条例を平成25年3月29日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横田久俊) 次に、議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。 1982年6月28日、小樽市議会は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため」として、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この宣言から31年を経過しましたが、現在もなお世界の核兵器は存在し、アメリカは新型や臨界前の核実験を繰り返し、北朝鮮も核実験を繰り返すなど、世界の核兵器廃絶の願いとは逆行する動きになっています。

こうした中、核兵器廃絶のため、各国では、さまざまな努力が行われております。

3月4日、5日の2日間、非政府組織や有志国と連携し、クラスター爆弾禁止条約の採択を成功させたノルウェー政府主催で、「核兵器の非人道性に関する国際会議」が開催されました。核の非人道性を国家間で話し合うのは初めてで、120か国以上から政府、国際機関、非政府組織の専門家など550人が参加、日本からは朝長万左男(ともながまさお)日赤長崎原爆病院長、田中熙巳(てるみ)日本原水爆被害者団体協議会事務局長が政府代表団として出席し、被爆地の惨状を訴えました。朝長病院長は、原爆投下後の広島、長崎の爆心地や、その付近で熱線や爆風、高線量の放射線により多数が死亡し、生き残った人々もがんや白血病で長年苦しんできた実態を詳しく説明し、核兵器は根本的に非人道的であり、廃絶するしかないと結論づけ、田中事務局長の「核の非人道性を議論するには、我々の経験を出発点にしなくてはならない」との発言に、大きな共感を得たということです。会議では、核兵器を条約で禁止する非合法化を求める国が相次いだのに、日本政府は核兵器が使われるリスクを減らす現実的な手法を

とるべきだと一線を画す立場をとったのは、被爆国政府として核兵器廃絶を求める国際世論に背く態度 と言わざるを得ません。

4月には、スイスのジュネーブで、核不拡散条約(NPT)再検討会議第2回準備委員会が開かれました。この会議への原水爆禁止日本協議会要請団は、ジュネーブの国連欧州本部を訪れ、核兵器全面禁止のアピール署名276万人分を準備委員会のフェルタ議長と国連のケイン軍縮問題担当上級代表に手渡し、署名には日本の全自治体の約60パーセント、1,968人の自治体首長、議長、教育長が含まれていることを報告しています。会議では南アフリカが提案した核兵器の非人道的影響を警告し、廃絶を求める共同声明は大きく支持を集め、80か国が賛同いたしました。ここでも日本政府は、この声明にある「いかなる状況下でも核兵器が使用されないことは人類の共通の利益」という文書の「いかなる状況下でも」が削除されないという理由で賛同しませんでした。

さきのノルウェー・オスロでの国際会議で田中被団協事務局長は、「核兵器を禁止する条約を早急につくり上げ、自分たちの力で核兵器廃絶に向けたステップをつくっていく姿勢が必要だ。自然の流れに任せるようなやり方では、核兵器をめぐる問題は手遅れになってしまう」と話しています。被爆国の政府としての役割を果たさせる上でも、広島、長崎での原爆投下、福島第一原発事故での放射能の脅威をどの国よりも知っている国民として、ますます核兵器廃絶の世論を高め、粘り強く世界へ発信することが大事になっています。

8月には、広島、長崎で原水爆禁止世界大会が開かれます。世界大会には、「もうひとつのアメリカ 史 二つの世界大戦と原爆投下」の著者で、原爆投下は必要なかったとの立場から、これまでも核兵器 廃絶を訴えてきた、アメリカの社会派映画監督オリバー・ストーン氏も参加の予定です。

国連のケイン上級代表は、「昨年、広島、長崎に行き、原水爆禁止世界大会に出席して大きな感銘を受けた。これからも一緒に行動をつくっていきたい」と述べ、運動を励ましています。

こうした運動と世界各国での核兵器廃絶に向けた取組が進んでいる中、核兵器廃絶平和都市宣言をしている小樽市が非核港湾条例を制定することは、日本のみならず世界を励ますことにもなります。小樽市は、小樽港に多くのクルーズ船が入港してくることを期待し、今後も誘致活動を続けるのですから、小樽港が安全な非核の港であれば、それを大いにアピールできるのではないでしょうか。

核兵器廃絶平和都市宣言を行った6月にちなみ、小樽市非核港湾条例を制定することに、議員各位の 賛同をいただけますようお願いいたしまして、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月13日から6月16日まで4日間、休会いたしたいと思います。 これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員 小貴 元

議 員 **山 口 保**

平成25年

第2回定例会会議録 第2日目

小樽市議会

平成25年6月17日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽一	良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	٤	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊
28番	久	末	恵	子

2番 千 葉 美 幸 吹 4番 田 友三郎 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正 美 10番 高 橋 克 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Щ П 20番 中 島 麗 子 22番 野 北 義 紀 山 田 雅 24番 敏 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市			長	中	松	義	治
教	官	ì	長	上	林		猛
水	道	局	長	飯	田	俊	哉
財	政	部	長	堀	江	雄	$\stackrel{-}{-}$
生剂	舌環	境部	7長	前	田	孝	_
福	祉	部	長	三	浦	波	人
建	設	部	長	工	藤	裕	司
消	ß	方	長	青	Щ	光	司
教	育	部	長	Щ	村	幹	雄
総利	务部系	総務訓	果長	佐	藤	靖	久

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事義	务 局	次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書			記	髙	野	瑠珠	离子
書			記	木	戸	智息	息子	書			記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書			記	伊	沢	有	里

開議 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新谷とし議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第8号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それ ぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

〇8番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して質問します。

最初に、総務に関連して質問します。

初めに、財政問題です。

長引く不況の下で、自公安倍政権の地方交付税削減が加わり、市の財政が苦しいことでは、我が党と 認識が一致しています。

財政問題の地方交付税の削減に関して伺います。

国は、国家公務員の給与を2か年間、7.8パーセント削減することを決め、不当にも地方公務員もこれ に準じて削減することを要求し、この第2回定例会で削減を議決するよう要求しています。今年度から 地方交付税をその分削減してきました。

小樽市では、職員組合との話合いは合意に至らず、現時点では今定例会に人件費の削減は提案されていません。他都市では削減に応じられないとの立場を表明されているところがありますが、どこの自治体なのかお答えください。

この不況の下で我が党は、公務員の給与削減はさらなる購買力の低下を来すので、削減すべきではないという立場です。今回の不当な人件費削減を前提とした地方交付税削減の改正地方交付税法が3月29日に成立しています。国からの給与削減要請に従わなかったとしたらペナルティはあるのか、お聞かせください。

市長は、国のこの地方公務員給与削減策を不当とは思わないのでしょうか。見解を伺います。

あわせて、我が党は、国に対して全国市長会として抗議と撤回を求めることを、市長として要求すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

小泉内閣のときの三位一体の改革で、小樽市は3か年合計で56億円もの地方交付税が削減され、財政 危機に追い込まれたことがありました。このときは地方六団体が一致して政府に財源措置を求め、現在 のように不十分ながら、地方交付税の復元が図られました。あのときのように全国の地方団体がうねり のような世論を起こして、今回の地方交付税削減をやめさせ、その復元を要求すべきです。市長の見解 を求めます。

今年度の財政運営と新年度予算編成に向けた財源確保をどう図るかについて質問します。

今年度の財政運営に当たっては、前年度の黒字が10億円あったとはいえ、いつものことながら、新年度の予算編成に向けて、収支不足10億円をどう確保するかを絶えず念頭に置いて、予算の執行をしていかなければなりません。前年度のように、除雪予算を留保したような大きな財源を要することは抱えて

いません。しかし、この冬のような大雪と寒波で、多額な除排雪予算を必要とするかどうかは不確定の ところです。

ここで毎年問題となるのが、多額の不用額を当てにした財政運営を続けるのかどうかです。議決された予算は、基本的に執行することが前提です。この中には、当然のこととして市民の要求実現が盛り込まれている予算も多々あります。それにもかかわらず、多額の不用額を当てにした財政運営をしていることが常態化していることは、せっかくの市民要望にも背を向ける結果となり、ゆがんだ財政運営と言わなければなりません。また今年度もこれを繰り返すのかが問われるところであります。

市長は、不況で市税の落ち込みが懸念されるマイナス要素を抱えながら財政運営をどう進めようとしているのか、見解をお聞かせください。

総務に関連して2番目の質問は、原発問題についてです。

市長は5月30日のマスコミ報道で、泊原発再稼働の是非について、「安全性が担保されなければ再稼働すべきではない」「再稼働の是非は軽々にお話しできないが、国が安全だと判断したのなら反対するものではない」と、訂正記事を加えながら再稼働を認める姿勢です。

日本共産党は、即時原発ゼロを実現する提案を明らかにしています。

その理由は、第1に、東京電力の福島第一原発事故が原因究明にほど遠く、いまだに収束せず、今で も仮設配電盤のショートによる長時間の停電や相次ぐ汚染水漏れが続いています。

第2に、再稼働を続けると、使用済核燃料の処分ができないことになります。

第3には、泊原発が停止して1年、この間の猛暑の夏も厳寒の冬も、原発を稼働せずに乗り越えてきました。その間、生活・産業が成り立たなくなるほどの電力不足は起きていません。

そして、第4に、何よりも国民の7割近くが原発ゼロを望んでいるということです。

泊原発は、立地上でも大きな問題を抱えています。多くの方が奥尻島を襲った大津波を記憶していることと思います。日本海側には北米プレートとユーラシアプレートの境界があり、これらに対する科学的立証という点や、不安を抱える道民への説明責任について、北海道電力は果たしていません。福島第一原発事故は、原子炉内部も確認できず、放出する放射能、汚染水問題など、収束している状況ではありません。福島第一原発事故の現状を見たときに、「国が安全だと判断したのなら反対するものではない」という市長の発言は納得できません。市民の安全・安心を守る立場にそぐわないものです。取り消すべきです。市長の見解をお聞かせください。

北海道電力は、家庭向け電気料金を平均10.2パーセント、企業向けを13.46パーセント値上げするとしています。電気料金の値上げは、一般市民も事業者にも大きな負担を強いることになります。本市にとっても、本庁舎をはじめロードヒーティングなど、大きな負担増になります。どの程度の負担増となるのでしょうか、お聞かせください。

電気料金は、燃料費、購入電力量、修繕費、減価償却費、人件費、事業報酬などを盛り込んだ総括原価方式を採用しています。事業団体費、過大な広告費についても、総括原価に事実上含まれながら、その実態は明らかになっていません。道民が納得できる情報公開が十分されているかどうかが問題です。情報公開や道民合意もなく、原発をとめているうちは値上げが必要として、値上げか再稼働かと二者択一を迫ることは認められません。市長の受け止め方をお聞かせください。

泊原発が停止していた昨年の夏も冬も電力不足になりませんでした。北海道電力が持っている供給設備は、南早来変電所構内の7万4,000キロワットを加え、約755万キロワットあります。加えて本州から60万キロワットを送ってもらうことも可能であり、北電に卸している他社の電気と、ほかに風力、太陽光などを合わせると、原発の発電量を除いても不足は生じないと日本共産党は試算しています。

今年3月末で出力2,000キロワット以上の太陽光発電の申込みが157万キロワットもありましたけれども、40万キロワットしか売電契約ができないと公表しています。風力発電でも、一昨年20万キロワットの募集に対して187万キロワットの応募があったように、電力会社が再生可能エネルギー導入の足かせになっているとも言えます。

このように、再生エネルギーの拡充と北海道電力の買電姿勢を変えることで、原発に頼らないエネル ギー政策を確立することができます。エネルギーの転換について、市長の見解をお聞かせください。

小樽病院が今年4月1日付けで初期被ばく医療機関に指定されましたが、軽度と判断された患者を除染する程度と言われております。しかし、具体的なマニュアルは北海道と協議し、作成中とのことです。 市長は泊原発の万一の事故への備えについて、新市立病院が治療を求める被曝者であふれる可能性もあるなどと発言していますが、被ばく医療機関として被曝者への対応や、原発事故に対応する設備や医師を確保する体制側からも、現状においては、対応が困難と考えられます。

小樽病院が初期被ばく医療機関に指定されたことは、福島第一原発事故が収束していない状況で、泊原発の再稼働を推し進めるための地ならしと受け止めざるを得ません。市民の安全・安心を確保する市長の立場として、泊原発をなくすることを明確に打ち出すことが必要ではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

総務に関しての質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、総務に関連して御質問がありました。

初めに、国からの給与削減措置の協力要請に応じないとしている自治体についてでありますが、報道などにより現在把握している都市は、道外では山形県山形市、福島県いわき市、千葉県習志野市などです。道内では富良野市などと承知しております。

次に、国からの給与削減措置の協力要請に従わなかった場合のペナルティについてでありますが、現在のところ、国からは何も示されておりません。

次に、国からの給与削減措置の協力要請への見解ですが、職員の給与は自主的に決定されるものであ り、国からの要請は、地方自治の本旨に照らし、極めて不適切なものであると考えております。また、 この問題については、協力要請のあった本年1月以降、全国市長会や北海道市長会において、国に対し て継続的に要請活動を行ってきているところであります。

次に、地方交付税の削減をやめさせ、復元を要求すべきとのことについてですが、国の平成25年度地 方財政対策などにおいて、地方公務員の給与の削減を求めるとともに、地方交付税の減額を決定したこ とに対し、私は地方分権の流れに反し、地方自治の本旨に照らし極めて不適切であり、まことに遺憾で あると考えております。とりわけ地方交付税の減額は本市の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、 引き続き北海道市長会や全国市長会などを通じて、国に対して必要な地方交付税総額の確保を図るよう 要望してまいりたいと考えております。

次に、財政運営についてでありますが、本市の財政構造は、歳入では市税などの自主財源に乏しく、 歳出では扶助費などの義務的経費の占める割合が高いといった硬直した状況が続いており、限られた財 源の中で市政を運営していくためには、財政の健全化を確保し、改善に努め、持続可能なものにしなけ ればならないと考えております。このため、本年3月に策定した中期財政収支見通しに示した取組を進め、収支改善目標を達成するとともに、引き続き安定した税収確保に向け、産業振興や企業誘致など地域経済の活性化を図る取組を行っていくほか、事務事業の見直しなど歳出の削減にも取り組みながら、真の財政再建に向け努力してまいります。

次に、原発問題についてですが、まず原発の再稼働については、現在、原子力規制委員会において、福島第一原発事故を教訓に、シビアアクシデント対策や地震・津波対策を含む新規制基準の検討が行われているところであり、本年7月に基準が策定されると伺っております。原発の再稼働は安全性の確保が最優先であり、今後策定される新規制基準に基づき、原子力規制委員会が科学的・技術的見地から、その安全性について厳格な審査、確認をしっかりと行うべきものと考えております。

いずれにいたしましても、私としては、再稼働については、国の責任において新規制基準に基づく安全性の確保、電力需給、社会、経済への影響などを踏まえ、総合的に判断すべきものと考えております。 次に、電気料金値上げに伴う市の負担増についてでありますが、全体的な数字は把握できておりませんが、影響の大きい施設で申し上げますと、平成24年度の電気料金実績をベースに試算した年間影響額の見込みは、本庁舎と消防庁舎を合わせて180万円程度、ロードヒーティングで4,700万円程度、中央下水終末処理場で1,470万円程度、小樽病院で380万円程度、医療センターで310万円程度などとなっております。

次に、料金値上げと泊原発の再稼働についてですが、北海道電力では電力の安定供給や安全の確保を 前提に、経営全般にわたる最大限の効率化を織り込み、料金改定の申請を行ったとしております。この ため、北海道電力には引き続き最大限の企業努力を行っていただくとともに、市民や事業者の皆さんに 情報の公開を積極的に行いながら、丁寧でわかりやすい説明により、理解を得る努力をお願いしたいと 考えております。

次に、原発から再生可能エネルギーへの転換についてですが、化石燃料の枯渇や地球温暖化、さらにはエネルギー源の分散化などの観点から、再生可能エネルギーの導入拡大や転換は望ましいものと考えておりますが、送電網の整備や電力供給の安定性などの課題もあると認識しております。

次に、泊原発をなくすることを明確に打ち出すことが必要ではないかとのお尋ねですが、先ほどもお答えしたとおり、原子力発電所の稼働については安全性の確保が最優先であり、今後策定される新規制基準に基づき、原子力規制委員会が安全性について厳格な審査、確認をしっかりと行った上で、国の責任において新規制基準に基づく安全性の確保、電力需給、社会、経済への影響などを踏まえ、総合的に判断すべきものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇)

○8番(川畑正美議員) 次に、教育に関連して質問いたします。

初めに、新・市民プールの建設についてです。

平成19年時点で当時の山田市長は、「プールの必要性は十分認識している。第3ビルの再開発については、大変申しわけないという気持ちは持っていますので、新しい総合計画にのせて早期に実現していきたい」と述べています。また、当時の教育長も、市長同様、「プールの必要性を認識しており、市民のニーズに応えられるよう努力したい」と答えていました。

小樽市は、新・市民プール整備事業を平成21年度からの第6次総合計画の前期実施計画にのせ、基本

設計、実施設計に2,800万円を予算計上しています。

また、小樽市過疎地域自立促進市町村計画を議決した2010年第3回定例会で、新・市民プール整備事業について市民の御意見を伺い、「プール建設の基本設計が過疎債の対象外としても、実施設計や本体工の部分は対象になり、過疎債適用で進める」と答弁しています。

このように総合計画で市民に早期建設を約束し、過疎計画で、学校併設型ではなく、過疎債を適用したプール建設を前提にして議会議決されていることが明らかです。このことをどう捉えているのか、市長及び教育長の見解をお聞かせください。

第6次総合計画の前期実施計画は、本市が進めるべき事業として、厳しい財政の下でも練り上げてつくられた計画です。財政が厳しいことを理由に、今年度が最終年度である総合計画の前期実施計画に盛られた事業さえ見送ることは、行きすぎも甚だしいと言わざるを得ません。総合計画の前期実施計画に盛られた事業数は幾つで、そのうち平成25年度までに事業費が明示されているのは幾つでしょうか。

総合計画の前期実施計画に盛られた主な事業のうち、予算化されていないのは新・市民プールだけであり、過疎計画でもプールだけが取り残されています。なぜ新・市民プールだけが取り残されているのか、これまでるる答弁されていますが、納得できません。教育長から納得のできる答弁を示してください。

また、仮に新・市民プール建設に10億円を要したとして、平成23年度決算で14.3パーセントである実質公債費比率はわずか0.1パーセント上昇し、14.4パーセントになるだけであります。これがどうして市財政を圧迫することになるのか、合点がいきません。市長から詳しく説明してください。

教育長は、本年第1回定例会で、「学校併設型を検討し、市長部局と協議を進めてきた」と発言しています。また、総務常任委員会でも、「今後ともこれまでの市長部局との話合いを踏まえて、複合型の施設で検討していかざるを得ないと考えている」と答弁しています。

日本共産党は、学校にプールをつくることに反対していません。むしろ歓迎です。しかし、建設を求めている新・市民プールは、学校併設型で代用するものではありません。学校併設型プールの建設が突然持ち出されましたけれども、これまでの議会で議論されておりません。また、市民や関係者に説明もなく、意見をも聞かない中での突然の話であります。学校併設型でない単独型プールを建設するという議決を無視しています。これは基本方針を勝手にゆがめる暴挙であります。

今になって単独プールは維持費がかかることを理由にしています。しかし、旧小樽駅前第3ビルの室 内水泳プールは、平成16年度から18年度の3か年度の維持費は平均で7,434万円、これくらいかかること を前提に総合計画でも決められてきたものだと思います。

単独型プール建設は、多くの市民が早期建設を願って、多くの陳情や署名を提出してきました。最近でも、小樽市室内水泳プールの存続を求める会から、プール建設は学校併設型ではない、単独で公認の新室内水泳プールとして早期に建設を求める要望書が提出されています。市民の要望に積極的に応える答弁を求めます。

本年第1回定例会で総務部長は、平成25年度からは、26年度から30年度までの後期実施計画を議論していく過程で、どのような形で市民プールを位置づけていけるかどうかを検討させていただきますと答弁しています。これは5年後の後期実施計画の最終期限への引き延ばしをするとも受け止められるもので、承服できません。前期実施計画で基本設計、実施設計の2,800万円を計上しており、前期実施計画の最後の年である今年度中に、前期実施計画に沿って基本設計、実施設計を最優先課題として計上するよう求めます。教育長及び市長の見解をお聞かせください。

教育に関連して2番目の質問です。手宮地区統合小学校校舎新築工事についてです。

平成28年度に北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校の3校及び色内小学校の一部を統合し、現手宮小学校の敷地に新たに統合校を建築することになりました。

これまで教育委員会は、グラウンド面積がやや狭いため、教育活動が十分に発揮できるような設計にしたいとして、「地形上の制約、必要な面積などを実現しながら、地域の声を学校統合協議会などで伺う」と答弁しています。統廃合による校舎の建設に当たって、グラウンドの問題を地域住民や保護者の皆さんにどのように説明し、御意見を受けられたのでしょうか。その内容を聞かせください。

教育委員会は、手宮地区統合小学校校舎新築で、グラウンドを現手宮小学校敷地の中で検討し、グラウンドは現在の手宮小学校の4,500平方メートルを700平方メートル広げ、5,200平方メートルにする予定とのことです。児童数は、現手宮小学校の117名から、3校の統合によって、平成28年4月時点で275名の見込みとしており、約2.5倍に増える予定です。統合する3校のグラウンドの広さは、手宮小学校が4,500平方メートル、手宮西小学校が9,000平方メートル、北手宮小学校が5,800平方メートルと、手宮小学校が最も狭い条件にあります。この3校のグラウンドの広さを平均してみると、6,400平方メートルになります。手宮小学校は児童数も2.5倍に増えることから、少なくても3校のグラウンドの平均を上回る広さが必要と考えます。教育委員会の見解をお聞かせください。

5月25日に現手宮小学校で運動会が開催されました。小学校の運動会は、地域にとっての一大イベントであります。グラウンド周辺は前日から、保護者の観覧席確保に始まり、当日は児童1人に対して保護者5人と言われるほど、応援や観覧に多くの市民が押しかけています。現状でも保護者などがグラウンド敷地内で満杯の状態です。統合によって児童数が2.5倍に増加することを考えると、保護者の皆さんを収容しきれない状況が予測されます。学校統廃合による校舎の新築に当たっては、後悔しないためにも、グラウンドは最大限の広さを確保すべきと考えます。教育長及び市長の見解を伺います。

本年第1回定例会において、「手宮小学校裏手の末広公園を削って、学校敷地を拡張してはどうか」との質問に対し、「末広公園の適切な配置、位置関係を考慮すれば、現状どおり公園とすることが適切」と答弁しています。しかし、隣には大きな手宮公園があり、末広公園を現状どおり公園とすることが適切と言えるのでしょうか。また、末広公園は山手にあり、植樹も少なく、雑草が茂り、手入れがされていません。小さな広場がありますが、子供向けの遊具も使用されないまま放置された状態です。校舎新築に当たって、現在の校舎山側にある末広公園の一部を削り取り、グラウンドを広げることが最良の策と考えます。教育長の見解を求めます。

小樽市の学校教育は、「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもち たくましく生きる 小樽の子どもの育成」という基本理念の下で進めています。市長は学校設置者として、子供たちが伸び伸びと育つために必要な環境を整える責任があります。今定例会において、手宮地区統合小学校校舎新築工事の請負契約を締結する追加議案の提出が予定されています。手宮地区統合小学校の校舎新築事業は、平成25年度、26年度で校舎棟建設・外構、解体工事が計画されています。グラウンド整備は、その後の事業となります。末広公園の一部を削ってグラウンドを拡張するには、行うべき手続も必要と思います。さまざまなハードルは予想されますが、それをクリアし、後に児童や保護者の皆さんに感謝されるグラウンドの拡張を実現するよう要求します。学校設置者として、子供たちに必要な環境を整える責任者としての市長の決断を求めます。見解をお聞かせください。

教育に関連して質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、教育に関連して御質問がありました。

初めに、新・市民プールの建設について、総合計画と過疎計画に位置づけられていることについての 見解ですが、新・市民プールの建設は、本市の基本的な方向性を示す総合計画と地域の自立促進を図る ための過疎計画において、生涯スポーツの振興へ向けた環境づくりのために位置づけをしたものであり、 取り組まなければならない事業の一つとして認識しております。

次に、総合計画前期実施計画の事業数と、そのうち事業費が明示されている事業数についてですが、 事業数は333事業であり、そのうち事業費が明示されているものは292事業であります。

次に、プール建設にかかわる市財政への影響についてでありますが、建設費を10億円、それに係る財源として起債を8億円と見込んだ場合の実質公債費比率への影響は0.1パーセント程度と試算しておりますが、実質公債費比率という一つの指標をもって市の財政状況を判断することはできないものです。本市の財政状況は平成25年度予算編成においても約12億円の財源不足が生じたことから、財政調整基金の取崩しにより何とか予算を編成した状況であり、本年3月にお示しした中期財政収支見通しにおいても、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されるものであります。

次に、前期実施計画に沿って基本設計、実施設計を今年度中に計上することについてですが、平成21年2月に総合計画を策定後、東日本大震災が発生したことにより、市民生活の安全・安心を守るための取組など、計画策定時に想定できなかった新たな財政需要に対応していかなければならない状況にあります。

一方、本市の財政構造は、平成22年度以降、実質収支が黒字に転じているものの、毎年度の予算編成では何らかの財源対策を行わなければ、収支均衡予算が編成できない状況にあります。このため、今後の財政運営を考えた場合、限られた財源の中で選択と集中の視点に立って事業の実施を判断していかなければならないことから、新・市民プールにつきましては当面事業の着手を見送ることとしたものであり、今年度中に取り組むことは難しいものと考えております。

次に、手宮地区統合小学校新築工事についてですが、設計に当たっては教育委員会と十分協議した上で行っており、グラウンド面積は文部科学省の基準を満たしていることから、私としても適切なものと判断をしております。

また、基準を満たしておりますので、末広公園の用地をグラウンド用地に転用することは考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、新・市民プール建設についての御質問がありました。

初めに、新・市民プール建設が登載された総合計画が議決されていることについての御質問ですが、 教育委員会としては、平成21年の総合計画策定時において、先進市の事例を参考に単独プールとして総 合計画前期実施計画にプール建設の基本設計、実施設計を登載したものでありまして、このことについ ては重く受け止めております。

次に、新・市民プール建設が予算化されていないことについてでありますが、教育委員会としては、 東日本大震災を契機に校舎の耐震化が急がれたことや、学校適正配置計画に基づく学校建築、さらには 学校給食センターの建設など、優先的に取り組まなければならない事業が集中していたことや、市の財 政が大変厳しい状況にあることから、当面、新・市民プール建設の着手を見送ることとしたものであり ます。

次に、単独型でのプールの早期建設についてでありますが、新・市民プールの基本設計、実施設計が総合計画の前期実施計画に登載され、プールの建設の要望が市民から寄せられていることについては重く受け止めております。私としては、新・市民プール建設に向け、引き続き建設コストやランニングコスト、さらには単独施設とするか複合施設とするかを含め検討を行い、後期実施計画にどのように登載するか、市長部局と相談をしてまいりたいと考えております。

次に、新・市民プール整備事業の今年度中の予算計上についてでありますが、今年度は学校給食センターの建設や学校耐震化工事、さらには学校適正配置計画に基づく学校改築などの事業が集中していることから、今年度中に新・市民プール建設に関する予算を要求することは難しいものと考えております。次に、手宮地区統合小学校におけるグラウンドに関する地域住民への説明についてでありますが、これまで手宮小学校においては、学校再編に係る地区別懇談会を3回開催しており、平成24年7月5日の小学校3校合同の地区別懇談会において、保護者や地域住民に口頭で建築スケジュールや校舎の場所、グラウンドの位置などについて説明をしておりますが、この件に関し、参加者から特に御意見や要望はございませんでした。

次に、グラウンドの広さについてでありますが、想定する児童数が275名であれば、文部科学省の小学校設置基準では、児童数241人以上720人以下の場合、グラウンドの必要面積は2,750平方メートル以上となっております。現在、手宮小学校のグラウンドは実質面積で4,500平方メートルでありますが、新校舎の配置などを工夫し、5,200平方メートルを確保できる見込みであり、学校教育活動には支障がないものと考えております。

次に、グラウンドの広さを確保すべきとのことでございますが、繰り返しになりますが、校舎の建替 えに当たっては、できるだけ広くグラウンドをとる観点から、校舎の配置を工夫し、敷地を広げ、文部 科学省の基準を満たしていることや市内の小学校の平均と遜色のないことなどから、支障がないものと 考えております。

次に、末広公園の一部をグラウンドに転用することについてでありますが、これまでも申し上げてまいりましたが、今回のグラウンド用地は文部科学省の基準を満たしていることから、公園用地の転用を申し入れることは難しいものと判断をしております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇)

○8番(川畑正美議員) 次に、厚生に関連して質問します。

最初は、生活保護についてです。

政府は、年金よりも生活保護支給額が高いなどと国民同士を対立させるやり方で、生活保護基準額を引き下げ、生活扶助の総額を今年8月から3年間で670億円削減することを決定しました。生活保護基準の改定によって生活扶助費が引き下げられ、受給者の暮らしは、さらに困難になってしまいます。新しい基準は算出方法が複雑になっているとのことですが、具体的に40代夫婦と小学生、中学生の4人世帯をモデルとした場合の例示を基に、今年6月現在と改正後の今年8月時点、平成26年4月、27年4月の引下げ額を対比してお示しください。

生活保護基準の改定は、受給者だけでなく、対象者の設定に当たり生活保護基準を参照しているほかの制度に影響を与えます。その影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しなが

ら、できる限りその影響が及ばないよう対処することを基本にするとしていますが、現在まだその対策が示されていません。就学援助、保育料の免除、国民年金保険料の免除などに影響が及ぶと言われ、特に就学援助では、生保受給世帯の児童とそれに匹敵する準要保護世帯の児童にも及び、一説では就学援助を受けることができる児童が現在の83パーセントに減少するとも言われています。保護基準の改定によるほかの制度への影響について、市民の安全・安心を守る立場の市長として、どのような対処を検討されておられるか、お聞かせください。

衆議院厚生労働委員会において、5月31日に生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が多数で強行採決され、今後、参議院で審議されることになります。これまでの国会審議では、保護申請の際に、判定に必要な書類の提出を特別な事情がある場合を除いて義務づける、親族の扶養では行政機関の調査権限を拡大し、扶養義務者に報告を求めるなど、窓口で申請をはねつける水際作戦を合法化することになります。

また、不正受給の罰則強化や家計管理など、人権侵害にもなる締めつけを狙っています。加えて、就 労による自立を名目に自立活動確認書を新たにつくり、就労管理も強化しています。

このように水際作戦の強化、生活保護からの締め出し強化は、必要な保護を受けられずに餓死や孤立 死につながりかねません。本市では、保護申請の申請を受け付けずに、生活保護からの締め出しなどし ていませんか。

また、受給者の就労管理、家計管理などの増加する実務作業で、ケースワーカーほか職員の負担が増大することになり、対応が心配です。現在は予想の段階ですが、今後の見通しをお知らせください。

生活保護に対するバッシングは、テレビタレントの河本問題を国会で意識的に取り上げ、一部で行われた不正受給問題も含めてマスコミが大きく報道しています。そのことが適正に受給されている方や保護を必要としている方々を萎縮させてしまい、生活保護が憲法で保障された制度であるとの理解が不足しています。

生活保護は、財源の4分の3は国が負担していますが、本来国が行うべきであることから、保護費は 全額国庫負担とすべきです。市長がこの立場に立って、国や関係機関へ積極的に働きかけることを求め ます。市長の考えをお聞かせください。

今年5月、国連社会権規約委員会が日本政府に総括所見として、恥辱のために生活保護の申請が抑制されていることに懸念を表明し、生活保護の申請を簡素化し、申請者が尊厳を持って扱われることを確保するための措置をとること、そして生活保護につきまとう恥辱を解消する手だてをとることが勧告されています。市長は、総括所見をどのように受け止め、対処を考えておられるのかお聞かせください。

厚生に関連した質問の2番目は、国民健康保険料についてです。

平成24年度の国民健康保険料が一部引き下げられましたが、25年度の保険料は引き上げられます。国 保加入者にとって大きな負担です。保険料を引き上げる理由をお聞かせください。

平成25年度の国保加入者の1世帯当たりの平均保険料は幾らになりますか。

また、具体的に介護給付費納付金分がある所得200万円、給与収入311万7,000円の夫婦と子供2人の4人世帯の場合の年間保険料額、対前年度引上げ額、所得に占める保険料の割合をお知らせください。

保険料をこれ以上引き上げないためには、小樽市国民健康保険事業運営基金からの繰入れによって軽減することが必要です。その財源として、現在の基金の状況はどのようになっていますか。

道内の他市では、一般会計からの繰入れを法定内と法定外でも実施しています。本市の平成23年度の 繰入れは幾らになっていますか。その額のうち、法定外の1人当たり繰入額は、他市と比較するとどの ような状況にあるかをお知らせください。 また、平成25年度国保料の引上げをしないためには、どの程度の財源が必要なのかもあわせてお知らせください。

基金からの繰入れができない場合、独自に一般会計から国保会計へ繰入れができないものか、見解を お聞かせください。

国保加入世帯は自営業者や年金生活者などが多く、平成24年度所得階層別でも、加入世帯の総所得がゼロの世帯が約35パーセントを占め、100万円以下の世帯が全体の約71パーセントを占めています。低所得者が多く、協会けんぽのように事業者負担額がありません。国が国庫支出金として負担していますが、国、国保の財源に占める割合は25パーセントであり、国の負担分を引き上げることが必要です。市民負担の軽減のために市長は国に対してどのような働きかけをされているか、お知らせください。

市民は、年々引き下げられる年金、デフレ不況で売上げの減少、燃料費をはじめ食料品などの値上がりで生活が圧迫され、日々の生活に精いっぱいで、国保料を払いたくても払いきれない、保険証があっても治療費が払えないために、1年以上も病院に行くことができず、糖尿病が悪化して失明に至り、市内の無料・低額診療制度で助けられたなどの事態が起きています。国保料引上げで、平成23年度の滞納世帯数は2,247世帯、全世帯に占める割合は10.2パーセント、資格証明書及び短期証交付世帯は24年9月の更新時で両方合わせて973件でしたが、今後、増えることが予想され、必要な医療が受けられない市民が増えることが心配されます。

日本の皆保険制度は、国民全てが安心して医療を受けられるための制度です。資格証明書交付の適用 除外について、厚生労働省は、自治体が決めれば生活保護基準以下でも特別の事情に入れてよいとして います。本市も取り入れ、具体的に対応すべきです。御意見を聞かせてください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、厚生に関連して御質問がありました。

初めに、生活保護について、40代夫婦と小学生、中学生の4人世帯をモデルとした場合の生活保護基準改定による引下げ金額でありますが、本年6月と比較すると、本年8月で約6,000円、平成26年4月には約1万2,000円、27年4月には約1万8,000円の引下げとなる見込みであります。

次に、生活保護基準の改定による他の制度への影響についてでありますが、個々の制度について、まだどのような取扱いにするか決定しておりません。今回の生活保護基準改定に伴う影響、それぞれの制度の趣旨や他自治体の動向なども踏まえながら、対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、本市における保護申請の受付についてでありますが、申請は本人の意思があれば受け付けており、窓口対応は適切に行っております。

また、就労管理や家計管理などの実務作業については、まだ全体の業務量を把握できておりませんので、今後状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、生活保護費にかかわる負担についてでありますが、生活保護は本来国の責任において実施すべきものであることから、その財源は全額国庫負担とすべきものであると考えております。これまでも、全国市長会をはじめ指定都市市長会、全国知事会において全額国庫負担とするよう、国に要請しているところであります。

次に、国連社会権規約委員会の総括所見についてでありますが、これは日本政府が勧告を受けたもの

ですので、国から何らかの通知があれば、それに応じて本市としても対応したいと考えております。

なお、生活保護申請者の尊厳については、国の通知を待つまでもなく尊重されるべきものであります ので、職員に対しては、申請者等への誠意ある対応と保護制度について丁寧な説明を行うよう、引き続き指導してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についてですが、まず平成25年度の保険料の引上げ理由について、大きな要因としては、年々増加する後期高齢者支援金、介護納付金の影響が挙げられます。平成24年度の保険料を算定するに当たっては、歳出の保険給付費を精査し、当初予算から約3億円下方修正したことで、医療分の1世帯当たりの平均保険料を23年度と比べ1万1,327円下げることができたため、後期高齢者支援金分と介護納付金分の増価額6,055円を吸収しても、全体では5,272円の引下げとなりました。しかし、平成25年度においては、保険給付費の精査のほか、保険料の上げ幅圧縮のため基金を取り崩すことで、医療分の1世帯当たりの平均保険料を24年度と比べて2,628円引き下げることができましたが、後期高齢者支援金分と介護納付金分の増加分が2,859円あるため、全体では年額213円の増加となったものであります。次に、1世帯当たりの平均保険料と具体的な世帯の保険料額等についてですが、平成25年度の介護納付金分を含めた1世帯当たりの平均保険料は、年額14万629円となります。

また、介護納付金分がある所得200万円、給与収入311万7,000円の夫婦と子供2人の4人世帯の場合、年間保険料は47万8,150円で、平成24年度と比べ2万1,390円の増加となり、所得に占める割合は23.9パーセントとなります。

次に、国民健康保険事業運営基金の状況についてですが、平成25年5月31日現在の残高は約9,160万円で、先ほど申し上げましたとおり、保険料の上がり幅を抑えるために6,500万円を取り崩すこととしていますので、その分を差し引くと残額は約2,660万円となります。

次に、一般会計からの繰入金についてですが、平成23年度は12億6,126万円で、そのうち法定分が12億5,340万円、法定外分が786万円となっております。

また、法定外の1人当たり繰入額につきましては、道内主要10市の状況を見ますと、旭川市が約1万5,000円、札幌市、帯広市が約1万円、苫小牧市、江別市が約4,000円、北見市、函館市、釧路市が1,000円台、小樽市が230円、室蘭市はゼロ円となっております。

次に、平成25年度の保険料を引き上げないための財源についてですが、後期高齢者支援金分、介護納付金分の料率を24年度並みとした場合、約1億2,000万円の財源が必要になると推計されます。

また、市独自に一般会計から法定外の繰入れをすることにつきましては、国保加入者以外の方にも間接的に負担となることや一般会計の財政状況が厳しい中では難しいものと考えております。

次に、国の負担分を引き上げるための働きかけについてですが、これまでも北海道市長会を通じて、 国庫負担のさらなる拡充・強化や低所得者に対する負担軽減策の拡充などについて、国や北海道に対し て要請しているところであり、今後も継続して要請してまいりたいと考えております。

次に、資格証明書交付の適用除外についてですが、国民健康保険法では、保険料に滞納があっても、 災害など特別の事情があると認められる場合には資格証を交付せず、通常の被保険者証、いわゆる本証 を交付することとしております。この特別の事情に生活保護基準以下の方も対象にすべきとの御意見で ありますけれども、収入が生活保護基準以下であるとの理由だけで、一律に資格証にかえて本証を交付 することは、他の国保加入者との負担の公平性を欠くことになるため、難しいものと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番 (川畑正美議員) まず、原発問題でありますけれども、昨年、後志の町村において北海道原子

力防災訓練が行われているわけですけれども、その中で泊原発での福島第一原発のような事故を想定して行われているわけですけれども、その中で疑問がいろいろ出ていると。例えば避難用のバスは札幌方面からチャーターしているわけですけれども、原発の災害時に果たしてバスが後志の町村まで来てくれるのだろうか、あるいは後志の海岸線は国道が果たして使えるのかと、そういう疑問も出されて、参加された方から、事故が起きたとしても、住民が安全に避難できる体制が確保されない限り、泊原発は再稼働させるなという意見が出されています。

泊原発から40キロメートルにある小樽市ですが、泊原発の事故発生時の避難体制、そして医療対処の体制などが確立されていないわけですから、再稼働に対する避難対策ではなくて、原発廃止でもって市民の安全を守ることを考えるべきでないかと思います。原発自体は過酷事故を想定した対策の実証実験を行うことが原理的にできないわけであって、客観的な規制基準を設定すること自体が不可能だと。そういう意味で安全な原発などはないと思っています。

今、日本の中には、2万4,000トンもの核燃料がつくり出されているわけですから、核原発の貯蔵プールには大量に核燃料が貯蔵されている状況であります。原発の廃炉には20年かかると言われています。もっとそれ以上だとも思いますが、使用済核燃料は、原料として使用するウラン鉱石のレベルに放射能が下がるまでには数万年、そしてそれ以上、無害と言えるまでになるには十数万年と言われているわけです。早い時期に廃炉にしなければ孫子の代にまで影響を及ぼす、そういう状況になると思います。そういう意味では、泊原発を廃炉にする時期は今ではないかと思うわけです。

太陽光発電だとか風力発電で電力を賄うというのは理想だ、あるいは原発なしでは社会が成り立たないなどということから出発するのではなくて、原発ゼロならどうするのかと、そういう立場に立つことが、本格的な再生可能エネルギーの普及や議論を具体化させることを進めていける状況になるのではないかと思うのです。それで、もう一度、この辺についての市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、新・市民プールの問題でありますけれども、新・市民プールの建設に当たっては、これまでに3,411件の陳情が上がっているわけです。署名については今日現在で5万1,654筆、そういう状況にあります。近年にない市民の関心の高さがうかがえるのではないかと思います。

それと、小樽駅前第3ビルにあった室内水泳プールの取壊しに対する6億8,000万円という補償金があるわけですから、優先的にプールを建設するのは当然と考えるのが市民感情だと思います。

それと、これは総務常任委員会の中でも議論されてきましたけれども、道内の主な都市の中で小樽だけプールがないという事実も明らかになっています。ある街頭でプールの署名をしていたときに、小樽に来られた観光客が近寄ってきて、小樽市にはプールがないのですかと驚いていたという報告もあります。何としてもプールを早くつくってもらいたいという思いがあると思います。

もう一つ、先日、5月末に、小樽市室内水泳プールの存続を求める会の要請があって、市長とお話をされたわけですけれども、私も傍聴させていただきました。その中で気になったことなのですが、市長は民間の考え方と公務員の考え方に大きな違いがあるという発言をしていました。公務員はつくることを優先するけれども、民間では建物をつくるのに趣旨がうんぬんというような話もされていたと思うのです。このプールの問題については、民間レベルでの発想ではいかないだろうと。要するに民間企業というのは利益を追求するものであって、市営の市民プールとかそういうものについては、例えば第6次総合計画では「生涯スポーツの振興へ向けた環境づくりのために、市民プールの建設や既存施設の計画的な整備を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進と有効活用に努めます」とあるわけです。そしてまた、平成24年第4回定例会で教育長が答弁されている中で、プールの行政目的は、

「多くの市民が生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ること及びスポーツ技術力の 向上と指導者養成などを目的」としていると、そういうことで総合計画に登載されたと答弁しているわ けです。

ですから、民間の発想とこのプールをつくるのとは全く違うだろうと私は思いますので、その辺で市 長の見解を改めて聞かせていただきたいと思います。

それから、第1回定例会の中で、新・市民プールの建設に当たって、学校併設型と複合型ということを使い分けされていたように聞いていました。それで、複合型についてどのようなイメージを描いているのか、わかればお聞かせいただきたいと思います。

それから、手宮地区統合小学校の新校舎建設に当たってのグラウンドの問題でありますけれども、学校統廃合に係る懇談会で保護者や地域の方から意見を聞いていないという話でした。今後、保護者や地域の方から意見を伺う機会をつくる予定があるのかどうか、それとも、そのままもう意見は聞く必要がない、そういう立場で工事を進めるつもりでおられるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

それから、グラウンドの広さについて私が疑問を持つのは、確かに文部科学省の施設整備指針の標準を満たすスタンスで進められたのだろうと思うのですが、その一方で、新・市民プールの建設では施設の建設面積を2,000平方メートルにするとか、駐車場については100台必要だと。それで3,000平方メートルのスペースが必要と言って、敷地の広さにこだわってきていたと思うのです。いまだに適当な場所が見つからない、そういうことで引き延ばしされているのではないかと思うのです。市民や利用者を中心に検討するという立場ではなくて、教育委員会の都合に合わせた形で進めているのではないかと思うので、その点での考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、生活保護の問題でありますけれども、生活扶助費は生活保護世帯が食費や光熱費に充てる費用であって、政府は物価下落の影響を扶助費の削減の理由としているわけでありますけれども、デフレの要因は、パソコンやテレビなど電気製品の価格破壊が影響しているものであります。食料品や光熱費は上昇しているわけであって、ぎりぎりの生活保護費から引下げになることは、生活保護受給者にとって大きな痛手となると思います。

それで、生活保護の申請者は大変な勇気を持って申請しているのであって、現状この本市でも、扶養義務者に通知されるとして申請を控えている人だとか、世間の目を気にしてかたくなに保護申請をせずに耐え忍んでいる、そういう人もいるわけであります。もちろん保護受給者だけでなく、生活保護基準に類する人や、基準以下の世帯が存在しているということも事実だと思います。そういう点で、生活扶助の引下げを中止させて、引き続く生活保護改正をさせないために、市長として御尽力願いたいのでありますけれども、市長はそういう点での生活保護受給者の実態や、あるいは悩んでいる方の状況も把握されていると思いますので、その辺での尽力をしていただきたいと思います。

それから最後に、国民健康保険の問題ですけれども、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入額は、独自分としての法定外繰入額が国保の軽減に影響するわけですけれども、本市の1人当たりは230円、ほかの都市との平均と比較しても約20分の1という状況です。これを何とか引き上げることはできないものかと、そのことをもう一度伺います。

それから、介護保険料は基準額で月額5,460円、現状そうなっています。家計にも大きな負担になるわけですけれども、要介護認定者は今後も増加する見通しだろうと思います。それで、国の負担の割合の25パーセントを大きく引き上げなければ維持できないだろうと思います。後期高齢者医療制度に当たっても、高齢者を差別したそういう欠陥制度であるので、こういうものはやはり廃止するべきだと考えています。

それで、介護保険制度と後期高齢者医療制度の問題と、国保の財源となっている国庫支出金25パーセントを引き上げる、こういう点で国への働きかけをより一層強めていただきたいと、そのことをお願いして再質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 川畑議員の再質問について、私から二つ答弁をさせていただきたいと思います。 まず一つは、泊原発の避難訓練の状況の中で泊原発を廃止すべきではないかというお話であったと思いますけれども、私が常日ごろから申し上げていることは、市民の安全・安心を守るというのは、市長の責務でありますから、市民をどうやって守っていくかということを考えるのは当然の話であります。

そういった中で、泊原発のことにつきましては、私自身は原発に対する知見も何もございませんので、 やはり、現在、原子力規制委員会において進められております新規制基準の検討、こういったことを踏まえて、国がしっかりと安全ということを検討いただきたい、こういうことを申し上げているわけでありまして、市民の安全・安心を守るというのは市長として当然のことでありますので、これからも同様な気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

それから、プール建設の問題についてもお話がありました。小樽市に市営プールはないと川畑議員は 言われていますけれども、市が経営しているプールはありますので、そこをぜひ利用していただきたい と思っております。

今の議員の質問の中で、先般、新・市民プールの建設についてのお話をいただいたときに、私は民間と行政の違いということを申し上げました。民間でもいろいろと事業計画とか業務計画というのをつくるわけでございますが、当然行政もつくるわけです。今、議員が言われるのは、第6次総合計画のことをお話しされているのだろうと思いますけれども、その中での大きな違いというのは、民間は何かの計画をつくるときに、それに見合う資金があるかどうか、収入があるかどうか、こういったところから入っていきませんと民間企業というのは倒産するわけでございますから、破綻するわけですから、そういうことでお話をしたところであります。

しかし一方、自治体としては行政としてはどうかというと、事業を計画しますけれども、実際にその事業をやるための収支がどうなるかというところまでは、全くではありませんけれども、あまりその考えというか検討の中に入っていかないということで、そういう意味で民間と行政の違いということを申し上げたわけでございまして、私は何度も申し上げております。皆さんにもお話ししましたけれども、今、小樽市の財政がこういう厳しい状況の中で、小樽市自体を財政再生団体、いわゆる破綻にさせるわけにはいかないということを強く申し上げたところでありますので、御理解をいただきたいと思います。その他のことにつきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 川畑議員から、生活保護にかかわりまして、基準の引下げの反対に尽力をすべきという再質問がございました。

今回の生活保護基準の改定でございますけれども、国が年齢とか世帯人員、地域差の影響を調整して、 なおかつ物価動向を勘案したということですので、その結果示された生活保護の基準、すなわち最低限 度の生活が保障される額だというふうに認識しているところでございます。

しかし一方で、一般的に人が生活する上で収入が減るということは、今までよりも何かを切り詰めて

いかなければならないというわけで、生活保護に関しましても、改定後の額が基準として適正な額だと しても、今までより下がるのであれば何かを切り詰めなければならなくなるというのは、そういう現実 は十分理解しているところでございます。

その上で、今回の改定では、平成27年4月までの期間で見直し結果を段階的に適用させていくなど激変緩和措置もとられておりますので、こうした措置も取り入れられた中で国が定めた基準額なのですということ以外に、私どもとして今申し上げられることはないのではないかと思うのです。もし言えるとすれば、現在、諸物価は少し上昇傾向にありますけれども、今後、一定の物価上昇がもしあれば、今後の基準改定の際に、それをしっかりと反映した見直しを行っていただきたいと思うところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(藤井秀喜) 川畑議員からの国民健康保険の御質問について、まず一般会計繰入金に ついて答弁いたします。

確かに法定外の繰入金だけを見ますと1人当たり230円ということで、札幌市、旭川市の1万円台から 比べますと格段に低いのですけれども、実は法定、ルール分も含めた繰入金全体の額で言いますと、4 番目に高い。具体的に言いますと3万6,930円ですので、札幌市、旭川市、帯広市が大体4万円台ですの で、それに近いということで、保険料を引き下げる効果としての繰入金と、総額としては、小樽市はそ れなりというのですか、繰入額としてはあると。なぜ法定内と法定外にこれだけの違いがあるかという ことだと思うのですけれども、本市の場合は病床数が多いとか低所得者が多いという、全国から比べる と非常に高いものですから、それに見合ったといっても全額補填されるわけではないのですが、国や道 からの補助金といいますか、負担金があるものですから、それが法定内ということで繰入れがある。で すから、総額を合わせると、今、言ったように、札幌市、旭川市、帯広市に次いで4番目の繰入額にな りますので、保険料としては繰入金はそれなりに入れているという形になると。ただ、それがルール外 とルール内に分けてしまうと、そういう著しい差に出ると。それは小樽市の独特のそういう病床数とか という状況の違いだということで御理解いただきたいと思います。

それからもう一つが、介護保険とか後期高齢者医療保険のほうの負担もあって国保料を払うのも大変だということの御趣旨の中で、国への要望を続けてほしいということでございますけれども、それは私どもも十分承知しております。ですから、全国市長会、北海道市長会を通して、これからも引き続き要請してまいりたいというふうに考えておりますし、現在、社会保障制度改革国民会議とか厚生労働省の各部会でいろいろな議論もされて、国保料の引下げにいろいろな税を投入するとかという話も出てきておりますので、そういう動きも注視しながら、今後いろいろと考えていきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 私のほうから3点、再質問にお答えいたします。

1点目の複合型の新・市民プールの内容についてお聞きしたいということでございますが、今年度の予算要求に当たりまして、教育委員会とすれば、まずはプールを早期にやるとすればどういった方法があるかということ、それから、その当時土地がまだ見つかっていない、それから今後の小樽市の財政的な状況、それらを加味して現実的に今やるとすれば、緑・最上両小学校の学校新築に当たって、体育館とプールを複合型で重層型で建ててはどうかと、その考え方をもって市長部局と協議をしたところであります。1階が6コース公認の水泳プール、2階が体育館、そういうことを前提に市長部局と相談をしたところでございます。

それから、2点目の手宮地区統合小学校のグラウンドの拡大についてでありますが、今後、教職員と 保護者と地域の町会の方々などで組織する統合協議会を設置いたしますので、その場の中で建築計画な どを説明しながら、意見を聞いていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の水泳プールの基準と学校のグラウンドの基準の考え方についてでありますが、まずは水泳プールに関して言えば、社会体育施設ということで言えば、特に文部科学省が定めた基準はございません。あるのは公認プールの競技としての基準、これがあります。これを基に附帯施設をどうするか、又は駐車場の用地をどれぐらい確保するかによって、それぞれの先進市のほうで決めていると。 先ほど答弁いたしましたが、この2,800万円の事業を登載するに当たっては、道内の先進市のプールを参考に積算したということでございます。

それから、学校の敷地、学校の建物に関しては、これは文部科学省令で基準を定めていると、それに 基づいて行っているという状況でございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番 (川畑正美議員) 再々質問です。まず新・市民プールの関係で市民が要望しているのは単独型のプール、今まで小樽駅前にあった、そういうプールをつくってほしいというのが要求なのです。お願いなのです。だから、それに沿った検討をしてもらうということが第一です。そして、今年度中に基本設計、実施設計を組み込んでほしいと。それは今年すぐ工事にかかるのでなくても、後期実施計画の第1番目に優先的にやってほしいというのが市民の要求なわけです。それに応えてほしいというのが一つです。

それから、手宮地区統合小学校の関係ですけれども、これから統合協議会等で意見を聞くと言っていますけれども、この意見の聞き方なのですよね。例えば、このように一方的にしますよと言っただけでは意見を聞いたことにならないと思います。今こういう現状で、このくらいの学校を、グラウンドを拡大するために末広公園をこのように削ってくれという意見もあるよと。そういうことも全部含めて市民に明らかにして意見を聞く、そのことが大事ではないかというふうに思います。

この質問をもって終わらせていただきます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 教育長。
- **〇教育長(上林 猛)** 再々質問にお答えいたします。

1点目のプールの件に関してでございますが、先ほどもお答えいたしましたが、複合型か単独型かについては、総合計画後期実施計画にどのように登載するかについて、今後、市長部局と十分協議してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一点の手宮地区統合小学校のグラウンドの拡大につきましては、統合協議会の中で私どもの建築の計画を説明し、御意見を伺うということでございますが、私どもとすれば、基準を満たしているということで何とか御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長(横田久俊) 川畑議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 3時00分

〇議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

〇12番(鈴木喜明議員) 平成25年第2回定例会に当たり、市長、教育長並びに関係理事者に、自由 民主党を代表して質問いたします。

まず、地方交付税などについてお聞きします。

道内の景気動向として日本銀行札幌支店は、この5月、円安を背景に自動車関連部品の生産や来道する外国人観光客が増え、株高で個人消費も上向き、円安のプラス面がマイナス面を上回り、アベノミクス効果が各方面に出始めているとして、道内景気が回復に向かっているとの認識を示しました。公共投資は堅調に推移し、国の予算成立の遅れによる工事請負金額が減少したものの、先行きは予算規模拡大により増加すると予想されます。道の試算でも、2011年度の道内名目経済成長率は1.2パーセント、物価変動の影響を除いた実質経済成長率は2.3パーセントで、ともに2年連続のプラスになったとあります。

景気回復は、市内企業の体力を蓄え、雇用を生み、市税にも好影響をもたらします。残念なことに、本市においてはまだその影響が現れていないようで、実感するには至っておりませんが、久々の景気回復の兆しを感じながら経済活動をしていくことにより、閉塞感を打開し、意欲を持つことができます。

後段で本市の経済状況と経済施策についてお聞きしますが、義務的経費比率が高い本市にとって、一般財源の約半分を占める地方交付税は、まさに生命線と言えます。6月14日に閣議決定された骨太の方針では、成長戦略に攻めの農林水産業、地域の活性化などが盛り込まれ、地方行財政制度の再構築に向けて、地方交付税を算定する際に上乗せされている歳出特別枠の見直し、危機対応モードから平時モードへの切替えを行うことに言及しています。特に地方交付税においては、新たに地域経済の活性化に資する算定を行政改革や地域経済活性化の成果の二つの観点から行い、頑張る地方自治体に交付税を重点配分する方針を示しました。次年度以降、交付税が重点配分されるような頑張る地方自治体としてアピールできる施策があればお聞かせください。

また、本市では、財政状況の厳しさから、2004年度以降、職員給与の独自削減を続けているさなか、 国の災害復興財源捻出のための国家公務員の給与減額措置に伴い、地方自治体への同様の措置の要請に 関連する地方交付税の減額を吸収するためには、職員組合との1パーセント賃金カット交渉案件の成立 にかかっておりますが、現在までの交渉の経過はいかがですか。

また、その影響額と決裂の場合の対処及び本市財政に、どのような影響を与えるものなのかをお示しください。

この項最後になりますが、骨太の方針に示された2008年のリーマン・ショック後に特例措置として増額されていた歳出特別枠の見直しに伴う地方交付税の減額について、市としての御見解をお聞かせください。

次に、労務単価見直しによる影響についてお聞きします。

前述したように、公共工事は堅調に推移する中、平成25年度の公共工事設計労務単価が、近年の建設 投資の大幅な減少により若年入職者が減少し、技術継承が進まず、熟練技能労働者の高齢化と減少によ り、前年比全国平均約15パーセント、被災3県では平均約21パーセント上昇しました。こうした諸事情 を踏まえ、3月29日、国土交通省土地・建設産業局長名で各自治体に、平成25年度公共工事設計労務単 価の早期適用、ダンピング受注の排除、労務費の急激な変動への対応などが通達されました。

それを受け、武蔵野市や葛飾区などでは、平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置として、 技能労働者の減少に伴い、労働需給が逼迫傾向にあることから、必要な法定福利費相当額を適切に工事 金額に反映することを目的に、国における25年度公共工事設計労務単価の見直しを受け、新労務単価が24年度公共工事設計労務単価と比べ上昇していることから、既に新労務単価を適用し、工事等の積算を行い、今年度に発注した工事等の中に旧労務単価を用いて積算しているものが一部ある場合は、これらについて新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求できるよう、特例措置を設けることとしました。

本市建設関連業者の中にも、工事発注後、今回の労務費の急激な高騰により採算がとれず、経営が圧 迫されているところもあると聞いております。協議を請求できるとありますが、具体的にはどのような ことなのか御説明ください。

また、市は、このような特例措置をお考えですか。その場合、本市全体で今年度発注のどの工事が対象となりますか。今後の発注工事の新労務単価の導入は起債の額にも影響してくると考えますが、いかがでしょうか。

このたびの急激で予想しきれない労務単価や建築資材の価格の高騰は異常の域で、一部建設関連業者の中には、公契約で通常うたわれている、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当になったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができるとの条項に照らして協議を持ちかける動きもあるようですが、市としてはその場合どう対処いたしますか。

次に、おたる移住・交流推進事業研究会の活動報告書についてお聞きします。

人口減対策として発足したおたる移住・交流推進事業研究会から、先月5月に活動実績の報告が市長にありました。その中で、移住者数の実績として、平成17年度から24年度までの8年間に研究会が把握した相談受付件数は352件、移住者数は50世帯102名で、内訳は道内10世帯、道外40世帯ということでした。50世帯の移住にこぎつけたことは特筆すべきことですが、相談だけで移住に至らなかった主な原因は何か、今後の検討課題は何か、7月末に同研究会が解散後、移住・交流推進事業が今後どのように展開していくのかもお聞かせください。

以上、第1項目めの質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、地方交付税等について御質問がありました。

初めに、骨太の方針に示された地方交付税の算定における頑張る地方の支援についてでありますが、 新たに、地域経済の活性化に資する算定を導入し、頑張る地方を息長く支援するとしております。算定 に当たっては、「行革努力と地域経済活性化の成果の2つの観点から行う」とされておりますが、現時 点でその詳細は明らかになっておりません。いずれにいたしましても、真の財政健全化に向け、行財政 改革の推進と地域経済の活性化は取り組んでいかなければならない重要な課題でありますので、引き続 き努力してまいります。

次に、国の給与減額措置要請に伴う職員組合との交渉状況についてですが、国からは本年1月に総務大臣名により協力要請があり、市としては、本年7月から来年3月までの間、現在の独自削減率に1パーセントを加え、給与を削減する内容で、5月24日に職員組合に対し提案を行ったところであります。職員組合からは、既に10年にもわたる給与の独自削減を行い、人員削減なども含めて行財政改革の取組

には最大限努力を続けてきたものであり、これまでの努力すら無視するような提案は到底受け入れられないとの意向が示されており、現在、組合側の理解を得るために交渉を継続しているところであります。

次に、給与減額措置による影響額についてですが、7月から来年3月までの間、1パーセントの削減を実施した場合、全会計でおよそ7,000万円と見込んでおります。また、提案を行っている給与減額措置が労使間で合意に至らず7月から実施できない場合、国の動向を見ながら、今後の対応について引き続き職員組合と協議してまいりたいと考えております。

なお、今年度は既に収支均衡予算を編成しておりますので、減額しなかった場合でも、すぐに本市財 政に影響を及ぼすものではありません。

次に、骨太の方針で示された特例措置として増額されていた歳出特別枠の見直しに伴う地方交付税の 減額に対する意見についてですが、特例措置の見直しは、今後の景気回復を見極めながら、地方税収の 動向や地方の経済状況を十分に把握すべきものと考えております。とりわけ地方交付税の減額は本市の 財政運営に大きな影響を及ぼすことから、引き続き北海道市長会や全国市長会などを通じて、国に対し て必要な地方交付税総額の確保を図るよう要望してまいりたいと考えております。

次に、労務単価見直しによる影響についてですが、まず新労務単価に基づく契約の協議の請求について、一般的な工事請負約款において、契約に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとすると規定しており、この規定に基づき、今回の特例措置として、工事の受注者は旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するため、請負金額変更の協議を請求することができるということであります。

なお、発注者は、受注者から協議の請求があった場合は、新労務単価で積算し直し、設計変更の手順 に沿って請負金額の増額を行うというものであります。

次に、本市の特例措置の考えと対象工事についてですが、旧労務単価を用いて積算して発注した今年度の工事は、市長部局で3件、病院局で1件ありましたが、市長部局、病院局ともに特例措置を実施することとし、その対象工事の受注者に対し、その旨の通知をしたところであります。

なお、5月以降の工事入札については新労務単価で積算し、実施しております。

また、対象工事名を申し上げますと、市長部局では桜1号線側溝改良工事、銭函石山沢川改良工事などで、病院局では小樽市立病院統合新築建築主体その2工事であります。

次に、発注工事の新労務単価の導入による起債額への影響についてですが、市長部局発注工事3件の 請負代金合計で約300万円、4.5パーセントの増加となっております。今後発注する工事についても、新 労務単価で予定価格を積算することから、起債額にも影響は出てくるものであります。

次に、インフレスライド条項に基づいた対応についてですが、この条項の趣旨は、予期不可能な特別事情による極めて急激なインフレーション又はデフレーションといった、短期的で急激な価格水準の変動を対象としております。国においては平成24年2月の通達により、岩手、宮城、福島の被災3県のみを対象に当該条項を適用するとしておりますが、本市においても、今後、国や北海道などの動向を参考に、個々の工事の事例ごとに総合的に判断していかなければならないと考えております。

次に、おたる移住・交流推進事業研究会活動報告についてですが、まず、相談だけで移住に至らなかった主な要因について、実際に受け付けた相談内容や既に移住した方へのアンケート調査結果を見ますと、住居や仕事に関する情報が移住を決める際の重要な要素となっております。移住の相談があった場合には、研究会の事務局である市が相談窓口となり、必要とされる情報の提供に努めておりますが、特に住居や仕事に関しては提供できる情報が限られてしまうことから、相談された方のニーズに応えきれないこともあり、移住に至らなかったケースもあるのではないかと考えております。

次に、移住・交流推進事業についての今後の検討課題についてですが、移住を決める際に必要とされる住居や仕事などについての相談に対して、移住希望者のニーズに合った、よりきめ細かな対応ができるよう、民間事業者等との連携、協力なども視野に入れた相談体制づくりが当面の課題であると考えております。

次に、移住・交流推進事業の今後の展開についてですが、今回、研究会からは、5年にわたる活動の成果や検証を踏まえた、本市が取り組むべき移住推進施策の方向性について、報告書をいただきました。私といたしましても、小樽への移住者が新たな視点により起業や地域活動を行うことは、新たな魅力を創出し、にぎわいをもたらすものと考えておりますので、報告書にありますように、起業希望者や現役世代を移住の中心的なターゲットとすることや、民間主導の移住推進組織の設立に向けて、引き続き市としても移住推進に関する取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇)

〇12番(鈴木喜明議員) 次に、経済動向及び観光施策についてお聞きします。

まず、本市の経済動向について伺います。

日本全体が円安・株高で大企業の業績や個人消費が上向いている中、インフレで生活必需品や石油関連用品が次々と値上げされ、本市に限って言えば、まだまだ円安のデメリットがメリットを上回っているようにも感じますが、実際、本市の景気の現状をどう分析されているのかお聞かせください。

また、今後の経済動向についてもお示しください。

次に、本市の観光施策についてお聞きします。

2012年度、本市を訪れた観光客数が659万9,000人との発表がされ、東日本大震災で激減した11年度から56万3,000人増加し、被災前の10年度と同水準に持ち直し、その内訳は道外客が189万3,600人、道内客が470万5,400人、宿泊客数が61万2,500人で、10年度比4.8パーセント増と報告されました。LCCの就航効果や、震災後の市内の宿泊施設の本州への宿泊客確保への営業努力もあったと聞きます。結果的には本市が進める宿泊型観光が実を結んできたと思われます。

今後、本市の国内観光客誘致施策と、通過型観光から宿泊型観光への方策についてお聞かせください。 また、震災後激減した外国人宿泊客数は4万5,491人とかなり増加したものの、2011年度比8.1パーセント減少となっています。今年度はタイなどのアジア圏からの誘致に力を入れるとのことですが、具体的な方策についてお聞かせください。

次に、小樽ブランドについてお聞きします。

本市も小樽ブランドの育成の重要性に鑑み、重点施策として毎年度予算を配分し、その育成と経済効果に期待しています。その中の事業で小樽物産協会が2008年度から行っている小樽物産展は、全国的に知名度のある小樽を前面に、独自の加工品や食文化の紹介や販売、観光PRに力を入れ、昨年度には井筒屋小倉店なども加わり、今年度は新たに2か所の開催地を検討するなど、発展的に着実に売上額を伸ばしています。

その一方、同じ年から行われた、道央圏へのPRを狙い、本市と小樽物産協会などが消費の掘り起こしと販路の拡大を目的とした、大都市圏の札幌で開催している物産展、小樽の物産と観光フェアの売上げが減少していると聞きます。同じような物産展が道外では人気を博し、道内では低迷しているという現状のようですが、その違いと課題はどのようなものなのでしょうか。

また、今後の方策をお聞かせください。

次に、クルーズ客船誘致についてお聞きします。

クルーズ客船誘致については、函館市も、3,000人超え乗りの15万トン級の大型客船も接岸できる岸壁整備を計画するなど、積極的に行っています。報道の中では1隻1,000万円から3,000万円の経済波及効果があるとされますが、本市の経済波及効果は幾らと試算しておりますか。

また、函館市は事業主体となる国に岸壁整備を求めるとのことですが、本市としても、何かもっと国 へ第3号ふ頭岸壁整備予算確保に向け、働きかけなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

これまでの小樽港貿易振興協議会の中で行ってきた誘致活動を、観光振興の側面から強め、誘致に特化するためとして、小樽市や観光協会など関係団体が、先月、小樽港クルーズ推進協議会を設立しました。この協議会の有用性と協議内容、また、小樽港がこれまで以上に人気の寄港先になるよう取っておきのプランを提案するとありますが、その具体案についてお聞かせください。

次に、物流港としてのロシア極東貿易についてお聞きします。

昨年12月、プーチン大統領の年次教書演説の中で、北極海航路開発の強化が表明されました。本年4月、安倍政権で閣議決定された海洋基本計画を受け、道は、アジア太平洋地域とヨーロッパを結ぶ航路として、北極海航路可能性調査報告書の中で、北極海のロシア領海を航路とする北回りルートを取り上げました。道内港から、夏は安価な北回り、冬は南回りという2ルートの組合せで、1コンテナ当たりの経費が約7パーセント抑えられるとの試算も出ております。

昨年12月には、ノルウェーからの液化天然ガスが北極海経由で北九州に到着し、北極海航路を通る商業物流として、日本での第1号の実績をつくりました。苫小牧港は北米やロシアにも近く、道外の港に比べ地理的に優位だ、1次産品の輸出拡大に活路を見いだしたいとの地元大手港湾業者の声などもありつつ、苫小牧港管理組合なども、昨年から同航路の研究を始めました。本港としては、道内1次産品のヨーロッパへの輸出窓口港の可能性と、北極海航路の国内最終立ち寄り港として、また、燃料、食料、水などの補給基地としての可能性も考えられると思います。

また、4月24日にはロシア・サハリン州が主催する経済フォーラムが東京都内で開かれ、サハリン州の関係者が同州で進むプロジェクトへの投資などを呼びかけるなど、積極的なプロモーションが行われました。

それに呼応するように、旭川市が道北の先頭に立って、サハリン州と経済交流を進めようとしています。州都ユジノサハリンスクにおいて9月に、市場を開拓するため、初めての道北物産展の開催と観光プロモーション、道路、公園の整備など土木建設分野の協力拡大の準備に入りました。通関はウラジオストク経由となり、不便な状況もあるようですが、ユジノサハリンスクには新たな液化天然ガス工場の建設や、日本の技術提供を見込んだ道路の改修計画もあるとされ、市場としては有望だと言えます。

前述したように、新たな小樽港港湾計画の直近の懸案は、クルーズ客船の誘致を進めるための第3号 ふ頭及びその基部の整備ではありますが、物流港としての本港の復権にも係る案件でもありますので、 北極海航路の利用案件に今後どのように取り組まれていくのか、また本市とサハリンの間に1995年、定期航路を持ち、その後、航路を休航した経緯と、現在のサハリンとの貿易の可能性について、御見解をお聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、経済動向及び観光施策について御質問がありました。

初めに、本市の経済動向についてですが、市内企業や経済団体からは、報道されているような円安や 株高によるメリットよりも、原材料費や燃料費等の高騰が経営に与える影響が大きいと聞いており、市 内経済は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

また、今後の経済動向についてですが、円相場や株価が不安定な状況にある中、国の経済対策の影響が不透明であり、加えて電気料金の値上げが予定されていることから、市内経済は今後も厳しい状況が続くものと考えております。

次に、観光施策についてですが、まず、今後の国内観光客誘致施策と通過型観光から宿泊型観光への移行の方策として、8月下旬に東京で予定しております小樽港クルーズセミナーにおいて、首都圏の旅行エージェントに対して広く小樽・後志の魅力を売り込むほか、物産協会と連携して、全国の百貨店で開催する観光物産展を活用したPR活動や、観光協会と連携した札幌圏での誘致キャンペーンなどのプロモーション活動を積極的に行ってまいりたいと思っております。

次に、新しい小樽観光の魅力づくりとして、新たな冬のイベント、小樽ゆき物語や、祝津地区の「地域資源を生かした小樽観光の魅力アップ事業」などを実施してまいります。これらの事業を効果的に展開していくことにより、道内外からの観光客、とりわけリピーターや宿泊客の増加を図り、宿泊滞在型観光への移行を進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客誘致の具体的な方策についてですが、タイについては、昨年10月の直行便就航により観光客の増加が期待できることから、札幌市などと連携して、7月に旅行雑誌の招聘事業、8月に現地でのPRキャンペーン、11月には旅行エージェントの招聘事業を予定しております。このほか今年度は、台湾、香港、中国などに向けたプロモーション活動などを展開し、広くアジア圏からの観光客誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、道外での小樽物産展と、札幌圏での小樽の物産と観光フェアの違いと課題についてですが、道外の百貨店で開催される小樽物産展は、日常買い求めることができない小樽産品を買える機会であり、一方、札幌圏では小樽産品を容易に買い求めることができる点に違いがあります。また、課題としては、道外では百貨店の閉鎖による会場の減少等、札幌圏では出展者や出展商品の固定化により魅力が薄れている点が挙げられます。

今後の方策についてですが、道外では「小樽産品」販路拡大支援事業を活用し、小樽物産展等の会場の新規開拓に努めるとともに、札幌圏では物産協会等との連携を図りながら、出展者や出展商品がマンネリ化しないよう工夫を凝らすなど、地場産品の販路拡大につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船誘致についてですが、まず寄港に伴う本市の経済波及効果については、乗船客や 乗組員による市内消費のほか、水先案内や網取りなど港湾関係業者の収入、さらには入港料や係留施設 使用料などの市の収入があります。昨年のクルーズ客船の寄港実績を基に、過去の入港時に実施したア ンケート調査での1人当たりの平均消費額等を用いて試算しますと、乗船客や乗組員の市内消費額は約 1億7,000万円となり、それに港湾関係業者や市の収入を加えると、これらの直接的な経済効果だけでも、 平成24年度で約2億円となります。

次に、第3号ふ頭岸壁の整備についてですが、本市としても、岸壁整備には多額の事業費を必要とすることから、国の支援が必要不可欠であると考えております。私も本年1月と5月に北海道開発局港湾空港部長と面談し、国直轄事業による第3号ふ頭岸壁整備の実施について直接要請しており、また、去

る5月29日に東京で開催された環日本海クルーズ推進協議会の総会に際して、石井富山県知事や平井鳥 取県知事らとともに、鶴保国土交通省副大臣に対して岸壁整備等に関する支援を要請したところであり ます。今後も機会を捉え、引き続き国土交通省などへの要請活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽港クルーズ推進協議会についてですが、近年のクルーズ客船の寄港増を受けて、従来小樽港貿易振興協議会で行っていた歓送迎行事や誘致活動のほか、観光宣伝などの一層の充実強化を図るため、新たに国の関係機関や北後志の観光協会などにも参画いただき、本年4月に設立したものであります。今後は、小樽港へのクルーズ客船の誘致を通じ、後志地域や道央圏との連携を図りながら、地域全体の振興に寄与することを目的に活動を進めることとしております。

次に、プランの具体案等についてですが、観光ボランティアを活用するなど、地元ならではの個性的な着地型旅行プランの提案を想定しており、現在、市内の旅行エージェントが作成中であり、完成したツアー商品を、8月下旬に東京で開催予定の小樽港クルーズセミナーなどで、旅行エージェントに対し、積極的に売り込みを図ってまいりたいと考えております。

次に、物流港としてのロシア極東貿易についてですが、まず、北極海航路の調査研究につきましては、 平成24年度に北海道建設部が北極海航路に関する情報の共有を図り、北海道における運航の可能性とそ の活用について調査研究することを目的に、北海道北極海航路調査研究会を設置し、小樽市も道内の他 の港湾管理者とともにオブザーバーとして参画しております。この航路の開通によって、スエズ運河を 利用したルートと比べ、輸送距離が約3分の2となり、燃料費等の輸送コスト削減や輸送時間の短縮が 期待されることから、その経済的効果について関心が高まっております。今後もこの研究会において検 討が継続されると伺っておりますので、市としても、北極海航路を活用した貿易の可能性等について情 報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市とサハリンとの定期航路についてですが、平成7年に小樽ーコルサコフ間でロシア船サハリン7により定期航路を開始し、8年には航路が小樽ーホルムスク間に変更となり、その後日本側の貨物の集荷が進まないことや燃料高騰などにより、ロシアの運航会社が不採算航路と判断し、17年8月以降、現在に至るまで休航となっております。現状の中で航路の再開には難しいものがありますが、今後とも北海道が事務局を務める日ロフェリー定期航路利用促進協議会とも連携を図りながら、航路の再開に向けて協議を続けてまいりたいと考えております。

なお、本港とロシア極東の港との貿易につきましては、サハリンやナホトカとの間で、主に中古車や 機械類の輸出、水産品の輸入が行われておりますが、平成24年度の速報値ではありますけれども、貨物 量は輸出入の合計で約11万7,000トンと微増傾向で推移しており、当面はこのような状況が続くものと考 えております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇)

〇12番(鈴木喜明議員) 3項目めに、待機児童ゼロ施策についてお聞きします。

待機児童ワーストワンから待機児童ゼロへと、横浜市の取組は、頻繁にテレビ番組等、報道機関に取り上げられています。隣の札幌市では、先月、要件を満たしながら認可保育所に入所できずにいる同市内の4月1日時点の待機児童数が398人と、前年同期から6割減り、6年ぶりに減少に転じたとの報道がありました。両市とも在宅で求職活動をしている世帯の児童を除外するという、従来とは異なった算出方法での比較なので単純にはいきませんが、その待機児童を減らそうという意気込みと目標年次を設定

しての行政主導の取組は心強く、強烈に感じることができます。

そこで、本市における待機児童解消についてお聞きします。

本市では実際に希望する保育所に入れないという母親の声も聞こえますが、どのような現状となっていますか。

また、希望する保育所に入れない状況に対して、これまでどのような対応をしてきたかお聞かせください。

本年4月1日、ほかの母子と交流したり、育児相談に応じたりする施設、地域子育で支援センター「あそぼ」が銭函保育所内に、奥沢地区の「げんき」、赤岩地区の「風の子」に続いて3か所目のオープンとなりました。今後、このような施設の内容充実や増設は、本市の少子高齢化問題、人口減少問題の解決策としての子育で支援に欠くことができず、期待されます。

現在、国において、保育所事業への株式会社参入や認可を目指す認可外保育所施設への支援など、新たな少子化対策が進められていますが、今後の本市の子育て支援の考え方と目標、そして、それに向けてのロードマップをお示しください。

以上、3項目めの質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、待機児童ゼロ施策について御質問がありました。

初めに、保育所に入れない児童の現状についてでありますが、市内全体の受入れ枠としては不足しておらず、また、国の定義による待機児童はおりません。ただし、実際に特定の保育所を希望されて、そこに入れないために入所待ちとなる状況は発生しており、直近の年度末の状況を申し上げますと、昨年度末では12人であり、年齢別に見ますと、約8割が3歳未満児という状況になっております。

次に、希望する保育所に入れない状況への対応についてでありますが、保育所の利用児童数はやや減 少傾向にある中で、3歳未満児の入所希望が多いことから、保育所の定員見直しの際は、年齢別の入所 動向に留意しているところであります。また、保護者に対しましては、市内保育所の空き情報などを適 宜説明するなどしております。

次に、今後の子育て支援の考え方と目標、ロードマップについてでありますが、就業形態の変化や多様化するニーズに対応する子育て支援サービスの充実などにより、安心して子供を産み育てることができる環境づくりが必要であると考えております。

また、子ども・子育て支援法に基づいて、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっており、この中で市民ニーズなども参考にしながら、教育、保育の需要量の見込みや提供体制などを検討してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇)

〇12番(鈴木喜明議員) 4項目めに、本市の上下水道事業及び小樽の水についてお聞きします。

本市の上下水道事業の経営環境は、人口減少や景気低迷などにより水需要が減少し、連動して料金収入が減少している状況にあり、このような中、施設の老朽化や災害時の対応、経営基盤の安定化、熟練

職員の退職による技術の継承問題への取組などが求められています。特に、上下水道事業とも普及率は 高水準に達しましたが、施設の経年劣化や腐食などによる老朽化対策、すなわちライフラインを維持す るための更新計画は重要で、莫大な経費がかかるため、計画的に改築、更新を進めなければなりません。 市は、平成17年度に更新計画を策定し、進めているわけですが、当然人口減少のため、施設や管路周 辺の供給・処理量の変動が見込まれ、施設の規模や管路の径、材質もランニングコストの関係で考慮し ていかなければならず、上下水道管網の縮小も、今後、課題になると思います。

一方、銭函2丁目付近のように雪解け水が側溝からあふれ出し、下水溝に流入し下水処理場の処理能力を上回ったため、付近の一般住宅の水洗トイレが使えなくなる事態などを未然に防ぐ整備、連携なども考えなくてはなりません。これらの課題についてのお考えをお聞かせください。

次に、小樽の水についてお聞きします。

本年、はこだての水が販売を終えるなど、民間商業ミネラルウオーターなどに2リットル100円を切るものもある状況の中、御当地水道水が価格的に押され、苦戦を強いられています。本市においても、昨年度の販売本数が7万6,306本とピーク時の2008年度から半減しており、小樽の水の売行きが低迷しています。

そこで、平成24年度の収支についてお聞かせください。

また、東日本大震災の支援物資としての有用性を鑑みると、今後想定される東海地震や南海トラフ地震に備えて、災害備蓄用や救援物資用として、また、本市での災害備蓄用としての存続性はあると思われますが、常時生産するためには採算性が重要であり、現在のボトリングシステムを見直すことや、今後、清潔な飲料水不足に見舞われる中国の都市部に大量供給する販路を模索するなど、商業用としての生産コストや販路については改善の余地が十分あると考えますが、いかがでしょうか。

以上、4項目めの質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、上下水道事業及び小樽の水について御質問がありました。

初めに、人口が減少している中での上下水道事業の施設更新の課題についてですが、水道施設では給水量に見合った管の口径に変更することや配水池の統廃合を行うことにより、また、下水道施設では処理設備の容量の見直しを行うことにより、建設コストや維持・管理コストの削減を図っているところであります。今後とも、施設の更新に当たっては、人口に見合った適切な施設規模となるよう計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽の水についてですが、まず、平成24年度の収支は、売上げが521万円で、ペットボトルの製作などに係る経費が478万円で、収益は43万円となっております。

次に、採算性を確保するための改善策についてですが、販路についてはインターネットや観光イベントなどを利用してきたところであり、販売目的が市民に小樽の水道水のおいしさを再認識してもらうとともに小樽の観光PRであることから、商業用としての販路拡大はなじまないものと思っておりますが、今後も小樽の水のおいしさのPRに努め、販売してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇)

〇12番(鈴木喜明議員) それでは、最後の大項目の質問となります。

体罰の実態及び学校力向上について伺います。

まず、本市の体罰の実態について伺います。

大阪市立桜宮高校での体罰による自殺事件、本市の私立北照高校スキー部での体罰及びその隠蔽など、 体罰による事件が問題となっております。

文部科学省は4月26日に、体罰を加えたと各教育委員会が把握した教員は昨年4月から本年1月までの10か月で840人、このうち懲戒などの処分を受けた教員は前年度1年間の1.5倍に当たる604人で、過去最多だったとの全国公立学校で起きた体罰に関する緊急調査の結果を公表しました。

道内では21校で確認され、被害を受けた児童・生徒は、小学生が10人、中学生が14人、高校生が3人、 状況は、授業中8件、部活動5件、休み時間3件などであり、中学校と高校では部活動中の発生が最も 多く、体罰と容認される指導との線引きが難しい中、部活動での体罰防止対策が急務であるとあります。 体罰を加えた21人中、調査時点で処分を受けていたのは、減給5人、戒告4人との調査結果でした。引き続き、児童・生徒や保護者にアンケートでの再調査を実施し、児童・生徒の訴えから、道内において 従来の市町村教委からの報告には含まれていなかった昨年度の体罰75件が新たに判明しました。

そこで、本市において、前回の調査報告内容と今回のアンケートでの再調査でそごが判明した事例は ありますか。本市の状況と対応をお聞かせください。

また、アンケートの継続を求める声もあるようですが、いかがお考えでしょうか。

次に、学校力向上についてお聞きします。

2013年度から、稲穂小学校が学校力向上に関する総合実践事業の実践指定校に指定されました。昨年度指定校になった北広島市立大曲小学校では、基礎学力の底上げのために漢字の読み書き検定や数値目標を設定し、学力向上に取り組んでいます。指定校は、教員や事務職員の加配などにより少人数指導の時間が倍増したことや、保護者との距離も縮まったと聞いています。

この事業の概要と取組状況と、まだスタートしたばかりでその効果について把握しきれないかもしれませんが、現状についてお聞かせください。

一度に児童の学力、体力など、さまざまな課題を扱うモデル校を指定して、学校力の向上の事業に取り組むのは初めてとありますが、今後この成果をどう本市の教育に反映されるかもお聞かせください。

また、前年度の指定校の中で、特に成果のあった取組についてお聞かせください。

次に、教員研修プログラムについてお聞きします。

平成25年度小樽市教育委員会教員研修プログラムが、全教員を対象に全30回行われます。全9回の授業力向上研修講座が組まれており、これは教員の授業力を向上させ、児童・生徒の学力向上にも直接結びつくものと考えますが、この内容とこの研修プログラム全体の狙いについて御説明ください。

教育状況視察研修の視察先は、前述の学校力向上に関する総合実践事業のモデル校ですか。選んだ理由を含め、お聞かせください。

次に、PTA「入退会自由」宣言についてお聞きします。

平成25年4月1日、札幌市の小学校でPTA「入退会自由」宣言という新聞の見出しを見て正直驚きました。PTAの入退会は自由で、広報誌発行などを担当したり、校内行事を手伝っていたりした全委員会を廃止し、行事や活動ごとに参加者を募集するそうです。児童・生徒の減少、共働き家庭、ひとり親世帯、介護が必要な家庭の増加により、従来の活動や役員選びが難しくなっている中、逆転の発想と言えるかもしれませんが、ますますPTA役員の不足や学校、家庭、地域の連携を図る活動に支障を来

すようにも感じます。

教職員もPTA会員として一緒に活動を続けていますが、このPTA入退会自由という傾向をどう受け止められますか。

また、教育委員会が各PTAに期待することは何でしょうか。

以上、各項目において再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 教育長。
- ○教育長(上林 猛) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、体罰実態及び学校力向上について御質問がありました。

初めに、体罰の実態についてでありますが、本年1月に文部科学省から体罰についての調査依頼があり、2月に第1次調査を行ったところ、学校からは平成24年度に発生した体罰はないとの報告があったことから、その旨を北海道教育委員会に報告したところであります。その後、3月に第2次調査として保護者や生徒を対象にアンケート調査を行った結果、小学校1件、中学校2件の体罰事案が確認され、4月に北海道教育委員会にその旨を報告したところであります。小学校の事案は授業中の体罰であり、中学校の事案は2件とも部活動による体罰でありましたが、当該教員の体罰行為に対する認識の不足から、校長に報告されていなかったものであります。

市教委としては、新たな事案が発生したことから、改めて文部科学省通知、体罰の禁止及び児童生徒 理解に基づく指導の徹底についてに基づき、各学校に指導の徹底を図ったところであります。今後、任 命権者である北海道教育委員会では、詳細に事実関係を調査した上で厳正に対処するとしております。

次に、体罰に関するアンケートの継続についてでありますが、今回、第1次調査の段階で体罰が把握できなかったのは、教員の体罰に対する認識の甘さ、管理職員による把握や学校全体での情報共有が十分でなかったことなどによるものでありますことから、現在、文部科学省通知に基づき体罰に関する指導の徹底を図っており、アンケートの実施については、今後の状況を見極めながら判断してまいりたいと考えております。

次に、学校力向上に関する総合実践事業の概要と稲穂小学校での取組状況及びその成果についてでありますが、初めに事業の概要についてですが、本事業は、管理職のリーダーシップの下で、実践指定校と近隣校が連携しながら、学校の組織的な取組や実践的な研修を行い、将来のスクールリーダーを育てながら、学校の総合力を高める新たな仕組みをつくることを目的としたものであります。

次に、稲穂小学校の取組ですが、本事業は稲穂小学校が実践指定校、花園小学校と潮見台小学校が近隣校として、3校合同で行う事業となっております。稲穂小学校では三つのテーマに基づき事業を実践しており、一つ目は、信頼と協働体制に満ちた学校をテーマに、教務主任を中心とした部内会議などを活性化させ、組織マネジメントに基づいた学校の組織力を高める取組が行われております。二つ目は、地域の風がゆきかう学校をテーマに、新たなミッションを持って加配された事務職員が保護者等に学校の最新の情報を伝えるため、ホームページを毎日更新するなど、開かれた学校づくりの取組が行われております。三つ目は、教師が育つ学校をテーマに、近隣校と連携した初任者研修や、市内の採用4年目までの教員を集めるフレッシュ研修会の開催など、教師力を高める取組を行っています。

最後に、成果についてでありますが、稲穂小学校の取組は始まったばかりですが、現時点では基礎学力を保障するための数値目標を設定し、効果的な習熟度別少人数指導や放課後学習など、学力の向上に資する取組がなされております。また、国立教育政策研究所の総括研究官を招聘し、校内研修の進め方

や研究主任の役割など、教職員の資質能力の向上を図る研修に深まりが見られております。

次に、昨年度の実践指定校の成果と本市の教育への反映についてでございますが、この事業は昨年度から実施され、道内で7校が、教育課程、地域・家庭との連携、人材育成などの3点を柱に、地域や学校の実態を踏まえた包括的な取組が行われました。これらの実践指定校の成果としては、一つは、低学年において漢字検定や音読、暗唱大会等を行うことにより、子供の学習意欲が向上し、基礎学力の改善が図られたこと、二つ目は、家庭と学校が連携し、生活リズムチェックシートを活用することで、子供の生活習慣の改善を図った結果、家庭での読書時間の向上が見られたこと、三つ目は、近隣校との合同初任者研修会や道内外の有識者や専門家による研修会を実践したことにより、学校としての組織力や教員個々の授業力に高まりが見られ、初任者が安定した学級経営を実現できるようになったなどの成果が現れているものと聞いております。

今後、教育委員会では、実践指定校や連携校が開催する研究会や講演会への参加を広く呼びかけるとともに、3校で育った教員が人事異動により他校へ行き、リーダーとして活躍することで、市内全体の学校力及び教員個々の授業力が向上するものと期待をしております。

次に、教員研修プログラム全体の狙いと授業力向上研修講座の内容についてですが、教育委員会が行 う教員研修プログラムは、今年度、授業力向上、今日的課題、実践校視察、英語力向上、スキルアップ の五つのテーマを基に全30講座を開設し、小樽市の教職員の資質能力の向上を目指しております。また、 そのうち授業力向上研修講座は、教員の授業における指導技術の向上を目的として行っており、公開研 究授業を伴う講座としては、算数の習熟度別少人数指導や、小・中学校の教員が連携して行う外国語活 動の授業などがあります。また、講演・講義を行う講座としては、筑波大学附属小学校教官の算数につ いて、文部科学省教科書調査官の全教科における言語活動についてがあります。また、演習を伴う講座 としては、理科の実験の演習や実物投影機を使った授業展開などの講座を実施することとしております。 次に、教育状況視察研修の視察先と選んだ理由についてでありますが、このたび教務主任など50名程 度が参加する教育状況視察研修では、登別市立幌別小学校及び幌別中学校の訪問を予定しております。 幌別小学校につきましては、昨年度から学校力向上に関する総合実践事業の実践指定校となっており、 「教育課程」「人材育成」「地域・家庭との連携」の三つをテーマに、特に管理職や教務主任がリーダ ーシップを発揮して、校内の組織力や教員の授業力の向上に大きな成果を上げております。今回の視察 は、本市の課題である教員の指導力と学校の組織力を高めることを主な狙いとし、先進的な取組をして いる幌別小学校を、また小・中学校の連携の視点から幌別中学校を視察することとしたものであります。 次に、PTAの入退会自由についてでありますが、本市においては、これまで各学校のPTAは、登 下校時の見守りや子ども110番の家の設置、学習支援など、学校と連携した取組を行い、本市の教育の振 興に大きな役割を担ってきたところであります。近年の少子高齢化の進展や人間関係の希薄化といった 状況にあって、学校教育にあっては家庭、学校、地域社会の連携がますます重要となりますことから、 私としては、保護者がPTAに加入し、学校と連携した取組を行うことが望ましいと考えております。 しかしながら、共働き家庭など、家庭のさまざまな事情により活動が難しい状況も見受けられますこと から、今後PTA活動のあり方などについて、十分議論していかなければならない課題であると認識し ております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

〇12番(鈴木喜明議員) ほとんどのことは予算特別委員会並びに常任委員会で質問したいと思いますけれども、1点だけお聞かせください。

教育委員会に質問したいのですけれども、先ほど言った体罰に関する調査の1回目、第1次調査がゼロという回答で、それから2回目のアンケートで3件ということになりました。このことは、先ほど教育長がおっしゃったように、受け止め方が違ったということはあるのかもしれませんけれども、こういう調査等で、後で実際はあったという形になりますと、PTA並びに保護者が不安を感じる部分もあろうかと思いますので、今後はそういうところに注意してやっていただきたいと思いますが、その件だけお答えいただいて終わりたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 第2次調査でアンケート調査の結果、このようなことが判明した、その内容は、詳しいことは申し上げられませんが、体罰と懲戒のはざまといいますか、その辺の解釈がなかなか統一されていなかったと。第1回定例会でも体罰の件がありまして、懲戒なのか体罰なのかという、その線は個々の判断による、また、教員と児童・生徒の信頼関係、それによってさまざまな判断が分かれてくる、また、第三者が目で見て判断するということと、当人同士が理解し合っているということの間にそごがあるといった非常に難しい状況があるのもまた事実ですので、当面は、今回改めて文部科学省から体罰と懲戒の指針が出ましたので、それを徹底することをとにかくやってみたい、その上でこのような事案があるのであれば、アンケート調査もまた考えなければならないという趣旨で答弁いたしました。

○議長(横田久俊) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員新谷とし

議員山田雅敏

平成25年

第2回定例会会議録 第3日目

小樽市議会

平成25年6月18日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽 -	- 良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	ک	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊
		_		

末

恵

子

2番 千 葉 美 幸 吹 友 三 郎 4番 田 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正 美 10番 高 橋 克 幸 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Ш П 20番 中 島 麗 子 22番 野 義 紀 北 雅 24番 敏 Ш 田 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

28番

久

出席説明員

市		長	中	松	義	治
副市		長	貞	村	英	之
病院	局	長	並	木	昭	義
総務	部	長	迫		俊	哉
産業港港	弯部	長	佐	藤	誠	_
医療保障) 余部	長	藤	井	秀	喜
保 健	所	長	秋	野	恵美	子
会計管	理	者	石	崎	留	子
病 院 経営管理	里部		小	Щ	秀	昭
総 務企画政策	新室	部 長	中	田	克	浩
総務部総	務課	長	佐	藤	靖	久

選挙管理委員会 委員 長 大 渕 勝 敏 育 長 上 林 猛 水道局長 飯 田 俊 哉 財 政 部 長 堀 江 雄 二 田 孝 一 生活環境部長 前 三 浦 波 人 福祉部長 建設部長 工藤裕司 防 長 消 青山光司 教育部長 山村幹雄 選挙管理委員会事務局長 渡 辺 章 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事	務	后	沙次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	Ē	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書				記	髙	野	瑠珠	為子
書			記	木	戸	智息	京子	書				記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書				記	伊	沢	有	里

開議 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第8号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

〇1番(秋元智憲議員) 平成25年第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

昨年12月の総選挙後、再び自由民主党・公明党が与党となり、第2次安倍内閣が誕生いたしました。 政権発足後、早くも半年がたちますが、各種世論調査では安倍内閣は6割から7割と高い支持率を保っ ており、特に日本経済再生政策への期待が高いものと思います。昨年は1ドル80円を切ることもあった 円高は是正され、5月上旬には100円を超え、5月後半には日経平均株価が1万6,000円まで急上昇した ものの、6月半ばには1万2,000円から1万3,000円を推移し、円相場は90円台を推移、一時に比べると 株価は乱高下をしている状況であります。

一方で、実体経済との乖離も感じられ、ある意味これから地に足のついた成長戦略を実行することで、 国民が経済成長、景気回復を実感できるようにしなくてはなりません。

ただ、各分野では、少しずつではありますが、明るい兆しが見え始めているのも事実であります。国の平成24年度一般会計予算では、補正予算において約4.7兆円の予算措置を講じたため、補正後の公共投資関係費は前年度を上回り、平成25年度一般会計予算では公共事業関係費について前年度比15.6パーセント増としており、平成25年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比5.8パーセント減を含めると2.6パーセント増となり、4月の公共工事請負金額及び3月の公共工事受注額は前年を上回る結果となったところであります。

2013年1月から3月期の実質GDPの成長率は、民間企業設備、民間在庫品増加がマイナスに寄与したものの、民間最終消費支出、民間住宅、政府最終消費支出、財貨・サービスの純輸出がプラスに寄与したことなどから、前期比で1.0パーセント増、年率4.1パーセント増となり、名目GDP成長率は前期比で0.4パーセント増となりました。

また、消費総合指数は3か月平均で増加し、この結果、個人消費は持ち直しの兆しを示してきております。

5月に発表された北海道の「最近の経済動向」では、道内企業倒産で件数こそ前年を下回ったものの、 負債総額は前年を上回る結果となっておりますが、個人消費、公共工事では横ばい傾向にあり、住宅建設、観光、生産活動では持ち直しの動向が見られ、雇用では依然として厳しい状況にあるものの、1月から3月期の完全失業率が5.0パーセントと前年同期比0.5ポイント低下し、有効求人倍率は0.65倍と38か月連続で前年を上回るなど、緩やかな持ち直しの動きが続いております。雇用に限って言えば、管内の新規求人数は879人で、前年同月比99人、12.7パーセントの増加で、3か月連続の増加となっておりますし、有効求人倍率0.63倍で、前年同月比0.49倍より0.14ポイントの上昇となり、18か月連続の上昇となったわけであります。

そこで伺いますが、市長はこのような現在の経済状況に対し、どのような御感想をお持ちなのか、伺いたいと思います。

市長の任期も半分の2年の折り返しを過ぎましたが、この2年間で特に昨年、今年と、長年の懸案となっていた銭函地域への企業誘致や丸井今井小樽店跡地の問題、クルーズ船誘致など、大きな結果を出されたことは、大変評価しているところであります。市長就任直前には、あの東日本大震災が起こり、当初、市長が公約として掲げられた政策の中でも、経済・防災対策を優先したことにより、いまだ実施できていない政策がありましたらお聞かせください。

また、任期残り2年でなし遂げたいと思っている政策、事業について伺います。

中松市長は、就任以来、財政運営において、他会計からの借入れをしないという強い決意を持って臨まれ、平成24年度決算見込みの実質収支見込みで1億円の黒字になるとのことであります。

しかし、今後も厳しい財政状況は続くものと感じており、特に本市の市税収入だけをとってみても、 平成14年度の155億9,400万円に比べ、23年度では138億9,500万円、16億9,900万円の減収で、収入率については14年度87パーセント、23年度75.4パーセントであり、人口減少や高齢化が進む中で、その影響は 顕著に現れてきております。そこで、23年度決算と比べて、市税の減収の要因についてお知らせください。

また、市税の増収対策は、これまでさまざま取り組んできたことと思いますが、今後の市税収入の考えや対策を伺いたいと思います。

次に、マイクロソフトのOS、ウインドウズXPのサポート終了に伴う影響と対策について伺います。 現在でも国内シェアが2割以上を超えるウインドウズXPのサポートが、2014年4月8日をもって終 了することで、マイクロソフトからセキュリティ更新プログラムが提供されず、ウイルス感染や情報の 漏えいなどが心配されております。特に個人情報を扱う自治体では、いまだXPを導入しているところ が多いとも聞きます。道庁では、約6割を占めるXPのパソコン1万1,000台の更新を進めており、更新 にかかる費用は、単純計算でも約10億円がかかるとの試算もあるようです。

また、札幌市では、1 万3,550台のうち約半数の6,767台がX Pであり、更新も思うように進んでいないといいます。

そこで、現在、小樽市でのOSごとの台数をお知らせください。

当然、市民に安心していただけるよう更新を考えていると思いますが、地元業者からはXPの更新に当たって、入札に参加できないのではないかとの不安の声も聞きますが、システムの調達についての大幅な変更があるのか、これまでの調達方法、システム等、今後の考え方について伺いたいと思います。

また、パソコンは、本庁舎以外でも使用されておりますが、水道局や病院、学校などでの対応の違いがありましたらお知らせください。

更新費用の試算や、その時期についてお考えをお知らせください。

今回のOSの更新問題に関連して、XPで使えた周辺機器のOSの変更などに伴う互換性の問題があり、OS更新費用のみならず周辺機器の更新にもつながる場合が考えられますが、現時点では調査はされていますか、現状を伺います。

次に、更新により廃棄されるパソコンの情報管理についてです。

現在使用されていて今回の更新対象となるパソコンのデータの取扱いについては、個人情報など重要なデータが多く保存され、管理についても御苦労されていると思います。以前、消防庁の一般家庭調査の情報が入ったパソコンのハードディスクが、パソコンメーカーや廃棄物業者がかかわっていたにもかかわらず、リサイクル店で販売されていたということがあり、情報流出の対策は慎重を期さなければなりませんが、本市がパソコンを廃棄する場合の流れを伺いたいと思います。

また、複数台廃棄する場合、1台1台のハードディスクに保存されたデータの取扱い方法は、これま

でどのように行われてきたのか伺います。今回は、これまでに経験したことがないような台数になることも予想されますので、今までのような廃棄の方法では情報管理が不十分であり、万が一の見落としにより市民の個人情報が流出してしまうといったことが起こらないような対策を講じる必要があると思いますが、お考えを伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 秋元議員の御質問にお答えします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、経済状況に関する所感についてですが、6月に公表された内閣府の月例経済報告や北海道経済産業局の「最近の管内経済概況」の基調判断では、国にあっては着実に持ち直し、北海道にあっては持ち直しの動きとしております。このことから、国及び北海道においては、春ごろから経済状況に改善傾向が見られておりますが、本市の経済状況は、原材料費や燃料費の高騰、さらには電気料金の値上げが予定されており、加えて国の経済対策の影響が不透明なことから、不安感もあわせ持っているところであります。

次に、市長公約の中で実施できていない政策についてですが、公約である地域経済活性化や住みやすい環境整備などの五つの基本目標と、新市立病院の建設や保育所施設の整備など7つの重点公約につきましては、それぞれ着実に取り組んできたものと考えております。しかしながら、財政の健全化につきましては、平成24年度と25年度は、他会計からの借入れを行わないで予算を編成しましたが、50億円を超える他会計などからの借入れが残っていることから、まだまだ道半ばであるものと考えております。

次に、残りの任期約2年でなし遂げたい政策や事業についてですが、人口の減少が続く本市の現状を踏まえますと、特に20代から30代の若い生産年齢人口の減少を食いとめることが重要であり、若い人たちの定着が、結婚や子供を産み育てることにつながっていくものと考えております。そのためには、安定して働くことができる雇用の場の創出が必要でありますので、地場企業の支援や企業誘致のほか、交流人口の拡大を図るクルーズ客船誘致への対応、新たな観光の魅力づくりなどを進めており、こうした地域経済の活性化に向けた取組や子育て環境の整備に今後とも力を注いでまいりたいと考えております。

次に、平成23年度決算と比べた市税の減収の要因についてですが、市税収入の24年度決算見込額は、 前年度と比べ約3億5,200万円の減、約135億4,300万円となる見込みであります。

減収の主な要因といたしましては、固定資産税・都市計画税が評価替えの年に当たり、土地については地価の下落傾向が続いていること、家屋については既存家屋の経年劣化等により評価額が減少したことなどで約5億7,900万円の減収、たばこ税が販売本数の減少から約2,300万円の減収となる見込みであります。

次に、市税収入の考えや対策についてでありますが、市税収入全体の増加につなげるには、地域経済を活性化させることが重要なことであり、中小企業の振興や市内産業の活性化に努めるとともに企業立地の促進にも一層努力していかなければならないと考えており、平成25年度予算においても経済・雇用対策を重点的に取り組む分野の一つとしたところであります。これらの施策の効果に期待するとともに、市税収入の確保に向けて、滞納者に対する電話や文書による催告のほか、給与や預貯金、不動産などの差押えを引き続き行ってまいります。

次に、ウインドウズXP更新問題についてですが、まずOSごとの台数について、本年5月1日現在、 庁内LANのネットワークで使用しているパソコンは1,246台で、そのうちウインドウズXPが600台、 ウインドウズ7が646台であります。

次に、システムや調達方法のこれまでの状況と今後の考え方についてですが、まずシステムについては、これまでは1台1台のパソコンにデータやシステムなどの機能を持たせた機器を調達しておりましたが、今後はセキュリティ面の強化などから個々のパソコンではなく、サーバ側にデータやソフトを置き、職員が業務ごとにサーバ側にあるプログラムを各自のパソコンで操作するシンクライアントシステム方式により、システムを導入する考えであります。

調達方法については、従来はパソコン機器単体の調達でありましたので、市のパソコン仕様にて見積り合わせで納入事業者の選定を行った後、機器リース事業者による指名競争入札を行っておりました。 今後は、機器調達よりもシステム構築の比重が大きくなることから、シンクライアントシステム調達として一括契約をいたしますので、システム開発事業者による一般競争入札を考えております。契約方法についても、システム開発事業者と市による契約又はリース事業者も含めた3者契約を想定しております。

次に、本庁以外での部局での調達方法等についてですが、XP仕様のパソコンについては、水道局及 び病院局の業務用パソコン、小・中学校用のパソコン、いずれも今後更新していく予定であり、その調 達方法については、従来の本庁と同様、納入事業者の選定を行った上で、指名競争入札によるリース契 約などで調達するほか、既に導入しているシステムの更新に合わせて、一体で調達するものであると聞 いております。

次に、XPの更新費用の試算と更新時期についてですが、費用としては、XP以外も含めた全体のシンクライアントシステムと機器を合わせて6年間リースで約2億3,800万円と試算しており、平成25年度当初予算で債務負担行為として計上しております。

また、更新時期については、平成26年度上半期のできるだけ早い時期を考えております。

次に、周辺機器の互換性についてですが、プリンタ関連を中心に調査を進めておりますが、周辺機器は既に更新予定のOSに対応しており、現時点では互換性に問題ないと考えております。

次に、市のパソコンを廃棄する場合の流れと保存データの取扱いについてですが、庁内で使用不要になったパソコンについては、従来より情報セキュリティマネジメントシステムについて、国際認証を取得している廃棄事業者に業務委託し、ハードディスクや記憶メディアに残存する一切のデータを消去させた上で廃棄処理を行っております。廃棄処理業務終了後は、業者から業務完了報告書を提出させており、報告書にはデータ消去証明書、データ消去作業品目リスト、1台1台のハードディスクの作業前後の破砕写真、管理番号等の剥離シール、産業廃棄物管理票などを添付させ、これらにより処理が完了していることを確認しております。

次に、廃棄台数の多さによる個人情報流出などへの対策についてですが、ただいま答弁しましたようにパソコンの廃棄については、これまでも国際認証を取得している廃棄事業者に処理をさせ、データ廃棄を含め、1台ずつ廃棄処理の完了を確認できている状況ですので、今後処理台数が増加したとしても、従来どおりの確実な処理を業者に指示し、また市としても業務が完了していることを確認するなど、個人情報が流出することのないよう万全を期してまいりたいと考えております。

〇議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇)

〇1番(秋元智憲議員) 2項目めについて質問いたします。

小樽のまちづくりの観点から伺います。

小樽は、ニシン漁や北前船の入港に伴う港湾の発展、そして石炭輸送のかなめとしての鉄道整備で早くから栄えてきました。今でも市内随所に当時の面影を感じることができ、改めて小樽のよさを再認識しているところです。日本国中どこに行っても小樽の知名度は高く、特に視察などで行ったまちの職員や議員のほとんどが一度は小樽に行ったことがあるとの話を聞くと、大変にうれしくも感じます。

現在の小樽市が抱える問題や課題、社会情勢などを考えるとき、現状を打開し、小樽市が将来発展していくためには、中松市長が言う市民力と協働が必要であり、不可欠であると思います。くしくもあの昭和40年代から約10年にも及んだ運河論争が小樽の名を全国に広げたように、賛否は別とし、市民の小樽に対する愛着や郷土愛を育んでいくことが必要なのだと考えますし、まさにまちづくりは人づくりと言われるように郷土小樽に誇りを持って生きる人材を育てることが重要であります。それにはまず小樽を知ることでありますが、これまでいろいろな形で市民に対して、小樽市のあらゆる情報を発信してこられたと思いますが、私自身議員という立場になり、初めて知ることも多く、改めて本市について勉強する機会もあり、もっと早い段階で郷土小樽について詳しく学んでおくべきだったと痛感しているところであります。

そこで、教育に関連して伺いますが、本市について社会科の副読本、わたしたちの小樽を使い、学ぶ機会もあると認識しておりますが、それ以外で地域学習など、小樽市の景観や歴史などを学ぶ機会については、どのような現状なのか伺います。

また、その中で学ぶ内容についてもお知らせください。

小樽では、明治9年には太政大臣三条実美が小樽八景を選んでいたということもあり、小樽八区八景を選定していますが、そもそもこの選定に当たり、どのような考え方、理念に基づき進められたのか、その効果や市民への周知、今後の考え方について伺いたいと思います。

第6次総合計画には、都市景観意識啓発事業が記載されています。この事業は、歴史的建造物めぐり と八区八景めぐりなどの実施により、景観に対する意識の向上を図り、市民の自主的、積極的な景観形 成活動を促進するとされております。

第6次総合計画は、今年度で前期実施計画が終了し、現在、後期実施計画の検討を行っていると思いますが、目標値があまりにも過小ではないでしょうか。目的や理念に照らし、小樽市の本気度が伝わってきません。例えば、オープンハウス・ロンドンなどを参考に、民間と行政が協力し、市民の意識を高めていくなど考えられないでしょうか。市長はいかが感じられますか、伺います。

次に、歴史的建造物について質問します。

小樽を語る上で、歴史的建造物は、後世に残していかなければならない重要な歴史遺産であり、産業遺産であることは今さら言うまでもありません。しかしながら、年月とともに経年劣化が進行していくのも避けられない事実であり、いかに一番いい形で保存をし、活用していくかが課題であります。市では昭和58年3月、小樽市歴史的建造物等保全審議会から歴史的環境の保全についての答申を受け、同年第4回定例会に小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例案が提出され、満場一致で可決し、文化財保護法によらない全国的にも珍しい条例が施行されました。この条例は、平成4年、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の制定により廃止されましたが、当初の理念は引き継がれ、現在に至っております。

そこで伺います。昭和60年、同条例に基づき初めて歴史的建造物13棟が指定されてから約28年が経過

しておりますが、歴史的建造物の指定数の推移についてお知らせください。

また、昭和58年の条例制定時には、外観の修理に要する経費について3分の1、限度額1,000万円を補助していましたが、現在までの維持・補修に係る助成額の推移と助成限度額変更に至った理由について伺います。

これまでに指定を受けた建物が維持できずにやむなく解体された件数と、解体されるまでには市としてどのような対応をされてきたのか、お聞かせ願います。

市外から来られた方の話を伺うと、確かに外観は見られるが内部はなぜ公開されていないのかと、よく言われます。やはり小樽へ観光に来る方の中にも歴史的建造物の見学を楽しみにして来る方も多いのではないでしょうか。

そこで、現在の市の助成制度では、内部の維持・保存は助成の対象とはなっていないために、改修費用などの面から維持できずに歴史的価値が失われていくという現実もあります。今後、老朽化や耐震化等の相談があった場合は、これまでどおりの対応をされるおつもりなのでしょうか。この点について、対応などを伺いたいと思います。

第6次小樽市総合計画前期実施計画では、歴史的建造物等保全推進事業として、平成21年度から25年度までの5年間で5,070万円しか予算がない中で、本当に歴史、産業遺産を守っていくことができるのか、大変不安に感じます。まだ最後の年度途中ではありますが、現在までのこの5年間の歴史的建造物等保全推進事業の執行率と執行金額についてお知らせください。

また、この結果を踏まえ、内外部の維持・保存、活用について、現条例の助成率や限度額等見直しを考えるべきと思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、歴史的建造物周辺の景観についてです。

市は、今年度当初予算で、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店を改修するために1,197万円が計上され、まずは来年度までの現状調査を行い、補修計画策定に取りかかるとのことであります。これまで修繕をされてきた経緯や明治39年に落成した建物の老朽化の進行状況は大変に心配するところであります。平成21年度には、周辺の電線類地中化事業費9,000万円を使い整備されましたが、周辺整備という観点では、まだ課題があるのではないかと感じます。

そこで、一つだけ例を挙げ質問しますが、小樽運河クルーズは、比較的当時の面影を残す北運河の石づくり倉庫や旧日本郵船を船上から見られるという魅力ある取組であります。先日、市民の方から要望がありましたが、市民の方いわく、電線の地中化により運河公園の噴水や南防波堤にゆかりのある伊藤長右衛門、北防波堤にゆかりのある広井勇両氏の胸像があり、この一体となったロケーションは誇れるものであります。しかし、この周辺には運河公園を利用している人などの車が駐車され、すばらしい景観の妨げになっておりますが、市として対策を講じる考えはないのか伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに、小樽八区八景についてでありますが、小樽八区八景は、次代を担う子供たちが郷土を愛し、未来に誇りが持てるように小樽の個性と文化を育て、良好な都市景観を後世に残し、潤いと活力のあるまちづくりを進めるという景観条例の理念を市内各地域に広げるために、市内を地形的な特徴などから八つの地区に区分し、それぞれ地区を代表する景観八つを選び出したものであります。

選定による効果としては、市民の景観に対する理解や意識の向上につながっているものと考えており、 市民周知につきましては、ホームページにその内容を掲載するとともに、市民参加による八区八景めぐ りやパネル展の開催などを行っております。今後も、市民の景観意識をより高めるために、小樽八区八 景を活用していきたいと考えております。

次に、都市景観意識啓発事業の目標値の設定についてでありますが、歴史的建造物めぐりと八区八景めぐりの平成30年度の目標値につきましては、過去の実績を踏まえて決定したものでありますが、今後もより多くの市民に参加していただけるよう、開催方法などについて検討してまいりたいと考えております。

また、景観形成活動での民間と行政の協力という観点から御紹介のありましたオープンハウス・ロンドンにつきまして、今後その手法などについて研究してまいりたいと考えております。

次に、指定歴史的建造物の指定数の推移についてでありますが、昭和60年7月に市役所本館を含む13棟を初めて指定し、10年後の平成7年度末には62棟、20年後の17年度末には67棟となり、28年後となる現在は、当初より58棟多い71棟を指定しております。

次に、指定歴史的建造物の外観の維持・補修に対する助成額の推移などについてでありますが、助成額の推移は、助成制度が初めて利用された昭和61年度には約180万円でしたが、北海道の補助制度があった平成4年度から14年度の11年間では、金額にばらつきがありますが、約260万円から6,400万円となっており、補助制度がなくなった15年度以降は、約200万円から800万円の間で推移しております。

助成限度額の変更については、制度創設当初は建物の構造を問わず1,000万円としていたものを、北海道の補助制度の創設をきっかけに平成5年度から木造以外を2,000万円に変更しました。その後、平成15年度に北海道の補助制度がなくなったことから15年度と16年度にそれぞれ20パーセントずつ減額し、さらに17年度からは、本市の厳しい財政事情も重なり、限度額を600万円としたところであります。

次に、指定歴史的建造物の解体件数と解体に至るまでの市の対応についてでありますが、これまで老 朽化等により維持できずに解体された件数は2件であります。このうちの1件の例では、解体の2年前 に、所有者の引っ越しに伴う指定解除の相談を受け、現地調査を行うとともに市景観審議会へ報告し、 空き家となった後も指定継続に向けて協議を続けました。しかし、1年後に屋根の一部が台風の被害に 遭ったことから、改めて所有者が指定解除の相談に見えられ、建物の状況から判断して指定解除申請を 受理しました。その後、指定解除について、市景観審議会の意見を求め、指定解除はやむなしという判 断に至り、建物は解体されました。

次に、今後相談があった場合の市の対応についてでありますが、建物の使用に影響を及ぼさないため に内部には規制をかけないというのが市の基本的な考えであり、内部改修は助成対象にはしておりません。

しかし、たとえ内部であっても構造上必要な柱やはりなどの補強工事は、現行制度の中でも助成対象 にできるものがあり、相談があった場合には説明していきたいと考えております。

次に、歴史的建造物等保全推進事業のこの5年間の執行率と執行金額についてでありますが、平成21年度から25年度の現時点までの執行率は約61パーセントで、執行金額は3,083万円となっております。

なお、助成率や助成限度額等の見直しについては、本市の厳しい財政事情の中、現時点では難しいものと考えております。

次に、北運河周辺の駐車車両についてですが、一般的に駐車禁止措置は、駐車車両により車両の通行 や歩行者の安全が妨げられる場合に実施されますが、北運河沿いの市道運河通線は、交通量が少なく通 行車両等への影響もほとんどないということで、近隣の事業活動に伴って一時的に駐車する場合などを 考慮して、駐車禁止措置をとっていないものと理解しております。このような状況の中、クルーズ船からの景観という見地からの駐車禁止措置が可能であるかについては、小樽警察署と協議してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 教育長。
- **〇教育長(上林 猛)** ただいま、まちづくりについての御質問がありました。

小樽を知る教育についてでありますが、小樽市の景観や歴史などについて学ぶ機会の現状、また、その中で学ぶ内容についてでありますが、本市においては、各小・中学校で小樽の身近な地域の自然や歴史、伝統、文化、産業などに関するさまざまな取組が行われておりますが、その特徴的なものを挙げますと、色内小学校では、おたる案内人ジュニア育成プログラムとして、ふるさと小樽への愛着と社会性を育むことを目的に小樽の歴史や歴史的建造物などについて学び、その成果を生かして観光客へのガイド体験活動に取り組んでおります。

また、緑小学校では、次代を担う子どもの文化芸術体験事業の一環として、旧岡崎家能舞台の模型づくりを通して、地域の伝統的な建物や歴史について学ぶ取組を行っております。

さらに、向陽中学校では、観光ガイドクラブの会員を講師に招き、小樽の歴史と職業の変遷の講義の後、青年会議所と連携を図りながら職場訪問を実施するなど、キャリア教育の充実にも取り組んでおります。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇)

○1番(秋元智憲議員) それでは、3項目めについて質問いたします。

本市事業と事務事業評価について伺います。

これまで私はもちろん、公明党小樽市議団としても、小樽市における事務事業評価の本格的な導入に向け、何度となく議会で発言してまいりました。事務事業評価は、事業の効率化やコスト削減面での効果は言うまでもありませんが、市職員の事業コストや事業の効率化などの意識改革を進めるためにも重要だと話をしてきましたが、中松市長が市長選挙において公約とした行政評価は、具体的に何を目的とし、どのような効果を出すお考えなのか、伺います。

昨年度より、これまでの事業評価の実績を踏まえて134事業の評価を行い、今定例会でその結果について報告があるものと認識しております。市長の任期も折り返しを過ぎました。任期中の本格実施、導入に向けての試行だと思いますが、ちょうど1年前にも伺いました導入時期について、改めて具体的なスケジュールをお知らせください。

平成20年の株式会社三菱総合研究所の行政評価の調査では、2009年に導入済みの都道府県は91.5パーセント43都道府県、市区では72.4パーセント355市区であり、都道府県ではほとんどのレベルで大半が成果は上がっていると回答、市区でも50パーセントを超える自治体で効果があったといいます。

しかし、実際は、事業数が減り、コスト削減、事業の効率化の効果は実感が少なく、成果を実感した 要因としては都道府県、市区で職員の意識向上が最も多く、一方で行政評価担当者からは、やらされ感、 作業負担の増大などの指摘があったとのことで、実際に多くの事務事業評価シートには拡充、継続が多 く、現状維持との評価がほとんどで、縮小や要改善はごく少数でありました。

これまで私が視察した自治体でも、やはり最初は職員のやらされ感や事業を評価する作業の負担感が

懸念されていたそうですが、時間をかけ職員に対し事業の目的や必要性を説明し、一定の効果を出すことができたとのことでありまして、小樽市で本格導入に至ったとしても効果が得られるまでには数年の時間がかかるものと思われますが、これまで述べたような他市の実施状況の結果などについて、率直に市長はどのような御感想をお持ちでしょうか。

また、多くの自治体で効果があったものの、事業評価では継続や現状維持が多く、事業数削減や効率 化にはなかなか結びついていないという結果に対し、その原因はどこにあると感じますか、伺います。

バブル崩壊後、経済状況は世界的な景気の低迷が続き、自治体財政にあっては、どの自治体も歳入の減少、歳出の大幅な増加により財政状況は悪化の一途をたどっています。

また、このような厳しい社会状況の中で、毎年度、職員数を減らす一方で、事業数はほとんど減ることはなく、1人の職員にかかる業務量は10年前、20年前と比べ、大変な負担になっているのではないかと考えます。だからこそ、事業数の適正化や効率化を図る上で、統合廃止を進めるべきだと思います。

そこで、今回示される予定の事務事業評価の評価結果は、どのように活用されるおつもりでしょうか、 市長の御見解を伺います。

また、結果についての御感想を伺います。

新市立病院の統合新築に当たり、現病院の経営などについて、外部評価委員会が設置され、有識者の 方々から行政サイドでは気づきづらい問題点や課題について指摘をいただき、経営の改善に向け、病院 職員が一丸となり取り組まれている姿を通し、改めて内部評価のみではなく第三者の意見を取り入れる 外部評価導入により小樽市役所全体の改革に取り組むべきではないでしょうか、市長のお考えをお聞か せください。

次に、生活困窮者自立支援モデル事業について伺います。

去る5月17日、生活保護法の改正案と生活困窮者自立支援法案が閣議決定されました。この内容は、 生活保護受給者に対しての自立支援策や貧困の連鎖を断ち切る方策が盛り込まれる一方で、生活保護申 請の厳格化も明記され、申請の抑制につながるとの声が上がるのも事実であります。私自身、両者から の意見、相談を聞く機会も多くあり、本当に必要な方がこの制度を利用できるようにするべきであり、 自立へ向けて本人はもとより国、自治体として取り組まなければなりませんし、あわせて不正な考え方 を抑制するような取組は欠かせないものだと考えます。

2011年度の生活保護不正受給額は総額173億円で、件数にすると約3万5,000件であり、前年に比べ約44億円、約1万件の増加であるとの厚生労働省の発表があり、生活保護費の全体に占める割合では0.5パーセントでありますが、その金額、件数には耳を疑いました。

市民から何度となく、制度の厳格化を国に訴えてほしい、国は何をやっているのだとの意見を聞いてまいりました。納税者側から見ると、自分の納めた税金がどのように使われているのか、使ってほしいのかをはっきりと意思表示することは当然だと言えますし、不正受給者がいることにより本当に必要としている方々までが大変に苦しい思いをしているのも事実です。そのような中、本市においても残念なことに昨年、今年と2件の不正受給者が逮捕されるに至りました。厚生労働省の調査では、不正の内容は就労で得た収入の無申告が一番多く45パーセント、年金の無申告が25パーセント、その他親族から得た仕送りを申告していなかったり、交通事故の示談金を申告していなかったりした事例もあったといいます。不正が見つかったきっかけで多かったのは、自治体による照会や調査が90パーセントですが、平成24年度、本市では何パーセントなのか、また生活保護の収入調査の方法についてお知らせください。

現在、国において、平成27年度からの本格実施に向けて25年度、26年度で生活困窮者自立促進支援モデル事業が実施されることになり、自治体の意向を募っていると聞きます。モデル事業においては、生

活困窮者の自立に関する相談支援事業を必須事業として、それ以外の就労準備支援事業等は任意事業とし、人口30万人以上のところについては上限6,000万円、30万人以下については上限4,000万円が補助されるようです。この事業に対する認識を伺います。

本市としては、これまで独自に生活保護者等に対しての就労支援、自立支援を行ってきていると認識 しているところであり、今後も積極的に取り組んでいくこととは思いますが、平成23年度、24年度に行ってきた就労支援での実績をお聞かせください。

また、事業継続の上での課題についても伺います。

さきに述べた平成25年度から実施している国のモデル事業では、予算的な措置がされ、私としては、このような事業にいち早く参加し、予算面や人材面での課題を調査し、体制を整えていただきたいと思います。もっと言えば、いずれはパーソナルサポートのような事業の実施への足がかりを整えていただきたいと思いますが、市長の御見解を伺います。

次に、インターネットを利用した選挙活動が7月の参議院議員選挙から解禁されます。

これまでの公職選挙法では、選挙活動での使用を認める文書、図画をはがきやビラに限定しており、インターネットの使用は禁止されてきました。フェイスブックやツイッターなどのいわゆるソーシャルネットワーキングサービスによる投票依頼などが可能になるわけですが、今回の法改正では、政党や候補者に限り電子メールでの選挙活動もできるとのこと。

しかし、現状では国民への周知が進んでおらず、私のところへも、何ができて何ができないのかがわ かりづらいといった声が寄せられています。今後、どのような方法で市民に対し周知を進めていくのか 伺います。

また、初めての試みですので、自治体職員や特に直接対応する選挙管理委員会では戸惑いもあると聞きます。市選挙管理委員会への問い合わせなどがあった場合の対応の統一化などはできているのかについても伺います。今回の法改正の目的の一つに、特に若い世代が選挙に行きやすい環境の整備を行い、投票率を上げるという考え方がある一方で、インターネットで投票ができないので、それほど若い世代の投票率が上がらないのではないかとの声も聞かれます。

しかし、これまでできなかったことができるようになり、少しでも若い世代に政治への関心を高める努力と投票しやすい環境づくりは、これからも進めていかなくてはならないとも感じます。近年の市内での衆議院議員選挙小選挙区での投票率を見たとき、全国平均は2005年67.51パーセント、2009年69.28パーセント、2012年59.32パーセントであり、これに対し小樽市では、2005年69.79パーセントでプラス2.28ポイント、2009年で71.97パーセントでプラス2.69ポイント、2012年56.37パーセントでマイナス2.95ポイントであり、昨年こそ若干低かったものの、毎回全国平均より高い数値を示しておりましたし、平成19年以降に行われた4回の衆参両院の国政選挙では、期日前投票をされた方が、いずれも1万人を超え、投票所の第2委員会室の前の通路に列をつくっている様子が何度もありました。そのような中、以前より市民の方から小樽市での期日前投票所が市役所本庁舎1か所しかなく、遠くて不便だという声を伺いました。本市は東西に約36キロメートルもあり、地域によっては期日前投票所になっている市役所まで車を使っても20分から30分以上もかかり大変だといいます。高齢化が進む本市では、これまで以上に市民が投票しやすい環境整備を望むものです。

総務省では、「投票所及び期日前投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるので、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置すること」との考えを示しておりますし、設置に係る借上料を要する場合の

加算規定が設けられたことからも、高齢化や地理的要因も考え、東西に1か所ずつの期日前投票所の設置や商業施設への設置を考えるべきではないでしょうか。

既に他市では、期日前投票所を数か所設置したり、多くの市民が集まる商業施設などに設置したりする取組をしているところもあります。那覇市では今年から2か所の商業施設に設置するそうですし、松本市では駅構内、高松市では駅地下の広場などへの実績も既にあります。

そこで、仮に東西に1か所ずつ増設するとすれば、会場費や人件費などに係る予算は幾らほどと試算できますか。本市の商業施設やアーケードでの実施を考えるとした場合の課題についても伺います。

以上、各項目において再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、本市事業について御質問がありました。

初めに、事務事業評価についてですが、その目的といたしましては、継続して業務の改善と改革を行うPDCAサイクルを確立し、持続可能な自治体経営につなげていくものであります。効果といたしましては、選択と集中の観点を持って、各事業の今後の方向性を整理することにより、限られた行財政資源を効果的に配分することができるほか、職員の業務に対する目的、成果、コスト意識の醸成を図ることなどが挙げられます。

次に、導入時期の具体的なスケジュールについてですが、昨年度は平成18年度以来となる試行として 実施しましたが、その中では各部が作成する評価調書の内容のほか、予算へ反映させるための実施スケ ジュール、客観的な判断材料の一つとなる成果指標の設定など、幾つかの課題が明らかになったところ であります。今年度は、それら課題の解決に向けた試行として引き続き取組を継続し、平成26年度から の導入を視野に、評価手法の確立を図りたいと考えております。

次に、他市の実施状況に対する感想についてですが、行政評価には決まった手法というものがないことから、本市においても評価方法の検討を行いながら、これまで数度の試行を実施してまいりました。 他の自治体の状況を見ますと、やはり試行錯誤しながら時間をかけて取り組んでいる様子が見受けられることから、継続して取組を進めていくことが重要ではないかと考えております。

次に、多くの自治体において事業数削減や効率化になかなか結びつかない原因についてですが、各自 治体においては、対象事業の選定方法や外部評価の導入など評価の手法が異なるため、一概に原因を特 定することはできませんが、多くの事業を対象とすることにより、効果的な評価が難しくなっているこ とのほか、行政内部だけの自己評価となっていることなどが原因ではないかと考えております。

次に、本市における平成24年度行政評価結果の活用と結果に対する感想についてですが、評価結果は、 25年度予算編成の参考資料として、活用可能な限り、予算や事業内容の改善に反映させたところであり ます。

一方、今回の試行は、その作業の遅れから予算に反映させるための時間が十分にとれなかったことも あり、引き続き検討を継続する事業がありますので、それら事業につきましては、検討状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

今回の結果がすぐに大きな効果を生むものとは考えておりませんが、継続して取組を進めることが職員の業務に対する意識の向上や、事業の選択と集中などに確実に結びついていくものと考えているところであります。

次に、第三者の意見を取り入れる外部評価の導入についてですが、今年度は平成24年度の試行を踏まえ、評価調書や設計、予算の反映に向けたスケジュール管理など、評価手法の確立に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますが、外部評価につきましては、今後の課題の一つであると認識しておりますので、その有効性などについて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援モデル事業についてですが、まず本市において生活保護の不正受給が見つかったきっかけについて、市の照会や調査によって判明したものは、平成24年度では、約95パーセントとなっております。

また、生活保護の収入調査の方法についてでありますが、生活保護受給者からの収入申告や会社への 照会による調査のほか、毎年、課税部局への照会により、本人からの生活支援課への収入申告額と課税 部局への所得申告額との突合作業を行っているところであります。

次に、生活困窮者自立支援モデル事業についての認識でありますが、この事業については、本年4月16日付けで北海道から通知が来ており、生活保護の受給に至る前の生活困窮者に対する就労支援と相談 支援の体制を構築し、自立に関する総合的な取組を実施する事業であると承知しております。

次に、就労支援の実績でありますが、平成23年度については、就労相談人数は延べ1,252人で、そのうち就労した人数は延べ139人、24年度については、就労相談人数が延べ1,445人で、就労した人数は延べ202人でありました。このほかハローワークと連携した就労支援により、平成23年度は10人、24年度には100人が、それぞれ就労したところであります。

また、事業継続の上での課題についてでありますが、資格や学歴で就労が困難な場合があること、就 労しても人間関係等の問題で長続きしない場合があることなどが課題であると考えております。

次に、生活困窮者自立支援モデル事業への参加についてでありますが、事業実施のためには、職場スペースや人員配置の問題、また福祉分野だけではなく、ほかの分野との連携も必要となることなど、さまざまな課題もありますが、平成27年度からの本格実施を見据えた上で、26年度から実施が可能なのか今後検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 選挙管理委員会委員長。
- ○選挙管理委員会委員長(大渕勝敏) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

選挙関係について御質問がございました。

初めに、インターネット選挙における市民への周知方法についてでございますが、現在、市のホームページやフェイスブックを活用し、周知しているところでございますが、今後はこれらに加えまして、広報おたるや町会を通しての参議院議員選挙チラシにより周知を図ることとしております。

また、あわせて、他都市を参考にいたしまして、ホームページの充実を図り、市民啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、選挙管理委員会に対する問い合わせなどの対応についてでございますが、初めてのネット選挙であり、さまざまな問い合わせが寄せられることも想定されますので、これらに対しましては、選挙管理委員会内での情報の共有に努めることとともに、必要に応じ北海道選挙管理委員会や他の自治体、さらには警察署と連携を図り、適切に処理してまいりたいと考えております。

次に、期日前投票所の増設経費についてでございますが、会場によっては、工事費や新たな備品の購入などにより、その経費は大きく変動することが考えられます。そのため、これらを除き、開設期間や時間を現在の期日前投票所と同一とし、参議院議員選挙での経費で説明いたしますと、期日前投票所1か所につきパソコン機器等の初期経費が約50万円、人件費等の運営費が約200万円の計250万円で、2か

所設置の場合には約500万円相当が見込まれます。

次に、商業施設などで開設した場合の課題でございますが、期日前投票所の増設には、開設経費や職員の確保の問題がありますので、これらの課題に加えまして、商業施設での開設は、市の施設に比べ、 民間施設の借り上げのための継続的な借用が担保しにくい、また衆議院の解散等による突発的な選挙に 対応することも考えられますので、この点が危惧されているところでございます。

さらには、受付パソコンを本庁舎の選挙システムと連携するための安定的なネットワーク環境の構築 や選挙会場のセキュリティの確保などが課題と思われます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 何点か再質問をさせていただきます。

まず歴史的建造物の考え方ですけれども、詳しくは予算特別委員会で伺いますが、市長としての歴史的建造物を維持・保存していく、また、さまざま観光面でも活用していくという部分を考えて、確かに財政的な制約は当然あると思うのですが、先ほども質問しましたように、平成21年度から25年度までの5,000万円の予算で本当に維持していけるものなのかということを非常に心配しているのです。執行率等も伺いましたが、そこが非常に心配しているところです。確かに民間の方の持ち物であったりしますから、市としてなかなか介入できない部分もあると思うのですが、実際、小樽のまちの将来にわたってのまちづくりをどういうふうに考えていくかという部分では、しっかりと今、維持・保全について確立した考え方を持っていかなければいけないと思います。

私たち公明党小樽市議団としても、いろいろと他市を視察させていただきまして、歴史的建造物に対する考え方などを伺ってまいりましたが、本当に簡単な問題ではないですし、一番にお金がかかるということで、非常に難しい問題だとは思うのですけれども、特に運河周辺の一般の民間の方が持っている建物については、開放されずそのままになっているものも多数ありますから、私としては、そういう方といろいろと協議をする中で、例えばどういうふうに活用していくのかということも、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、そういうことも含めて市長の考え方を伺います。

次に、北運河周辺の景観のことですが、駐車禁止にしていいのかどうかということは一概には言えませんけれども、ただ一つとして、運河クルーズのようにたくさんの方が乗って北運河の端まで行き、旧日本郵船を見られるようなものがあるのに、実際には見られずに帰ってしまうということがあるわけです。せっかく市として電柱の地中化をして景観を高めることをしてきているのに、そういう状況も含めて、どういうふうに考えるのか、仕方がないということでいいのかということで、その点も伺いたいと思います。

次に、事務事業評価の外部評価についてですが、市立病院の外部評価委員会の話もさせていただきましたけれども、その都度、市立病院調査特別委員会の中でも報告等を見させていただいておりまして、やはりいろいろな視点から指摘をいただいて、非常に効果があるものだというふうに感じております。だからこそ、この事務事業評価については、ぜひ外部の目も入れて、ある意味、内部評価だけに頼らない、外部の目を入れた非常に厳しい評価も必要なのではないかという部分で、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、この点について、もう一回答弁をいただきたいと思います。

平成25年度も実施するということでしたが、私は無理して25年度は継続しなくてもいいのかというふうに思っていまして、26年度、もし市長が本格的に導入するという考えがあるのであれば、準備期間として、昨年度は非常に事業数が多くて、職員の皆さんも御苦労されたと聞いていますので、しっかりと準備するという意味でも、もしかしたら25年度は実施、試行しなくてもいいというふうに思ったのです。

市長は25年度も実施するということで、詳細は総務常任委員会で報告されるというふうに伺っておりますが、25年度も試行されるということでいいのか、もう一度確認させてください。

次に、生活保護のモデル事業ですが、これも実際に、国から連絡があったのが遅かったというお話を聞いておりまして、6月3日ぐらいまでに返事をしなければいけないというふうに伺っていたのですけれども、いろいろと調べますと、6月いっぱい、7月の頭ぐらいまでは話が聞けるというお話もありました。少し細かくなるとあれですけれども、そういう新しい事業に向けて、市としてたぶんいろいろな情報を模索しながら入手されていると思いますけれども、私としては、そういう新しい事業は、体制も含めて、問題、課題はあると思うのですけれども、財政面での支援もありますので、ぜひ積極的に考えていただきたいと思います。今回は、間に合わないというお話だと思うのですけれども、今後も引き続き、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

最後に、選挙管理委員会に伺いますが、期日前投票所の試算を伺いました。予算の問題もあると思うのですけれども、私としては、現在、高齢化が進み、これだけ期日前投票所に来る方がたくさんいる中で、東西に1か所ずつ欲しいという声は、非常に切実なものだと考えます。予算面もそうですが、将来的に必要があるのかないのかという話を伺いたいと思います。また、インターネット選挙の対応については、どこの市町村でも悩みが多いみたいですが、本当に統一した対応ができるのか。一部聞きますと、小樽市で対応できないものは、警察などにすぐつないで電話をしてもらうような対応しかできないということですが、本当にそういう対応になってしまうのかということを確認したいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

〇市長(中松義治) 秋元議員の再質問について、答弁させていただきます。

最初に、まちづくりに関連いたしまして、歴史的建造物の保全につきましては、やはり歴史的建造物というのは、何といっても私ども小樽の財産であると思っておりますので、今後ともそういった歴史的建造物の保存については、財政の許す限り取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、いかんせん今、足元の財政が大変厳しい状況にありますので、どこまで取り組めるかというのは、ここで約束できませんけれども、できるだけ歴史的建造物の保存については取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから今、運河クルーズに絡めて駐車車両の話がありましたけれども、これも今、警察署といろいろと取り組んでおりますし、せっかく運河クルーズのボートに乗っていただいた観光客あるいは市民の皆さんのボートからの景観が非常に遮られるということもありますので、そのあたりをどうしていったらいいのか、市としても限度がありますので、小樽警察署ともよく相談していきたいというふうに思っております。

次に、事務事業評価のことにつきましても御質問がありました。

やはり事務事業評価をするということは、行財政の資源をいかに効率的に効果的に配分するかというような問題もありますし、事務事業評価の作業を進めている中で、職員の意識改革あるいは職員として何をどうやらなければいけないのかということも大事なことだろうと思っておりますので、これについては今後とも取り組んでいきたいと思っております。また、私自身も、別なところでありますけれども、外部評価委員などを仰せつかって外部評価をさせていただいたこともありますが、これは客観的に物事を見るといったようなことから言うと、やはり大事なことだろうというふうに思っております。先ほど答弁させていただきましたように、今後、前向きに外部評価の導入について取り組んでいきたいという

ふうに思っているところでございます。

その他については、担当部長から答弁をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 生活困窮者自立支援モデル事業についてでございますが、市長答弁にございましたように人員配置、それから職場スペースのこと、それから他分野との連携システムの構築といった比較的準備時間のかかる大きな課題がございますので、これらについて今年度、可能性について検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 総務部長。
- ○総務部長(迫 俊哉) 事務事業評価について、再質問にお答えします。

平成25年度については、継続をしなくても、準備の期間に当ててもいいのではないかという御質問がございましたけれども、24年度に事務事業評価の試行に取り組みましたが、作業時間が少し遅れてしまったということで、十分に予算に反映させることができなかったという反省点があります。今年度はそういった反省を踏まえて、1年間かけて事務事業評価に取り組んで、実際の予算に反映できるかどうかを考えていきたいと思っておりますので、予定どおり25年度は継続して実施させていただきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 選挙管理委員会委員長。
- ○選挙管理委員会委員長(大渕勝敏) 秋元議員の再質問にお答えいたします。

期日前投票の効果は、相当期待できる部分でございますが、まず商業地域などでは、市民が買物時に 気楽に投票できるという環境もあり、投票率の向上につながるということも考えられます。そのために 期日前投票所の増設につきましては、選挙管理委員会でもいろいろと議論しているところでございます ので、今後、他市の動向を踏まえまして、検討を加えていきたいと考えております。

次に、インターネット選挙についてでございますが、まず、まだ出たばかりで、各町村や北海道選挙管理委員会に聞いても、それ相当の情報を得られるわけではございませんが、ただ心配されることは、なりすましや中傷についての相談、それらのことが想定されるのと、初めてのネット選挙における簡単な御質問や事例についてはよろしいのですが、事案ごとに選挙管理委員会で対応しまして、それを振り分けていかなければならない、それが議論に値するのかということを検討していかなければなりませんので、慎重に対処してまいりたいと考えています。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 1番、秋元智憲議員。
- **〇1番(秋元智憲議員)** 詳しくは予算特別委員会で行います。ありがとうございます。
- **〇議長(横田久俊)** 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時45分

〇議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

〇16番(林下孤芳議員) 平成25年第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

まず、地方交付税の削減と小樽市の財政展望について伺います。

小樽市は、小泉内閣時代の三位一体の改革による地方交付税の削減や補助金の削減、バブル崩壊後の経済対策に伴う市債償還の増加、景気の低迷と人口減少による市税収入の減少、扶助費、国保事業、医療助成などの財政負担の増加などによって深刻な財政危機に直面し、財政健全化計画などによる事務事業の見直し、職員給与の独自削減や期末手当の削減、他会計や基金からの借入れによる財源対策を実施し、財政の健全化に取り組みました。何より平成16年度から9年間に及ぶ給与の削減総額は65億5,200万円にも及び、財政の健全化に大きな役割を果たしました。また、民主党政権発足以降の平成20年度からの地方交付税の増額も、小樽市のみならず全国の地方自治体の財政健全化に大きく貢献したと確信しているところであります。

昨年の政権交代によって発足した第2次安倍内閣は、経済政策優先で円安・株高を誘導し高い支持率 を維持して、経済界、学者、文化人からの批判や懸念もほとんど報道されることなく、自民党安倍政権 は、まさに順風満帆の状態が続いております。

しかし、地方交付税を地方公務員の給与削減に関連づけて削減するなどの措置は、これまでの地方自 治体が独自に取り組んできた財政健全化の努力を無視し、地方自治体に対する国の支配介入であり、定 着した地方分権の流れに反するもので、到底理解されるものではありません。本市は、これまで国に先 駆けて行財政改革に取り組みましたが、国の指示や強制ではなく、市長や議会、市民の意思に基づき自 主的に決定してきました。それが地方自治体運営の基本であり、命であると思います。こうした国の動 向から今後の小樽市の財政は極めて厳しくなることが予想されることから、市長に幾つか質問し、見解 を求めます。

国は、東日本大震災の復興財源として、国家公務員給与の7.8パーセントの削減を2年間の期間を限定して実施しておりますが、地方公務員にも同様の削減を求め、削減額に相当する地方交付税を一方的に減額するとしています。市長は、国の要請に応じて、5月24日に職員組合に対して4パーセントから6パーセントの給与削減に1パーセントの上乗せを提案したと報道されました。

小樽市は、国に先駆けて財政健全化に取り組み、9年間に及ぶ給与の削減を実施してきました。その結果として、小樽市の経済は低迷し、民間賃金も低迷するといった副作用も伴ってきました。安倍政権は、デフレからの脱却、2パーセントの物価上昇を目標に掲げ、経済の建て直しを図るとして、本年の春闘では総理みずから経済団体に直接出向き賃上げを要請するなど、異例の行動はマスコミからも経済の立て直しの決意を示すものとして好意的な報道がなされました。こうした一連の政策と地方公務員の給与削減を強制することは極めて矛盾しており、人事院勧告制度も無視するもので、違法、不当な措置と言わざるを得ません。市長は、こうした点についてどのような認識をお持ちなのか、お示しください。また、半ば強制的に集められた復興財源が被災地で活用できずに国に返還される事態が生じている例や、民主党政権時代に各省庁の復興予算に関連して、無関係、便乗だと厳しい指摘を受けて削減やカットされた予算が、続々と復活していると指摘されています。

また、当時の国会やマスコミから厳しい指摘に基づき追加された、復興予算を流用しないという条項が消えてしまっていることや、安倍政権が経済政策には膨大な国債を発行して対処しながら、東日本大震災の復興は地方公務員の給与削減で賄うというのは、到底理解されるものではありません。

しかも、見返りは、復活したひもつき補助金による公共工事と言われています。これでは地方自治体

がこれまで懸命に取り組んできた財政健全化の努力を無視し、国の膨大な借金を地方交付税の削減という形で地方につけ回すようなもので、国の措置には断固反対の意思を示すべきと思いますが、市長の決意をお示しください。

次に、アベノミクスと言われる経済政策と小樽経済に及ぼす影響について伺います。

アベノミクスは、金融緩和、大幅な財政出動、成長戦略の3本の柱で構成され、これまでの金融緩和、財政出動は、円安・株高の効果をもたらし、経済波及効果も大きく、高級ブランド品が飛ぶように売れている、マンションや戸建て住宅も品薄になっている、中元商戦も高級品の予約が順調などと連日マスコミが報道していますが、地方都市や市民生活にほとんど波及効果は現れていません。むしろ円安・株高によって原材料が値上がりし、市内の事業者からは、大手企業からの値上げ通告が相次いでなされ、小売価格に転嫁できない中小の事業者の経営は大変厳しくなっている、売上げを伸ばしても利益率は悪化しているとの訴えが相次いでおります。

また、燃料の高騰による漁業への深刻な影響はたびたびマスコミにも取り上げられておりますが、バスやハイヤー、タクシー、トラックなどの運輸業や、製造業においても影響は深刻になっていると言われています。そうした現状を反映して、小樽市内で賃金の引上げをしたとの話は聞いておりませんが、市長は、小樽市内の賃金の実態と経済の実態についてどのように把握されているのか、お示しください。私どもは、アベノミクスが絶好調と言われる最中の先月上旬に上京して、同志社大学大学院ビジネス研究科教授の浜矩子氏の講演を聞いてまいりました。浜教授は、経済のグローバル化が進む中で、我が国の政府と日本銀行が歩調を合わせて大量の国債を発行して、日銀が買い支え、円安・株高を誘導しても、海外の機関投資家や本当に一部の株主の利益にしかならず、やがて世界各国から批判が出始め、株価は暴落する危険性をはらんでいる。円安効果も多くの資源と原材料を輸入に頼る我が国の経済構造から、輸出産業や大企業、大都市に利益が集中する懸念がある。この経済政策が順調に推移したとしても、地方経済にまで波及効果が及ぶことは期待できないのではないか。市場経済が一部でも回復すれば、金利の上昇は避けられず、長期金利の上昇により、国家財政や地方財政は極めて深刻な事態を迎える危険がある。むしろ経済政策に大量の国債を増発して財政の健全化を怠れば、国際的な信用を失い、日本ショックも起きかねないなどの講演だったと記憶しております。

そして、5月23日、日経平均株価が暴落し、1,143円安、リーマン・ショックを上回る13年ぶりの下げ幅となり、緩和一辺倒への警鐘だ、住宅ローン金利も5月から上昇に転じ、6月にさらに上がる見通しで暮らしにも暗い影を落としているなどと報じられています。私たちも日本発の国際的な信用不安が起きるのではないかと大変驚きました。やはり大切なことは実体経済を上向かせ日本全体の成長につなげることであり、我が国が進むべき道であると思いますが、市長はアベノミクスをどのように評価されていますか。

また、既に住宅ローンの金利、長期金利が上昇するといった影響が出ていますが、市債償還への影響は、どのように見ておられるのかお示しください。

成長戦略が具体的にならず、経済効果は限定的にとどまるとすれば、浜教授が指摘していることが現実味を帯びてきます。地方自治体にとっては、今以上の税収の落ち込みと金利の上昇が続くとすれば、国の政策によって多くの自治体が財政再建団体に転落していく危険性があります。それでも市長は国の政策に従うのですか。どうか、市民のためにも全国市長会と連携して、国に主張すべきことはしっかりと主張していただくことをお願いいたします。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 林下議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、地方交付税の削減と小樽市の財政展望について御質問がありました。

初めに、国からの給与減額措置の協力要請についての認識ですが、本市職員の給与は、人事院勧告準拠を基本に、財政状況を勘案しながら労使合意や議会議論を経て自主的に決定されるものであり、国からの要請は、地方自治の本旨に照らし、極めて不適切なものであると考えております。

また、市としては、これまで実質的に国の要請をはるかに上回る給与の削減をはじめとした行財政改革を進めてきており、これを考慮することなく国並みに給与の引下げを求めることは、まことに遺憾であると考えております。

次に、地方交付税の削減に対する国への意思表示についてでありますが、行政サービスの根幹を支える地方固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、地方自治の本旨に照らし、極めて不適切であるものと考えており、これまでも北海道市長会や全国市長会などを通じ伝えてきたところであります。

次に、市内の賃金の実態についてですが、全国的には一部の大手企業が政府からの要請に応え、賃金アップを実施するということは承知しておりますが、厚生労働省が実施している毎月勤労統計調査によれば、道内の平成25年3月の所定内給与は前年同月比でマイナスとなっていることから、市内企業についても同様に賃金は上昇していないものと考えております。

また、経済の実態についても、市内の企業や経済団体からは、円安や株高による好影響よりも、原材料費や燃料費の高騰、さらには電気料金の値上がりのほうが経営に与える影響が大きいと聞いていることから、市内経済は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

次に、アベノミクスに対する評価についてですが、内閣府が今月10日に発表した本年1-3月期における国内総生産成長率の速報値によりますと、実質年率4.1パーセントで2四半期連続でのプラスとなっております。その要因としては、政府は個人消費の増加を中心に安倍内閣の経済政策の効果が現れ始めているものとしておりますが、円相場や株価に不安定な動きもあることから、政権誕生から約半年という短期間の結果のみで評価を申し上げるのは、時期尚早と考えます。いずれにいたしましても、デフレから早期に脱却し、雇用と所得の増加を伴う経済成長を実現できるよう、日本経済再生に向けた政策を着実に実施していただきたいと思います。

次に、金利の上昇に伴う市債償還への影響についてでありますが、今年度の一般会計当初予算では、 新学校給食共同調理場や奥沢保育所、学校再編に関連して手宮地区統合小学校の建設など大型な事業を 実施し、それらの財源などとして約62億9,000万円の市債の借入れを予定しております。借入時期は来年 5月を予定しており、その時点での金利の状況にもよりますが、金利の上昇が続いた場合、市債の借入 れに伴う金利負担の増加が懸念されるところであります。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)

〇16番(林下孤芳議員) 次に、奥沢水源地の保存と活用について伺います。

奥沢水源地の保存・活用については、昨年8月から検討委員会を設置して、奥沢水源地の歴史、ダムの廃止に至った経緯、奥沢水源地にある既存施設について、現況特性と課題など、多岐にわたる分析に

基づき、ビューポイントやゾーニングに至るまでの保存・活用基本構想(案)が取りまとめられ、夢と 歴史とロマンが自然の中に溶け込んだ大変すばらしい内容だと感動いたしております。

保存・活用のテーマは、歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出として、新たな施設としては、学習、憩い、交流、周遊、保全の機能を持たせるとしており、家族連れで水遊びができる水辺、ピクニックを楽しむ緑地、ダム跡地には見学通路を整備し、奥沢水源地の原風景でもある溢流路、水すだれも保存するとされています。

奥沢水源地は、1908年1月4日の起工から、2度にわたる洪水災害に見舞われる難工事の末に、完成まで実に6年9か月もかかったと言われています。昭和60年には近代水道史的施設、水道技術史的施設、環境・景観的施設としての価値が認められ、道内最古の水道専用ダムとして、近代水道百選にも選定されるなど、奥沢水源地は100年余りにわたり市民に親しまれ、多くの市民が小・中学生や高校生の時代には、炊事遠足などで必ず訪れる思い出の場でもあり、市民の憩いの場であることは、現在でも変わりはありません。そうした意味でも歴史的遺産と自然景観をどのように保存・活用するか、市民の憩いの場をどのように創出するか、大変難しいテーマを取りまとめていただいた検討委員会の皆さんには、心から敬意を表します。

奥沢水源地保存・活用基本構想(案)は、まだ議会にも示されておりませんが、今後のパブリックコメントや小樽市の保存・活用基本構想策定までのスケジュールについてお示しください。

最近の新聞などには、各種団体が観察会を実施していることが報道されて、市民のみならず広い分野の方々から自然環境や水道遺産としての関心が高まっていることがうかがわれます。このタイミングを生かした取組こそが今後の小樽市の事業推進にも大変役立つと考え、私どもから幾つかの提案をさせていただきたいと思います。

私どもは、奥沢水源地周辺や奥に連なる山林は、水源地の保安林として、少なくとも100年以上前から手つかずの自然環境が保たれ、貴重な鳥類や動物の生息地として、また豊富な植物の群生地としても価値が非常に高いものと考えています。もちろん水源地としての機能を失った現在、一部の鳥類の生息に変化が生じていることが想定されますが、道などの専門家による調査をしていただき、この貴重な自然環境を生かした鳥類や動物の餌場となる水辺の整備や環境保全によって鳥類も数を増やし、遊歩道や木道の整備によって、手つかずの自然が残る奥沢水源地と奥に連なる山林は、小樽にしかできない施設になると思います。

旭山動物園や山の水族館の成功例は、自然環境に近い展示にこだわったからだと言われています。知 床の自然遺産と規模の違いはあるものの、豊かな自然環境と希少な鳥類や動植物をこれほど近い場所で 見られるのは、小樽市だけです。将来、新幹線の駅が設置されれば、日本一駅に近い自然公園施設とし て、小樽観光の柱にもなり得るものだと考えます。小樽市の基本構想の取りまとめに当たっては、でき るだけ多くの意見が反映され、自然環境と歴史がマッチする生の生態系が見られる施設となることをお 願いしておきたいと思います。

いずれにしても、小樽市としてはかつてない規模になることが想定されるとすれば、国や道に対して も財政や人材の支援を求めなければなりません。そのためには、市長も行政も議会も市民も一体となっ て実現に向けた取組が必要ですが、市長の決意をお示しください。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、奥沢水源地の保存と活用について御質問がありました。

初めに、基本構想策定までのスケジュールについてですが、奥沢水源地の保存と活用については、学 識経験者を含む8名で構成される検討委員会からの報告を基に、小樽市として基本構想案を取りまとめ たところであり、その内容を今定例会で報告し、御意見を伺いたいと考えております。その後、7月上 旬からパブリックコメント手続を行い、広く市民の皆様から御意見をいただき、9月上旬までには基本 構想を策定したいと考えております。

次に、奥沢水源地の保存と活用の実現に向けた取組についてですが、基本構想は、奥沢水源地周辺の約32へクタールの区域について、将来的な保存と活用の方向性を示すものであり、歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出を基本テーマとして考えております。基本構想案の策定に当たっては、議員との勉強会や市民から成る検討委員会での御意見を反映させて取りまとめ、今後も行政、議会、市民が一体となり、具体的な整備内容や事業手法の検討を進め、基本テーマの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)

〇16番(林下孤芳議員) 次に、人口減少と少子化対策について伺います。

人口減少と少子化については、市民の関心も高く、これまでも機会あるごとに取り上げてきましたが、 決定的な対策や解決策もないままに、小樽市の人口はついに13万人を割り込み、高齢化もさらに進むこ とになりました。市民の誰もが人口減少に歯止めをかけてほしいと願っております。その思いは市長も 議会も行政も共通であると思います。

子供の数は全国的にも減少傾向が続いており、特に最近は減少傾向がさらに加速しているとも言われています。東京都と沖縄県だけは子供の数は増加しているとのことですが、東京都は別として、沖縄県は人口に占める子供の割合も17.6パーセントで全国一、合計特殊出生率も沖縄県は全国一の1.90で、2位の島根県1.68、3位の宮崎県1.67に比べても群を抜いています。低いのは、東京都の1.09、京都府の1.23、北海道の1.26で、道内では全体的に微増傾向との分析もありますが、原因は分母となる女性の減少ではないかとも見られております。

我が国の人口減少は、38年前に合計特殊出生率が2.00を下回ったときから始まり、2005年には1.26まで低下した危機的状況が認識され、国や全国の自治体による子育て支援の取組などによって改善に向かっているとされていますが、合計特殊出生率2.00以上になるにはほど遠い状況で、また出生数と死亡者数の開きは、倍以上にも達することから、人口減少はまだまだとめることができない現状にあると理解しております。

小樽市も人口減少と少子化については、最も深刻な課題として対策を急がなければならないと考えますが、市長の認識はいかがですか。

まず、少子化対策ですが、合計特殊出生率全国一の沖縄県は、全国的にも注目を集め、マスコミにも 取り上げられておりますが、まち全体が子育て支援に協力的で、離島などで保育所や学童保育などにも 恵まれない中で地域全体で子育て支援にかかわる姿や、大きな産業もない地域で移住者を受け入れ、サ トウキビの栽培技術を教え生活を支えるなど、私たちが忘れていた日本の原風景のような支え合う心を 感じました。

国も自治体も子育て支援の環境を整えるために、支援策や補助事業、就業対策に力点を置き対策に取

り組んできましたが、若者とのニーズのミスマッチが起きているのではないかと疑問が生じております。 確かに現在の子育て世代にとっては、人口減少が続き、経済が低迷し、所得格差が拡大し、雇用の不安 と不安定化が常態化し、社会保障の重圧と東日本大震災や原発の過酷事故を経験する中で、結婚して子 育てをしていくにはあまりにも厳しすぎて、夢を描けずにいるのではないかとも感じるものです。失わ れた20年と言われますが、社会の変化は若い世代の価値観や豊かさ、幸福感を大きく変えることにもな っているのかもしれません。

小樽市も、子育で支援やおたる移住・交流推進事業研究会を立ち上げ、移住促進や各種の取組を推進して一定の成果を上げてきましたが、人口減少はますます深刻化しています。企業誘致をして就職しても、若者の流出は続いています。今まで小樽市が取り組んできた子育で支援や移住促進の対策が決して間違っているとは思いませんが、若い世代が今置かれている現状を考えると、価値観に違いが出てきて当たり前のように思えてなりません。

そこで、人口減少と少子化対策は、若い世代の移住に的を絞った政策に集中すべきと考えるものであります。小樽市は商業都市として繁栄し、ものづくりや工業製品、漁業や水産加工の分野でも北海道を代表する企業が軒を連ねていましたが、企業の流出とともに若者も流出してしまうというパターンが長く続き、一方では、1次産業やものづくりの企業では、高齢化による後継者不足も深刻になっていると言われています。工芸品の制作やスイーツで成功している例などは、若者が興味を示し、魅力を感じているものと言われています。思い切った発想の転換を図り、こうした分野に若い世代の移住を呼びかけることはできないのか、検討すべきと考えます。

小樽市は災害も少なく、自然環境にも恵まれ、子育てのしやすい環境にあることは、移住を考える若い世代には大変重要なアピールになると思いますが、市長の見解はいかがですか。

また、子育て世代の移住を考えるときは、住宅の確保が大きな課題ですが、市営住宅への優先入居や 間取りの確保をするなどの措置は、現在の市営住宅の入居基準では難しい課題もあると思いますが、改 正することはできませんか。

また、小樽市は、これまで住宅や土地など市民からの寄附の申出があっても、たとえ優良物件でも受け取らない方針をとってきましたが、移住者向けや子育て世代に活用できないものかと思います。これまでの空き家対策などの議論でも検討されたと記憶しておりますが、自治体が個人から不動産などの寄附を受ける場合の法的な問題点などについては、どのようなものがあるのかお知らせください。

人口減少と少子化は我が国全体の大変大きな課題ですが、小樽市は観光や中心市街地の活性化、ものづくり、1次産業など、あらゆる分野で若い力が必要です。市民が行政に一番期待しているのは、人口減少に歯止めをかけることです。ぜひ市長の決意をお示しください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、人口減少と少子化対策について御質問がありました。

初めに、対策についての認識ですが、人口減少と少子化は我が国全体に及ぶ問題であり、国の経済や雇用、社会保障などの施策により人口動態も大きく左右されることから、一つの地方自治体だけでは解決が難しい問題であると考えております。

根幹となる対策については、国が中心となって推進していく必要があると考えておりますが、本市といたしましても、人口減少や少子化を最小限にとどめるためのさまざまな取組を総合的かつ着実に推進

していく必要があるものと考えております。

次に、若い世代の移住の促進についてですが、これまでは定年を迎える団塊の世代を主なターゲットとして移住促進事業を進めてきましたが、本年5月にいただいたおたる移住・交流推進事業研究会の5年間の活動報告で検証されておりますように、今後は人口減少や少子化のほか、地域の活性化などといった本市の課題に対しても、より効果が期待できる起業希望者や現役世代を中心的なターゲットとして捉え、移住者の誘致に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、子育て世代移住促進のための市営住宅入居基準の改正についてでありますが、市営住宅では入 居機会の公平性を確保する必要があるため、抽選などで入居者を決定していることから、移住世帯だけ を優先するために基準を改正することは難しいと考えております。

しかし、現行の基準の中であっても、多少郊外にはなりますが、比較的応募倍率が低い住宅や随時に 入居できる住宅もありますので、今後は市のホームページで移住者向けにこれらの住宅をお知らせして いきたいと考えております。

次に、市民からの寄附の申出があった住宅や土地などを移住者向けや子育て世代に活用する場合の問題点等についてですが、市民から寄附のあった住宅などを市が売却や賃貸などで活用する行為は、対象が移住者や子育て世代であることに限らず法的な問題は発生しないものと考えておりますが、不動産業界などの経済活動を圧迫するおそれがあります。また、活用できなかった場合には、市が維持管理経費を負担していかなければならないことから、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、人口減少に歯止めをかけることへの決意でありますが、我が国全体の人口が減少する中、まずは人口減を最小限にとどめることが重要であると認識しております。人口減に対する特効薬はありませんが、交流人口の拡大や地域経済の活性化により雇用の場を創出し、特に若年者の流出をとめることが重要であると考えており、今年度予算においても経済・雇用対策を重点施策に位置づけいたしました。

また、これに加え、子供を産み育てやすい環境づくりや、移住促進などの取組を総合的かつ着実に推進していく必要があるものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)

〇16番(林下孤芳議員) 次に、原発の再稼働をめぐる市長の認識について伺います。

5月30日付けの新聞、泊原発停止1年、首長に聞くと題するインタビューで、「安全確認後に再稼働を」との大見出しで市長の発言が報じられ、翌日には訂正記事が出されましたが、大変ショックを受けました。私どもは、市長の発言を封じ込める意思や撤回を求めるものではありませんが、原発政策をめぐっては、福島第一原発の事故以来、一貫して原発の再稼働に反対の立場を明らかにしてきました。そうした立場から、情勢認識として、市長と少しでも一致できるものがあれば、との立場で質問させていただきたいと思います。

まず、原子力発電所の再稼働について、再稼働の是非は軽々にお話はできないが、国が安全だと判断したのなら反対するものではないとお答えになっております。確かに原発の安全性については、福島第一原発で過酷な事故が起きるまでは、原発の安全神話がつくられ続けてきました。本市の市民を含む多くの国民もそれを信じて、CO₂を出さない安いクリーンエネルギーとして原発は評価され、私たちも一抹の不安もありながらも過渡的なエネルギーとしての役割を認めてきました。

しかし、福島第一原発の過酷事故により、原発の安全性は、あくまでつくられた安全神話にすぎず、

安全な原発などあり得ないことが明らかになったと思います。福島第一原発では、いまだに放射能漏れが続き、それを食いとめるために多くの作業員が被曝の危険にさらされ、今なお従事しています。避難住民は15万人にも上り、いまだに帰還のめどもなく、避難を余儀なくされています。そして、非常に不安定な状態で保管されていると言われる使用済核燃料棒は、安全に取り出す技術や方法すら確立できず、より深刻な過酷事故が再び起きる危険にさらされていると言われています。

我が国は、地震列島と言われるほど地震が多発しています。我が国は、地球上の面積の0.25パーセントにもかかわらず、地球上で発生するマグニチュード6以上の地震の20パーセントが発生しているとのデータがあります。特に東日本大震災を契機として地殻変動が続き、東海・東南海地震の危険度も高まっていると言われています。アメリカの地質調査機関は、地球規模での地殻変動期に入っているとの判断から、地震観測を強化して、原発事故の可能性の分析を進め、対策を強化していると報道されています。そうした厳しい環境の中で、国の原子力規制委員会は、産業界の圧力や電力業界の批判にさらされながらも、厳しい判断を示しています。

しかし、安倍政権は、原子力規制委員会のメンバーを一新して、参議院議員選挙後には再稼働に向けて動き出すとの観測が流れています。それが現実になるとすれば、国の安全宣言は、また安全神話に逆戻りする懸念があります。再稼働を考える上で、このような地球規模の地殻変動と原発の安全確認は、しっかりと検証されなければならないと思います。何より万が一にも事故が起きたときに制御できない原発を本当に再稼働していいのか、このことが福島第一原発の過酷事故を経験した私たちが考えるべき規制基準でなければならないと思いますが、市長の見解はいかがですか。

次に、電気料金値上げについて検証してみたいと思います。

確かに市長が指摘するように、火力発電所の燃料費がかさんでいることは現実の問題ですが、全国で唯一原発を運転している福井県の大飯原発を持つ関西電力は、5月から電気料金を値上げしています。福島第一原発事故が起きるまでは原発の発電コストが一番安いと言われてきましたが、それは本来すべきである事故のリスクに備えた投資や安全の確保に対する投資を怠り、コストを抑えてきたからではないでしょうか。

北海道電力は、泊原発1号機から3号機が本年12月から順次再稼働することを前提として、家庭向けの電気料金の10.2パーセントの値上げを申請しています。審査に当たる経済産業省の専門委員会で、2015年度までに再稼働が実現しなかった場合、平均で35パーセント程度の値上げが必要との説明を行ったと言われています。つまり、原発が停止すると、電力が足りなくなるのではなく、原発を動かさなければ電力会社の経営が厳しくなるということです。原発は、運転を停止中でも運転中と同じ監視体制が必要で、使用済核燃料の冷却にも大量の電力がかかっているために、電力会社は一刻も早く再稼働を望むのは当然と言えます。

我が国の原発50基を維持・管理する費用は、停止中でも年間1兆2,000億円もかかっています。世界でトップクラスの高コスト電気料金は、地域独占が認められ、競争原理が働かない規制によって守られ、全ての費用を電気料金に含めることが許されているのは、現在の自由主義経済の日本社会では、電力会社以外にはありません。銀行出身で経済に精通した市長として、北電の電気料金値上げをどのように考えているのか伺います。

使用済核燃料の安全な処分方法や数万年にも及ぶとされる管理の方法も、原発が稼働して約50年を経過した現在でも確立しておりませんので、当然のことながら正確なコスト計算もできておりません。原発の安全性を求めるには、最終処分までの安全な方法を確立しなければ、再稼働はあり得ないと考えます。

次に、再生可能エネルギーは、どの程度原発のかわりになり得るのかということについて、市長の認識を伺います。

私どもは、再生可能エネルギーの開発技術の進歩や脱原発を進めるべきとの思いから、再生可能エネルギーのごく一般的な現状について訴えさせていただき、共通認識に少しでも近づければ幸いと考えています。

先般、NHKで、「北海道のナンモン!」という、電力不足は解決するのかということを取り上げた特集番組がありました。その中で、北海道の自然エネルギーの潜在能力は非常に高く、風力、太陽光、地熱、バイオマス、小水力など、現在でも技術的に実現が可能な自然エネルギーは1億キロワットにも及び、北海道で使われている電力をはるかに上回り、我が国の使用電力の半分にも達するとされています。高橋北海道知事も、自然エネルギーの拡大は地元の雇用の拡大にもつながり、有望な産業として、現在あるさまざまな規制の見直しや条件の整備については国に働きかけてまいりたいとコメントしています。

北海道は特に地熱発電の潜在能力が非常に高く、全国で開発可能な地域の7割が北海道に集中し、発電能力は泊原発の8倍の1,674万キロワットもあり、安定した発電が可能であるとされています。森町では、既に発電所が稼働し、排出される熱や蒸気はビニールハウスの熱源として活用され、無駄のない効率的な産業になっているとのことです。現在のところ、熱源の多くが国立公園内にあるため規制が多く、昨年規制の一部見直しが行われたと言われていますが、まだ調査段階であり、今後に期待しているとのことであります。

風力発電は、管内の寿都町が早くから設置して、効率的な発電を行っていますが、送電網の能力が低く、採算性はいいものの、フル稼働はできないとのことであります。苫前町では、現在42基の風力発電機が設置されていますが、将来的には123基までの増設を見込んでいます。ここでも送電線の能力がない、発電に変動があり調整が難しいとの理由で北電が買取りを拒否し、メガソーラーの計画についても、北電の買取り制限によって断念や撤退が相次いでいることが明らかになっています。

やはり自然エネルギーの活用には、発送電の分離や電力の地域独占の見直し、時代に合った規制や法 令に改正していくことが重要になっています。

北海道と同様に人口500万人規模のデンマークでは、風力発電機の80パーセント以上が個人所有の土地にあり、個人が風力発電機を設置して農家にとっても貴重な収入になっているとのことで、北海道の20倍に当たる約5,000基の風力発電機が稼働しており、民間のメンテナンス会社が通常の点検や異常時の対応も全て行って、問題はないとのことです。送電網の整備も専門の整備会社が担い、各地域間の送電の調整はコントロールセンターが行い、あらかじめ地域ごとの発電量をコンピュータに予測させ、不足分を火力発電で補う仕組みとなっています。現在、デンマークの総発電量の約30パーセントを風力発電で賄い、コントロールは可能で、ドイツやスウェーデンの近隣諸国との協力で、風力発電を50パーセントにまで増やす計画と言われています。

バイオマス発電については、十勝の大樹町の飼育農家が4億円の設備投資をしてバイオマス発電のプラントを建設して、1,500頭の牛のふん尿から年間約8,000万円の収入を得ているとのことで、厄介者であったふん尿が電力に変わり肥料として再生され、農家にとって大変大きな収入源になっております。しかも、このプラントは、地元企業が全て請け負い、完成させたと言われています。先端技術や地域経済への波及効果と、まさに地産地消のエネルギーとして、国内はもとより世界中から注目を集め、視察が殺到しているとのことです。

北海道では、1年間に及ぶ節電生活を原発なしで乗り切りました。市民からも冬の節電は命にかかわ

るとの懸念の声が多い中で、市長も苦悩の1年であったと思いますが、北海道だけを見ても、この10年間、人口減少が続く中で、消費電力を10パーセントも増やしてきました。その44パーセントは原発によるもので、安全性やコストに何の疑いもなく、ただ豊かな生活を謳歌してきたのではないかと思います。

福島第一原発の過酷事故は、途方もない損害と苦痛を国民に与え、しかも今後何世代にもわたって負の遺産として引き継がれることになります。教訓としてはあまりにも大きな代償ですが、原発に絶対の安全はないこと、原発の発電コストは非常に高いことを確認した以上、国や電力会社の方針にとらわれることなく、自然エネルギーの宝庫である北海道と小樽の再生のチャンスとして、脱原発、自然エネルギーへの転換へと踏み出すべきと考えますが、市長の認識を伺います。

以上、4項目について、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、原発の再稼働をめぐる認識について御質問がありました。

初めに、原子力発電所の再稼働についてでありますが、現在、原子力規制委員会において、福島第一原発事故を教訓に、シビアアクシデント対策や地震・津波対策を含む新規制基準の検討が行われているところであり、本年7月に基準が策定されると伺っております。

原発の再稼働については、私は、何よりも安全性の確保が最優先であると考えているところであり、 今後原子力規制委員会が策定する新規制基準に基づき、科学的・技術的見地からその安全性について厳格な審査、確認をしっかりと行うべきものであると考えております。いずれにいたしましても、再稼働については、国の責任において、新規制基準に基づく安全性の確保、電力需給、社会経済への影響などを踏まえ、総合的に判断すべきものと考えております。

次に、北電の料金値上げについてですが、一般家庭や小規模工場などを対象とした値上げは、国において審査が行われ認可されるものであることから、市がその料金設定の妥当性について判断できるものではないと考えておりますが、これまで節電を行ってきた市民の皆さんや、企業努力を行いコスト縮減を図ってきた事業者の皆さんなどへ大きな影響が及ぶことを懸念しております。北電には、引き続き最大限の企業努力を行っていただくとともに、市民や事業者の皆さんに情報の公開を積極的に行いながら、丁寧でわかりやすい説明により理解を得る努力をお願いしたいと考えております。

次に、脱原発、自然エネルギーの認識についてですが、電力の固定価格買取制度が昨年から開始され、 化石燃料の枯渇や地球温暖化対策、エネルギー源の分散化や自給率の向上、また経済成長実現のための 手段の一つとして、再生可能エネルギー導入拡大の重要性は、ますます高まっているものと認識してお ります。したがいまして、再生可能エネルギーで安定的な電力供給が確保されることとなった場合には、 原子力発電所はゼロとなることが望ましいと考えておりますが、送電網などの課題も整理されていない ことから、現状では全ての電力を再生可能エネルギーで賄うことは難しいのではないかと考えておりま す。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 多くはこの後の委員会でも質問させていただきたいと思っていますけれど も、原発問題については、おおむね市長の答弁も非常に前向きで理解ができるところなのですが、やは り電力会社の地域独占、あるいは料金に全てのコストがはね返るという仕組みについては、恐らく国が 原発政策を推進するためにこういった逆の規制をしてきたのだろうと私は理解をしているわけであります。そこで、経済に精通した市長として、このような料金体系や、地域独占をやるような政策というのは、日本にあるのはやはりおかしいのではないかと思いませんかと、私はこういう思いから主張をいたしました。

例えば、NTTが電電公社から民営化されたときは、電電公社の通信網を利用して民間業者が参入して、その通信網をフル活用して、現在は携帯電話にかわっておりますけれども、いまだにそういう影響が、NTTを脅かすほどの競争が働いているという現状であります。いろいろなことで、私も国鉄改革を経験しましたけれども、やはりその課題というのは、いまだに尾を引いているものもありますが、国民に不便をかけたり、サービスが低下したりしたということは全くありませんし、本当にそういう規制を改革するほうが、私は重要な課題ではないかと思います。骨太の方針の議論も若干したいとは思っているのですけれども、まさに頑張る地方自治体に対する国の支援というものをもっと活用して、強いて言えば、電力会社の地域独占を崩していくためには、むしろエネルギー特区などというものをつくってやっていく余地は、十分にあるのではないかと考えるわけですが、その点について市長の認識はいかがでしょうか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

〇市長(中松義治) 林下議員の再質問にお答えいたします。

北海道電力の電気料金の値上げについての御質問かと思いますが、先ほど答弁させていただいたように、やはり私どもとしましても、一般家庭においても、できれば値上げをしていただきたくないというのが本音でありますけれども、電気がないというのも、我々の今の日常生活にとっては大変なわけでございます。ですから、やはり電気の供給ということは安定的にしていただきたいというのも、一方ではあるわけでございます。

それとあわせて、料金値上げについては、今、答弁させていただきましたように、北電においては、 やはりしっかりとした詳細な説明をしていただきまして、私ども市民、あるいは企業経営者にも御理解 をいただけるような取組はお願いしたいと思っております。

ただ、本音を言うと、できれば料金値上げはしていただきたくないというのが本音でありますけれど も、そのようなことで御答弁をお許しいただきたいと思います。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

〇16番(林下孤芳議員) 私は、そういったことをいろいろな角度から取り組めば、全原発の再稼働 は必要ないのではないかということが最終的な結論でありまして、ぜひこれからもそういった視点で、よりよい有効な方法があれば、知恵を出し合って、こういうことは乗り切っていくべきだと考えております。

以上で質問を終わります。後ほどまた委員会で質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時11分

〇議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇) (拍手)

〇4番(吹田友三郎議員) 平成25年第2回定例会に当たり、一新小樽を代表して市長、教育長及び関係理事者に質問させていただきます。

昨年12月に政権交代が行われ、安倍政権が誕生、景気浮揚を第一の目標とする政策を日本銀行とともに進め、アベノミクスなる造語も歩き出し、日本経済への期待から円安・株高が大幅に進み、輸出産業を中心とする国内産業の設備投資が増加傾向となり、国内景気に好影響があるということが考えられます。

しかし、国にとっては、国際社会から要請されております財政の健全化は重要課題であり、グローバル経済への影響に対する大きな役割を国際社会から求められております。それでも、私には、国民の消費活動が少し好転し、日本が暗いトンネルから少し明るい出口が見えてきたように感じられます。

一方、税は、国民がひとしく必要な公共のもの、サービスに必要な資金として集めたものを再配分することが求められています。税は基本的に累進制をとっており、税を支払っている者はその税が適正に公共のために使われているか、そして税を支払いたくても課税対象とならない収入の人たちへの再配分が行われているか、大いに関心を持っていると考えています。私は、小樽市民の皆さんには、自分たちが支払っている市民税、固定資産税など、地方税の使われ方に関心があると思いますが、国民は国税として払う所得税等をより多く負担しており、その一部が地方交付税交付金、補助金などとして本市に入ります。市議会議員は、本市における国税の使い方についても、しっかりとチェックしていくことが求められているものと考えております。

初めに、総務に関連して質問させていただきます。

本市の存続が危ぶまれる少子高齢化の問題であります。

人口動態について、今後の社会動態、そして自然動態の推移と将来人口はどのような展開となります か、お尋ねいたします。

高齢者及び新生児の大幅な減少による税収及び地域経済への今後の影響についてどのように考えておられますか、伺います。

人口減少に伴い、本市の歳入の中でも重要である、国及び北海道からのさまざまな交付税、交付金、 譲与税等における影響について、数字的にはどのような減少となることが予測されますか、伺います。

本市では、観光を中心とした一過性の購買に主力を注いでおります。しかし、地域経済は、そこに住む人々の通年の消費行動が支えており、新しい命が誕生し、この地域に根づくことが必要であります。

東京のある区では、子供が生まれる家族、子供がいる家族を特別の扱いとして公営住宅に優先して入居させることを進めており、このことについては地方のある町が同様の取組をされ、その地域では奇跡と言われる、乳幼児を含む若年人口の増加があるようです。

本市は、今後、新しい家族がつくられ、そして新しい命が生まれる環境づくりを進めるためにも、このような市営住宅についての取組ができないか、伺います。

本市も、地域社会が消滅しないように将来を見据えた政策に総務部が中心となり取り組む必要がある と考えます。市長の見解をお尋ねいたします。

続きまして、公共工事の契約等について質問いたします。

本市では、公共事業について、基本は工事担当課において設計等に係る業務を行っているものと考え

ております。また、契約管財課におきまして、建設工事最低制限価格制度と建設工事低入札価格調査制度による最低制限価格又は調査基準価格や予定価格が設定され、入札が行われていると考えております。 私は、公共工事において実際に入札決定した金額が工事予定金額からして高いのではないかと考えており、これにはどのようなことが考えられるか質問いたします。

まず、小樽市建設工事最低制限価格制度実施要綱及び小樽市建設工事低入札価格調査制度実施要綱は、どのような経緯で制定されたものですか。

この二つの制度ができたことにより、本市にはどのような有効性、有用性が発生したと考えますか、 伺います。

最低制限価格制度実施要綱第3条の最低制限価格の設定については、第1号、直接工事費の額、第2号、共通仮設費の額、第3号、現場管理費の額、第4号、一般管理費等の額に、各号に定める割合を乗じた額の合計額となっております。

ここで、中央公共工事契約制度運用連絡協議会なるものが影響するものと考えられます。この協議会は、中央官庁13機関、内閣府、防衛省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省等の大臣官房会計課長等、そして公団等21機関、鉄道、空港、高速道路等の経理部長、財務部長等で協議会がつくられており、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用を目指し、現在は平成23年4月に改正された、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考とするように、都道府県、市町村に総務・国土交通両省から通知されております。

先日、私は、国土交通省大臣官房地方課にお邪魔し、契約制度のモデルについて話を伺い、国の示す 算定は競争にならない制度ではないかと言いましたら、担当者は、国では入札にあっては予定価格、制 限価格の事前公開はなく、公共工事の入札の多くは提案型となっているため、入札価格が制限価格を下 回っても、その内容を審査し、適切であるときは契約となりますので、特に支障はないとのことでした。 また、このモデルは参考でありますので、各地域の実情を考慮した制度となると考えているとのことで した。

小樽市建設工事最低制限価格制度実施要綱第4条において、本市の最低制限価格を設定したときは、 一般競争入札では入札公告に、指名競争入札では指名通知によりその旨を周知することとなっておりま すが、なぜ周知が必要と考えますか、伺います。

本市では、入札を行うときに、予定価格を事前に公表しておりますが、国土交通省では入札前にこのような周知はしないように、との要請を行っていると言っております。国は、「低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約後の公表とすること。予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとすること」としています。本市では、この点についてどのような理解となっておりますか、伺います。

また、低入札価格調査制度実施要綱の調査基準価格と、先ほどの最低制限価格との違いはどのような ものになっているのか、また、この2制度の使い分けはどのように行われていることとなっているもの ですか、伺います。

これより、二つの入札について質問いたします。

一つ目は、平成24年5月30日に行われた新学校給食共同調理場新築工事についてであります。

本市の公共事業につきましては、多くの場合、分離発注ができると考えられるものは、どのような進め方をされておりますか。新共同調理場工事におきましては、どのように取組をされたのでしょうか、 伺います。

このたびの工事では、本体工事以外に空気調和設備工事、衛生設備工事その 1、衛生設備工事その 2 の三つの附帯工事があり、入札参加者が10社で、全部の業者が三つの工事の入札に参加し、空調設備工事では予定価格の94.96パーセントで、衛生設備工事その 1 では予定価格の95.20パーセント、衛生設備工事その 2 では予定価格の96.57パーセントで落札されました。入札結果を見ますと、同日に入札が行われております。各入札には、発注者の要請と思いますが、J V を組んで参加され、三つのそれぞれの入札におきまして、J V の組合せは違ったのですが、10社中 9 社がこの三つの附帯工事のうちの一つずつに参加することとなりました。

先月に会計検査院と国土交通省に行った折、この入札結果の感想を求めたところ、担当者からは、このようなこともあるのですねとのコメントしかいただけませんでした。市長は、このような結果となりましたことについて、どのような感想をお持ちか、伺います。

二つ目は、奥沢保育所新築工事であります。

この工事は、本体工事、機械設備工事、電気設備工事に分かれて入札が行われ、本体工事は予定価格の94.95パーセントで、機械設備工事は予定価格の94.74パーセント、電気設備工事は予定価格の94.73パーセントで入札が終わりました。

私は、この工事の予定価格、調査基準価格及び最低制限価格が適切かについて独自に検証することとし、工事見積りを行う業者には、実際に工事ができるわけではありませんので、これをつくることに要した費用は私が払うことで依頼をし、小樽で工事をするときの工事金額を出してもらうこととしました。そして、自社が存続することができる利益をつけることを条件としました。市から仕様書と図面のみをいただき、札幌の業者にお願いしました。札幌市では、仕様書に数量等の記載がありますが、小樽市にはそれがないため、余分な時間がかかりました。結果を見ますと、本体工事は予定価格1億6,620万円に対し84.8パーセントで、調査基準価格89.3パーセントより4.5ポイント少ない金額です。機械設備工事は予定価格の86.5パーセントで、調査基準価格89パーセントより2.5ポイント少ない金額、電気設備工事は予定価格の81.1パーセントで、最低制限価格88.2パーセントより7.1ポイント少ない金額でありました。本市には、建設工事低入札価格調査制度実施要綱がありますが、このたびの奥沢保育所の三つの工事の失格基準となる工事価格は幾らとなりますか、伺います。

私としては、今回の結果を見て、予定価格及び最低制限価格、調査基準価格の設定が高すぎるのではないかと考えますが、この金額設定にはどなたがかかわられ、どなたがその決定をされたのですか。

最低制限価格制度・低入札価格調査制度両実施要綱の第3条第2項では、前項の規定にかかわらず、 市長は、特に必要があると認めるときは、最低制限価格及び調査基準価格を下限額から上限額までの範 囲内で任意に定めることができるとなっておりますが、この工事を含めこの1年間のさまざまな工事で は、市長が特別な配慮をしたものがありますか、伺います。

また、そのようなことがあった場合は、その根拠もお示しください。

私は、入札方法について、1、入札に係る予定価格は事前公表せず、より競争性を高めること、2、入札では工事内容の提案を積極的に受け入れ、工事内容の適正化と工事金額の低廉化に努めること、3、入札に使う小樽市からの仕様書は、数量等詳細な内容を付記し、入札参加者の事務の効率化を図ること、4、入札決定者には札幌市のように入札決定日に工事費内訳書の提出をさせ、工事内容が適切に積算さ

れているか確認し、契約を進めることとの4点を提案いたします。市長は、これらの点についてどのようなお考えをお持ちですか、伺います。

このたびの工事金額を見積もるために、100万円以上の金額がかかりました。市の公共工事の入札参加 業者は、毎回の入札で多額の見積費用がかかっていると思われますが、その費用はどのようにして取り 返すことになりますか。市長はどのように認識されておりますか、伺います。

次に、市職員の給与の問題であります。

国は、財政の健全化を主軸に、国家公務員の給与削減を進めております。このたび、地方に対して国 に準じる形で削減を求めており、一般国民、そして小樽市民も、公務員の給与、報酬は国民の生活実態 に合っておらず、高いと考えております。

本市におきましては、限りある財源を、将来への投資を基軸とした政策に投入できる財源として確保 することを踏まえ、事務費の削減の中心となるものは人件費であり、市は適切な経営判断をとることが 必要と思いますが、市長は財政の縮小を踏まえた対応はどのようにされますか、伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、総務に関連して御質問がありました。

初めに、少子高齢化についてですが、今後の社会動態及び自然動態の推移と将来人口の展望について、 社会動態の面から見ますと、昭和34年以降、転出者が転入者を上回る、いわゆる転出超過の状況となっ ており、また自然動態につきましては、昭和62年以降、死亡者数が出生者数を上回った状態で推移して おります。全国的にも人口が減少し、少子高齢化が進むことが想定される中で、本市においてもこれま でと同様の自然動態、社会動態が続くものと考えられ、人口減少は避けられないものと考えております。 次に、人口の減少による税収、地域経済への今後の影響についてですが、まず税収への影響について は、本市の歳入、とりわけ自主財源として最も大きなウエートを占める市税収入の減少を招くこととな り、財政が硬直化し、行財政運営に支障を来すおそれがあります。

また、地域経済への影響については、生産力や購買力、さらにはまちの活力の低下を招くこととなり、特に新生児の減少は将来の働く世代や子育て世代の減少につながるもので、本市にとって重要な課題の一つであると認識しております。

次に、地方交付税等の人口減少による影響についてでありますが、地方交付税は算定の基礎となる測定単位に国勢調査人口が多く用いられているほか、地方消費税交付金や交通安全対策交付金においても、国勢調査人口を基礎に配分されております。数字的な影響ということでありますが、毎年度の配分総額が異なることから一概に申し上げられませんが、地方交付税の国勢調査人口を測定単位としている項目を平成24年度算定方式で試算いたしますと、人口1人当たりの基準財政需要額は約13万円と見込まれます。

次に、子育て世帯に対する市営住宅の優先入居についてでありますが、現在、市営住宅では子育て世帯から高齢者世帯まで、幅広い世帯からの入居希望が多いことから、子育て世帯のみを優先的に入居させることは難しいものと考えております。

しかし、比較的応募倍率の低い住宅や、公募によらず随時入居が可能な住宅もありますので、申込窓口などでこれらの住宅を積極的に紹介していきたいと考えております。

次に、将来を見据えた政策の取組に対する見解についてですが、我が国全体が少子高齢化や人口減少の傾向にある中で、まずは人口減を最小限にとどめることが重要であると認識しております。人口減に対する特効薬はありませんが、地域経済の活性化や子供を産み育てやすい環境づくり、移住促進など、さまざまな取組を総合的かつ着実に推進していく必要があると考えております。人口対策は、各部署のそれぞれの施策を積み重ねていくことが重要でありますので、今後も必要に応じて庁内の横断的な調整を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共工事についてですが、まず建設工事最低制限価格制度実施要綱などの制定の経緯についてですが、平成12年、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が公布されたことから、国や地方自治体では、入札、契約の適正化の促進により、より一層の公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展に向け、取組を進めてまいりました。その取組の一つとして、いわゆるダンピング受注の防止を図るため、全国の地方自治体でも最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入を進めていたことから、本市においても平成17年に要綱を制定したところであります。

次に、最低制限価格制度などの本市における有効性、有用性についてですが、いわゆるダンピング受注は、工事の質の低下を招くだけではなく、下請企業や労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招き、さらには建設業者の自転車操業を助長することになり、建設業の健全な発展を阻害すると言われております。本市においても、最低制限価格制度などの導入は、ダンピング受注の防止にもなっているものと考えております。

次に、最低制限価格の設定の入札公告などでの事前周知の必要性についてですが、入札においては、 最低価格入札者を落札者とするのが基本であるため、最低制限価格等を設定した場合は、入札参加者に 対し、落札者の決定方法として周知は必要であると考えております。

次に、予定価格の事前公表についてですが、本市では、予定価格の事前公表を平成13年度から実施しており、その時期は、国や全国の地方自治体でも予定価格の事前公表を進めておりましたが、その後、入札価格が同額のくじ引による落札者が増加し、競争性を阻害する結果等の理由から、事後公表に変更している傾向にあります。本市においてはくじ引による落札が少ないこと、また他都市では事後公表に変更してもくじ引が多発しているとの話もあり、今後も予定価格の公表の時期については、研究していかなければならないものと考えております。

次に、本市における最低制限価格制度と低入札価格調査制度についてですが、本市では、設計金額3,000 万円未満の建設工事については最低制限価格制度を、3,000万円以上の建設工事については低入札価格調 査制度を適用することができるものとしております。

次に、工事の分離発注についてですが、本市の発注工事では、市内業者の受注機会の拡大などを考慮 し、建築工事では工種ごとに本体工事、電気工事、機械設備工事、外構工事などに分離し、発注をして おります。

次に、新学校給食共同調理場新築工事の分離発注についてですが、本工事は工事費が多額であるため、 電気、機械設備ともに同規模工事での市内業者が過去に受注した実績がないこと、また施工中における 資金力のリスクを回避するため、分離して発注したところであります。

次に、新学校給食共同調理場の新築工事の入札結果に対する感想についてですが、落札率については、 参加業者がそれぞれの工事ごとに企業努力を反映した結果であり、また落札者については、入札の結果 として参加業者の受注の拡大につながったものと考えます。

次に、奥沢保育所の新築工事の失格基準の工事価格についてですが、本体工事の失格判断基準額は、 直接工事費は1億375万3,500円、共通仮設費は467万8,100円、現場管理費は668万5,000円、一般管理費 等は348万9、300円となっております。

また、機械設備工事の失格判断基準額は、それぞれ3,627万4,500円、145万400円、351万4,700円、125万6,100円となっております。

次に、予定価格及び最低制限価格などの金額は誰が決定するのかという御質問についてですが、設計 担当課が設計金額及び最低制限価格などを計算し、予定価格の金額に応じ、決裁権者が決定いたします。

なお、最低制限価格及び調査基準価格を算出する際の計算式は、国の中央公共工事契約制度運用連絡 協議会で作成されたモデルを採用しております。

次に、私がこの1年間で最低制限価格及び調査基準価格を任意に定めたことがあったかということについてですが、昨年度も今年度もありません。

次に、吹田議員の提案に対する見解ですが、まず予定価格の事前公表についてですが、先ほどお答え いたしましたとおり、今後も研究していきたいと考えております。

次に、工事内容の提案の受入れについてですが、本市ではこれまで提案型の発注は行っておりませんが、今後の発注工事で大規模かつ特殊性がある工事については、検討してまいりたいと考えております。 次に、仕様書についてですが、入札参加者が効率よく積算事務を行えるよう、今後、設計図書の内容の記載を検討してまいりたいと考えております。

次に、入札決定者に工事費の詳細な内訳書の提出を求めることについてですが、本市では工事の着手時に内訳書の提出を求めておりますが、詳細な内訳書の作成は業者の事務の負担につながるということもあり、今後も他都市の取扱いなどを参考に研究していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、国や全国の地方自治体においてもさまざまな取組を行っており、本市におきましても、競争性や透明性を高めた公共工事の発注や契約方法に関し、今後も検討は必要なことと考えております。

次に、入札参加者の入札にかかわる見積費用についてですが、入札参加者は建設業を営んでおり、当然その会社には設計図書などを基に工事費を積算できる専門の技術者が在籍しておりますので、それら職員の人件費も含めて入札金額を算定したものと考えております。

次に、市職員の給与についてですが、財政規模の縮小を踏まえた対応について、本市では組織の改編や業務委託の推進などにより人件費総額の抑制を図ってきたところであり、今後とも時代のニーズに合った組織づくりを進めながら、人件費規模の適正化に努めてまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)

〇4番(吹田友三郎議員) 次に、厚生に関連して質問いたします。

初めに、地域総合整備資金貸付金についてであります。

平成25年度一般会計補正予算の保健所総務費に、北海道済生会への地域総合整備資金貸付金として3 億円が、市債を財源として計上されております。この地域総合整備資金貸付とは、どのような経緯でつくられ、どのような内容の事業なのですか、伺います。

北海道済生会は、新病院が完成目前となっておりますが、病院建設事業は平成25年度当初から既成の 事実としてありました。当初予算ではなく補正予算として組むこととなった経緯、貸付金の金額が3億 円であることの理由、そして今後、市の予算上の負担となる起債の利息分の総額はどのようになるかを 伺います。 今後、本市におきまして、地域総合整備資金貸付金を使って施設整備事業の対象として想定される事業には、どのようなものがあると考えられますか、伺います。

次に、生活保護についてであります。

生活保護総務費に生活保護システム改修等経費119万8,000円が、特定財源、国庫補助金10分の10で計上されております。このたびの生活保護基準の改定は、どのようなものとなりましたか。生活保護受給世帯にとりましてはどのような影響がありますか、伺います。

母子世帯となって生活保護となっている世帯数は、過去3年間で何件ありましたか。

また、新しい伴侶を見つけられ、結婚されて生活保護が廃止になった世帯は、過去3年間で何件ありましたか、伺います。

福祉の立場ではありませんが、母子世帯の子供の健全育成の観点からも、できれば両親の下でと考え、 行政がかかわる「婚活」を今後検討されてはいかがでしょうか、伺います。

幸せな家族、児童の健全育成、そして生活保護関係費の削減のために、大切なことと考えます。 次に、市町村子ども・子育て支援事業計画策定についてであります。

平成25年度一般会計補正予算に、民生費の児童福祉総務費に子ども・子育て支援事業計画策定経費として380万円が計上されております。このことにつきましては、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定との関連が考えられますが、本市の策定作業に北海道はどのようなかかわりを持つこととなりますか。

また、地方版子ども・子育て会議なる組織の設置と、この計画策定とのかかわりはどのようになると 考えますか、伺います。

市町村の計画策定のタイムスケジュールはどのようになりますか、お尋ねいたします。

このことに係り、教育、保育、子育て支援を踏まえ、認定こども園、幼稚園及び保育所等の担当部局を一元化することが求められていると考えておりますが、本市は今後どのような組織体制で取り組むこととなりますか、伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、厚生に関連して御質問がありました。

初めに、地域総合整備資金貸付、いわゆるふるさと融資についてですが、まず制度がつくられた経緯ですが、平成元年に地域活性化の促進を目的として、民間の事業者等が地域振興に資する施設設備などの社会資本を整備する際に、地方自治体が金融機関と共同して費用の一部を貸し付ける制度として創設されたものであります。

次に、貸付制度の内容ですが、地方自治体が地方債を原資として、財団法人地域総合整備財団を通じ、 民間の事業者に対して、施設整備等に係る事業に要する経費の一部を無利子で貸し付ける制度でありま す。

なお、貸付期間は15年以内で、地方自治体が負担する地方債の償還利子については、75パーセントが 地方交付税措置により補填されることになっております。

次に、貸付金を当初予算ではなく今回の補正予算として計上した経緯についてでありますが、北海道 済生会からのふるさと融資制度による借入申込みが本年4月にありましたので、直近の第2回定例会に 補正予算として計上したところであります。 次に、貸付金額につきましては、今回、北海道済生会から3億円の借入申込みがあったところであります。

また、今後の起債に係る償還利子の総額につきましては、直近の国の長期貸付金利の利率で試算いた しますと約2,000万円となりますが、地方交付税で措置される分を除く実質的な負担は約500万円と見込 んでおります。

次に、今後、ふるさと融資制度による施設整備事業の対象として想定される事業についてですが、地域の振興、活性化を図るという制度の目的に照らし、公共性、事業採算性、低収益性等の観点から実施され、事業開始に伴い、市内からの一定人数以上の新規雇用が見込まれることなどが条件となっております。全国的な事例では、病院のほか、老人保健施設や看護専門学校、地場産品加工施設、産業廃棄物処理施設、複合商業施設などの整備事業に活用されております。

次に、生活保護についてですが、まず生活保護基準の改定について、社会保障審議会の生活保護基準 部会における検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整や物価動向を勘案するとと もに、必要な激変緩和措置が講じられたものであります。

また、生活保護家庭への影響についてでありますが、このたびの基準改定により、ほとんどの世帯では生活保護費が減少することとなります。

次に、生活保護を受給している母子世帯数についてでありますが、平成22年度は438世帯、23年度は422世帯、24年度は402世帯となっております。

また、結婚により生活保護が廃止となった件数につきましては、平成22年度で12件、23年度で11件、24年度で11件となっております。

次に、結婚するための活動、いわゆる婚活についてでありますが、保護受給の有無にかかわらず、広 く独身の方などを対象として民間主導あるいは実行委員会形式などで実施していただくのがよいのでは ないかと考えているところであります。

次に、子ども・子育て支援事業計画についてですが、まず本市における計画の策定作業と、北海道のかかわりについて、子ども・子育て支援法の規定で、都道府県は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるとされており、本市の策定作業につきましても、必要に応じて北海道の助言を得て実施することとなります。

次に、地方版子ども・子育て会議と子ども・子育て支援事業計画の策定作業とのかかわりについてでありますが、子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画を定める場合は、会議の意見を聞くこととされております。

また、計画策定のスケジュールにつきましては、平成25年度にニーズ調査を行い、26年度内に計画を 策定するよう、国から示されております。

次に、認定こども園、幼稚園及び保育所等の担当部局についてでありますが、国は、子ども・子育て支援法などに基づく新制度を平成27年度から実施予定で、新制度の具体的な内容については順次決定していくこととしております。このことから、関係する部局の組織体制につきましては、現段階では見通しが立っていないところであります。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)

○4番(吹田友三郎議員) 次に、経済に関連して質問いたします。

初めに、経済政策についてであります。

本市では、一般会計予算におきまして、市内のさまざまな経済活動にかかわった補助制度、そして各種団体の活動の援助等を進めておりますが、過去に予算対応したもので、市内の経済活動の定着に大きく貢献したものにはどのようなものがありましたか、伺います。

私は、税金を主財源とした公営の一大企業である小樽市役所が経済施策を行うことにより、その結果として大幅な税収の増をもくろむべきと考えます。企業経営に精通された市長は、どのように考えておられますか、伺います。

市は、国より借地して堺町に観光バス駐車場を開設しておりますが、費用対効果はどのように分析されておりますか、伺います。

先日、日本ヒューマン経営研究社の大塚徹氏が、年に200回ほどの地方の講演に出かけるようですが、 その中で「だめな店は決まってだめな人が経営している」と大変厳しい言葉を放っておりました。

本市の将来については、優秀な経営者の発掘、そして養成が、再生の大きな鍵となります。市長はどのような政策を考えておりますか、伺います。

次に、港湾の整備についてであります。

商業観光港として発展させることを考えておられるのであれば、民間の資金を使ってより斬新な、魅力のある港湾地域を形成させることが必要であります。日本銀行が市中の資金量の拡大を図っており、 民間企業にとりましては好機となっているものと考えます。市長は民間企業の活用についてどのように 考えておられますか、伺います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) ただいま、経済について御質問がありました。

初めに、市内の経済活動に関する補助事業についてですが、その主なものとして、いきいき商店街づくり支援事業や商店街活性化支援事業、本市の特色であるガラス産業への支援策として昨年度から実施した地場産品導入促進事業など、さまざまな事業を実施することにより、市内経済の活性化に効果があったものと考えております。

また、経済団体への支援といたしましては、商工会議所、物産協会や観光協会などの運営に対する支援を行っており、これらの団体の活動は、本市地域経済の振興に寄与しているものと認識しております。 次に、経済政策についてですが、本市はこれまでも、厳しい財政状況にあっても、少ない事業費で大きな効果を上げるよう、事業を厳選しながら進めてきたところであります。今後においても、この考えをベースに地域経済を活性化することが雇用の確保や税収の増加につながることから、さきに述べた事業のほか、国内外への販路拡大につながる事業、設備投資の支援や企業誘致に向けた取組など、さまざまな事業を展開することが必要であると考えております。

次に、堺町の観光バス駐車場の費用対効果についてですが、本市では、小樽運河や堺町の近くにあるこの観光バス駐車場を小樽観光の重要なインフラとして位置づけており、ここを拠点にすることで観光客の買い物や散策の利便性が向上するものと考えております。北一硝子側を含めると、年間で3万台を超えるバス利用があることから、お土産や飲食などで直接消費する額のほか、小樽全体のさまざまな業種・業態への波及効果を考えますと、本市が投入する費用に対して相当な効果を上げているものと認識しております。

次に、優秀な経営者の発掘と養成についてでありますが、企業経営にとって「ヒト」「モノ」「カネ」は重要な経営資源であり、中でも人材の育成は特に重要と捉えております。そのため、市では、商業の起業者や事業の後継者を対象として、経営のノウハウの習得を目的に平成21年度から「商人(あきんど)塾」を開催しているほか、中小企業大学校旭川校における研修受講の際の費用を助成するなど、企業や人材育成の支援を行っております。このほか、民間主催のさまざまな研修会やセミナーなどが行われていることから、市といたしましても、商工会議所などの経済団体や関係機関と連携しながら、人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、港湾整備に関する民間企業の活用についてですが、小樽港では、これまでも小樽港マリーナのセンターハウスや勝納ふ頭のフェリーターミナルの建設など、民間資本の導入を図ってきたところであります。今後の小樽港の港湾整備においては、直ちに民間資本の活用といった施設整備は想定できませんが、現在、検討を進めている第3号ふ頭及び周辺再開発計画の推進においては、民間の活力が必要不可欠なものと考えておりますので、今後とも小樽観光の拠点づくりやクルーズ客船誘致によるにぎわいづくりに取り組むことにより、民間投資が導入されやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)

○4番(吹田友三郎議員) 最後に、教育に関連して質問いたします。

私は、以前から、学力の向上には教員の絶対的な努力が必要と考え、要請し続けております。しかし、本市はさまざまな要因で教育を受ける対象者が激減しており、教育委員会の関係者は、この問題についてみずからができることを積極的に取り組んでもらう必要があると考えております。

今の少子化は、子育てには費用がかかるということで諦めていることが考えられ、学校関係者が学力 向上は学校で完結させ、親の経済的負担の解消を図ること、そして小樽の魅力ある教育内容、体制をつ くり、小樽での教育を希望する市外の方の積極的な受入れを、市と教育委員会が両輪となって進めるこ とはできないものか、伺います。

戦後の教育は、日本の心を育てる教育を怠ってきたと考えております。本市における心の教育についてどのような取組が行われておりますか、伺います。

世界的な有名人となっておりますビル・ゲイツ氏は、富の獲得と幸福はイコールと考え、必死に仕事をされ、ある程度の生活ができるようになりましたが、幸せを感じることができないため、また必死に仕事をして多くの富を獲得しました。それでも心の豊かさに満足ができず、さらに努力を重ね、超巨大企業のトップとして成功者となりましたが、満たされない気持ちが続いておりました。あるとき、さまざまな問題で苦しんでいる人々に巨額の私財を提供し、さまざまな感謝を受け、満ち足りた人生となっておられるとのことです。教育におきましては、人のために何をしてあげることができるか、困った人に温かい手を差し伸べられる優しい心を育てることが必要と考えます。教育長は、今後どのように教育の中に取り入れることができますか、伺います。

各項目について再質問を留保し、質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) ただいま、教育に関連して御質問がありました。

初めに、小樽の教育を魅力あるものとするため、市と教育委員会が取り組むことについてでございますが、まちづくりは人づくりといいますが、小樽の将来を担う人材を育成することは、市及び教育委員会の共通の目標であります。

教育委員会としては、小樽市学校教育推進計画の基本理念として、「心豊かに学び ふるさとに夢と 誇りをもち たくましく生きる 小樽の子どもの育成」を掲げ、各般事業を推進しております。

とりわけ、小樽の教育を魅力あるものとするためには、まず子供たちが生まれ育った小樽の歴史、伝統、文化、産業等について理解を深め、ふるさと小樽に自信と誇りを持つ教育の推進が大切であると考えております。そのためには、総合的な学習の時間などにおいて、地域の建物や人材、文化財など、身近な教育資源を活用した学習の充実に努めております。

また、子供たちがみずからの進路や職業を選択し、北海道はもとより日本、世界で活躍できる人材を 育成するためには、学力の向上が必要であります。そのため、教育委員会では、基礎学力を支える樽っ 子学校サポート事業や音読を利用した家庭学習の定着化、教員の資質能力を高める教員研修プログラム の充実を図り、確かな学力の育成に努めているところでございます。

これらの取組を通じ、活力ある小樽のまちづくりに寄与する人材を育成することで、小樽の教育を魅力あるものとして、市外から小樽への人の流れが期待できるものと考えております。

次に、本市の心の教育の取組状況についてでありますが、学校教育では、各学校がさまざまな工夫を しながら、豊かな心の育成に向けた取組を行っております。

例えば、道徳の時間では、心のノートなどを使い、登場人物の行動を通して、集団や社会とのかかわりなどについて、互いの考え方を深め合う学習を行っております。

また、総合的な学習の時間では、高齢者や車椅子利用者、妊婦などの疑似体験を通して、福祉や命の 大切さについて学び、思いやりや優しさを育む学習などを行っております。

次に、優しい心を育てる教育についてでありますが、私としては、まずは子供たちの豊かな感性や表現力、想像力を育む読書活動が大切であると考えており、市立図書館の小樽っ子ノートや音読カップの取組を通じ、読書習慣の定着を図ってまいりたいと考えております。

また、総合的な学習の時間などを活用し、幼稚園や保育所、高齢者施設などでの体験的な学習を通して、子供たちのコミュニケーション能力を高めるとともに、困っている人に手を差し伸べられる思いやりの心を育むことや、優しい心を育てる取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) 再質問させていただきます。

まず、予算特別委員会のこともあるのですけれども、ここで一つには、先ほど申し上げましたが、入札の予定価格を出す場合、そういうものが適正に行われていないということを念頭にした場合はやめるというようなことがあるということが国から出されているのですけれども、例えば今回も奥沢保育所の関係では、各工事の落札価格が全て入札予定価格の94.5パーセントから95パーセントになっているという状況なのです。これは予定価格を出さなければこのようなことにならないのでないかと私は感じておりまして、こういう形の、私にすれば高い数字というのは、偶然なってしまったことですが、ある部分、それは弊害ではないかと考えていることがあります。

それと、今回の私の提案の中で、仕様書の内容について検討したいということで、詳細な部分はやり たいということであったのですけれども、今まではそういう形で出ないから、万が一の場合、図面と単 なる項目だけで全てをやろうと思ったら大変な作業になるという状況で、私にすれば、なぜそういうことを放置していたのかと。

それは、単価を入れて入札するというのならわかります。予定価格ですから、それはだめです。しかし、それを算出するための数字を、いわゆる量的なものとか、何かの数とかなどというものについては、決まったことだから、そのようなものは出して何にもおかしくなかったにもかかわらず、今までそういうことが行われていなかったというのは、何か意図があってやったのではないかと私は感じます。私の見方が違うのかもしれませんけれども、普通に考えたら、皆さんが入札しようと思うときは、なるべく適正に正確にというのですか、札幌の場合も、そういうものについてきちんと積算できているかどうかについて、その日のうちに出してもらって、チェックをして、そして適切であれば契約するというやり方をしているのです。だから、そう考えますと、小樽の場合は今まで、考え方によっては物すごく難しくやっていたと。

これは、私にすれば、なぜそういう形になっているのかということについては、いろいろな理由が行政側に出てくると思いますけれども、全然理解できない。自分たちが物事をやらせるのだったら、絶対に競争ですから、入札については、金額的なことは全部自分たちが努力して交渉して、さまざまな交渉をしますから、そのようにやっていただく。しかし、数字をつくることについて、もともとそういう大変な作業をやっている人たちに、自分で勝手にやってくださいというのはどうかと、発注者側は圧倒的に強い立場ですから。しかし、私たちにすれば、そういうことについては、やっていただく方も常に対等な立場であると考えているのです。ただし、努力して安くしていただくことが基本だと。

だから、それを考えたら、これについては今後はこういうやつでいくけれども、今までなぜそうなっていたのかということについて、市長は就任して2年ですが、その前から延々とやっていたということで、これはどういう体制でやっていたのかということについて少しお聞きしたいと考えております。

次に、地域総合整備資金貸付金の関係については、償還利子として2,000万円が最終的に市の予算に計上されますが、その75パーセントが国から措置されると。問題は、これが義務的経費として来るのか、それとも交付税的なものになるのか、そうすると、いつ切られるかわからないという状況が考えられます。また、これは年数的には相当先までのことですから、場合によってはそれは市のほうで持ってほしいというやり方も出てくるのではないかと考えているのですけれども、この辺については、先ほどおっしゃいましたが、75パーセントというのは確約されたものなのかどうかということについてお聞きします。

このたびのこういった貸付けについては、これからもさまざまなものが考えられるのですけれども、これについては希望される、また、そういう適切なものであれば、市のほうでは大いに受けていくのか、それとも、小樽市の財源としてはこのくらいの範囲でしかできないものなのかどうか、これらについてはどのような形になっているでしょうか。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 副市長。
- **〇副市長(貞村英之)** 吹田議員の再質問にお答えいたします。

まず、入札制度の件ですけれども、奥沢保育所の例を挙げられて予定価格の94パーセントから95パーセントというのが一律、予定価格の公表の弊害ということでございますが、公表しておりますから大体同じようなものが出てくるのではないかと思いますけれども、以前、予定価格を公表していなかったときも、かなり高い、95パーセント以上のものがかなりあったということで、予定価格を公表して公明正

大にやるということも一つの制度でございますので、ここら辺は別に弊害があるかとかというのではなくて、これから事前公表するか事後公表するかもいろいろ指導もあるかと思いますが、研究してまいりたいと考えております。

それから、仕様書の内容を精査して量的なものが出てこないということについて、確かに量がなかったらかなりの作業になるかと思うのですが、設計図書等で確認できれば、確認というか、量がわかるものですから、私も小樽市の設計図書のことはわかりませんけれども、たぶんその辺で負担をかけていたものもあるのではないかと思いますので、今後、ほかの市町村の事例等も研究しまして、あまり負担をかけないような方向で取り組みたいと思っております。

それから、ふるさと融資の利息、2,000万円に対する交付税ですが、これはもう制度として決まっております。平成元年のふるさと創生事業の時代の制度をそのまま引きずってというか、まだ生きておりますので、今まで交付税措置がなくなったということは、当初、契約時に借りまして、終わりまでになくなったことはありませんので、これは保証できると思っております。

それから、額ですが、3億円を借りるということになっておりますけれども、内規で上限を決めております。これは保証行がつかないと借りられないことになっておりますので、保証行をつけて相談に来ていただければ3億円まで上限として貸せるようになっておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 4番、吹田友三郎議員。
- **〇4番(吹田友三郎議員)** このほかは予算特別委員会、また常任委員会で質問したいと思いますので、 これで終わりたいと思います。
- ○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

次に、久末議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 28番、久末恵子議員。

(28番 久末恵子議員登壇) (拍手)

〇28番(久末恵子議員) 平成25年第2回定例会の質疑及び一般質問をいたします。

初めに、国定公園に指定されている赤岩遊歩道について質問をさせていただきます。

この件につきましては、昨年の第3回定例会、第4回定例会でも取り上げさせていただきましたが、 今定例会では、最近の情報に基づいてお聞きしたいと思います。

昨年の秋には、地元や関係機関の御協力によって遊歩道の一部が補修され、感謝いたしております。本年5月18日、19日の両日、おたる祝津たなげ会主催で、第5回おたる祝津にしん群来祭りが盛大に開催されました。この中で、赤岩〜祝津絶景コースとして、「にしん山道フットパス」が企画され、参加者の皆さんは赤岩遊歩道の散策を楽しまれておりました。残念ながら私は散策には参加することができませんでしたが、参加者から写真を見せていただきましたところ、この冬は積雪も多く、しばれが強かった影響なのでしょうか、多くの柵が倒れたり壊れたりしており、大変驚きました。

この赤岩遊歩道は、赤岩3丁目に位置し、地元の貴重な財産であり、観光資源として生かし、小樽の活性化に利用すべきと常々考え、これまでも各方面に協力をお願いしてきております。

早速、国定公園の管理者である北海道にも確認していただき、ロープによる応急措置がなされたと聞いておりますが、従前から申し上げておりますとおり、幼児から高齢者まで安心して歩けるよう、市としても安全な遊歩道整備について、関係機関への働きかけを強くすべきではないでしょうか。市長のお

考えをお聞かせください。

次に、冬季における観光客の誘致についてお尋ねいたします。

昨年度は例年よりも雪が多く、しばれが強かったため、なかなか雪が解けず、市内では道路の両脇に うずたかい雪の山ができ、車の往来には非常に危険な状態が続きました。

このような寒さ、残雪の多さでは、観光入込客数に影響があるのではないかと心配しましたが、市によりますと、3月の観光入込客数は前年同月よりも増加したそうで、ひとまず安心をいたしました。雪が深くても、寒さが厳しくても、多くの観光客に来ていただき、観光のまち小樽の観光資源をゆっくりと楽しんでいただきたいと願うものであります。

そこでお聞きしますが、寒い時期でも観光客の皆さんに来ていただけるよう、次の冬に向け、何か新 しい取組を考えておられましたら、お聞かせいただきたいと思います。

最後の項です。

今、私の地元であります北小樽地域に大きな変化が起こっています。8月には、地域から長年親しまれてきた済生会小樽病院が築港地区に移転します。来年秋には、長橋の市立医療センターが小樽病院と統合されますので、この地域から大きな病院が二つなくなることになります。また、手宮のまち並みを見てみますと、空き地、空き家、シャッターが下がったままの店舗が目立ち、かつての勢いを失ってしまった市場など、活気にあふれた全盛期を知る者として、そのあまりの変化に心が痛みます。

小樽全域に目を向けますと、教育の分野では、これからの小樽を背負って立つはずの子供たちが減少 しており、学校再編が進められております。また、若い人たちは職を求め市外に流出しており、小樽経 済の低迷に拍車をかけているように思います。

一方では、高齢者の人口は増え、市民の高齢化率は増加の一途にあり、北小樽かいわいはもちろん、 市内全域に活気を取り戻すためには、若い人たちの力が欠かせないものと思っております。

人口対策については、これまでもいろいろと検討されてきていることと思いますが、小樽から若い人 たちが減少しないような何かよいお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

以上、再質問を留保しまして、私の質問を終わらせていただきます。 (拍手)

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 久末議員の御質問にお答えいたします。

初めに、赤岩遊歩道について御質問がありました。

確かに、この冬は寒さが厳しく積雪も多かったことから、雪解けも遅く、遊歩道の柵にも被害があったものと思われます。

国定公園を管理している北海道が既にロープによる応急措置をしたとお聞きしましたが、利用者の安全を確保するためにも、柵の補修やつけ替えについて、市としても北海道へ要望してまいりたいと考えております。

次に、冬季における観光客の誘致について御質問がありました。

次の冬に向けての新たな取組についてですが、観光協会では、冬季の観光客誘致に向けて、昨年まで 実施しておりました小樽ロングクリスマスの内容を充実させた新たなイベント、小樽ゆき物語を開催す ると聞いております。内容等の詳細につきましては、来月にも公表される予定でありますけれども、期 間は11月11日から翌年の1月13日までの64日間に延長されるとのことであります。市といたしましても、 冬季の観光客誘致は小樽観光の課題の一つでありますので、雪あかりの路とともに小樽の冬の魅力を発信する効果的なイベントとなるよう、観光協会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、まちの活性化に向けて、若い人たちが減少しないための方策がないかという御質問がありました。

我が国全体の人口が減少する中で、まずは人口減を最小限にとどめることが重要であると認識しております。人口減に対する特効薬はありませんが、交流人口の拡大や地域経済の活性化により、雇用の場を創出し、特に若年者の流出をとめることが重要であると考えており、今年度予算においても、経済・雇用対策を重点施策に位置づけいたしました。また、これに加え、子供を産み育てやすい環境づくりや移住促進などの取組を総合的かつ着実に推進していく必要があるものと考えております。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 28番、久末恵子議員。

○28番(久末恵子議員) 一つだけ、山のほうのことなのですけれども、群来祭りのときに参加者の中で登山家の方がおりまして、その方は、この山道はこのままにしておいたら、あと一、二年の間にもうだめになって閉鎖され、通行止めになりますと断言しておりまして、私もびっくりしたのですが、そのようなことで、一時的に直すのはいいのですけれども、それを見守っていかなくてはならないわけで、いつまたそこがだめになるかという心配も出てくるわけでございますので、やはりこれは道にお願いをしまして、恒久的にそれを直してもらう方法を考えていただくということを、市からもお願いできればいいなと思っております。やはり危険が伴うわけですから、国定公園になってもう半世紀以上たっておりますので、これを維持するためには、ただ単発的に直すのではなくて、安全という、そこを一番の基調にしてやっていただければありがたいと思っております。

先日、私も雪が解けてから山に3回か4回ぐらい車で見に行っています。そうしたら、いろいろな人が来ておりまして、女性の方が、歩いてはいけないという崖の下からはい上がってきて、草やぶが動くもので、びっくりしまして熊だろうかと思ったのですけれども、海のほうには熊は来ないというふうに聞いておりますので、熊でなければキツネかなと思っていたら、若い女性がやぶの中をはい上がってくるのです。そして、びっくりして声をかけましたら、ロッククライミングに挑戦するのだと言っていまして、こんな若い女性があの危ないところを、と思ってびっくりしましたけれども、今、そういう時代になってしまったのですね。

それから、あるときは、車から男女2人がおりてきまして、私たちの乗っている車の前を通っていきましたら、その女性がハイヒールを履いているのです。この人はこの山をこの履物で上がるのかという感じで、おりてくるかなと思ってしばらく待っていましたら、来ないので帰りましたけれども、そういうこともあったり、それからお地蔵さんをお参りするお年寄りが何人か来ていたり、やはり結構皆さんここを歩いているものですから、できるだけ早く誰もが本当に安心してあの風景を見られるような道にしていただければと、小樽で最北端の場所ですから、これは大事にして、北の果てまで観光客に来ていただいて、あそこにお風呂もあるわけですから、最後は泊まってもらう、そうしたら滞在型観光にもつながると思っておりますので、市長のお考えをよろしくお願いしたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

〇市長(中松義治) 久末議員の再質問について、私の考えを話させていただきたいと思います。 私もこの赤岩遊歩道については大好きでございまして、妻と2人でよく行くところでございますので、 状況等については十分承知しているつもりでございます。

今、議員がおっしゃるように、赤岩のほうから祝津のほうにおりていきますと、左側には暑寒別連峰であるとか、あるいは今、ロッククライミングをやっている方もたくさんおられます。それから、遊歩道を歩くと、足元には非常に小さなというか、かわいらしい花などもずいぶん咲いておりまして、私もいつも楽しんでおります。

そういったような状況でございますから、より多くの市民あるいは観光客の皆さんがこの遊歩道を楽しんでいただけるように、やはり何といっても安全を確保するということが一番だろうというふうに思いますので、私といたしましても、この国定公園を管理している北海道に対して、粘り強くお願いをしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(横田久俊) 以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号については先議することといたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時42分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員千葉美幸

議員 佐々木 秩

平成25年

第2回定例会会議録 第4日目

小樽市議会

平成25年6月19日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽 -	一良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	ک	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊

28番 久 末 恵 子

2番 千 葉 美 幸 4番 吹 田 友三郎 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正 美 10番 高 橋 克 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Ш П 20番 中 島 麗 子 22番 野 紀 北 義 田 雅 24番 敏 Ш 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市			長	中	松	義	治	
教	官	ì	長	上	林		猛	
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	
財	政	部	長	堀	江	雄	$\ddot{-}$	
生剂	舌環	境音	『長	前	田	孝	_	
福	祉	部	長	三	浦	波	人	
建	設	部	長	工	藤	裕	司	
消	ß	方	長	青	Щ	光	司	
教	育	部	長	Щ	村	幹	雄	
総務	务部系	総務調	果長	佐	藤	靖	久	

副市長貞村英之 病院局長並木昭義 総務部長 迫 俊哉 産業港湾部長 佐 藤 誠 一 医療保険部長 藤井秀喜 保健 所長 秋 野 恵美子 会計管理者 石 崎 留 子 病 院 局 経営管理部長 小 山 秀 昭 総 務 部 企画政策室長 中田克浩 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事義	务 局	次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書			記	髙	野	瑠珠	离子
書			記	木	戸	智息	息子	書			記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書			記	伊	沢	有	里

開議 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、中村岩雄議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第9号及び報告第1号」を一括議題とし、本日新たに提案されました議 案第9号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇) (拍手)

○市長(中松義治) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。 議案第9号工事請負契約につきましては、手宮小学校校舎新築工事の請負契約を締結するものであります。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。 (拍手)

○議長(横田久俊) これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 18番、山口保議員。

(18番 山口 保議員登壇) (拍手)

○18番(山口 保護員) 一般質問を行います。

初めに、本市の中期財政見通しについて伺います。

本年3月に示されました一般会計中期財政収支見通しを読ませていただきました。今年度から平成29年度までの5年間、歳入では予測される地方税や地方交付税の減収、歳出では扶助費の増加など不確定要素は多々あるものの、何とか他会計や基金からの借入れなしに収支均衡を図っていきたいとの思いが込められた試算であります。

一方で、政府によって平成26年度から導入が予定されている消費増税の地方増収分が26年度、27年度は、それぞれ約6億8,500万円、28年度以降は13億1,300万円が見込まれております。しかし、その増収分の多くが基準財政収入額の増額となり、地方交付税の減額の根拠とされ、地方には何の恩恵ももたらされないことが、この試算を通しても理解できるわけであります。

6月5日、6日の新聞各紙の報道で、皆さんも御存じのとおり、政府は6日、国の経済財政運営の指針、いわゆる骨太の方針で、平成20年のリーマン・ショック後の21年度以降、特例措置として増額されていた地方交付税について来年度以降その特例措置を廃止し、減額する方針とのことであります。平成24年度は、全国で約1兆円、北海道では733億円が交付されているそうでありますから、その分が削減されると報道がなされております。これは本市にとっても、ゆゆしき事態であります。

平成16年度、国の三位一体の改革で大幅に交付税が削減され、また地域の経済構造の変化で、地域経済は衰退し、税収減はとまらず、本市財政は破綻の瀬戸際まで追い込まれ、市職員の人員削減や給与、手当のカット、我々議員も給与や手当のカットをしたわけでございますけれども、市民サービスの一部カットや手数料の値上げ、指定管理者制度導入による合理化や普通建設事業費の縮減などの事業の見直し、手を尽くしてもなおおぼつかず、21年度からの交付税の増額や臨時財政対策債の積み増して、ようやく財政の黒字化にこぎつけた経緯は、皆さん御承知のとおりであります。

私は、昨年の衆議院議員選挙を控えた第4回定例会会派代表質問の冒頭で、今回の選挙でどの政党が 政権を担うことになったとしても、地方交付税の削減だけは絶対にやっていただかないよう強く望むも のであります。他会派の皆さんもそのことに対してだけは会派を超えて協力していただけるよう、お願いしたいと申し上げて質問に入らせていただいた経緯があります。私は議会も行政も一体となってこの政府の方針を変えていただくよう、声を上げるべきと考えます。全国知事会でもこの特例措置の維持を求めているとの報道がなされております。市長の御所見を伺います。

また、この特例措置の廃止が実行された場合、さきに触れさせていただきました本市中期財政収支見 通しにどのような影響が出るのかも、あわせてお答えいただきたいと思います。

いずれにしましても、一般財源の5割以上を地方交付税などに依存せざるを得ない本市の財政の現状を地道な努力で改めていくしかないと思います。そのためには、地域の経済を少しでも活性化につなげるような方策を考え、実行していくほかはないと思います。

次に、国土交通省北海道開発局が一昨年から取り組み始めた北海道国際輸送プラットホームについて 伺います。

北海道産品は、高い評価を受けているにもかかわらず、小規模生産者が多く、大ロット化が難しいため、東京経由で貨物が集約され、その分物流費が高くなり、輸出促進の障害となっているとの課題や海外市場のニーズの把握や料金回収、通関手続、検疫等、小規模生産者や事業者では手の届かなかった課題を解消し、このプラットホームがいわば商社の機能を果たすことによって輸出促進につなげていこうという実証事業であります。例えば、新規に輸出を検討されている事業者を募り、商業ベースでサンプルを送り、輸入者から評価を受け、注文につなげる事業として、昨年は9月にシンガポール、また12月には香港の飲食店経営者延べ120社に商材サンプルを送り、半数の68社から取引したいとの回答があったそうであります。

こうして海外との商談がまとまった事業者に対して、段ボール1箱サイズから輸出ができる国際小口冷凍・冷蔵貨物の宅配輸送サービスも、香港は昨年9月に、シンガポールは昨年11月に開始されております。ヤマト運輸株式会社と提携され、段ボール一つから集荷、現地の取引先の店先まで冷蔵・冷凍で輸送され、週1便の定期航空輸送で集荷日を含め3日で届けられるそうです。通関、保険等の手続や現地での代金回収も代行する仕組みであります。台湾向けは本年5月から海外小口宅配サービスが開始されており、釧路和商市場などが参加されていると伺っております。また、台湾向けサンプル輸送も本年夏ごろに開始されると伺っております。なお、海外小口宅配サービスは段ボール1個口15キロまで縦横高さ120センチまで、シンガポール1万5,000円、香港9,000円、台湾8,000円となっております。

また、今年度中には、小口貨物に対応する海上LCL輸送サービスも開始されると伺っております。 全道各地で説明会が開催され、道産品の輸出にチャレンジする事業者を発掘するとされております。市 内事業者への周知はどのようになっているのか、伺います。

また、北海道開発局のこうした取組に対し、本市ではどのように対応されておりますか、また今後の 対応についても、あわせてお答えください。

次に、先月5月7日に本市に提出されました小樽商工会議所の第2期港湾プロジェクトの提言書について伺います。

外航クルーズ日本海側拠点港に小樽港が指定されたのを受け、本市でも昨年7月から公募市民や関係企業、団体から推薦された委員から成る第3号ふ頭及び周辺再開発ワークショップが設置され、議論が重ねられ、本年2月にその検討内容がまとめられました。また、その報告書を受け、平成9年以来の小樽港港湾計画の改訂に向け、小樽市地方港湾審議会で議論、検討が始まっているところであります。

さて、この商工会議所の提言書では、主に第3号ふ頭基部周辺を海の玄関口と港観光の拠点として捉え、現在の観光船乗り場前の船だまりは、かつて小樽運河が築造された当時の船入り間として整備され、

石づくりの物揚場が当時の面影をとどめており、歴史遺構として保存、活用すべきとされ、この一帯の 水辺空間を、海上に浮かぶ係船桟橋や海上遊歩道などを整備し、観光都市小樽にふさわしい親水空間の 創出を目指すなど、熱心に議論がなされた構想として、拝見させていただきました。

私は、大変意欲的な案として評価をしたいと思います。本市で今議論が進められ、計画の概要が示されている第3号ふ頭の旅客船ターミナルとしての整備は、現存し稼働している上屋などの施設の移転など、相当な年月を要するものと考えられます。一方で、今、天狗山の夜景眺望を生かした山頂のリニューアルの計画が中央バス株式会社を中心にまとめられようとしておりますし、旧国鉄手宮線は、この秋から跡地の整備が本市によって始められ、沿線の再生も具体的に議論がなされようとしております。それらが確実に実現され、本市観光が新たな魅力を創出することができたとき、商工会議所から今、提案されておりますような港観光の拠点としての整備、民間投資などさまざまな場面からも協力が得られる環境が醸成され、実現し得るものとなることを確信するものであります。市長の御所見を伺い、私の質問を終わらせていただきます。

なお、再質問は留保をいたします。 (拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中期財政見通しと国の地方交付税削減方針について何点かお尋ねがありました。

まず、骨太の方針で示された特例措置の廃止に伴う地方交付税の減額に対する所見についてですが、 特例措置の見直しは今後の景気回復を見極めながら、地方税収の動向や地方の経済状況を十分に把握す べきものと考えております。とりわけ地方交付税の減額は本市の財政運営に大きな影響を及ぼすことか ら、引き続き、北海道市長会や全国市長会などを通じて、国に対して必要な地方交付税総額の確保を図 るよう要望してまいりたいと考えております。

次に、地方交付税の特例措置廃止による中期財政収支見通しへの影響についてでありますが、本年3月に示した中期財政収支見通しは、平成25年度予算をベースに3月時点で把握し得る要素を基に試算したところであり、地方交付税の特例措置が廃止となった場合には、地方交付税総額の減少が想定されることから、本市の収支見通しは悪化することが見込まれます。

なお、骨太方針では、新たに頑張る地方の支援として、地方交付税の算定に行革努力と地域活性化の成果に対する支援を一定程度の期間行うとしておりますが、その詳細が明らかになっておりませんので、現時点では収支見通しにどの程度の影響があるのか、算定できる状況にはありません。

次に、北海道開発局の北海道国際輸送プラットホームの取組について何点か御質問がありました。

まず、市内業者への周知についてでありますが、北海道開発局から参画事業者であるヤマトホームコンビニエンス株式会社を通じてヤマトグループの取引先企業のほか、商工会議所や中小企業家同友会にメール配信により周知されていると聞いております。また、この事業の説明会が道内各地で行われており、本市では3月19日に市内の食料品製造業や金融機関、農協や本市担当職員などのほか、後志管内の事業者等合計18名が参加して開催されたと承知しております。

次に、北海道国際輸送プラットホームに対する本市の対応についてでありますが、市内企業の海外への販路拡大を支援していることから、先月、事業を推進する北海道開発局や参画事業者のヤマトホームコンビニエンス株式会社の各担当者と情報交換し、その中で、平成28年度までは事業が継続され、サー

ビス内容を維持されることなどを確認したところであります。市としても市内企業がシンガポール、香港、台湾での商談会等に参加する際のサンプル品や海外観光客が市内で購入した土産品の輸送等でメリットになり得るサービス内容と思われることから、開発局等と連携し、より具体的な説明会や個別の企業訪問等により、市内企業への事業内容の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工会議所の第2期港湾振興プロジェクト答申書についてでありますが、去る5月7日に商工会議所から私もその内容について説明を受けており、今後、第3号ふ頭及び周辺再開発ワークショップからの提言書や、この答申書を参考にさせていただきながら、市として再開発計画を取りまとめてまいりたいと考えております。この再開発については小樽港の振興のみならず、小樽観光の新たな拠点づくりにつながるものでありますが、計画の推進には民間の活力が必要不可欠なものと考えております。今後とも小樽観光の魅力づくりやクルーズ客船誘致によるにぎわいづくりに取り組むことにより、民間投資が導入しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 山口議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 23番、佐々木茂議員。

(23番 佐々木 茂議員登壇) (拍手)

○23番(佐々木 茂議員) 一般質問をさせていただきます。

最初に、認知症高齢者対策についてであります。

65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15パーセントで、2012年時点で約462万人に上ることが、6月1日、厚生労働省研究班の調査でわかりました。認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計され、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算で、早急な対策を迫られそうだとの報道がありました。急速な高齢化社会の到来によりまして、人口に占める高齢者人口は著しく高まってきております。人は美しく健康に老いたいと願ってはおりますが、事志に反しまして、老齢になるほど体のあちらこちらに障害が生じ、入院、通院など不本意な生活を余儀なくされるのが実態であります。身体の障害については医療措置により治癒することが可能であり、あるいは完治しないまでも悪化を防止することもできますし、施設も整備されつつありますが、問題は認知症高齢者対策であります。認知症高齢者を抱えている家庭の悩みは、きわめて深刻なものがあり、多大な犠牲を強いられていることは御承知のことであろうかと存じます。

そこで、本市にはどの程度の認知症高齢者がいると推定しているのでしょうか。物差しがないだけに、 難しいものがあるかもしれませんが、調査をした数字があればお知らせください。

また、認知症高齢者対策としては、いろいろな取組があると思いますが、本市において取り上げている事項があればお答えください。

1点目、認知症高齢者の相談窓口について。

2点目、家庭介護の方法を啓発することについて。

3点目、認知症高齢者に関する地域支援事業の充実について。

以上、3点についてお聞かせください。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの健康被害についてであります。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金を受け、本市において平成23年2月より開始され、23年度の実施については延べ接種回数4,814回、被接種者1,542人に上ります。予防接種に対する正確な情報を提供し、安全な予防接種を実施するための体制を整備し、予防接種による健康被害者に対しては、迅速な救済を図っていると思いますが、他都市において副反応などが発生していると伺います。

そこで、本市においてこれら事例はないのでしょうか。

また、仮に健康被害などが発生した場合、どのような対応をされるのかお聞かせください。

次に、PM2.5の飛来について伺います。

健康被害が懸念されるPM2.5、微小粒子状物質についてであります。

本市において中国からの飛来は確認されていないのでしょうか。子供は、呼吸器の疾患、アレルギーなどの個人差があり、国の暫定指針値である1日平均70マイクログラムにどのぐらいの根拠があるのかわからず不安もありますが、これ以外に頼れる材料もありません。日本と中国、韓国による環境大臣会合が5月5日、6日に北九州市で開かれ、共同声明によれば、PM2.5を含む越境大気汚染、黄砂などの環境問題において、3か国の協力は不可欠との動向であります。

そこで、3か国協力の今後の見通しについてお聞かせください。

次に、新幹線を活用したまちづくりの取組についてであります。

小樽市は、平成18年に新小樽駅の周辺整備構想を策定し、駅前広場や130台の駐車場を設けるとしました。平成24年6月29日、国が鉄道・運輸機構から申請のあった北海道新幹線新函館(仮称)・札幌間の工事実施計画、用地、土木構造物を認可し、小樽市における新駅の位置については天神2丁目と記されました。第6次小樽市総合計画前期実施計画(平成21~25年度)において新幹線を活用したまちづくりの基本計画策定事業が計画され、そこで「庁内検討会議や外部有識者等で構成する協議会の設置、(仮称)新幹線を活かしたまちづくり基本計画の策定」とあります。現在の進行状況や今後の予定について伺います。

次に、公有財産(建物)について伺います。

第6次小樽市総合計画前期実施計画(平成21~25年度)には、施策や事業の実施年度については、「小樽財政健全化計画(平成18年度~24年度)の進ちょく状況を見極め決定することとします」とあります。しかしながら、限られた財源で優先順位の高い順に進めるのは当然でありますが、財産内訳書による以下に述べる建物は、本庁舎本館の建築は昭和8年9月、経過年数は今年で80年。本庁舎別館は、昭和37年11月建築、51年経過。消防本部庁舎は昭和58年9月建築、30年経過。市民会館は昭和38年10月建築、50年経過。産業港湾部港湾室は昭和37年9月買収、55年経過。産業会館は昭和31年5月建築、57年経過。図書館は昭和57年11月建築、30年経過。総合体育館は昭和49年建築、約40年経過。総合体育館は昭和61年12月増築。以上に述べた建物以外にも老朽化した建物を所有されており、今後の全体の方針が見えないのでありますが、庁内での検討はされていますか、お聞かせください。

次に、食物アレルギー事故についてであります。

食物アレルギーは乳幼児の約5パーセントにあるといい、東京都では10年で倍増し、食生活の変化などが要因の一つとして挙げられているとの報道があります。

日本スポーツ振興センターの報告によると、平成17年度から20年度の4年間に学校で起きた食物アレルギーの事故は804件に上り、アナフィラキシーの事例も数多く報告されています。このうち、小学校は528件で、中学校276件の2倍に近く、男子は女子の約3倍で、学年別では小学校1年生の127件が最も多く、小学校6年生の110件、中学校3年生の108件と続いています。小学生の子供を持つ母親は、通常の給食指導では担任がしっかりとしたアレルギー対策をしてくれているが、校外の活動中に原因食材を見落として、アレルギー症状が出るケースもあることから、校内外を問わずに、共通した対応をしてほしいと学校への注文を口にしています。男女とも「息苦しい・呼吸困難」と「かゆみ」という症状を訴える例が多かったとのことであり、文部科学省の調査では、平成16年の時点で小・中・高校生で食物アレルギーがあるのは2.6パーセントで約33万人に上っています。食物アレルギーによる小学校児童の死亡事

故をきっかけに、学校の対応のあり方に注目が集まっています。自治体によるマニュアル整備や給食での対応は進んでいるが、校内体制に問題はないのか。増加傾向にあるアレルギー疾患を抱える子供の全国的な状況を把握した上で、文部科学省は、近く、事故の検証を踏まえた有識者による再発防止の検討に乗り出し、アレルギーに対する学校関係者の理解を深める契機にしたいと話しています。

そこで、本市の学校給食における食物アレルギー事故の防止策についてお聞かせください。 次に、学校給食の安全確保について伺います。

食品の安全については、厚生労働省の定める基準値に基づき行われる出荷段階の検査により確保されていますが、保護者等の不安も踏まえ、文部科学省では、より一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食の検査について支援しています。具体的には事前調査として平成23年度第3次補正予算により、東日本の16都県に対し、学校給食の食材の検査機器の整備費用を補助しました。特に福島県については、これらに加え、県内の全ての学校給食調理場で検査体制を整えることができるよう、必要な検査機器の整備に要する経費を措置し、順次各市町村へ機器を整備しているところであります。また、事後検査として、学校給食の1食全体について、提供後の検査を行う事業を実施しており、平成25年度予算等においても、必要な経費を計上しているとの報道がございました。

そこで、小樽市の給食食材の放射能検査状況についてお聞かせください。

次に、学校施設の防災対策についてであります。

学校施設は、児童・生徒の学習生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難所としての 役割を果たすことから、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要であります。文部科学省は地 震や台風、集中豪雨、火山の噴火などの自然災害が発生した場合、学校施設に関して迅速かつ的確な被 害情報の収集に努めるとともに、児童・生徒や教職員などの安全確保、被害増大の防止、2次災害の防 止策など措置を講ずるよう、関係教育委員会などに依頼しているとあります。

そこで、防災対策としてどのように対応するのか、伺います。

次に、教育課程特例校についてお尋ねいたします。

学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施できる制度は、平成25年4月1日現在で指定件数221件、指定校数2,669校です。小学校低・中学年からの英語教育の実施は、163件、小学校1,593校となっており、生活科や総合的な学習の時間などの一部を組み替え、英語科や外国語活動などの導入を石川県金沢市全域、千葉県成田市全域などで行っておりますが、本市において設置するお考えはどうか、お聞かせください。

最後に、土曜授業について伺います。

学校週5日制による学習内容の3割削減が学力低下を招いたとの強い批判を受け、他府県では土曜授業を復活させる動きがあります。新年度には、都道府県と政令市の少なくとも16都府県市が小・中学校で土曜授業を実施するという新聞報道がありました。文部科学省が土曜日の活用方法の検討に入ったことを踏まえ、今後、実施体制の検討を始める自治体もあると聞きます。試行段階とは思うが、北海道はまだ入っていません。授業の内容もさまざまだと思いますが、道教委の方針が示されていない中、本市として独自の取組などを検討されてはいかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、認知症高齢者対策について何点か御質問がありました。

まず、認知症高齢者数の推定でありますが、認知症高齢者の判定基準については、厚生労働省が認知症高齢者の日常生活自立度においてランク II 以上を用いているため、本市もそれに倣い平成20年度の要介護認定者を調査した結果、認知症自立度が II 以上の方が4,652人で、高齢者人口 4万1,164人の約11.3パーセントとなっております。

次に、認知症高齢者の相談窓口についてでありますが、現在は市内3か所で開設している地域包括支援センターで相談を受け付けており、個々の状態に応じて対応をしております。

次に、家庭介護の方法を啓発することについてでありますが、本市では要介護者を介護する家族等が 適切な介護知識や技術等を習得することを目的に、平成19年から地域包括支援センターに委託し、家族 介護教室を開催しており、毎年、広報おたるなどにより周知しております。

次に、認知症高齢者に関する地域支援事業の充実についてでありますが、認知症高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域住民の認知症に対する正しい知識と理解が必要となります。このため、平成25年度の事業では、成年後見制度の利用促進や認知症サポーター養成講座を実施するとともに、認知症予防教室の内容を見直すなど、地域支援事業のさらなる充実に努めているところであります。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの健康被害についてお尋ねがありました。

まず、本市における予防接種後の副反応の報告についてですが、これまでに2件の報告がありました。 症状としましては、予防接種後にじんましん、失神が出現しましたが、いずれも回復しております。

また、健康被害が発生した場合の対応についてですが、生じた健康被害が予防接種を受けたことによるものであると国が認定した場合には、予防接種法による医療費や障害年金等の補償が受けられることになっております。

次に、PM2.5の飛来について何点かお尋ねがありました。

まず、本市における中国からの飛来についてでありますが、本年3月に札幌市内の大気中から集めた 微小粒子状物質の65パーセントが中国大陸から飛来した可能性が高いとする研究者の報告があることか ら、札幌市に隣接する本市においても中国からの飛来があったものと推測されますが、どの程度である かは確認されておりません。

次に、日中韓の3か国協力における今後の見通しについてでありますが、今回の共同声明においては、 大気汚染対策について実務者レベルで情報交換する政策対話の場を新たに設け、関連する政策や観測体制、研究などで協力関係を強化することが採択されておりますことから、今後これらを通じて我が国への の 成境汚染対策も進展していくものと期待しております。

次に、新幹線を活用したまちづくりの取組について御質問がありました。

まず、第6次小樽市総合計画の前期実施計画における取組の進行状況についてですが、庁内検討会議につきましては、平成21年6月に北海道新幹線活用戦略庁内検討会議を設置し、現在までに8回の会議を開催しております。また、昨年6月には、天神地区での新駅設置を含む札幌までの延伸について国に認可されたことから、今年度は駅周辺整備、交通アクセスの課題などについて先行都市の事例調査などを予定しております。今後につきましては、平成18年に策定しました北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺整備構想に基づき、庁内検討会議や有識者会議などにおいて基本計画の素案を作成することとしております。その後、この素案を基に市民の皆さんや関係機関などから御意見を伺いながら、新幹線の効果を最大限に生かしたまちづくりに向け、駅舎や駅前広場の規模や機能、2次交通網の整備などを盛り込んだ計画を認可から5年以内を目途に策定してまいりたいと考えております。

次に、老朽化した公有財産の今後の方針についての御質問ですが、本市が保有する公有財産としての施設の多くは、建築から相当程度の年数が経過し、老朽化が進んでいる施設が相当数あるものと認識しております。こうした施設の一部につきましては、緊急性や必要性などを十分考慮し、小・中学校校舎等の耐震化や大規模改修、病院や学校給食調理場、保育所などの建替えを行っているところであります。今後、施設の整備に向けた全体的な方針につきましては、その必要性も含め、調査、検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 教育長。
- ○教育長(上林 猛) 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の学校給食における食物アレルギー事故防止についてでありますが、本市においては、 文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイ ドラインを各小・中学校に配付し、現在ガイドラインにおけるレベル1の対策である詳細な献立表を提 示することにより、原因食物が入った給食を食べさせない対応を実施しております。

次に、本市の学校給食食材の放射能検査の状況についてでありますが、厚生労働省の放射性物質検査対象区域である17都県産の肉、野菜類について放射性セシウムの検査を実施しております。これまでの検査は平成24年6月から外部の検査機関で6回、24年11月から小樽市保健所で30回行っておりますが、基準値以上の放射性セシウムは検出されておりません。

次に、学校施設の防災対策についてでありますが、自然災害が発生した場合の対応については、まず 各学校は、それぞれの作成しております危機管理マニュアルや防災実施計画などに基づき、ラジオやテ レビなどによる情報収集を行うとともに、校舎や敷地などの学校施設の点検により、被害状況を把握す ることとしております。その後、学校周辺の状況などに応じ、集団下校あるいは保護者の出迎えなどに より、安全に下校させることや、学校で待機させるなど、児童・生徒の安全確保に万全を期すこととし ております。

次に、教育課程特例校の本市における設置についてでございますが、私としては、子供たちに小樽の歴史をしっかりと学ばせ、郷土に夢と誇りを持てるような教育を行うことが大切であると考えており、 今後校長会や現場の教員などとも相談をしながら、特例校設置に向け検討を進めてまいります。

次に、土曜授業の本市における独自の取組の検討についてでありますが、現在、本市においては教育 行政執行方針で示している学力向上を最重点的に取り組むこととし、教員の実践的な研修はもとより、 家庭学習の定着や放課後の補習などを行うとともに、学校規模の適正化を進めるなど、鋭意取り組んで いるところでございます。本市における土曜授業の独自の取組については、保護者の考え方や教職員の 勤務時間などの課題もありますことから、今後も国や道の動向を十分見極めた上で、慎重に対処しなけ ればならないものと考えております。

○議長(横田久俊) 佐々木茂議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

〇20番(中島麗子議員) 一般質問を行います。

初めに、2013年度稲穂小学校の1年生受入れについて質問します。

第1点は、学級編制についてです。

今年度の新1年生の総数は、5月1日時点で通常学級が790人です。市内の小学校24校中、受入数が多いのは、朝里小学校で87人、稲穂小学校73人、桜小学校60人、銭函小学校59人でした。

現在の学級編制は、文部科学省の基準では40人で1学級、41人いると2学級になります。

しかし、少人数学級推進の運動が実り、1年生は法定で、2年生は北海道教育委員会の事業という違いはありますが、35人で1学級編制になっています。

今年度の3学級編成は朝里小学校1校、2学級編制は11校、1学級編制及び複式学級は12校でした。 稲穂小学校の新1年生は73人ですから、基準では3学級で24人学級が2学級、25人学級が1学級になり ますが、実際は36人と37人の2学級のため、3学級と比べると1学級10人も多くなっています。このこ とは法の趣旨に反するのではありませんか。

今年度、新1年生の通常学級1学級当たりの平均児童数は、複式学級を除いて23人ですから、稲穂小学校の1年生は市内で一番学級人数が多いわけです。

本来、新1年生の受入れは、教員にとって大変な激務ですし、児童にとっても新しい生活になれるため緊張の毎日です。そのため教員が1人ずつの子供の対応を十分にできるよう、少人数学級が実現したのです。

今回は、教室数が足りないということで2学級編制になったと聞きますが、3月には入学数は把握していたはずです。受入れ教室の確保のための検討はされたのか、教員、新1年生の保護者をはじめとしたPTAへの説明はどのようになされたのか、この間の経過について説明を求めます。

現在、教育委員会は学校適正配置計画を推進中で、稲穂小学校は、中央・山手地区の統合校として色内小学校からの受入れ計画があります。5月9日に稲穂小学校で行われた学校再編の地区別懇談会では、色内小学校からの全受入れ数は、平成28年4月推計で26名という説明でした。

しかし、学校再編の経過で廃止になる学校ではなく、初めから統合校に行きたいという指定校変更を 認めているため、児童数の把握が流動的です。今年度は、新1年生の指定校変更数は、全体で67人で、 うち稲穂小学校の受入数は10人で、一番多い数でした。

今後、色内小学校からの受入れを含め、稲穂小学校を希望する指定校変更の児童も受けるなら、また 教室が不足することになるのではありませんか。今後の稲穂小学校の教室数についての見込みと対策を どのように考えているのか、お聞きします。

少人数学級は、一人ずつの児童に行き届いた教育を実践するために、全ての保護者、児童、教員の共通の願いです。40人学級の基準を見直すことのない教育行政の中でも、国の基準を下回る学級編制基準が可能になり、平成17年度は、45都道府県で小学校の低学年を中心に、40人を下回る少人数学級が実施されています。

北海道では、平成16年度から小学校1年生、翌17年度から2年生まで拡大されています。このような 取組で進めてきた少人数学級基準を利用せず新1年生を受け入れることは、児童にとっても大きなデメ リットであり、よりよい教育環境のあり方としても大きな後退ではありませんか。一日も早く必要な教 室数を確保して、新1年生を3学級にすべきと考えます。

しかし、既に1学期が始まっており、学校生活になれるために頑張っている児童への影響を考えると、途中での学級編制見直しが適切かどうか判断が必要です。

現在、北海道教育委員会は、3学級分の教員配置として3人の教員を2学級につけていますが、小樽

市の負担で1人採用し、1学級に2人ずつの教員配置で多人数学級の対策をすべきではありませんか。 教育長の見解をお示しください。

次に、新1年生の受入れにかかわって、稲穂小学校の放課後児童クラブ受入れについて質問します。 今年度は、全体で800人の新1年生のうち246人、約3割が放課後児童クラブに登録しています。小樽 市では1年生から3年生まで受け入れており、平成24年度から特別支援学級の児童は6年生まで拡大し ています。

稲穂小学校の放課後児童クラブは、勤労女性センターの2階で実施していますが、定員が39人です。 ところが、今年の当初の希望は、1年生21人を含め54人になり、小樽市は、3年生13人を待機扱いにして、1、2年生のみ受入れにしました。定員数を大幅に上回ることが明らかになったのはいつごろで、4月の入学式までの間、児童の受入先についてどのような検討がされて3年生の受入れをやめ、待機扱いにしたのか、この間の経過について詳しくお聞かせください。

受入先である勤労女性センターが、施設内の改修をして新たな受入れ施設の検討をしていると聞きま したが、放課後児童クラブを担当する教育委員会、福祉部との連携、協議はどのようになされたのか、 お知らせください。

保護者が仕事をしているため放課後児童クラブを利用する児童です。今回、定員オーバーで利用できなくなった児童はどうしているのか把握していますか。

私は、児童クラブの目的から見ても、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりは、小樽市が3年生まで受けることを掲げているのですから、最優先課題として対策を立てるべきだったと考えます。なぜ4月までに児童の居場所確保を決められなかったのか大変残念です。

現段階では、一日も早い受入れ態勢をつくり、待機している児童を受け入れるべきだと思いますが、 市長の見解をお聞きします。

今後、いつまでに受入れ態勢をつくるのか、待機している児童や保護者に対してはどのように説明して了解を得られているのか、お聞きします。

この項目の最後にお聞きします。

稲穂小学校1年生が3学級編制の対象であるにもかかわらず2学級にしたことは、議会や市長に一切報告されていませんでした。また、放課後児童クラブが定員を大幅に上回り、3年生を待機扱いにして受け入れなかった件も、市長に報告されていませんでした。市が市民に約束した事業にこのような変更があるとき、市長は知らなくていいのでしょうか。市長、教育長、それぞれの見解を求めます。

一般質問の2点目は、冬期間の児童の通学路の除排雪についてです。

平成24年度の除雪予算は、例年にない大雪のため、2回の補正予算を追加して、全体で15億130万円という予算になりました。現在は、市内を六つの地域に分けて、車道や歩道の除雪、排雪、砂まきなどを含む地域総合除雪業務として6か所の除雪ステーションに業務委託をしています。

市は、除雪や排雪の実施、特に歩道の対応については、業者とどのような契約を交わし、実施状況についてはどのように把握していますか。

市の除雪出動基準では、歩道除雪は車道除雪の1種、2種路線と共通ということですから、各道路除雪と同様に歩道除雪が実施されるはずですが、実際には平成24年度で、車道除雪と歩道除雪の平均対応回数にどれくらいの差があったのでしょうか。

また、平成24年度決算見込みでは、全体の除雪委託費に占める歩道除雪費用はどれくらいになるのか、 お知らせください。

最上は市内でも雪の多い地域ですが、大きな道路として道道小樽環状線と市道千秋通線があります。

通学路の除排雪は、児童の安全対策として重要ですが、市全体の歩道除雪が不十分な中では、通学路とはいえ、優先的に対応することは難しいことはわかります。

最上小学校は、千秋通線と最上小学校上通線が交差する角にあるため、この二つの道路は、まさに通 学路として除雪対象になる路線です。ところが、冬期間、千秋通線という大きな道路に接しているのに、 恒常的に歩道が確保されていません。時には、一部除雪がされているのに、途中で中断して雪山になっ ている場合がありました。最上小学校上通線は、学校のグラウンド沿いと通りを挟んで道営住宅側の両 側に歩道がありますが、学校グラウンド側は雪が堆積したままで、歩道がつけられませんでした。

最上小学校では、安心・安全マップを作成して児童の通学路の危険箇所を示し、安全対策に取り組んでいますが、このような安全マップなどを利用して具体的な除雪路線を確認する必要があると思います。 通学路の除排雪箇所については、通常どのように決め、具体的に除雪路線の確認はされているのか、お答えください。

最上小学校周辺の主要通学路について、平成24年度の車道除雪と歩道除雪の平均除雪回数と比較して お答えください。

積算価格は、除雪は距離、排雪は排雪量で実施されるそうですが、歩道除雪はどのように積算され、 ここを含む松ヶ枝地域での歩道除雪費用を平成24年当初契約時でどれぐらい見込んでいたのか、お聞か せください。

最上小学校の通学路除雪業者の話では、雪が多くなると、歩道除雪の機械は力が弱いため、歩道除雪を途中で中断し、行きどまりになったということです。

市は、2週間に1回、ステーション会議を開き、業務の遂行状況を確認しているそうですが、昨年度のような異常な大雪に対しては、現場の業者と具体的な改善策を検討すべきであり、臨機応変な対応が必要だと思います。会議には代表業者しか参加しませんので、松ヶ枝地域における具体的な歩道対策が図られるような工夫が必要と思います。見解をお聞きします。

現在、第2ステーションでは、からまつ公園奥に雪堆積場がありますが、平成24年度から30年度までに道道小樽環状線の最上地区から塩谷までの急勾配、急カーブの解消を目的とする最上トンネル建設工事が実施されると、雪推積場としての利用面積が小さくなります。

また、第2ステーション事務所と隣接する雪堆積場所は、学校適配計画で最上小学校・緑小学校統合 新校舎の建設予定があり、ここも雪堆積場所として利用できなくなる可能性があります。近隣に雪堆積 場所を確保できないときは、さらに経費が増加するため、新たな雪堆積場所の検討が必要です。旧東山 中学校のグラウンドなどの検討も含めて、今後の雪堆積場所の確保について市の見解をお聞きします。

以上、再質問を留保して、一般質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、稲穂小学校1年生の受入れについて御質問がございました。

まず、勤労女性センター内の放課後児童クラブについて、稲穂小学校の3年生を待機扱いにした経緯ですが、平成25年度の申込みが定員を大幅に上回ることが明らかになったのが、新1年生の申込期限の3月1日でありました。その時点では、勤労女性センター内の講習室等が使用申込みを受け付けている状況にあったため、センター内にすぐに放課後児童クラブを増設することが困難であったことから、生

活環境部が福祉部、教育委員会それぞれと協議をし、センター以外での開設も含めて検討しましたが、4月から希望する児童を全員受け入れることは難しいと判断いたしました。そのため、4月以降の各家庭における対応を考慮し、3月8日に1、2年生の入会を優先し、3年生13名全員を待機扱いとすることを決定し、保護者にその旨を通知したものであります。

次に、放課後児童クラブを担当する部局との連携、協議についてですが、関係する3部により庁内連絡会議は設置されており、随時、会議の場を設けたり、庁内メール等を通じて情報交換したりしており、今回の勤労女性センターにおける3年生の待機扱いの件につきましても、これまでと同様に情報を共有するとともに、今後の対応について連携しながら協議を重ねております。

次に、待機者がどうしているのかの把握についてですが、それを目的とした調査はしておりませんが、 保護者と接する機会があった際、個別に聞いたところでは、「近くの祖父母の家に行っている」「習い 事をさせている」「兄や姉と遊んでいる」とのことであります。

次に、早く受入れ態勢をつくり、待機している子供たちを受け入れるべきとのことですが、放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っていると認識しておりますので、夏休み開始を一つのめどに、勤労女性センター内で希望する3年生の受入れについて検討を進めているところであります。

また、待機をしている3年生の保護者の皆さんには、退会者発生に伴う入会希望調査や増設に向けて の再調査を通じて現時点での入会希望を確認させていただくとともに、現在、受入れに向け検討してい る旨をお知らせしております。

次に、稲穂小学校の1年生の学級編制について、教育委員会から私への報告でありますが、小・中学校の学級編制につきましては、法に基づいて教育委員会において判断すべきものであり、適正に執行されているものと承知しております。

次に、放課後児童クラブの待機扱いの件について私に報告がなかったとのことでありますが、3月初旬に生活環境部長から報告は受けております。

次に、通学路の除排雪について何点か御質問がありました。

まず、業者との契約についてでありますが、歩道も車道と同様に、市が定める出動基準に基づいて、 適切な除雪作業の実施による通行の安全確保を目的とした契約となっております。

次に、実施状況の把握についてでありますが、出動基準に基づいて適切に作業が実施されていたかを、 業者より提出される作業日報で出動状況を確認し、道路パトロールで作業後における道路状況の確認を 行うとともに、業者から定期的に実績報告を受けることにより、執行済作業量の確認を行っております。

次に、平成24年度の車道除雪と歩道除雪の平均対応回数の差についてでありますが、市内6地域の幹線道路の平均回数で、車道除雪は約34回、歩道除雪は約25回という実績でありますので、その差は約9回となっております。

また、歩道除雪の委託費用の除雪委託費全体に対して占める割合についてでありますが、平成24年度の決算見込みでは除雪全体の委託費は約8億円、歩道除雪の委託費は約3,000万円でありますので、約4パーセントを占めております。

次に、通学路の除排雪箇所の決め方についてでありますが、8月に除排雪計画を決定する際において、 前年度に小・中学校から提出された通学路の除排雪要望書に基づき、除排雪の箇所を決めております。

さらに、除雪の必要路線の確認については、その後、11月に学校から提出される通学路の除排雪要望 書で内容を確認しておりますが、今後は、学校で作成している安心・安全マップにある情報も現場作業 の参考としながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。 次に、最上小学校周辺の平成24年度の車道除雪と歩道除雪の回数比較についてでありますが、主要な路線においての平均の車道除雪は約29回、歩道除雪は約26回の作業を実施しております。

次に、歩道除雪の積算方法についてでありますが、各対応必要路線の延べ延長から稼働時間を想定して必要数量を定め、歩道除雪費用を算出しております。

また、この地区を含む松ヶ枝地域での歩道除雪費用についてでありますが、当該地域の当初費用は、200万円程度を見込んでおりました。

次に、大雪時の歩道の確保についてでありますが、本年3月にこれまでにないまとまった降雪があったため、歩道の確保が一時困難な状況が発生し、対応は少し遅れましたが、局部的な排雪作業を行い、歩道の確保に努めたところであります。今後におきましては、現場の道路状況を道路パトロールの強化により的確に把握しながら、当該地域の共同企業体の作業連携をより一層深めることによって、早めの局部的な排雪の実施や緊急時における歩道除雪の方法論を研究していきたいと考えております。

次に、雪堆積場の確保についてでありますが、この地域を含め市全体として除排雪作業を円滑に進めるためには、継続的に雪堆積場を確保していく必要があります。

今後におきましても、旧東山中学校、現教育委員会庁舎のグラウンドを含め、学校適配計画に伴う跡 地活用の可能性や、海域の雪処理場における処理能力向上などの調査研究を進め、雪堆積場の確保に努 めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、稲穂小学校1年生の受入れについて幾つか質問がありました。

まず、今年度行った稲穂小学校の1年生の学級編制が法の趣旨に反するのではないかということについてでありますが、小学1年生の35人以下学級は、平成23年4月22日付けの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により法定化されたものであります。また、同法では、学級編制における従うべき基準が標準としての基準に緩和され、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、より柔軟に学級を編制できる弾力的運用が導入されるとともに、都道府県教育委員会への事前協議制が事後届出制に変更されております。今回の稲穂小学校の1年生は、この弾力的運用の趣旨に沿って2学級に編制したものであり、法の趣旨に反するものではないと考えております。

次に、受入れ教室の確保のための検討経緯についてでありますが、本年1月中旬に入学通知書を送付した段階では、稲穂小学校の新1年生は67人と把握しておりましたが、その後の指定校変更を考慮すれば70人を超えることが予想されたことから、3学級での受入れについて検討を始めたところであります。

稲穂小学校では、全学年がオープン教室で授業を行っております。オープン教室を1学級分増やすとすれば、内部改修が必要であり、工期の関係で新年度に間に合わないことから、体育館棟1階のクラブハウスを転用し、1学級を確保する方向で検討いたしました。しかし、この転用教室はオープン教室とフロアが別で、かつクローズ教室であることから、他の教室と著しく教育環境が異なるため、2学級編制とするほうが適切であると判断したものであります。この間、学校では、1学期中旬に校長から職員会議の場で状況を説明するとともに、PTA役員との相談の上、2月中旬には新1年生の保護者会で説明し、3月上旬にはPTAの評議員に説明をし、それぞれ理解をいただいたものであります。教育委員会としては、この間、学校から随時、状況の報告を受け、北海道教育委員会とも相談しながら、最終的に2学級編制とすることが適切であると判断したものであります。

次に、稲穂小学校の今後の教室数の見込みと、その対策についてでありますが、本年5月1日現在の

在校生の実数及び住民登録に基づく推計によれば、平成28年4月の色内小学校との統合時には稲穂小学校の学校規模は、通常学級では1年生、2年生が3学級、3年生から6年生が2学級の計14学級、特別支援学級は1学級と見込まれますので、統合までには全ての教室がオープン教室となるよう内部改修を行うなど、教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、市の負担で教員を1人採用して、1学級2人ずつの教員配置をすることについてでありますが、現在、1年生2学級に対し3人の教員が配置され、1人が1年生の副担任として交互に学級指導に当たっております。

また、1年生の担任の1人が初任者であるため、その指導教員も学級指導に当たっていることから、 自主的に2学級4名の指導体制をとっており、きめ細かな教育が実践されているものと承知をしており ます。

次に、稲穂小学校の1年生の学級編制についての議会や市長への報告でありますが、学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条に基づき、「都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う」こととなっており、今回、稲穂小学校の場合においては、児童の教育環境や保護者、PTAの理解など、学校現場の実態を踏まえ、教育委員会として同法の弾力的運用の趣旨に沿って2学級とすることが適当と判断したものであります。

また、放課後児童クラブの待機の状況については、私としても報告を受けており、関係部課と連携を図り、早期に解決するように指示していたところであります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

〇20番(中島麗子議員) 再質問をいたします。

答弁を聞いていて疑問に思うことは多々あるのですが、最初に稲穂小学校1年生の学級編制の問題ですけれども、今、教育長のお話では、平成28年に色内小学校と統合するときの学級は14になると言っていましたけれども、この3月9日の説明会の資料では13学級で説明をしておりましたから、調整をされたのかと判断しております。

ただ、そういうふうに将来的には学級数を増やさなければならないということを見通していた教育委員会が、今年度の小学校1年生が70人を超すということについては、予測していなかったということでしょうか。その最大の理由は何だったのでしょうか。

こういう意味では、この見通しのつかなかった結果、本来3学級体制で出発できた子供たちが2学級になったということですから、経過はいろいろ説明を受けて了解を得たと、いろいろ検討もしたけれども難しかったと言っていますが、その予測ができなかったというところに一番の大きな問題があると思いますから、そのあたりについての見解をもう一度聞きたいと思います。

それから、各学級を増やすときに、指定校変更というのを続けていけば、今後もまた足りなくなる可能性はあると思うのですが、法定事業である少人数学級編制を推進するための努力という点で、1年生の受入れというのは、大変基本的な生活習慣を含めて養育上の課題も多くて、学習環境や学校生活になれるという点でも、また学校が楽しい、そう思って通えるかどうかの最初の場面でもありますから、すごく大事な時期だと思いますし、だからこそ少人数学級の対象として実施してきたのだと思うのです。それは教育の現場にいらっしゃる皆さんが一番よくわかっていることだと思います。

先ほどの説明では、教室の検討もしたけれども、フロアごとに分かれていて、新たな教室をつくって もフロアが別になり、クローズ教室になって他の教室と環境があまりにも違いすぎるために、人数が多 くても2学級体制のほうがいいという判断をしたということですけれども、これは1年生の対応ではなくて、例えば1年生にはオープン教室を充てて3学級使って、5年生、6年生のもっと年代の大きい児童に一部のクローズ教室を充てるということもあり得たのではないかと思うのです。そういう意味での検討はどうしてなさらなかったのかなということを聞きたいと思います。

さらに、北海道が35人以下学級を実施してから、平成16年度から今年度まで10年たちます。この間、今おっしゃったように、弾力条項というものができましたけれども、小学校1年生が少人数学級の対象でありながら、今言ったような教室数の問題や学校のさまざまな都合で少人数学級を実施しない、弾力条項、例外規定というものを実施したところがありましたか。このことについてもお答えください。

教員配置の問題では、実質的に1学級2人になっているとおっしゃいますけれども、1年生の担当は3人の教員です。あと1人の教員というのは、2年生の教員に一部来ていただいているというふうに聞こえたのですけれども、これが本当に1学級2人体制といっていい体制なのかどうかちょっと不明確ですので、再度そこをお聞かせいただきたいと思います。

あと、放課後児童クラブの問題ですが、今の御報告では市長は、適正に対応されていると思うと、市 長としてそういう情報を受けなかったことについては特に意見はないと、そう聞こえたのですけれども、 私は本当にそれでいいのかなと、そういうところを確認したいと思います。

さらに、放課後児童クラブの問題では、各課と相談をして、そして3月8日には13名の待機を決定したといいますけれども、実際には3月1日の時点で、2月末で1年生以外の2年生、3年生の希望者が決まり、3月1日時点で1年生が何人希望するかが決まるという予定だったと聞いています。それから、3月8日には無理だといって通知を出しましたとおっしゃいましたけれども、この間、放課後児童クラブの連絡会議で関係課長と主査が集まったのは3月28日です。それから、関係部長も含めて集まったのは4月30日です。これは検討とか相談ではなくて、結果報告の会議ではないですか。

具体的にどのように受け入れるかというあたりでどのような議論がされたのか、無理だからやめますという報告だけして終わったのではないかということを私は大変心配するのですが、このあたりのことを、本当にどのような話合いになって、受け入れるための最大の努力はされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、待機している児童については、夏休みまでの間に何とか対応したいということですけれども、 これは具体的に教室を増やすということなのか、どのような対策で対応するのか、この点もお聞かせい ただきたいと思います。

それと、教育委員会も、この少人数学級が実現できなかったことを市長に報告しなかったことについては、基準どおり行っているから問題ないとおっしゃっていますが、このような形でいいのかというのは正直言って疑問に感じます。やはり小樽の児童に対する支援として、本来なら実施できた少人数学級が実現できなかったことについては、今後の教訓のためにも問題として共有する、そういうことが市長にも届くべきではないかと思います。このあたりについても、私は強く希望しますが、本当に必要ないと思っているのか、その辺も再度お聞きしたいと思います。

あと、学童保育のほうは、報告を聞いたと言いますけれども、聞いた時点でそれでいいという判断を したのか、何とかもっと方法がないのか、そういうことを市長のほうで発信しなかったのですか。その ことも、私は心配なのです。そのあたりのことをお聞かせください。

通学路の問題では、今回の答弁で、歩道除雪の基準というのが車道と同じだと、車道の1種、2種と同じように出されることになっているけれども、全体の調査をしたら、車道除雪より歩道除雪が9回ぐらい少なかったと数字で表されております。実施状況も、パトロールで見るとおっしゃっていますけれ

ども、見たらよくわかるはずではないですか、大変な状態だということは。それがなかなか改善されなかったということについては、今後の歩道除雪のあり方について課題が多いというふうに思います。

それと、歩道除雪といっても、雪が多かったら結局除雪できないわけです。それははっきりしました。 そして、排雪という行為をどうやって組み合わせるかということを考えない限りは、歩道除雪もできないということもはっきりしましたので、あわせて、こういう問題を来年、この次の冬に進めていくために、検討課題があれば、今考えていることがあればお知らせいただきたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(前田孝一)** 中島議員の再質問にお答えいたします。

まず、放課後児童クラブの市長への報告の件でございますけれども、私どもが記憶している限りでは、 ちょうど予算特別委員会の最中でございました。その間に、あまり長い時間はとれませんでしたけれど も、市長、副市長には私から直接報告したところでございます。

ただ、要するに物理的な問題といいますか、狭い施設の中での話だったものですから、とりあえず4 月での受入れは無理だということで報告いたしまして、その際には、引き続き受入れの検討について指示を受けています。

それから、2点目の3月1日に定員がオーバーすることが確定して3月8日に決定した、この間の議論ということですが、確かに庁内連絡会議そのものはその間は開いていませんけれども、関係する3部で常に連絡をとりながら、私どものほうで、例えば教育部のほうで稲穂小学校での空き教室の状況、あるいは隣接しております生涯学習プラザでの対応は困難なのか、そういったことも確認してございます。

また、福祉部で、総合福祉センター内に、とみおか児童館という位置づけの場所がございます。そういった中での受入れが可能であるかどうか、こういったことも随時、関係する3部の中で協議しながら検討はいたしましたけれども、残念ながら、それぞれ事情もございまして、すぐにそれらの施設での開設は難しいという結論になりまして、先ほど市長答弁もございましたけれども、またあまり引っ張りますと、それぞれの御家庭で対応策といいますか、そういった時間も必要という判断の下で、3月8日に決定したということでございます。

それと、今後の予定でございますけれども、当初は、私どもとしましては、勤労女性センター内に新たな教室を増設することで進めてございました。いろいろ改修に係る見積りですとか、そういったものを取り寄せてはおりましたけれども、その後どんどん情勢も変化してきまして、一つには、1、2年生からの退会者が既に出ている状況にいます。また、3年生につきましても、随時、入会意向というのをこれまで2回ほどとっていますけれども、その間に入会希望者も減っている状況にございます。今の状況では、若干定員オーバーにはなるのですけれども、何とか現有施設での対応が可能な状況になってきているというふうに判断してございます。

ですから、今後につきましては、定員オーバーの受入れということになりますので、指導員の勤務体制等の組合協議等もございますけれども、それが整い次第、早急に増員する指導員の募集をいたしまして、先ほど市長から答弁がありましたとおり、夏休み前には何とか受入れ態勢を整備するよう準備を進めているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 建設部長。
- **〇建設部長(工藤裕司)** 通学路の歩道除雪の関係ですけれども、昨シーズンにつきましては、特に想

定を超える降雪と低温の中、除雪作業につきましては、私どもも非常に多くの課題と反省を持っているところでございますが、歩道につきましては、議員もおっしゃいましたが、今後、ステーション会議のあり方ですとか、非常事態が発生したときの対応マニュアル等の検討につきまして、今、雪対策課とともに検討しておりますので、対応を考えてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 中島議員の再質問にお答えいたします。

1点目の1年生の人数の予測のことについてでございますが、対応が遅かったのではないかということですが、先ほども答弁いたしましたが、1月中旬の段階で新1年生が67名で、その後、指定校変更が出始めて、どうやら70名を超えると予測されたのがもう1月の末から2月という状況で、内部改修をする工期を考えれば、その時点で、もう1学級分は足りなくなるという状況でありました。

そこで、内部の施設の転用ということで考えたのが、階の違う、体育館がある棟の1階のクラブハウスを転用するということでございましたので、その意味では予測というよりは、工事がもう既に間に合わない状況にあったということは御理解いただきたいと思います。

また、クローズ教室での対応を1年生で考えないで、他の学年でということでございましたが、他の 学年を移すにしても、今までオープン教室だったのが、3年生、4年生、5年生、6年生でクローズ教 室に移るということであれば、同じく教育環境が学級によって変わるということですので、それも結果 としては、教育環境は異なるということでは同じではないのかと考え、その考え方は当初から想定はし ておりませんでした。

それから、他市の状況でございますが、平成20年度からの状況で言えば、私どもが押さえているのは、20年度は全道で中学1年生1校、それから21年度に中学1年生が2校、それから22年度に中学1年生が1校、23年度に中学生1校、それから24年度に小学2年生で1校、中学1年生で1校、25年度で小学校1校、これは稲穂小学校で、ほかに中学1年生が2校ということで言えば、弾力的運用をしてから小学校1年生に適用するのは稲穂小学校が初めてという状況だと押さえております。

それから、先ほど申しましたが、きめ細かな教育ということについて言えば、2学級で3人の教員がついているということで、半分半分で、それからそのうちの1人が初任者であったために、今1年生と3年生に初任者がおりますので、その指導教員は1年生半分、3年生半分というふうについているので、そういう意味で言えば半分半分で、実質2人というふうな考え方で、きめ細かな教育というふうに先ほど申し上げました。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 稲穂小学校の学級編制のことですけれども、そういう判断をされて1年生は2学級で始まったわけですけれども、今どのような状況か実態をよく御存じでしょうか。

市内の母親の話を聞きますと、「先生が怒ってばっかりいる」と児童が言っているそうです。母親は「先生も大変なのでしょうね」と感想を言っておりましたけれども、1年生が三十六、七人、1学級にいるわけですから、大変なのは私たちも想像がつきます。そういう今の児童の状況に対して、また保護者の児童に対する思いも含めてきちんと状況を把握して、大体実質2人の教員がついているとおっしゃっていますけれども、適正な教育環境として進んでいるのかどうかよく私は見ていただきたいと思いますし、本来ならすぐ学級をつくって3学級に分けるべきだと言いたいところですけれども、4月から入って今、ようやく必死でなれている児童にまた学級編制をし直して、さらに2年生になったらまた直し

て、3年生でまた二つというふうに、こういうことが本当に児童にいいかどうかといったら、必ずしも それは勧められないことかもしれません。

ですから、始まってしまったものは、どうやってその補充をするかということを考えれば、児童と教員、学級の状況をつぶさに点検、また指導、状況を見ていただいて、本当に不適切な環境になっていかないかどうかということを頑張っていただきたいと思いますし、当然、本来なら学級をつくって3学級で出発するべきだったという意見は変わりませんので、今後そういうことがあったときには、学級編制をやはり少人数学級優先で考えていただきたいと思います。

なにせ、今おっしゃったとおり、平成20年度から25年度まで小学校1年生を少人数学級の適用外にしたのは、小樽の稲穂小学校が初めてです。どこの学校でも、1年生には少人数学級適用のために努力をされてきたのだと思います。そういう残念な歴史をつくったわけですから、そのことについては、今後の反省点としてしっかり押さえていただきたいと思いますので、御意見を伺っておきます。

あと、放課後児童クラブですけれども、小樽市の放課後児童クラブの受入れは、1年生から3年生までとなっています。しかし、小樽市の受入れの都合で3年生は受け入れないと、こういうふうに今回は決めたわけです。私は、これについては、もっと努力してほしかったと思います。今おっしゃったように、とみおか児童館にも相談したけれども、ここは月曜日休館で無理だと、ではこの児童のためだけに体制が整うまで、せめて月曜日だけ手当をして受け入れることはできなかったのか、そういう意味での受け入れることを前提とした追求が足りなかったのではないかという感じが否めません。そういう点での御意見を伺って質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(前田孝一)** 中島議員の再々質問にお答えいたします。

受け入れる努力が足りなかったのではないかとのことでございますけれども、先ほども言いましたように、最終的に受け入れられなかった場合の保護者の方々のその後の対応策、そういったこともありましたので、一定程度時間的な制約がございました。そういった中で最大限、関係する部局といろいろ協議しながら決定したということで御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 児童の実態についてでありますが、さまざまな御意見はあろうかと思いますけれども、教員、又は指導教員、それから1人の副担任ということで、それぞれ努力はしているのだろうと思いますが、今後、1年生の2学級の児童の状況については、校長を通じて十分に児童の指導の徹底を図るようにということで、私からも特に申し添えておきたいと思いますし、また基本的には学級編制の3学級ということが基本でございますが、今ある2学級をすぐ3学級にするということについて言えば、子供たちの状況でありますとか、保護者の御意見でありますとか、そういうもろもろの条件を十分しんしゃくした上で判断をしてまいりたいと考えております。

〇議長(横田久俊) 中島議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

(5番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

○5番(成田祐樹議員) 通告に従い、一般質問をいたします。

新夜間急病センターと救急車による転院搬送について伺います。

本市においては、7月より夜間急病センターが南小樽地区に独立型で新たに移転開設し、また済生会 小樽病院も築港地区に移転することによって、市内医療機関の構図が大きく変わります。そのような中 で、当然ながら救急搬送という部分でも、搬送する病院の位置が変わり、若干なりとも影響が出てくる ことと思い、質問をさせていただきます。

本市においては、急病センターから病院、又は病院から病院など、救急車で患者を転院搬送する際には看護師の同乗が義務づけられていると聞きますが、北海道内の人口10万人以上の他都市で、転院搬送時に看護師の同乗が必ずしも行われていない市が何市存在するのか、伺います。

また、転院搬送時に同乗した看護師は、転院搬送後はどのようにしてもとの病院まで帰らなければならないのか、救急車に同乗できるのか、自力で帰らなければならないのか、その方法をお示しください。 また、帰る際の同乗看護師の交通費の負担等はどうなっているのかも、あわせてお示しください。

新夜間急病センターは、入院施設がないことから、入院が必要な患者は必ず転院搬送が必要になります。その際には、協会病院や小樽病院など、極めて近い距離の病院であっても必ず看護師の同乗が必要になるのか、見解をお聞かせください。

新夜間急病センターは、独立型になることから、済生会小樽病院に併設されていたときのように、すぐに転院するという措置ができません。よって、今後、転院搬送する際に、急病センターから救急車に同乗する看護師が多くなれば、一時的に急病センターの医療体制に影響が出ると思われます。深夜に札幌などに患者が転院搬送されれば、当然ながら、同乗する看護師は2時間近くは戻ってくることができない場合ということが考えられます。急病センターの看護師は4名ですから、1名でも欠けると戦力はダウンしますし、2名欠けると半分になるわけです。それでも転院搬送時には必ず看護師が同乗する必要があるのでしょうか。

もし、転院搬送時の同乗により、急病センターの看護師数が少なくなったことが原因で救急受入れなど、対応ができなくなった場合には、開設者である市は、これをどう受け止めるのか、見解をお聞かせください。

夜間急病センターに限らず、夜間当番病院や休日当番病院でも、どの病院においても少人数の看護師で運営していると聞きます。当然ながら、現状では、そういった場合でも転院搬送に看護師がとられてしまっていたわけです。

今後においては、夜間急病センター、夜間当番や休日当番病院においては、骨折などによって入院が必要になる患者など、重症ではなく容体の変化がないと思われる患者の転院搬送については、担当医師との話合いの中で看護師の同乗が必要かどうかを決定するなど、本市は柔軟な対応をしていく必要があると思いますが、市の見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終了いたします。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 成田議員の御質問にお答えいたします。

新夜間急病センターと救急車の転院搬送について、何点か御質問がございました。

まず、医療機関から医療機関への転院搬送時に看護師が必ずしも同乗していない道内10万人以上の他都市についてですが、札幌、旭川、函館、釧路、苫小牧、帯広、北見、江別の8市となっております。

次に、転院搬送のため、救急車に同乗した看護師がどのようにして自分の医療機関まで戻っているのかという御質問でありますが、急病センターの場合、タクシーで戻っており、費用は指定管理者である 医師会が負担していると聞いております。

次に、新夜間急病センターから極めて近い医療機関への転院搬送時においても、必ず看護師の同乗が必要なのかとの御質問でありますが、本来、救急隊が行う転院搬送は、総務省消防庁の見解では、当該 医療機関において治療が困難で、かつ他に搬送する手段がないなど、救急隊でなければ傷病者の移動が 困難な場合に限定され、医師の同乗を遵守することとなっております。

救急業務としての転院搬送については、搬送時間や距離に関係なく、医師あるいは看護師に同乗して いただくことを原則と考えております。

次に、転院搬送時に必ず看護師を同乗させる必要があるのかとの質問ですが、救急隊員のみの転院搬送は、いったん医師の管理下に置いた患者を医師の管理下外で搬送することであり、また救急車内は病院に比べて医療設備が限られるなど、患者にとっては少なからずリスクを伴うことから、医師や看護師の同乗は必要と考えております。

次に、万が一、急病センターでの患者対応ができなくなった場合には、との質問でありますが、1次 救急施設である急病センターとしての機能は優先されるべきものと考えております。

次に、新夜間急病センターや休日当番病院からの転院搬送時には柔軟な対応が必要ではとのことでありますが、救急業務としての転院搬送は、消防法の規定や国の見解が示されておりますので、今後とも 医師等の同乗については必要であると考えております。

しかしながら、休日等の当番病院につきましては、開院する病院数が少ないことから、医師が搬送に 医師等の同乗の必要がないと判断した場合には、その旨を搬送時に提出する依頼書に明記していただく ことにより同乗を緩和しているところであります。

また、新夜間急病センターに関して、重症ではなく容体の変化がないと思われる患者の転院搬送についてでありますが、夜間、寝たままで患者を移動させる搬送手段が市内にないことなどを考慮すると、救急車による転院搬送は必要と考えておりますので、今後、医師等の同乗の要・不要を含む諸条件の整理などを行い、関係機関と協議を進め、市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 5番、成田祐樹議員。
- **○5番(成田祐樹議員)** いつもなら再質問等をさせていただくところなのですが、その柔軟な対応という部分は今後検討されるということで御答弁いただきましたので、何でもかんでも看護師を乗せなくてもいいわけではなくて、こういった夜間の急病センターなど重要な機関、休日といったところだけしっかり御対応いただければと思いますので、あと詳しい話は委員会でさせていただきたいと思います。
- ○議長(横田久俊) 成田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

〇7番(小貫 元議員) 一般質問します。

南小樽駅のバリアフリー化に向けて質問します。

新市立病院の建設が始まり、市民から完成が望まれています。このような中、中央バスでは、ぱるて 築港行きの路線バスの一部を新市立病院経由で運行する予定といいます。また、山手線も南小樽駅行き の路線をつくりました。これは交通機関として新市立病院にかける期待の表れと同時に、市民の利便性 を検討した上でのことだと考えます。

しかし、新市立病院の間近にある南小樽駅は、老朽化が激しく、急な階段が続き、利用者が不便を強いられています。

国は、1日3,000人以上の利用がある鉄道駅についてバリアフリー化を進めるという方針ですが、北海道の鉄道駅では、3,000人以上5,000人未満の利用客がいる駅舎はどこも未整備となっています。小樽市内では国のバリアフリーの基本方針に合う駅が、小樽駅、南小樽駅、銭函駅と3駅が対象になっています。

日本共産党として、6月6日にJR北海道へ交渉に行き、南小樽駅や銭函駅のバリアフリー化の要請をしました。しかし、JR北海道は、地元自治体と協議を行いながら進めていくと述べながら、今年度は整備する予定がないとのことでした。私たちが南小樽駅のバリアフリー化の要請を行ってから3年目になりますが、進展が見えません。

駅舎のバリアフリー化促進には、小樽市の役割が大変重要になっています。また、道内のバリアフリー未整備駅を解消していくには、北海道の財政支援も必要です。ほかの都府県はどのような補助を行っているのか、国土交通省鉄道局に電話しても、都府県での補助については把握していないということでしたので、私がインターネット等で調べた範囲では、12府県がバリアフリー化への補助を行っていました。例えば、私の出身地である栃木県では、鉄道駅バリアフリー化整備事業として、バリアフリー新法に基づくバリアフリー整備に対して市町村補助額の2分の1、かつ補助対象経費の6分の1を市町村に補助しています。

小樽市は、北海道に駅舎のバリアフリー化を行う場合の財政支援を求めてきたのでしょうか、求めて きたのであれば、北海道の考えはどうだったのか、お答えください。

また、まだ財政支援を求めていないのであれば、これら府県の内容を調査し、北海道に補助制度をつくるよう要請していくべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

国土交通省が出しているバリアフリー化の資料によりますと、新たな基本方針のポイントとして、「地方公共団体においても、バリアフリー法の趣旨に鑑み、国の施策に準じて必要な措置を講じるよう努めることを意味しており」と記載されています。5,000人以上の乗降客がいる北海道の駅舎は、地方公共団体とJR北海道が協力してバリアフリー化が進められてきました。

南小樽駅は、乗降客3,500人ですが、新市立病院建設や観光地へのアクセスなどを考えても、北海道内で急いでバリアフリー化を進めていかなければならない駅の一つです。新市立病院建設との関係では、病院へのアクセスも考えてのバリアフリー化が市民からも強く要望されています。

実際にバリアフリー化を進めるには、国の補助を受けていくことが鉄道事業者である J R 北海道も考えているところです。基本方針が改正され、地方負担の 3 分の 1 は削除されましたが、 J R 北海道は、旧基本方針と同様の 3 分の 1 の地方負担を考えています。5,000人以上の乗降客の部分については、既に J R 北海道はバリアフリー化を進めています。 バリアフリー法が施行されて以降、 J R 北海道の駅舎で バリアフリー化が既に行われているのは何駅になり、エレベーター 1 基当たりの平均事業額は幾らですか。

この間の平均事業額を参考にした場合、3分の1を地方負担し、エレベーター1基を設置するとした ら、小樽市の負担は幾らになりますか。

その際に、地方債を活用するとすれば、その条件と単年度元利償還額は幾らになるのか示してください。

バリアフリー法第5条には、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために

必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあり、第25条には、市町村は基本構想を定めることができるとあります。この市町村が定める基本構想について、どのような内容を決めていくものなのか、説明してください。

基本構想作成のために必要なことは何か、定められた内容についてはどのように実施されていくのか、 その過程を説明してください。

国土交通省では、バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックを発行し、基本構想作成を進めています。小樽市も、基本構想を作成し、南小樽地域のバリアフリー化を促進していくべきです。市長の見解をお答えください。

第6次総合計画では、基本計画において地域福祉の項目で、バリアフリーの推進として次のように記述されています。「年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自由に活動し、安全で快適な生活ができるよう、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリー社会の実現に努めます」とあります。この第6次総合計画に即しても、南小樽駅のバリアフリー化は、整合性がある課題です。後期実施計画に南小樽駅のバリアフリー化を盛り込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

私たちが行ってきた北海道やJR北海道との交渉でも、バリアフリー化の決め手として、実現に向けた小樽市の強い姿勢が不可欠です。ですから、市長みずからがJR北海道を訪問し、南小樽駅のバリアフリー化について積極的に交渉していただきたいと思いますが、見解を聞かせてください。

次に、核廃絶を求める運動について、1点だけ伺います。

小樽市は、平和市長会議に加盟し、毎年、原爆パネル展を行うなど、核兵器廃絶平和都市宣言の市と して平和事業に取り組んできました。

広島と長崎に原爆が落とされて68年目の夏を迎えようとしています。今、核兵器の廃絶を求める声は世界に広がっています。広島や長崎のような惨事を繰り返さないためには、核兵器を全面的に禁止して廃絶していくことが最大の保障です。

原水爆禁止日本協議会は、核兵器全面禁止のアピール署名を全国の首長、議長、教育長に広げています。全国で署名した自治体の首長は、5月22日現在、786市757町187村が賛同しています。北海道は、6月1日現在で、高橋はるみ知事をはじめ22の市長、104の町長、12の村長が賛同署名をしています。

小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言から31年目を迎えます。中松義治市長も、核兵器全面禁止アピール署名に御協力いただき、核兵器をなくす運動の一翼を担ってほしいと思います。市長のお気持ちをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 小貫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、JR南小樽駅のバリアフリー化促進について何点か御質問がありました。

まず、北海道への財政支援の要請についてでありますが、JR北海道は、現在、バリアフリー化対象 駅の現状を分析している段階にあり、まだ各駅の整備内容や年次などを具体的に検討できる段階にない と聞いておりますので、これまで補助制度の創設も含め、市から北海道への具体的な支援要請は行って おりません。

しかし、JR北海道が国から補助を受けてバリアフリー化を進めていく場合は、地元負担の割合につ

いてJR北海道と協議をして決めることになっており、市への財政的な影響を考えると、北海道に地元への支援について要請していくことは必要と考えております。

次に、JR北海道の駅舎でバリアフリー化が行われている駅の数ですが、JR北海道に確認したところ、バリアフリー法施行後は、道内25駅で整備が行われたとのことであります。

また、エレベーター1基当たりの平均事業額については、駅舎の構造、エレベーターの規格、材質等の条件の違い、さらにはエレベーター単体での工事発注でない場合もあることから算出は困難とのことでありますが、一般的には6,000万円から9,000万円見込まれると聞いております。その3分の1を市で負担した場合、負担額は2,000万円から3,000万円となります。

また、地方債を活用する際の条件ですが、バリアフリー法では、地方債の特例として、まず国から公共交通特定事業計画の認定を受ける必要があり、当該計画に基づいて公共交通特定事業に関する助成を地方公共団体が行う場合には、地方債を起こすことができるとされております。

市の負担見込額2,000万円から3,000万円で試算しますと、借入利率年1.5パーセント、償還年限15年と 設定した場合の元利償還額は、年額約190万円から280万円となります。

次に、バリアフリー法に基づき、市町村が定める基本構想の内容についてでありますが、まず高齢者、障害者等が生活上利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設が所在する一定の地区を重点整備地区として指定し、この地区内の施設や経路のバリアフリー化に関する基本的な事項を記載するほか、実施すべき道路や公共交通、交通安全などの事業に関する事項などを定めることとなっております。

次に、基本構想の作成に必要なことについてでありますが、基本構想の作成プロセスでは、協議会の 設置などによる市、関係事業者及び利用者間の協議、調整やパブリックコメントなどによる住民意見の 反映などが必要とされております。

また、法に基づいて基本構想の中に定められた公共交通や道路、交通安全などに関する特定事業については、構想策定後にそれぞれの事業者が作成する特定事業計画に基づき実施されることになっております。

次に、市も基本構想を作成し、南小樽地域のバリアフリー化を促進すべきとのことについてでありますが、南小樽駅については、JR北海道がまだ具体的な検討を行っていない段階であることから、現時点では基本構想を作成する予定はございません。今後、JR北海道から具体的な計画等が示された段階で、基本構想の必要性も含め、適切に判断していきたいと考えております。

次に、南小樽駅バリアフリー化の第6次総合計画後期実施計画への掲載についてでありますが、南小樽駅については、JR北海道がまだ具体的な検討を行っていない段階であることから、今のところ、後期実施計画への掲載は考えておりません。

次に、JR北海道への訪問についてでありますが、南小樽駅のバリアフリー化について継続して協議や情報収集をしていく中で、計画の概略が示されるなどの時期を見てお願いしていきたいと考えております。

次に、原水爆禁止日本協議会の核兵器全面禁止のアピール署名についての御質問でありますが、昭和57年に核兵器廃絶平和都市を宣言している本市といたしましても、その趣旨には賛同できますことから、これまで総務部長名で署名を行ってきたところですが、私といたしましても核兵器は廃絶すべきとの思いでおりますので、署名をさせていただきたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

〇7番(小貫 元議員) 核兵器全面禁止のアピール署名については、大変ありがとうございましたというか、びっくりしています。

それで、南小樽駅のバリアフリー化について再質問をさせていただきますけれども、まず財政支援については、まだ具体的に決まっていないのでということでしたけれども、いざその協議になった場合に備え、事前に他都市、他県がどのような財政支援を行っているのか調べておく必要があると思います。私も財政支援を行っている12府県についてインターネットで調べているだけで疲れてきまして、市が関係機関を通じて調べれば詳しくわかると思いますので、この辺、具体的に中身を研究して、ぜひ実現を北海道に迫っていただきたいと思います。

あと、財政負担ですけれども、3分の1負担のままだったら1基大体2,000万円から3,000万円程度ということでした。これが、北海道が支援してくれれば、約1,000万円から1,500万円の負担ということになるということからも、北海道の支援というのが求められていると思います。

地方債を活用した場合でも、単年度の元利償還が190万円から280万円ということで、私は、この程度 だったら行えるのではないかなと率直に思っています。これも仮に北海道の財政支援が受けられる場合、 その半分で済むというわけで、市としてはやはり地方債の活用をしたほうがいいのではないかと私は考 えますけれども、これについてはどうお考えなのかお聞かせください。

バリアフリー基本構想との関係なのですけれども、JR北海道で具体的な検討をしていないので、まだ基本構想をつくる予定はないとありますが、私は逆に、基本構想を作成してこそJR北海道に具体化を迫ることができると考えています。

バリアフリー法第25条に、先ほども紹介したとおり、基本構想を作成することができるとあり、第26条で、その基本構想を作成するに当たって協議会をつくることができるとあります。この協議会をつくるに当たって、同法第26条4項で、そうやって「通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない」、つまりこのバリアフリー法に基づき基本構想をつくるといったら、JR北海道はその協議に応じなければならないというのが、このバリアフリー法の中身だと私は解釈しています。

さらには、基本構想を策定されたらJR北海道は、先ほどの市長の答弁にある、地方債の条件でもありますが、公共交通特定事業計画をつくらなければならなくなる。つまり、地方債を活用していくためにも基本構想がまずスタート地点だと、私はこの法律を解釈しています。だから、JR北海道が積極的に南小樽駅についてのバリアフリー化をしないのであれば、市が基本構想をつくっていくことでJR北海道を協議の場に出させることができると、そうしてこそバリアフリー化への道が開かれるのではないかと思います。

国土交通省のバリアフリー基本構想作成に関するガイドブックに、国土交通省が行った市町村アンケートの調査結果が載っています。それによれば、全体の78.2パーセントの市町村が、基本構想の作成により鉄道駅舎などの旅客施設のバリアフリー化が進んだと答えています。このように、基本構想の効果というのは、国土交通省の資料からも明らかです。ですから、基本構想の作成について、せめて前向きに検討すべきだと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

次に、総合計画との関係ですけれども、質問時間の関係で省略した部分があるのですけれども、南小 樽駅は観光地であるメルヘン交差点から大変近く、あのあたりにいますと、駅の状況がわからず観光客 が南小樽駅でおりて、大きな荷物を持って右往左往する場面というのをよく見かけます。

本質問では地域福祉との関係で総合計画との関係を質問しましたけれども、第6次総合計画の観光の項目には、「小樽観光の人気を持続するためには、今後とも観光客を温かくもてなす必要があります」

とあります。私は、南小樽駅のこの現状を放っておいたら、温かくもてなすことにはならないと思います。この観光の面からも、バリアフリー化を進めていく必要がありますし、総合計画との整合性というのも、この面からも見えてくると思います。しかし、先ほど来言っているように、JR北海道に任せていたら進んでいかないのが現状です。

後期実施計画は、2018年度までの計画です。国の移動等円滑化の促進に関する基本方針では、2020年度までにバリアフリー化を終了させるということですから、2018年度が終わった後にたった2年でバリアフリー化が一気に進むかというと、そうではありませんので、その2018年度までに市としてどういう計画を持つかというのは、この国の2020年度までのバリアフリー化終了との関係でも、この後期実施計画にのせなくては進まないと私は考えますので、ぜひ第6次総合計画に位置づけていただきたいと思います。

あと、北海道にもバリアフリー化の要請を行ったのですけれども、北海道の担当者からは、結局は市町村の意思が物を言うということで突っぱねられまして残念に思っているのですけれども、このことからバリアフリー化の実現には、市の姿勢が重要だと思うので、昨年第3回定例会で取り上げたときに、この問題は期成会の会長である中松市長だからこそできるのだということを、私は話しました。この駅舎のバリアフリー化というのは、本当に中松市長の肩にかかっていると私は思いますので、積極的な取組をお願いしたいと思います。これは要望です。

以上、再質問を終わります。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 建設部長。

〇建設部長(工藤裕司) 1点目、財政支援の具体化につきましては、私どもも議員と同じでなかなか他の都府県の状況を調べるのは大変なのですけれども、研究はしておりますので、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

それから、地方債の活用の関係ですけれども、市の財政事情を考えますと、いずれは必要になるときが来ると思いますけれども、今、JR北海道とは話合いをしながら進めているという状況にございますので、JR北海道から具体的な計画等が出るまで時間をいただきたいと考えております。

それから、総合計画につきましても、現在、具体的な計画等がない中で搭載するというのは予定しておりません。総合計画になくても実施している事業はたくさんありますので、具体化された時点で実施するということは可能だと私は考えております。

あと、基本構想につきましては、先ほども答弁があったかと思いますが、いずれは必要になると思いますので、JR北海道とよく話をしながら、一方的ではなく、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

〇7番(小貫 元議員) 再々質問いたします。

基本構想の作成に当たってというところが大分かみ合っていないなと思うのですけれども、私は、基本構想をつくってこそJR北海道が先に進むのだという考えで、今、質問していまして、この間、JR北海道と協議を進めてきたというのであれば、この基本構想作成に当たっては何かJR北海道と話をこの間詰めてきたのか、その辺についてはどうだったのかお聞かせ願いたいのと、あと財政支援について調査研究していくということを、今、建設部長がお答えになっていましたけれども、今後バリアフリー

化についての相談は建設部に伺えばいいのかという確認をしておきたいと思います。

あと、総合計画との関係では、地域福祉の項目に掲げてありまして、これは福祉部としてどのように 対応しようと考えているのか、その点についてもお答え願いたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 基本構想に関するJR北海道との協議ですけれども、JR北海道とは2度の 面談、あるいは電話でいろいろその後の進捗について協議はしているのですけれども、その中でも、い ずれ市が補助金を出して起債なりを使うということになれば、基本構想は必要だという話はしておりま す。

それと、今後は、私どもに、御相談いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 福祉部長。
- **○福祉部長(三浦波人)** 地域福祉の関係ございましたけれども、市内のいろいろな施設環境のバリアフリー化には、福祉部としてもいろいろな面で啓発をしたりするなどしてかかわってまいりたいと考えております。
- ○議長(横田久俊) 小貫議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 4時00分

〇議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

○9番(松田優子議員) 第2回定例会に当たり、一般質問いたします。

最初に、空き家対策について伺います。

人口が減少すれば、空き家が増える可能性が高まるのは当然のことです。道内他都市と比較しても人口の減少が著しく高齢化が進む小樽市にとっても、重要課題として取り組んでいかなければならない問題です。

このことにつきましては、幾度となく伺ってまいりましたが、小樽市が参加している後志総合振興局の廃屋・空き家対策検討会では、モデル条例ができたと聞いております。このモデル条例は、考え得る条項を全て網羅するもので、その中から各自治体の状況に応じて不必要な条項を省くなど、柔軟に対応するとのことですが、このモデル条例を受けて、小樽市における条例制定を含めた空き家対策についての今後のスケジュールはどうなっているのかお示しください。

また、小樽市で条例を制定するとした場合に、この条項だけは外せない、この条項は不必要である、また罰則規定を設けるかなど、どのような規定を設ける必要があるのか、お考えをお示しください。

ともあれ、条例ができたからといって、空き家問題が全て片づくものではありません。ある自治体では、条例はあくまでも対症療法にすぎず、抜本的な対策を講ずるには税や法改正など国レベルでの対応が必要であり、地方だけの取組で解決できる問題ではない、国がもっと積極的に方向を示すべきだという意見もあるようです。小樽市として、この点についてどのような認識をお持ちでしょうか。

また、既に条例を制定した自治体での成果など、その後の状況、見えてきた課題などを押さえていた ら伺います。

また、今後、条例を制定した場合には、その後の空き家対策の担当は、どこの部署が担うようになる のでしょうか。

とにかく大事なことは、空き家を増やさないことであり、そのために空き家バンクの活用が求められるのだと思います。

そこで、これに関連して伺います。

それは、高齢者の方の住宅問題についてです。国土交通省によれば、2010年度、全国の公営住宅の応募倍率は8.9倍とのことです。私が市民相談を受ける中で多いのも、高齢で単身の方が市営住宅に入りたいというものです。しかしながら、単身用の空きそのものが少なく、平成23年度の一般住宅の平均応募倍率は10倍以上になっており、何回も応募するものの落選してしまうため、市営住宅管理事務所の方とすっかり顔なじみになってしまったという笑うに笑えない現実があります。

三重県亀山市では、2011年10月以降、市内のワンルームアパートの空き室を市で借り上げ、借り上げた金額より低額な金額で入居者に提供し利用してもらっていると聞いています。私は、先般の建設常任委員会で、この亀山市などの例を引き、小樽市でも同様の事業ができないのかとの質問をさせていただきましたが、その際、理事者より、今後、他都市の事例などを調査し、メリットやデメリットについて研究したいとの答弁をいただいております。

そこでお聞きいたします。

現在までの他都市の調査状況をお示しください。

そして、現段階で、亀山市の事例などから、どのようなメリット・デメリットがうかがえるのか、お 聞かせください。

現在の市の財政状況を考えると、今後、老朽化に伴う建替え、住み替え以外、新規の市営住宅の建設 は厳しいものがあります。小樽市の空き家は北海道の平均を上回っていることから、このような取組は 空き家対策の一環として有効と考えます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、改めて御 見解をお示しください。

また、これに関連してもう一つ伺います。

高齢でなおかつ単身者が多い本市では、自分の家があっても維持していくのは大変です。夏場はよくても、冬期間は除雪の問題があります。子供たちが独立し家を出てしまった後、間取りが多すぎることから、思い切って戸建て住宅から交通の便がよい中心市街地の賃貸住宅への住み替えを希望する方もいます。

しかし、高齢者のひとり暮らしでは貸してくれるところがないなど、高齢者の住宅問題は深刻です。 それは、高齢者の孤立死が社会問題となり、空き室があっても入居を断る家主が少なくないことも起因 しているようです。

他の自治体では、独居の高齢者、母子家庭、障害者ら住宅弱者の家探しを支援する動きも出始めていると聞いております。東京都江東区では、昨年6月から区役所内に転居を希望する高齢者の相談窓口を設置し、不動産の業界団体と協定を結び、物件情報を提供し、連帯保証人がいない場合は、保証料の半額を区が負担するなどで入居が決まったケースもあるようです。また、茨城県つくば市でも、昨年12月から営繕・住宅課の窓口で低額の賃貸物件の紹介を始めたとも聞いております。公営住宅の入居待ちが常態化する中、民間物件の活用で需給のミスマッチ解消を図り、住宅問題解消の一助になっているようです。

このように、自治体が住宅弱者に空き家を仲介する動きも見られるようになったようですが、小樽市 としてもこのような取組ができないのか、見解をお聞かせください。

次に、介護保険について伺います。

介護保険制度では、どのようなサービスを受けられるのかの前提として、介護認定が必要とされ、それは要支援1から要介護5までの7区分がありますが、政府の社会保障制度改革国民会議では、4月の論点整理で、要支援1、要支援2と認定された人への介護サービスについて、介護保険制度から切り離して、市町村の事業として肩がわりさせられるかを今後検討することにしたとあります。

そこでお聞きいたします。

平成25年3月末現在の小樽市における要介護度別認定者数をお示しください。

また、要支援者の受けられる主なサービスを示すとともに、そのサービス全体での要支援者の利用割合をお示しください。

要支援者が介護保険から分離された場合、高齢者はもとより介護事業者にとっても大きな影響があると思われますが、その影響の内容についてお示しください。

もう一点伺います。

住みなれた地域で暮らし続けられるように環境を整備して病院などの施設から在宅への移行を促す介護政策の柱の一つに、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業があります。

小樽市でも平成24年2月よりモデル事業に参加し、そしてその効果として、いつでも事業所に連絡が とれるという安心感が得られた、症状の軽減が見られた、家族の介護負担が軽減されたなどが挙げられ、 24年4月より本格的にこの事業が開始されました。小樽市介護保険事業計画では、24年度の利用者を月 40人、年間で480人と見込んでいますが、その見込みに対し実績はどうだったのかお聞かせください。

高齢者は年々増加し、それにつれて要介護者も増加します。また、施設から在宅へという考えからすると、今後、利用者が増えるのではないかということで、介護保険計画では、平成26年度には24年度の倍の月80人、年間で960人と見込んでいます。

しかしながら、本年 5 月 8 日に発表された厚生労働省の調査によれば、全国で介護保険を運営している1,580の市町村や広域連合のうち、3 月末時点でこの24時間訪問サービスを実施しているのは120自治体で、全体の7.6パーセントにとどまり、平成24年度には実施するであろうと見込んでいた6割にしかすぎず、青森、秋田など10県では実施している自治体が一つもなかったといいます。

道内でも、実施しているのは小樽市を含め札幌、帯広、夕張、函館のわずか5市で、モデル事業を行ったにもかかわらず、旭川市や釧路市では実施されておりません。老老介護や単身世帯が増加していることを考えると、実施自治体が伸び悩んでいるのは不思議です。事業者参入が伸びていない理由の一つとして、24時間対応のサービスといえば、深夜や夜間の対応が中心であり、急な呼出しばかりが多くて、事業者の負担が大きく、とても対応ができないのではというイメージがつきまとっているからではないかという考えもあります。

そこでお聞きいたします。

小樽市における平成24年度の時間帯別訪問回数を定期、随時別でお示しいただくとともに、サービス 内容や利用者の世帯状況についてもお示しください。

また、介護分野で働く人々は、仕事の負担の重さに比べて給与水準が低いとも言われ、離職する人が多いのも現状です。せっかく24時間対応のサービスを創設しても、それを支える人材が集まらなくては制度は思いどおりに機能しません。介護、看護の人材確保が利用地域の拡大と密接にかかわっていることも否めません。

そこで伺います。

24時間訪問サービスの利用者が伸びない要因として考えられるものについてお示しください。

そして、この課題解消に向けて、どのように取り組むつもりか、お考えがあればお示しください。

次に、子育て支援策の一つとして、乳児を連れて外出中に突然のおむつ交換や授乳場所が必要になったとき、その場所を提供する赤ちゃんの駅についてお聞きいたします。

これは、今から7年前の2006年に東京都板橋区立保育所の保育士が、外出した保護者が困っている様子を見て、自由に使える赤ちゃんのスペースを設けては、と区に提案したのをきっかけにできたと伺いました。名前は一般道の休憩施設、道の駅になぞらえて赤ちゃんの駅としたそうですが、ある自治体では、旗をつくり、赤ちゃんの駅に指定した公共施設や保育所の目立つ場所にその旗を掲げ、通りがかった人に授乳やおむつ替えの利用を呼びかけ大変に喜ばれているとのことです。そして、これが手軽な子育て支援策として全国の市や町に広がり、道内では室蘭市や旭川市など独自で行っているところもあるようです。

北海道でも平成23年11月から、北海道赤ちゃんのほっとステーションとして授乳とおむつ替えの両方が無料でできる施設の登録制度を始めたと伺いましたが、小樽市の2歳以下の人口をお示ししていただくとともに、小樽市では現在このほっとステーションに何か所の施設が登録されているのか、お示しください。

また、これは北海道の事業ですが、事業を始めた際に小樽市での事業者に対する登録制度の周知はどのように行われたのか、わかっていたらお示しください。

なお、ここで一番気がかりなのは、若い母親や父親が各種手続等のため子連れで来庁する機会が多い と思われるこの市役所がほっとステーションに登録されていないことです。これはなぜでしょうか、理 由をお聞かせください。

それどころか、庁舎内には、授乳スペースどころか、おむつ替えのスペースさえありません。これは登録以前の問題と言えます。そして何よりも、母親がトイレを使用するとき、その個室内にベビーキープもありません。庁舎管理担当者からは、庁舎のスペースの関係とお聞きいたしました。核家族化により単身の子連れで来庁せざるを得ない若い母親がトイレも利用できない状態を、どのように考えておられますか。

おむつ替えの場所を聞かれたときは、別館地下の保健室を案内するとのことですが、せめて案内表示 などをしてほしいと思います。御見解をお聞かせください。

近年中の市庁舎の建替えは困難であることから、子育て中の若い母親が来庁する機会が多い別館1階と子育て支援課がある4階にスペースの確保を要望いたしますが、御見解を伺います。

室蘭市では、現在40か所以上の赤ちゃんの駅があり、今後、60施設まで拡大を目指しているとのことですが、核家族化など子育てに悩みを抱える若い母親が増加する中、育児による閉じこもりを防ぐためにも、ぜひ小樽でも赤ちゃんのほっとステーションの拡大に取り組んでいただきたいと思います。市長の御見解を伺います。

次に、小・中学校において、教員が児童・生徒の家を訪問し、学校での様子、成績の状態などを親に報告し、学校と家庭の連携を図る学校行事として家庭訪問があります。平成25年度小樽市教育行政執行方針でも、学校との距離を縮めることを念頭に教育の振興に努めており、いじめ、不登校、体罰、学力の向上などの諸課題の解決に向けて、学校と保護者が連携、協力を強化することが不可欠であると示されています。

しかしながら、先日の報道によれば、道内の小・中学校では家庭訪問を取りやめ、かわりに学校内で

面談を行う例が多いとありました。

そこで伺います。

家庭訪問の意義についてお聞かせください。

文部科学省によると、家庭訪問を実施しているかどうかの統計はないが、東京では既に6割近くの小・中学校が家庭訪問を行っておらず、道内では小学校1,159校のうち昨年度は44校が行っておらず、2009年度に比べ3倍以上になったとのことです。道教委が発表した平成24年度の家庭訪問を行っていない学校の中に小樽市の小学校も入っておりますか。

また、今年度の状況についてもお示しください。

さらに、今後取りやめると学校から申出があった場合、教育委員会はどのような対応をするのでしょうか。家庭訪問を実施するか否かの裁量は学校にあるのでしょうか、お聞かせください。

家庭訪問を取りやめることについては、時代の流れという見方もあるようですが、さまざまな課題を 抱える今だからこそ、短時間とはいえ、教員が直接子供の家庭環境を知ることは、大変有意義なことだ と私は考えます。

最後に、いじめ防止条例について伺います。

教育長は、第4回定例会で、岐阜県可児市のいじめ防止条例に対して、条例も一つの方策であるが、何よりも人と人との連携が大事であるとのお考えを述べられました。

今、道でも北海道子どものいじめ防止に関する条例の年内制定に向けて、有識者による検討委員会を発足させ、条例案をまとめる方向で動き出しました。そして、いじめによる自殺問題が起きた大津市でも、本年4月には防止条例を施行したと聞いております。今後、他都市でもこのような動きが活発化すると思われます。可児市のいじめ防止条例の制定は、市長が主導して制定されたと聞いておりますので、今度は市長に伺います。

いじめ防止条例制定が活発化する動きについて、どのような認識をお持ちなのか、お聞かせください。 何度も言いますが、子供は国の宝、未来の宝です。その子供たちの安全と安心を守るのは、私たち大 人の責任です。一日も早くいじめがなくなる社会の構築を私は願っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。再質問はいたしませんので、丁寧で明快な御答弁をよろ しくお願いいたします。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

○市長(中松義治) 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策について何点か御質問がありました。

まず、条例制定を含めた空き家対策の今後のスケジュールについてですが、本市を含めた後志管内の 市町村と小樽開発建設部、後志総合振興局などの関係団体で構成する廃屋・空き家対策検討会において 本年3月にモデル条例が示されたところでありますが、今年度については、空き家の危険度の判断基準 やモデル条例の施行規則などを整理する予定とされております。

本市においても、この検討会と並行しながら、空き家対策についての検討を行っておりますが、対策を実施していく上で、所有者の特定や危険度の判定など、整理しなければならないさまざまな課題が想定されますので、今年度につきましては、後志の検討会での議論を参考にしながら、これらの課題や具体的な業務処理の流れを整理した上で、引き続き条例の制定に向けた検討を進めてまいりたいと考えて

おります。

次に、条例を制定するとした場合の必要な規定についてですが、後志のモデル条例には、空き家の所有者の適正管理義務についての規定のほか、職員の立入調査、所有者に対する助言・指導・勧告、勧告に応じない場合の命令、命令に従わない場合の氏名等の公表、罰則、行政代執行などが規定されております。これらの規定は危険な空き家に対する手続、手順として必要なものと考えておりますが、行政代執行などの強制的な規定につきましては、撤去した費用を回収できない可能性や行政任せにされる懸念などが課題として考えられるため、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、国における空き家対策の必要性についてでありますが、これまでも全国市長会や北海道市長会では、地方公共団体が管理放棄された空き家の解体、撤去等に弾力的に対応できるような法の整備と財政措置のほか、税制面では解体撤去後の土地に対する課税特例の継続など国に対する要請を行っております。我が国の人口が減少に転じた現在、空き家はますます増加することが想定されることから、空き家対策は全国的な課題であると認識しておりますので、国による積極的な対応が必要と考えております。次に、空き家対策にかかわる条例を既に制定している地方自治体での成果や課題等についてですが、各市町村での条例制定の動きは、ここ二、三年の間であり、規定している内容もそれぞれ異なっていることから、条例全般についての成果や課題などについて一概に申し上げることはできませんが、条例制定による市民へのアナウンス効果により、所有者が自主的な解体を行うなどの成果があったとする一方で、条例に行政代執行を規定していても、空き家の所有者が不明の場合や、個人の財産権や費用負担の問題などから、実施までに至った事例は少ないと聞いておりますので、いかに条例の実効性を確保するかが課題であると考えております。

次に、空き家対策にかかわる条例を制定した場合の担当部署についてですが、これまでも市としては、 危険な空き家の調査や改善に向けた指導などを実施しておりますが、一つの職場では解決できない事案 も多く、課題の一つとして認識しておりますので、今後、条例化とあわせて組織のあり方についても検 討してまいりたいと考えております。

次に、民間アパートの空き家を借上公営住宅としている他都市の調査についてですが、現時点までの 調査では、道内においては、札幌市などで新築アパートの借り上げの事例はありましたが、既存アパー トの借り上げの事例については確認できておりません。また、道外では三重県名張市に亀山市と同様の 事例がありました。

既存アパートの借上公営住宅のメリットにつきましては、まとまった土地が少ない中心市街地に公営住宅の供給が可能であることなどが考えられます。また、デメリットとしては、借上公営住宅では、一定の整備基準を満たした住宅を安価な家賃で供給することから、一般のアパートからの住み替えにつながり、新たな空き室が発生することなどが考えられます。

次に、借上公営住宅の取組への見解についてですが、借上住宅のメリット・デメリットなども含め、 現在、他都市の状況を調査している段階であります。今後も、これらの調査結果や市内の民間アパート の現状などを踏まえた上で導入が可能かどうか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者、母子家庭及び障害者らの家探しを支援する取組についてですが、その方々が安心して 生活できるように、さまざまな支援を進めることは必要であると認識しております。江東区やつくば市 で実施している支援の具体的な内容やその成果について調査するなどして、今後の取組の参考としてま いりたいと考えております。

次に、介護保険について何点かお尋ねがありました。

まず、平成25年3月末現在の要介護度別認定者数についてでありますが、要支援1が1,575人、要支援

2 が1,272人、要介護 1 が1,793人、要介護 2 が1,900人、要介護 3 が1,102人、要介護 4 が972人、要介護 5 が1,055人となっております。

次に、要支援者が受けられる主なサービスとその利用割合についてでありますが、要支援者が受けられる主なサービスは、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所などがあり、それぞれのサービスにおける要支援者の利用割合は、訪問介護で29.7パーセント、訪問看護で6.5パーセント、通所介護で26.9パーセント、短期入所で1.8パーセントとなっております。

次に、要支援者が介護保険から分離された場合の高齢者や介護事業者への影響についてでありますが、 現在、国民会議の議論を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会で審議しているところであり、各委員か らは、要支援者に対する介護サービスの効果の検証や市町村の受皿の問題などの意見が出されておりま すので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、24時間訪問サービスの平成24年度の実績についてでありますが、1年間の利用者数の合計は86 人であり、月平均約7人となっております。

次に、平成24年度の時間帯別の定期、随時別の訪問介護についてでありますが、時間帯別については 把握しておりませんが、1年間の合計は定期訪問が6,063回、随時訪問が131回となっております。サー ビスの内容については、定期訪問は排せつ介助、食事介助、薬の管理や体位変換が主な内容であり、随 時訪問は急な発熱や血圧上昇などの体調不良の対応などがあります。また、利用者の世帯状況について は、1年間の利用者86人中、単身世帯が40人、夫婦世帯が34人、その他の世帯が12人となっております。 次に、24時間訪問サービスの利用者が伸びない要因等についてでありますが、市としましては、事業 の内容や効果について、さまざまな機会を利用し、ケアマネジャーなどに周知を図ってまいりましたが、 事業の浸透にはまだ時間を要するものと考えております。また、サービス利用者にとっては、これまで 利用してきた事業者を変更してまで本サービスの利用に踏み切れないことが利用者が伸びない要因と考 えられます。

これらの課題解消に向けては、まずは本サービスの特徴や効果を改めて利用者やケアマネジャー、専 門職に理解していただくことが重要と考えますので、さらなる事業の周知に取り組んでまいりたいと考 えております。

次に、赤ちゃんの駅について何点か御質問がありました。

初めに、本市の2歳以下の人口についてでありますが、本年3月末現在2,030人であり、北海道赤ちゃんのほっとステーションの市内の登録施設数については、2か所となっております。

次に、この事業を始める際の小樽市での事業者に対する登録制度の周知についてでありますが、道から直接、北海道商工会議所連合会などの経済5団体に対する周知が行われたことから、本市においては施設を有する関係課に対し登録制度について周知したところであります。

次に、市役所本庁舎が赤ちゃんのほっとステーションに登録されていない理由についてでありますが、 道の要綱によりますと、このほっとステーションの施設要件として、おむつ替えと授乳のためのスペースや設備が必要になりますが、現在、本庁舎におきましては、このようなスペースが確保できていない 状況にありますことから、道への登録申請には至っていないものです。

次に、おむつ替えの場所としての保健室への案内表示についてでありますが、保健室は労働安全衛生 法の規定に基づく職場環境整備の一環として設置しているものであり、本来は市民の方の利用を目的と するものではありません。しかしながら、本庁舎内におむつ替えや授乳のスペースが確保されていない ことから、来庁された方から要望があった際に保健室へ案内しているところであり、あくまでも応急措 置的な対応とさせていただいていることから、案内表示等を掲示することは考えておりません。 次に、本庁舎内でのおむつ替えや授乳のためのスペースの確保についてでありますが、それを整備するためには、仕切りの設置など一定程度のスペースが必要となりますことから、現状では1階と4階の両方に設置することは難しいものと考えますが、これまでも市民の声等での要望も受けており、子育て支援の観点からもその必要性は十分に認識しておりますので、設置場所を含め引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、今後、北海道赤ちゃんのほっとステーション事業の拡大に取り組むべきとのことでありますが、 北海道にさらなる事業周知を求めるとともに、本市としても子育てしやすい環境づくりを進めるため、 広報おたるやホームページへの掲載のほか、市内主要施設への働きかけをしてまいりたいと考えており ます。

次に、いじめ防止条例についてでありますが、昨年10月に可児市において制定されたのをはじめ、現時点で3市が市長の附属機関の設置などを盛り込んだ条例を制定していると承知しております。

私としては、子供のいじめ防止については、まずは学校において教員が子供たち一人一人を十分に把握し、保護者との連携と信頼関係を構築することが重要であると考えておりますので、当面は学校現場に精通している教育委員会が効果的な対応をするのを見ながら、一方で、いじめ対策推進基本法案や北海道の条例制定の動向を注視し、必要に応じて教育委員会と連携し対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 教育長。
- **〇教育長(上林 猛)** 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、家庭訪問の意義についてでありますが、新しい学年が始まる早い段階での家庭訪問は、担任が保護者との面談を通じて子供への理解を深め、学校での指導に役立てることを主な狙いとしております

また、直接家庭を訪問することで、親子の関係などの家庭の様子を捉え、学級経営をする上で参考に し、保護者との人間関係を深めるという点においても重要であるというふうに考えております。

次に、本市の小学校における平成24年度と25年度の家庭訪問の実施状況についてでありますが、いずれの年度においても全ての小学校で実施しておりますが、中には学年が進んでも学級の編制が変わらない持ち上がりの学級の場合には、家庭訪問は行わず個人面談を行っている小学校が1校あります。

次に、家庭訪問の実施にかかわっての市教委の対応などについてでありますが、市内では授業時数の確保や日程調整の難しさから、家庭訪問は適宜実施するとし、年度初めの家庭訪問は行わず、個人面談を行っている中学校が1校あります。家庭訪問は、校長が判断をして実施することとしておりますが、教育委員会としては、各学校が家庭訪問の意義を十分踏まえて実施するよう、さまざまな機会を捉え、指導してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 松田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

(6番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

〇6番(安斎哲也議員) 最後になりましたが、一般質問に先立ち、この場をおかりしまして、任期折り返しに当たって一言述べさせていただきます。

私は、一昨年の選挙において、若者による地域活性化、高齢者のサポート、小樽が持つ資源を生かした教育の充実、そして議会改革を掲げ初当選させていただき、5月を持って任期4年の折り返しを迎え

ました。この2年間、無我夢中で走ってまいりましたが、まだまだ理想に届かない状況ではあるものの、 市民の皆様をはじめ、市長、教育長、理事者、そして先輩議員など多くの皆様から叱咤激励、御協力を いただきながら、少しずつですが歩みを進めているところです。

私がこの2年間肌で感じたことは、やはりこれからの小樽を担う若者世代が結婚し安心して子供を産み育てられる環境をいかにつくっていけるかであります。昨日の代表質問の中でも、若者施策に対する質問があり、市長におかれましては、特に20代から30代の若い生産年齢人口の流出を食いとめるか、結婚し子供を産み育てるために雇用創出、観光の魅力づくりなど、子育てしやすい環境整備が重要だと答弁されており、私も同感しております。

ただし、その中でポイントとして挙げられなかったのは、教育であります。昨日の代表質問で出ておりましたが、やはりまちづくりは人づくりであり、教育力の向上がこのまち、ひいては北海道、国にとって大変重要であり、郷土を愛し、郷土を誇り、郷土を大切にする人材を育てていけるかが鍵だと思っています。時間のかかる課題ではありますが、着実に教育の充実を進めることができれば、将来的に明るい未来を描いていけるのだと信じ、活動しています。

以前にも本会議で述べさせていただきましたが、小樽の教育力が向上すれば、札幌から子育て世代の移住も見込めます。雇用が少なくとも、小樽に住んで小樽で子供を育て教育を受けさせていきたいと思ってもらい、子育て世代が定住していけば、小樽の抱える人口減少、少子高齢化問題の解決、活力あるまちづくりに少しでもつながるものと思い、これまでもさまざまな機会でこの視点に立って質問させていただきました。

今回は、市内で教育支援活動を熱心にされる方からいただいた声と私が教育現場で見聞きし感じたことから、教育について何点か質問させていただきます。

初めに通告に従い、土曜授業について伺います。

自民党の政権公約に土曜授業の実現が明示され、文部科学省が、土曜日も使って授業時数を確保し、子供たちの学力向上を目指すとして、完全学校週5日制を見直し、6日制の導入の検討を始めました。現在、文部科学省では、土日を休業日としていますが、特別な必要がある場合は授業をすることができるとの除外規定があり、東京都など一部地域では土曜授業を実施しています。

まず、文部科学省が公立校に対し、学校週6日制の導入を検討している中、東京をはじめ一部地域で、 前倒しで実施が進んでいることに対する教育長の見解をお聞かせください。

土曜授業のメリットとして、週5日制によって時間の余裕が少なくなったことへの振り分けができることのほか、子供たちの学力向上にも結びつくという意見があります。大阪市では土曜日等の休日を効果的に活用し、家庭や地域との連携の下、各学校での開かれた教育活動の充実を図るという視点で今年度から実施しております。学力向上、教育環境向上を掲げている本市としても国の導入前に一部地域で実施している前倒し実施を求めますが、見解をお示しください。

私のもとには、保護者の方々から土曜授業の復活を求める声が寄せられています。前倒し実施の土曜 授業の内容について調べてみると、外部講師を招いた授業や学力向上のための補習授業などのような位 置づけが多いと聞きます。

市内の色内小学校では、毎月1回土曜日に、保護者、PTA、地域の学校支援ボランティア、教員の連携による居場所づくりが継続的に実施されています。この活動には、私も定期的に参加させていただき、その取組を見聞きしておりますが、この活動に子供を参加させる保護者の方は、土曜日に学校へ行き、日常の勉強の復習とともに教員以外の地域の方々と触れ合うことによって、子供たちが習熟度、コミュニケーション能力を高められるというメリットを感じているとのことです。また、子供が土曜日に

学校に行くことによって安心して仕事に行ける、週休2日でも家族で出かける回数は多くないのでどこにも連れていけない家庭には助かるとの声もあります。前倒し実施に向け、まず色内小学校で進んでいる居場所づくりを全市的に広めていくことを望みますが、見解をお聞かせください。

色内小学校の居場所づくりは、子供たちのよりよい成長のために保護者、地域、学生、協力団体の皆さんが学校の要望に応じて教育を支援するための活動として、小樽市教育支援活動推進事業運営委員会による学校支援ボランティアを活用して行われています。活動するボランティアからは、習熟度別の授業が増え、学力向上にもつながっているとの評価が得られており、市立小学校での学校支援ボランティアの活用をさらに広げ、今以上にきめ細かな教育をしていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

この項最後に、ベネッセ教育研究開発センターと朝日新聞社が共同で行った学校教育に対する保護者の意識調査によると、全国の公立学校の小学校2年生、小学校5年生、中学校2年生を持つ保護者6,831名の回答のうち7割を超える保護者の方が、完全学校週6日制、土曜授業の完全復活、又は隔週学校週5日制のいずれかを選んでいるとの結果が出ているとのことです。小樽市においても、意識調査の実施を含めて、今後の教育環境向上に向けたお考えをお聞かせください。

次に、給食の食物アレルギー対策について伺います。

本市においては、現在、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づきレベル1の対策を行い、各学校においてアレルギー疾患を持つ児童・生徒の調査を行い、その調査と詳細な献立表に基づき、アレルギーを引き起こす食材の入った給食を食べないように指導しているとのことです。

しかし、これはあくまで学校サイドでの対応で、調理場でミスなく調理されていることが大前提になっていると考えることができます。調理場でミスがあった場合に、市教委としてはどのようにチェックし事故のないように運営していくのでしょうか。誤配、誤食、誤接触等を防ぐ方法を考え、保護者にも丁寧に示していくべきであり、事故が起きてから問題視するのではなく、事故のないうちから連携強化、監視体制の確立等を行っていくべきと思っていますが、見解をお示しください。

あわせて、学校サイドとの連携や誤配防止マニュアル等は各学校の担任まで行き渡っているのか確認 させていただきたいと思います。

学校給食センターには、アレルギー対応室が1部屋ありますが、卵以外に小麦、エビ、カニ、魚介類、ヨモギなど多種目にわたるアレルギー食には対応できない構造となっているようです。代替食によるアレルギー対応について、本年第1回定例会で、新共同調理場の施設設備や業務手順、人員配置などの関係で、稼働の状況を見極めながら検討してまいりたいと、平成22年第3回定例会予算特別委員会で、「新しい共同調理場をつくる中では、そのアレルギー対策がどういう形でできるのか、どこまでできるのか、それはひとつ研究課題だろうというふうに思っています」との答弁がありました。しかし、学校給食センターにて、アレルギー食対応に関しては、現行は卵のみ対応とのことですが、多様なアレルギーで子供が危険にさらされる可能性がある状態で、今後さまざまなアレルギーを持った子供たちに対応していけるのでしょうか、お聞かせください。保護者からも不安の声が私に寄せられています。

最後に、国際交流事業、英語教育の充実について伺います。

小樽市では、姉妹都市提携を結んでいる各市に対し、少年少女使節団派遣事業を実施しています。これまで一般募集において旅費の一部を補助していますが、それでも自己負担額が20万円を超えています。 小樽の子供にとって違う国の子供たちと交流し、異文化を経験して豊かな国際感覚を醸成する大変いい 事業だと思いますが、自己負担額に対して、保護者から、高すぎて参加できない、参加させたいけれど もお金持ちしか参加できないとの声が私のもとへ寄せられています。まず、市も補助金を出している姉 妹都市提携委員会の中でも、この自己負担額について協議があったのならば、お示しいただきたいと思います。

市財政が大変厳しい状況であることは重々承知しており、教育行政においても、お金をかけなくてもできる教育力向上を、とこれまでも提案させていただきました。今回の視察団の派遣で、自己負担額の補助拡大をするということもなかなか大変なことだろうと思いますが、財源としては、交流事業に約1,889万6,000円の基金がありますので、この基金を活用し、多くの小樽の子供たちがこの貴重な機会を得られるよう補助の拡大をしていただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

小樽市では、外国人に一層優しいまちとなり、小樽市の国際化に資すればとの思いで、国際交流事業を進めているわけですが、本市にはこれまでも外国人観光客が訪れているとともに、クルーズ客船の寄港により、さらに多国籍化している状況であります。本市では、観光案内板や国際インフォメーションセンターの設置、翻訳版マップなどの整備を進めていますが、一にも二にもオール小樽で小樽市民が国際的感覚を養い、どのような方が小樽に来ても、おもてなしができる心と、おもてなしをするための外国語教育が必要と感じます。

最後に、教育委員会にお尋ねします。教育委員会では、今夏、2日間の日程で小・中学生を対象に、オタル・イングリッシュ・デイと称するキャンプを道教委やユネスコ協会とともに開催し、コミュニケーション体験を取り入れながら、本市の恵まれた教育資源を十分生かし、英語教育を充実させていくとのことです。確かにこれも大変いい取組ではありますが、英語は単発的に触れるのではなく、ふだんから自然に親しまなければ聞く力、話す力が育たないと考えています。教育委員会としては、長期的な視点に立ち、小樽が持つ教育資源をさらに活用した英語教育を充実させるため、政策の拡充をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇)

〇市長(中松義治) 安斎議員の御質問にお答えいたします。

姉妹都市提携委員会での自己負担額の協議についてでありますが、本年4月に姉妹都市提携委員会を 開催した際、昨年度ダニーデン市へ派遣した少年少女使節団の自己負担額が1人28万円と高額となった ことから、提携委員会の委員から、自己負担額の軽減について御意見がありました。

また、市民からも交流事業への補助拡大について御要望をいただいておりますので、今後、参加者の 負担のあり方について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

〇教育長(上林 猛) 安斎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校週6日制の先行実施についてでございますが、平成14年度に全面実施となった学校週5日制は、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに生活体験や社会体験、自然体験などさまざまな活動を経験させ、みずから学び考える力や豊かな人間性、健康や体力など生きる力を育むことを狙いとして導入されたところであります。その後、平成23年度に小学校、24年度から中学校で、それぞれ学習指導要領が改訂され、授業時数が増えたことから、平日の授業負担の軽減や土曜日に行事や総合的な学習の時間を設定するなど、ゆとりある学校生活を送ることを目的として、地域の実情に応じた

学校週6日制を実施している市町村もあると承知しております。私としては、今後これらの先行している市町村の情報を収集し研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、土曜授業の実施についてでありますが、現在、本市においては、教育行政執行方針で示している学力の向上を最重点的に取り組むこととし、教員の実践的な研修はもとより家庭学習の定着や放課後の補習などを行うとともに、学校規模の適正化を進めるなど、教育環境の改善に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。本市において土曜授業を実施するためには、保護者の考え方や教職員の勤務時間などの課題もありますことから、今後、国や道の動向を十分見極めた上で、慎重に対処しなければならないものと考えております。

次に、色内小学校の取組を全市的に広めることなどについてでありますが、色内小学校においては、 地域ボランティアの協力により平成17年度から地域子ども教室を行っており、23年度からは、現在の教 育支援活動推進事業として、読み聞かせや水泳授業などのサポートを行う学習支援活動や登下校の安全 指導などを行っているところであります。このような取組を拡大することは、大変重要なことと考えて おりますが、そのためには、熱意のあるボランティアなどの人材の確保が不可欠でありますので、今後 ともボランティアの発掘に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校支援ボランティアの活用についてでありますが、土曜授業との関連につきましては、今後の検討課題でありますが、土曜日などに実施している学校支援ボランティア活動については、学校と十分連携を図りながら、支援内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校週6日制にかかわる意識調査などについてでありますが、先ほども答弁いたしましたが、 土曜日を授業日とすることについては、今後、国や道の動向を十分見極めた上で慎重に検討することと しており、意識調査などについても、その動向に応じ判断してまいりたいと考えております。

次に、給食の食物アレルギー対策について何点か御質問がありました。

初めに、アレルギー対応食で調理ミスを起こさない体制についてでありますが、これまで本市の学校 給食では、アレルギー対応食の提供を行っておりませんでしたが、学校給食センターでは、まず卵除去 食の提供を予定しております。調理に当たっては作業工程表を作成しますが、その中で栄養士が卵の混 入がないかを確認するとともに、実際の作業時においても総括責任者などと打合せを行うなどの体制を とり、事故防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校との連携などについてでありますが、本市においては、文部科学省が監修し、財団法人日本学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを各小・中学校に配付し、その内容について教職員に徹底を図るとともに、担任は、家庭環境調査票により、アレルギー疾患を持つ児童・生徒を把握することとしております。その上で、毎月1回、調理場栄養士の作成した食材の成分を詳細に記載した献立表を基に、保護者と学校で食べられないものをチェックし、給食当日には担任と児童・生徒で確認をし、原因食物が入った給食を食べない対応を徹底しております。

次に、卵以外のアレルギー除去食の提供についてでありますが、学校給食センターにおいては、当面、 卵除去食の提供を予定しておりますが、除去品目の拡大などについては、作業工程や作業動線、人員配 置、さらには調理員の習熟度などについて見極める必要がありますので、実施時期については、いま少 し時間をいただきたいと考えております。

次に、本市の教育資源を活用した英語教育の充実のための政策についてでありますが、小学校外国語活動については、退職教員等外部人材活用事業による外国語に堪能な外国人などを活用する学校が昨年度の12校から今年度18校に増えるとともに、本市ALTを活用した授業も31回実施されるなど、子供たちにネイティブな発音に触れさせ、コミュニケーション能力の育成を図る授業が行われております。

また、高島小学校がこのたび市内で初めてのユネスコスクールに認定され、諸外国との日常的な交流を通して英語教育並びに国際理解教育の充実に向けた取組をスタートいたします。今後は、国際観光都市小樽にふさわしい人材の育成を目指し、幼小中高と一貫した外国語教育の取組などについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(横田久俊)** 6番、安斎哲也議員。
- ○6番(安斎哲也議員) 何点か再質問させていただきます。

国際交流事業についてなのですけれども、参加者の負担のあり方について検討していくということで 御答弁いただきましたけれども、これは実施に向けて前向きに検討していくのかどうか、それとも、ま ずは様子を見て検討していくのか、それをお示しいただきたいと思います。できれば、来年度の取組に おいて、早々に自己負担額の補助拡充について実施いただきたいと思っておりますので、前向きであれ ば大変ありがたいと思っているのですけれども、いつまでに検討するのかというのがあれば、お聞かせ いただきたいと思います。

土曜授業についてですけれども、先行実施しているところを研究していくということですが、これは 土曜授業の必要性があると思って研究するのか、それともとりあえず国と道の様子を見ていくので、ま ずは研究していくという、それほど前向きではないのかどうか、そこを伺いたいと思います。

あと、ボランティアの活用についてですけれども、やはり熱心なボランティアもいらっしゃると思いますので、そういった方をどんどん増やしていっていただいて、学校支援ボランティアを活用する学校をもう少し増やしていって、さらに教育力向上に向けて、実施に向けて取り組んでいただきたいと思っております。これは要望として終わります。

国際交流事業についてはいつまでに実施するということで考えて研究していくのか、土曜授業については本当に必要だと思って研究していくのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(横田久俊) 市長。
- **〇市長(中松義治)** 安斎議員の再質問にお答えいたします。

姉妹都市提携委員会での国際交流の話でありますけれども、ダニーデン、それからソウル特別市江西 区、ナホトカ、それぞれ1年ごとに交互に交流をしていきたいと思っております。

それで、先ほどの安斎議員の質問は、昨年、ダニーデンへ派遣したときの1人当たりの負担額が大きいのではないか、高額ではないかということでございますので、これにつきましては、できるだけ負担を小さくするように検討していきたいと思っております。ちなみに、今年はダニーデンから迎えるほうでございますので、来年までにはどういう形でいけるのか、その時々の旅費の関係ですとか、やはりいろいろなことがありますので、そのようなことも踏まえて検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 土曜授業の件でございますが、一つは魅力ある授業の展開といいますか、授業 そのものの魅力といいますか、そのことも大事な要素の一つで、単に授業時数が増えたので、それをさらに延ばして土曜日もという発想ではなくて、まずは一つ一つの授業の内容を充実させることも大事なことでありますし、さらに国のほうの動きでは、英語活動、それを英語の授業の展開という、さまざま

な制度改正が矢継ぎ早に今、教育再生会議から出されている状況で、今後の展開が今のところまだ見極めができないという状況でございます。単に授業時数を増やせば学力が向上するということでもありませんし、その辺の見極めはまだできないということなので、もう少し様子見をさせてほしいと思います。

さらに、教職員の勤務時間、服務の所管をする任命権者である道教委がまだ態度を明確にしていない という状況で、市単独で踏み込むまでには、まだ情報や前提条件が不足しているということで、いまし ばらく時間をいただきたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

○6番(安斎哲也議員) 教育長がおっしゃるとおりで、土曜授業だけやったから、それでいいのかということではなく、やはり教員力も必要だと思っておりますので、それについては、現在、教育長が熱心に取り組んでいる築校小樽塾などで、どんどんさらに向上していってもらえると思っておりますので、今後も引き続き私も研究していきながら、学校教育の教育力の向上についてもいろいろと提案していきたいと思います。

質問は、これで終わります。

○議長(横田久俊) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号及び第3号につきましては、議長指名による9名の委員を もって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、吹田友三郎議員、川畑正美議員、高橋 克幸議員、鈴木喜明議員、酒井隆行議員、上野智真議員、林下孤芳議員、新谷とし議員。以上でありま す。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第5号ないし第9号は総務常任委員会に、報告第1号は厚生常任委員会に、議案第4号は 建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月20日から6月27日まで8日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時09分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員秋元智憲

議員中村岩雄

平成25年

第2回定例会会議録 第5日目

小樽市議会

平成25年6月28日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲
3番	中	村	岩	雄
5番	成	田	祐	樹
7番	小	貫		元
9番	松	田	優	子
11番	斉	藤	陽一	良
13番	酒	井	隆	行
15番	濱	本		進
17番	佐々	木		秩
19番	斎	藤	博	行
21番	新	谷	٤	L
23番	佐々	木		茂
25番	横	田	久	俊
28番	久	末	恵	子

2番 千 葉 美 幸 吹 4番 田 友三郎 6番 哲 也 安 斎 8番 Ш 畑 正美 10番 高 橋 克 12番 鈴 木 喜 明 14番 上 野 智 真 下 孤 芳 16番 林 18番 保 Ш П 20番 中 島 麗 子 22番 野 北 義 紀 山 田 雅 24番 敏 27番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

市			長	中	松	義	治
教	官	ì	長	上	林		猛
水	道	局	長	飯	田	俊	哉
財	政	部	長	堀	江	雄	$\stackrel{-}{-}$
生剂	舌環	境部	7長	前	田	孝	_
福	祉	部	長	三	浦	波	人
建	設	部	長	工	藤	裕	司
消	ß	方	長	青	Щ	光	司
教	育	部	長	Щ	村	幹	雄
総利	务部系	総務訓	果長	佐	藤	靖	久

副市長貞村英之 病院局長並木昭義 総務部長 迫 俊哉 産業港湾部長 佐 藤 誠 一 医療保険部長 藤井秀喜 保健 所長 秋 野 恵美子 会計管理者 石 崎 留 子 病 院 局 経営管理部長 小 山 秀 昭 総 務 部 企画政策室長 中田克浩 財政部財政課長 佐々木 真 一

議事参与事務局職員

事	務	局	長	田	中	泰	彦	事義	务 局	次	長	中	崎	岳	史
庶	務	係	長	伝	里	純	也	議	事	係	長	柳	谷	昌	和
調	査	係	長	沼	田	晃	司	書			記	髙	野	瑠珠	离子
書			記	木	戸	智息	息子	書			記	佐々	木	昌	之
書			記	深	田	友	和	書			記	伊	沢	有	里

開会 午後 1時00分

○議長(横田久俊) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第9号並びに報告第1号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

〇10番(高橋克幸議員) 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

国は、生活保護の基準生活費が年金収入を上回っていること、及び生活実態に合わない物価下落を根拠に、本年8月より3年間で670億円の生活保護基準額の引下げを決定したが、市は、この改悪により複雑化する算定方法に対応するため、生活保護システム改修費を盛り込んだ補正予算案を今定例会に提出している。改修により実務担当者の事務負担が軽減されることは理解できるが、扶助費の削減は今でさえ厳しい保護受給者の生活を一層困難にするものであることから、生活保護基準改悪に対応するための費用を計上した補正予算案には到底賛成できるものではないがどうか。

子ども・子育て支援法第77条に規定されている子ども・子育て会議の設置については、法律上、義務 規定ではないにもかかわらず、市は、今定例会に設置に向けた条例案を提出している。この会議は、子 ども・子育て支援事業計画の策定に携わるものだが、国からはいまだ策定のための詳細が示されておら ず、設置をしたとしても、この会議で何を審議する考えなのか。

一方、子ども・子育て会議の委員の選任に当たっては、一部を幼稚園・保育所の保護者や子育て事業 に従事する者から公募するとしているが、潜在的な待機児童や認可外保育施設の方も対象とし、声を取 り入れていくべきと思うがどうか。

現在、市は、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めた自治基本条例のパブリックコメントを募集しているが、条例制定に当たっては、策定段階において、市民と情報共有しながら進めていくというプロセスが重要である。そのため市では、広報おたるやホームページのほか、フォーラムの開催など、いろいろな手法を組み合わせながら共有を図りたいとしているが、より市民が身近に情報を手に入れられるよう、メールマガジンやLINEなど、新たな媒体による情報提供も検討してほしいと思うがどうか。

北海道横断自動車道余市-小樽間の建設工事において、新たに設置される小樽ジャンクションは、現在、ハーフジャンクションでの建設が予定されている。しかし、ハーフジャンクションでは、後志方面から本市に直接入ることができず、救急搬送や物流面において不便を生じるため、市はフル化に向けた要望活動を行ってきたと聞くが、これまでどのような活動をしてきたのか。

また、フル化については、商工会議所や医師会など、業界からも強い要望があるものの、実現に向け一番の力となる地元市民の盛り上がりには欠けている状況にあることから、今後、地元一丸となってより強く要望していくためにも、市は、シンポジウムの開催などを通じ、市民意識の喚起に努めてほしいと思うがどうか。

現在、建設中の北海道横断自動車道小樽西インターチェンジにおいて、当初計画されていた国道5号

へ接続する道路の建設については、小樽西インター自体の重要性を疑問視する議論もある中、計画が凍結されているという。しかし、横断道が黒松内まで延長となれば、小樽西インター経由が市内中心部と後志方面を結ぶ最速ルートとなり、市内主要病院への救急搬送などもインターからは10分とかからないことなど、後志との連携を考えた際、小樽西インターは非常に重要な役割を果たすものと考える。現計画による道道小樽環状線への接続ではアクセスがよいとは言えず、小樽西インターの有効性を最大限に発揮するためには国道5号との接続道路は必要不可欠であることから、市には、当初の計画どおり建設を進めるよう、関係機関に対し強く働きかけてほしいがどうか。

本庁舎内にはおむつ替えの場所がないことから、必要とする方に対しては保健室を案内しているとのことだが、スペースが確保されていないことについて、これまで市民から苦情や要望は出ていないのか。市は、おむつ替えや授乳の場所を確保するには、一定程度のスペースが必要であることから設置が困難だというが、分煙を機に喫煙場所は確保したにもかかわらず、こういったスペースが確保できないということは、子育て支援の観点から納得できるものではない。スペースだけの問題であるならば、折り畳み式のベビーベッド等の設置を検討するなど、乳幼児連れの保護者が安心して市役所を利用できる環境整備を強く要望したいと思うがどうか。

本市では、ウインドウズXPの更新問題に伴い、サーバで情報の一括管理を行い、業務情報のセキュリティ強化、コスト削減が図れるとのことから、シンクライアント方式を導入するとしている。しかし、導入により、リース期間が残存するウインドウズ7パソコン約500台が未使用となり、市は、それらを緊急対応用等として全て保管するとしているが、500台も必要とは考えにくい。途中解約せず、全て保管することとしたのはなぜか。

また、導入に当たっては、セキュリティ面の強化を優先する考えと聞く。これにより、地元企業の間では、市の入札に対する考え方について懸念が生じているが、今後、他の事業の入札に関しても、コストや技術だけを最優先する考えを広げるつもりなのか。

骨太の方針の素案によると、成長戦略等により地方税収の増加を目指す一方、地方交付税の算定を行政改革の努力や地域経済活性化の成果の観点から行うとのことである。しかし、このような方針が実行されれば、アベノミクスによる経済波及効果が現れていない本市のような地方公共団体では、税収が増えず、地方交付税も削減されることが想定される。その場合、財政状況の一層の悪化が懸念されることから、市は国に対し、本来、地方交付税が持っている財政調整機能をゆがませるような政策を行わないよう求めるべきと思うがどうか。

市が発注する工事には、内訳として、現場管理費の中に労務費が算定されているというが、市は、労務単価見直しに伴い、受注した市内業者に従事する労働者の賃金が上がったとの話を聞いたことはあるか。

今後、公共工事の発注者としての立場から、状況を把握しておくべきと思うがどうか。

今定例会には、市職員による3件の事故についての専決処分が報告されている。今回報告された事故については、おおむね職員の不注意が原因であることから、再発防止のためには、職場内で原因の反省を行うとともに、事故防止の意識を共有し、徹底する取組が大切と考えるが、当該部局では、事故の後、再発防止に向け、どのような取組を行ってきたのか。

また、安全運転については、全庁的にも定期的に庁達や全職員を対象とした講習会を開催し、啓発を 行っているとのことだが、不注意による事故を防ぐという当たり前のことが当たり前にできていないの が現状と考える。今後、こういった事故をなくすためには、安全に対する啓発を頻繁に行うなど、日々 の取組をさらに強化すべきと思うがどうか。 昨年度、市教委が主催した教員研修プログラムの各講座に参加した教員は、全体の半数程度にとどまっているとのことであり、少ないと感じるが、各学校では、校長が対象者に講座への参加を促すなど、校長のリーダーシップはしっかりと発揮されているのか。

一方で、これらの講座も含め、フレッシュ研修会、ミニ研修、築校小樽塾などに参加し、教師力を高めようという意欲的な教員が、異動先の学校でこれまでの取組を継続しようとすると受け入れられない職場もあると聞くことから、市教委には、このような教員が市内のどの学校でも能力を発揮し、活躍できる環境づくりに努めてほしいと思うがどうか。

小・中学校における儀式的行事は、儀式儀礼ということを重視し、市内のいずれの学校においても同様の形式で行われることが重要であるが、昨年までは、卒業式及び入学式においてステージを使用せず、国旗が掲揚されていない学校が多くあったと聞く。しかし、本年は、全ての小・中学校において実施され、児童・生徒の国歌斉唱についても、二つの中学校を除き、おおむね又はしっかり歌われていたなど、長年できなかったことを大きく前進させた校長会と教育委員会の取組は高く評価できるものである。また、これは市教委と現場の教員が共通認識を持つような取組により、その距離が縮まったことも大きな要因であると思われるが、今後も両者がこのような意思疎通を図り、儀式儀礼だけでなく、学力等においてもさらなる向上が図られるように努めてほしいと思うがどうか。

小売店の相次ぐ閉店で食料品が買えないことや高齢化のため買い物に行けないなどといった買い物弱者の問題について、農林水産省が各自治体に実施したアンケートに対し、市はどのように回答したのか。 民間事業者等の取組として、移動販売車の導入・運営の項目では、コープさっぽろの移動販売車が市内を巡回していること、宅配や御用聞きなどの買い物代行サービス等への支援の項目では、聞き取りにより多くの商店で宅配等の実態があったことから、それぞれ「実施している」と回答したと聞くが、市は市内の買い物困難地域を把握しているのか。

今後、高齢者の増加により宅配等の需要はますます増えることが予見されるため、商店街活性化支援 事業の予算増額や事業者への移動販売エリアの拡大要請などにより、今住む地域に住み続けられるよう 支援してもらいたいと思うがどうか。

北海道開発局では、道内企業が小口で安価に海外取引を行えるよう、商社機能等を代行する「北海道 国際輸送プラットホームを活用したサンプル輸送事業」を推進している。本事業は、単独での海外取引 が難しい本市の中小企業が販路拡大を図るに当たって非常に有効であるにもかかわらず、これまで市内 企業は全く参加していない。市は、その理由を把握しているのか。

小樽産品は、海外での物産展などにおいて商品力、ブランド力を評価されていることから、本事業の活用は企業の販路拡大、ひいては本市経済の活性化につながるものと考える。そのためにも市が窓口となり、事業の情報収集に努め、説明会を開催するなど、市内企業に積極的な活用を促していくべきと思うがどうか。

スノークルーズオーンズでは、昨年度、再オープンしたことで来場者数が前年度の2倍となり、また、本年7月にはゆり園がオープンするなど、冬季とともに、夏季においてもさらなる来場者数の増加が予想されている。一方、同スキー場へのアクセスについては、春香スキー場通線から国道5号への合流がしづらいこと、同線の幅員が狭く、バス同士のすれ違いが困難であり、渋滞を招くことなど、以前より交通事情について地域住民から懸念されているが、市はこの現状を認識しているのか。

今後、同線では、ますます交通量の増加が見込まれることから、重大な交通事故が起きる前に、国道への信号設置や同線と並行して流れる和宇尻川を暗渠化し幅員を広げるなど、この地域の交通安全確保に向けた対策を検討してほしいと思うがどうか。

稲穂小学校の児童を受け入れる勤労女性センターの放課後児童クラブでは、申込みが定員を超えた場合、弾力的な対応なしに断っていると聞くが、両親の就労など、さまざまな事情から放課後の居場所がない児童のためのクラブが、定員を理由に受け入れないという姿勢には大いに疑問を感じるがどうか。

今後は、待機扱いをせず、年度当初から希望者全てを受け入れられるよう、所管する生活環境部、福祉部、教育部が連携して対応すべきではないか。

また、施設整備を含めた検討を早急に行ってもらいたいがどうか。

国民健康保険の限度額適用認定証の申請について、現在、受付は市役所本庁のみで行われているが、 体調不良等により来庁が困難な市民もいる。そのような場合に、市は、電話相談の上、郵送での申請に も対応するというが、そのことは現状で市民にほとんど認知されていないことから、広報おたる等を通 じて周知を図るべきではないか。

また、ワンストップサービスとして、申請から交付までの一連の手続を各サービスセンターでも行うことについて、市は、受給資格に問題がある場合、結局、申請者が来庁しなければならないケースもあることから難しいというが、電話での申請を受けている以上、この課題を解決する方策を検討し、ワンストップサービスを実現してほしいと思うがどうか。

本市においては、昨年度、ハローワークが実施する「福祉から就労」支援事業を活用し、生活保護受給者100名の就労に結びつけたという。その一方、せっかく就職したものの、事情やむを得ず離職するケースもあったと聞くが、市は、こういった受給者に対しアフターケアを行うなど、再就職に向けた対策は行っているのか。

また、市には、保護受給者への就労支援にとどまらず、国の生活困窮者自立促進支援モデル事業を積極的に活用するなど、保護受給に至らない生活困窮者一人一人に対しても自立支援を行えるような体制を整えてほしいと思うがどうか。

昨年、策定された健康日本21において、健康づくりに焦点が当てられていることを受け、保健所では、 手軽にできる運動としてウオーキングを推奨しているという。しかし、ウオーキングでは、冬期間に運 動量が減るという調査結果が出ていることから、1年を通して継続的に健康増進を図るには、季節によ る影響を受けない室内プールでの水泳が有効なことは明らかと思うがどうか。

また、保健所では、市民が自分に合った運動を選べる環境が必要との見解を示しており、福祉部でも 高齢者向けの水中体操教室を行っているなど、市民の健康増進に室内プールが果たす役割は大きいこと から、市民が経済的な負担を抑えて水泳できるよう、市営による室内プールを早急に建設してほしいと 思うがどうか。

南小樽駅のバリアフリー化を求める声は、南小樽地区の住民を中心に大きく広がっているが、乗降客数等からJR北海道としての優先順位は低いのではないかという考えもあり、実現への具体的な動きはいまだない。新市立病院の開院に向け、必要性はさらに高まっているものの、市の姿勢はJR任せであり、積極性がないように感じられるが、市はバリアフリー化についての必要性を認識しているのか。

市が先頭に立って要望することでJRも理解を示し、優先順位を上げることも考えられることから、 新市立病院建設というチャンスを生かし、バリアフリー化に向けた交渉を積極的に進めてほしいと思う がどうか。

小樽の水の販売本数は、平成20年のピーク時と比べ半減しているが、市は、市民に水道水のおいしさを再認識してもらうとともに、小樽の観光PRを目的として製造していることから、商業用としての販路拡大はなじまないとの考えを示している。ミネラルウオーターとの価格競争が激しく、御当地水道水の販売から撤退する自治体もあると聞くことから、今後も販売を継続できるよう、採算性を確保するた

めの検討をしてほしいと思うがどうか。

また、仮に民間企業から、小樽の水というラベルを利用し販路を広げ、商業ベースに乗せていきたい という提案がなされた場合、市として利用を認める考えはあるのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、議案第3号につきましては、全会一致により、可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号は否 決の討論を行います。

補正予算案はおおかた賛成できますが、生活保護基準引下げのための生活保護法システム改修費が計上されています。

生活保護については、我が党の川畑議員が代表質問で取り上げ、生活保護基準引下げと生活保護法改正案における扶養義務の強化、いわゆる水際作戦の合法化の問題点を明らかにしました。生活保護法改正案は、26日、安倍首相への問責決議が可決し、参議院厚生労働委員会は開かれずに廃案になりました。安倍首相の参議院予算委員会への出席拒否は、憲法第63条に違反し、国会を軽視するもので、問責決議の可決は当然です。

生活保護法改正案の廃案は、全国生活と健康を守る会の連日の運動や井上英夫金沢大学名誉教授ほか100人を超す大学研究者らの改悪反対の緊急共同声明、障害者の生活保障を要求する連絡会議の生活保護法改正案参議院採決に反対する緊急声明など、国民の運動と世論が大きな力となりました。田村厚生労働相は、今秋想定される臨時国会にも生活保護法改悪案を再提出する考えを示していますが、再提出はやめるべきです。

生活保護基準の引下げは、多くの反対の声を聞かずに8月から実施されます。40歳代夫婦と小学生、中学生の4人のモデル世帯の引下げ額は、現在の支給額と比較し、2013年8月には約6,000円、2014年4月には約1万2,000円、2015年4月には約1万8,000円となり、保護受給者の生活を脅かすものです。それだけではなく、生活保護基準引下げは、市民税や固定資産税、国民健康保険の一部負担金、市営住宅家賃、障害者自立支援法による利用料など、各種制度の減額免除、就学援助の給付対象などに対する適用基準も下がり、市民負担を増やすことになります。

また、最低賃金法第9条第13項で、最低賃金の金額は生活保護に係る施策との整合性を図るとされており、1か月フルタイムで働いた場合に生活保護基準を上回るよう定められています。最低賃金額は、生活保護基準と連動しており、保護基準引下げにより最低賃金が引き下げられ、給与所得が減少します。このように、生活保護基準引下げは、市民全体の問題でもあります。

社会保障制度改革推進法では、自助を強調し、社会保障給付の重点化、制度運営の効率化による負担の増大を抑制すると、社会保障給付全体の抑制を目指しています。全ての社会保障の土台であるのに当事者が声を上げにくく、生活保護を狙い撃ちし、保護基準を引き下げることは許されません。

以上のことから、生活保護基準引下げのためのシステム改修費は認められませんので、補正予算案は 否決といたします。 議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、27番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 27番、前田清貴議員。

(27番 前田清貴議員登壇) (拍手)

〇27番(前田清貴議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第9号に関連し、手宮小学校については、グラウンドを広くとってもらいたいとの保護者の思いが教育委員会に届いていると思うが、敷地が隣接する末広公園の平地部分をサブグラウンド的に利用することはできないか。

同公園の平地部分は整地可能なこと、記念植樹を予定していることなど、今後、建設部と連携し、同小学校の裏庭的な活用を考えているとのことだが、地域住民やPTAの意見を十分聞いて進めることが必要と思うがどうか。

事務事業評価においては、客観的に判断できる数値や目標が設定されていないため、平成24年度の結果集計表をホームページに載せたとしても、市民が事業の是非を判断するのは難しいのではないか。

事業ごとの評価調書を公表すればわかりやすいと思うが、市の考えはどうか。

平成26年度の実施に向けては、制度定着のため、対象事業数を半分以下に減らし、職員の負担感をなくした中で進めてはどうか。

また、今後、外部評価は必ず必要になると思うが、先進地を視察し、導入につなげてもらいたいがどうか。

昨年度の事務事業評価の二次評価において、市は、事業内容を検証するに当たっては、事業ごとに改善・検討する点はないのかという視点から個別に判断しており、各事業間で共通した方向性を持って拡大、要改善などとの評価を行っているわけではないという。個別の評価も重要ではあるが、例えば人口増を目的とする事業を拡大と評価する一方、子育て世代の人口増に不可欠である教育の充実を目的とする事業を縮小する意図で要改善と評価してしまうと、評価全体のつじつまが合わなくなることから、このようにならないよう市の政策との整合性を考慮した二次評価を行ってほしいと思うがどうか。

土地開発公社の解散に当たっては、解散に必要な費用に、いわゆる三セク債を導入すると聞くが、公 社保有地の簿価約6億3,900万円と時価額約2億2,700万円の差額から、公社が持つ現金を控除した分を 借りる考えなのか。

公社保有地は、行政目的を持って先行取得したにもかかわらず、景気低迷や財政赤字により事業が進

まず、結果的に塩漬けとなっているとのことだが、既に他の用途で使っているものや処分できないもの ばかりではないか。

昨年度からスタートした音読カードの取組状況について、市教委は、2年目を迎え導入する学校が増え、読解力の向上に成果が現れてきているというが、カード配付の際、教員によって「必ずやって」「やったら出して」「やってもやらなくてもいい」など、取扱いに温度差があるように聞く。学力向上につながる大事な取組であることから、今年度が定着していくかどうかの分かれ道ととらえ、校長会にしっかり伝え、各学校の教員に指導してもらいたいがどうか。

学校給食センターについては、委託契約が終わり、工事も順調に進んでいるとの報告を受け安堵しているが、配送の対応はどうなっているのか。

給食の配送は、衛生面など手を抜けない重要な仕事と認識しており、単に価格の安さで競争すべきではないと考えるが、車両や設備などで配慮している点は何か。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第8号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし 第308号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会 一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

〇7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第8号は可決、 継続審査中の陳情は全て採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第8号非核港湾条例案についてです。

原子力爆弾が68年前に投下され、一発の原爆によって多くの命が奪われました。二度とあのような惨劇を繰り返してはならないと思います。

旧安保条約の下では、当時の政府は、日本が独立国だといっても世界では通用しない、もっと独立国の体裁を整えるようにしなければならないとして、安保条約改定のとき、事前協議の制度を設けることで独立国の体裁をとれるとしました。それまでは、基地を何に使おうが、核兵器を持ち込もうが、アメリカの自由でした。

しかし、1960年1月に日米両政府は三つの文書を取り交わし、そのうちの一つが1959年6月の討論記録と呼ばれる核密約です。この討論記録によって、核兵器を積んだ艦船の立ち寄りについては、事前協議の対象ではなく、現行の手続に影響を与えるものとは解されないとあり、旧安保条約どおり、アメリカの好き勝手にしていいですよとなっております。この下では、核兵器を積んでいても、入港する権利はアメリカにあります。この密約が存在する中で、核兵器を持ち込ませない唯一の手段が、全ての外国艦船に非核証明書の提出を求める方法です。

小樽市は、過去に、公式・非公式含めて4回の米艦入港を断っています。港湾管理者である市長が断れば入港できないことは、この事実に照らしても明らかです。

戦後、核兵器を持つ国が増えても使用を許してこなかったことは、これまでの国際的世論の高まりが

背景にあります。国際的に広がっている核廃絶を求める運動を後押しし、核兵器のない世界を実現していく第一歩を刻むためにも、非核港湾条例の制定が何よりの力になります。皆さんの賛同をお願いするものです。

次に、継続審査中の陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号についてです。

第6次総合計画の前期実施計画にプール建設を示すことで、市民に早期建設を約束したにもかかわらず、本年の第1回定例会で新・市民プール整備事業を見送りました。市民の健康維持、スポーツ・レクリエーションの促進からも、新・市民プールの建設は急がれています。道内主要都市の中で学校以外の市営室内プールがないのは小樽市だけです。市長部局と教育委員会はさらなる協議を重ねて、再度検討し、今年度中に市民への約束を守り、基本設計、実施設計を予算計上し、新・市民プールの建設を求めるものです。

陳情は、いずれも願意妥当であり、採択を主張し、議員皆さんの賛同を呼びかけまして、討論といた します。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇) (拍手)

〇19番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第8 号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場から、可決を求めて討論をします。

提案されている条例案の前文には、こう書かれています。

「小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが世界の平和に通ずる確かな道であると確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させる」と、ここまででしたら誰も異議はないと思います。そして、そのために「積極的な非核港湾行政を推進します」と書かれています。当然のことであり、昨今の情勢下では、その必要性はますます大きくなっていると思います。小樽市議会でもそうですが、地方議会で平和の問題に議論が及ぶと決まって話されるのが、防衛や外交は国の専権事項であるというフレーズです。

しかし、ここで決定的に欠落しているのは、住民の命と暮らしを守る、そして住民の安全と安心を守ることは、地方自治体の最重要事項であり、その存在理由の一つであるという点であります。この最重要課題である住民の命と暮らしを守る、そして住民の安全・安心を守るという責任は必ずしも国の外交や防衛に対立するものだとは考えておりません。しかし、決して外交や防衛の下に位置づけられ、外交や防衛政策の前に屈服や沈黙を強いられるものではないと考えております。地方議会の議員として、ぜひこの点についても御理解をいただきたいと思います。

こうしたことを踏まえて、この条例をもう一度見ます。全世界的には、アメリカやロシアを中心とした戦略核兵器の削減は一向に進んでいないと言われております。オバマアメリカ大統領の有名なチェコ・プラハ演説、そして先日のドイツ・ベルリン演説は、核なき世界の実現に向けて、その理念を示しながらも、実際には進んでいない現実を明らかにしました。アメリカでは、核戦略、核戦術の二段構えの核戦略政策は堅持されたままです。そうした中で、米艦船の国内民間港への入港が繰り返されています。小樽には、毎年のように米艦船の入港が繰り返されています。アメリカ海軍のホームページで公開されている資料を見ても、小樽港に寄港した艦船は、小樽港寄港の前後に日本海や太平洋上で軍事訓練を展開していることを示しています。作戦行動中の給油、休息という米軍の狙いが明らかになっています。小樽港が、そうした作戦に利用されていると思います。小樽港は、アメリカ海軍により優先使用が

求められている港であることも忘れるわけにはいきません。港のよさが評価されているとお話しされる 方もいます。しかし、そういうふうに言うことは、現実を前にした一種の沈黙だと思います。

小樽港への核兵器の持込みを許さず、米軍の優先使用を認めない平和で安全な小樽港の発展が求められていると思います。条例は、そうした思いを議会として、条例として制度化し、市長に持たせようとするものです。世界からクルーズ船が寄港する小樽港、中国やロシアとの対岸貿易の拠点港としての小樽港は、何よりも平和で、全ての国に開かれた港でなければなりません。

改めて、この条例の持つ意義を御理解いただき、賛成していただくように訴えて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第8号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし 第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

〇3番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、改訂する港湾計画の中で、第3号ふ頭をクルーズ発着の起点とするべく、現状の機能移転なども含めて公共上屋や指定保税地域のあり方について、小樽港研究会で検討しているという。しかしながら、港湾計画を審議する港湾審議会と同研究会との関係が明確にされていないことから、研究会に参加する一部の関係者が意思決定し、審議会には単に事後承諾を求めるだけともなりかねないが、このよう

なやり方について、市はどう考えているのか。

法に基づく組織である審議会が形骸化するような状態はよくないことから、研究会で扱う議題については審議会で諮り、その了承の下で検討を行うべきと思うがどうか。

小樽観光振興公社に貸与している小樽市所有の屋形船による船舶海難が発生した。乗員・乗客に大きなけがなどはなかったが、船は破損により当分使用できず、屋形船に係る観光や経済効果を考えると大きな打撃であるが、キャンセルによって生じる公社の損失はどの程度になるのか。

小樽海上保安部によると、小樽港内での船舶海難は過去に6件あり、同部では海難事故防止に関する 講習の実施やホームページで対策に関するページを多く設けるなど取組を行っており、道もプレジャー ボートなどの事故防止などに関する条例を制定するなど、事故防止の取組を進めている。今後、夏を迎 えるに当たり、小樽港には多くの大型クルーズ客船の入港に加え、プレジャーボートなどの往来も増し、 事故の増加も懸念されることから、市としても水難事故防止に向け、市民などへの周知に取り組むべき と考えるがどうか。

赤岩遊歩道については、市や市議会からの働きかけにより、徐々にではあるが、道が修繕箇所の整備を進めており、安心して散策できる環境が整いつつあるものと感じている。しかし、せっかく整備されても存在自体が認知されなければ、これまで同様、祝津を訪れても、遊歩道からの雄大な眺望を知らずに帰ってしまう観光客が多いのではないかと推測される。遊歩道が観光ルートの一環となれば、観光客の時間消費も増え、本市が目指す滞在型観光の一助ともなり得ることから、市としても赤岩遊歩道の積極的なPRに努めてほしいと思うがどうか。

農業委員会は、小樽の農業について多くの人に知ってもらうため、市内の農業従事者や農業委員会が情報発信をするホームページ「SIGNAL〜シグナル〜」を昨年立ち上げた。アクセス数については低調なものの、小樽で収穫できる農産物の種類や生産者の声、直売所の紹介などをすることで、ホームページを見て直売所に足を運んだという市民もいると聞く。このホームページを通して市民が本市農業に興味を持つことは、市内の農業従事者にとっても励みになることから、農業がより多くの方に興味を持ってもらえるよう、作物のできや旬の話題を加えるなど、ホームページの内容を一層充実させることで、さらなる情報発信を行うべきと考えるがどうか。

近年、本市での漁獲量が減少している一因として、ライフスタイルの変化による魚離れが挙げられるが、衰退する水産業に歯止めをかけるには消費量の拡大を図る必要がある。そのために有効な取組として、学校給食に小樽産の食材を取り入れる「小樽の日」を実施したが、昨年度はわずか1回の実施であったと聞くことから、市は、漁業者や加工業者などと連携を図り、今後、実施回数を増やせるよう努めてほしいと思うがどうか。

また、小樽ではカレイの漁獲量が多いが、骨の多さから消費が伸びず、その単価は下落傾向にあるという。市では、新しいレシピの紹介など、家庭での消費拡大に向け積極的な取組を進める考えというが、あわせて学校給食に取り入れる工夫もしてほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。 次に、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

〇22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について、願意は妥当、採択を求める討論を行います。

去る6月25日の経済常任委員会で、無所属の久末恵子議員が陳情第290号に継続審査の態度をとったとはいえ、祝津海岸での夕日の見事さに観光客が感動しておられた光景を質問の中で紹介しておられました。

昭和の初め、祝津海岸と地続きのオタモイ海岸から眺める夕日のすばらしさに感動した市内の料亭蛇の目の経営者加藤秋太郎氏が、オタモイ地区に龍宮閣、弁天閣、弁天食堂など、おとぎ話の龍宮城に模した建物として完成させ、一大観光地としたことは皆さんも御承知のことと思います。その後の経過は省略しますが、1970年代に入って小樽運河論争が起こり、小樽観光が運河やガラス工芸にシフトしていく中で、オタモイ海岸は崖崩れなどもあり、後景に追いやられるようになりました。

陳情第290号の内容をよく読めば、龍宮閣、弁天閣、弁天食堂などを、お金をかけて復活せよとは言っていません。現行の観光基本計画でも、オタモイ海岸の整備を位置づけており、限られた観光資源であるオタモイ海岸に多額の費用をかけない従来方式の整備に早急に取り組み、国定公園の指定にふさわしい景観を生かすことを期待しているだけです。

この陳情の実現を後押しするかのように、弁天閣、龍宮閣を写した貴重な8ミリフィルムが、この3月21日に小樽市に寄贈されました。皆さんもごらんになったことと思います。8ミリフィルムについては、先日もNHKでも紹介されたぐらいです。

このささやかな現実を踏まえた陳情第290号をいつまでも継続審査にすることは許されません。継続審査をするといっても、質問をする議員は共産党以外にはいないのです。また、閉会中、経済常任委員会の招集、あるいは経済常任委員会の懇談会を開いて、この陳情についてどうするかということを提案する委員もいないわけです。こうなれば、継続審査にするということは、結局何もしないで先送りするということで、陳情者に対してまことに失礼なことになるのではないか、こう思うわけです。

ぜひ、各議員の賛同を呼びかけまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

〇20番(中島麗子議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

専決処分報告の小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、現在、国民健康保険被保険者が75歳になって後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険に残る世帯員が単身となった場合、双方での負担が生じるが、これを軽減する特例措置として、国保料の平等割額が5年間は2分の1に減額されている。今回の改正では、さらに3年間延長して、減額を4分の1とし、延長しない場合の急激な負担増を緩和する軽減措置を行うとのことだが、これまで2分の1軽減されていた人にとって4分の1軽減は被保険者負担額が増えることになり、軽減措置の悪化となると思うがどうか。

本年4月に行った産業廃棄物処分場における建設木くずの処分手数料の改定について、市は、ホームページや広報等で市民や事業者へ周知しているとのことだが、いまだに関係者からは、料金が値上げされて大変であるとの声が聞かれる。このたびの料金の値上げは、処分をなるべく市内の民間リサイクル処理業者に任せ、少しでも最終処分場での埋立てを減らしたいという市の政策的な意図があるとのことから、単純な値上げではないことを広く周知することが必要であると思うがどうか。

また、周知用パンフレットなどにも、改定の背景を掲載するとともに、イラストなどを使用し親しみやすいものにするなど、関係業者はもちろん、一般市民にもわかりやすい工夫を講じるべきと考えるがどうか。

幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大など、地域の子供・子育てを柱とする子ども・子育て関連3法に基づく新制度については、地域のニーズに応じた計画的な施設整備や財政支援の強化、認定子ども園の推進などにより、待機児童の問題や子育ての負担感など、さまざまな課題の解消を目指す制度と聞いている。国のこの制度を受けて、市は、実施主体として、市民・関係団体・学識経験者等で構成する子ども・子育て会議を設置し、議論を行っていくとのことだが、事業計画の策定に向け、重要な協議会になると思われることから、国の動向を見極めながら慎重な議論を望むがどうか。

銭函保育所の定員は現在110名であるが、市が来年度から75名に変更するとしたことで、銭函地区の定員は、桂岡町の認定こども園の55名を合わせて130名となる。市は、二つの保育所を合わせた4月1日時点の入所児童数が96名であることから、地域の保育需要に対応できるとの見解を示しているが、保育所の入所児童数は年度末に向かって増加するものであるから、6月1日時点で71名が通う銭函保育所の定員が75名になった場合、待機児童が発生する可能性が極めて高くなるのではないか。

明らかに定員をオーバーするような想定で新しい保育所の設計が進められることについては、到底容認できるものではないことから、再度検討してほしいと思うがどうか。

公立保育所の建設に当たり、札幌市では、厚生労働省が基準とする面積より 2割程度広いスペースを 確保していると聞く。銭函保育所の建替えに当たっては、たとえ定員を超えていても保護者からの入所 希望に応えられるよう、余裕を持たせた設計にしてほしいと思うがどうか。

また、民間施設の場合は、保育所として使用されなくなった際の利用方法を考えながら建設すると聞くことから、入所児童数が減った場合にも活用できるよう、将来を見据えて検討してほしいと思うがどうか。

ワクチンにはさまざまな種類があるが、予防接種は利点だけでなく副反応などのリスクを伴う医療行為であることから、本市では、国の法定接種以外の助成は行っていない。子供に対するインフルエンザワクチンの接種については、法定接種とはなっていないが、テレビなどによる周知により自主的に接種している人が多い実態があることから、助成の対象としている市町村もあると聞く。インフルエンザの予防について保健所は、感染防御が浸透しているというが、毎年、学級閉鎖が起こる状況に鑑み、さらなる予防の必要性があると思われることから、本市においても、子供の健康増進を図るため、インフル

エンザ予防接種の助成を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、報告第1号並びに請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号及び第316号につきましては、 採決の結果、賛成多数により、報告は承認と、請願及び陳情は、いずれも継続審査と決定いたしました。 次に、所管事務の調査につきましては、全会一致により継続審査と決定いたしました。

なお、質疑終結後に開かれた当委員会の理事会におきまして、理事者から報告のあった市立銭函保育 所の定員変更については、慎重に検討してもらいたい旨、委員会として見解を示してほしいという意見 がありましたが、2度にわたる理事会での議論の結果、合意には至らなかったことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

(8番 川畑正美議員登壇) (拍手)

〇8番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、報告第1号専決処分報告(国民保険条例の一部改正)については不承認、継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方について、陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、陳情第316号北西部地区における「一時保育事業」の実施方については、それぞれ採択を主張する討論を行います。

報告第1号は、国民健康保険条例の一部を改正する専決処分報告です。

国保の被保険者が75歳になり後期高齢者制度へ移行し、国保に残る世帯員が単身になった場合に、国保料の平等割額の2分の1が5年間、軽減されることとなっています。それに加えて、6年目以降について、平等割額を4分の1に軽減して3年間延長するというものです。軽減額が半減しても、軽減期間が延長されるというメリットがあると捉える向きもあります。一般的には、世帯主は夫で、夫が75歳となって妻が60歳代というモデルを想像されますが、75歳以上の両親と無職・無収入の40歳代の子供が同居している場合もあり得ます。これまで、5年間2分の1に軽減されていた国保世帯から見ると、負担分がこれまでの2分の1から4分の3に増加することになります。

次に、日本共産党は、国民健康保険事業を改正することに反対しています。したがって、このように 国保世帯の負担が増加となる国民健康保険条例の一部を改正する専決処分報告は承認できません。

次に、継続審査中の請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方については、双方ともJR駅関係のバリアフリー化に関する内容です。この課題については、我が党の小貫議員が一般質問で明らかにしているところでありますが、国は1日3,000人以上の利用がある鉄道駅についてバリアフリー化を進める方針です。

小樽市内の、国のバリアフリー化の基本方針に合う駅は、小樽駅、南小樽駅、銭函駅となっています。 日本共産党として、6月6日にJR北海道に交渉に行き、南小樽駅や銭函駅のバリアフリー化の要請を しています。しかし、JR北海道は、地元自治体と協議を行いながら進めるとしています。

駅舎のバリアフリー化促進には、小樽市の役割が重要となっています。南小樽駅は、市立病院に近く、利用者も多く、市立病院統合新築工事が進められており、今後も公共交通機関として南小樽駅の活用が見込まれます。また、観光客の利用が多く、今後の増加に向けて、観光客を温かくもてなす必要があるとの本市の方針からもバリアフリー化が待たれます。銭函市街地は、小樽駅方面へのバスの便数が不足

しており、JRを利用している人が多くおります。また、市立病院統合新築に合わせて整備することが 絶好の機会になります。

さきの予算特別委員長の報告においても、新市立病院の開院に向け、必要性はさらに高まっているものの、市の姿勢はJR任せで、積極的でないと感じられる。市はバリアフリー化についての必要性を認識しているのか。市が先頭に立って要望することでJRも理解を示し、優先順位を上げることも考えられるので、バリアフリー化に向けた交渉を積極的に進めてほしいとの意見もありました。

国は、2020年までにバリアフリー化を終了させる予定です。国の助成を活用し、道からの補助を受けて実施するには、今から取り組むことが必要です。議会としても、継続審査に終わらせず、積極的な審議を進め、全会派が一致して採択していただくことを改めて呼びかけします。

その他の継続審査中の陳情第1号、第314号、第316号は、これまでも述べているとおり、願意は妥当であり、採択を求め、各会派各議員の皆さんの御賛同を求めて、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、報告第1号並びに請願第2号並びに陳情第1号及び第310号について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時40分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 10番、高橋克幸議員。

(10番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

〇10番(高橋克幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

高齢者や重度身障者の方から、既存の市営住宅を改良し、車椅子対応となった住宅では、居室内はバリアフリーだが、玄関がバリアフリーになっておらず、不便な状況になっているとの声が寄せられた。 新たに建設した住宅は、ユニバーサルデザインを導入しているため、玄関がフラットで、車椅子の方で も安心して住める設計になっているとのことだが、今後、新たに建設する住宅の予定がないことから、 既存の住宅を改良する際は、最新の技術で玄関のバリアフリー化ができるよう検討してほしいと思うが どうか。

江別市では、家族などで市営住宅の広い居室に入居する市民に対し、将来、世帯人数が減り単身となった際、単身者用居室への住み替えをあらかじめ約束する誓約書を提出してもらうための新たな規則を設けたという。高齢化が進展する本市においても、ミスマッチ世帯の解消は喫緊の課題であることから、居住者が減った高齢者世帯には移転してもらうよう促し、あいた居室を子育て世帯に活用してもらうなど、市営住宅の効率的な運用に向けた対策を講じるべきと思うがどうか。

本市では、夜間の安全・安心のための一要素である街路灯の設置・維持・改良に係る経費の一部を各団体や町会へ、小樽市街路灯助成規則を根拠に補助金として交付している。この規則は、昭和37年に制定されたもので、直近の改正でも平成21年であることから、今日のLEDの技術進歩が想定されておらず、従来のLED灯設置に係るイニシャルコストよりも安価で、水銀灯よりもランニングコストが低廉な最新のLED灯へ簡易に改良が可能となったにもかかわらず、現在の運用では補助金の対象とならないという。行政が実際の社会の進歩に遅れることで不利益をこうむるのは各団体、町会であることから、速やかに規則改正を行うべきと考えるがどうか。

LED街路灯は、従来の街路灯と比較し、町会に重い負担となっていた電気料金や電球の取替えにメリットがある反面、導入時に割高となる認識があったことから、一部の町会では、比較的有利な無電極式に替えているという。しかしながら、最新のLEDには、水銀灯の電球を取り替え、安定器をバイパス配線するのみで使えるものがあるということから、仕様どおりの寿命、結果が得られるならば、無電極式に替えるよりも割安になると思われるため、つけ替えを促進する施策を考えてほしいと思うがどうか。

市道桂岡2号幹線の歩道は、冬期間は車道の幅員を広く確保するために堆雪スペースとして使用されており、除雪はされていないという。歩道を堆雪スペースとすることについて、地域住民からの理解は得られているのか。

また、今冬は、3月にも連続した降雪があり、4月に入ってからも日陰には多くの雪が残り、地域住民は歩道の雪割り作業に追われていた。当該路線は通学路でもあることから、4月に入っても融雪が見込めない場合には、市が雪割りを行い、歩道の確保をしてほしいがどうか。

奥沢浄水場は、水源としての機能を堤体に陥没が見つかったために失っており、現在、休止している。 稼働すれば、自然の浄化能力を利用し、ゆっくりと時間をかけてろ過する緩速ろ過方式の施設に満々と 水をたたえた、道内でも希少な情景を見ることができ、また約100年にわたり水をつくり続けている、現 役で使用可能な歴史的資産・遺産としてその価値は高い。ダムのかわりに二股沢川、勝納川の河川水を 取水し稼働する場合は新たな設備を要することから、費用対効果を含めて水道施設としての利用が検討 されるというが、奥沢水源地利用・活用の基本方針として追加される新たな機能である学習、憩い、保 全等に費用対効果という経済的観点はなじまず、持ち込むべきではないのではないか。

先人から引き継いだ、生きている資産として将来に向けて運用させていくべきと考えるがどうか。

水道局が販売するペットボトル小樽の水は、水道創設90周年を記念して製造され、ピーク時には年間 15万本を販売していたが、ここ数年は、民間との価格競争の激化やミネラルウオーターの多様化などで 年々減少傾向にあるという。黒字を確保するためには、販路の拡大や道内外での物産展で売上げが増え るよう、インターネット等も活用した P R を行い、誰もが小樽の水を買いたいと思える商品になるよう 工夫してほしいと思うがどうか。

現在、水道創設100周年記念事業の一つの案として、2リットル入りの新商品を検討していると聞く。 災害備蓄用を念頭に置いたものと思われるが、例えば100周年記念ラベルの採用を含め、ボトルのデザインを変えるなど、斬新なアイデアで小樽をPRする商品にしてほしいと思うがどうか。などであります。 付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号及び第312号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と 決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第309号、 第312号は採択を求める討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額を求めるものです。

この制度の目的は、住宅の改修を促進し、環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進、安全・安心で快適な住環境整備並びに市内経済の活性化を図ることにあります。

昨年度の実績は、辞退者3件を除く申込件数は236件、交付件数は96件、補助金交付額1,584万7,000円に対し、工事総額は2億2,683万7,000円で、経済効果は14.3倍でした。予定していた補助金2,000万円は、取りやめ件数が34件もあったため、予定額を大きく下回りましたが、2,000万円を残らず使っていたら住環境整備の拡大と、もっと大きな経済効果があったはずです。しかも、改修工事は、市の入札制度に参加していない小さな業者に仕事が回っており、経営応援の一助にもなっています。

今年度のリフォーム助成の申込件数は251件、工事の登録業者は119件と、どちらも昨年度より多く、制度に対する期待の大きさが表れています。昨年度の補助金は、1件当たり平均16万5,000円でした。これを基準に今年度の申込者全員に当てはめると、予算は4,200万円ほどでおさまります。これで、さらに市内経済の活性化が図られるのです。申込者全員に助成されると、昨年度より登録の多い市内建築関連業者に確実に仕事が回ります。

陳情は、住宅リフォーム助成制度の目的を後押しするものであり、願意は極めて妥当です。住宅リフォーム助成制度は、建設常任委員会の委員会提案ですから、議会の名誉にかけても陳情を採択して、市民の負託に応えるよう、全議員の賛同をお願いします。

陳情第312号は、市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定を求めるものです。

火災を起こした住人が、現在、行方不明ということで、解決には時間がかかるという困難さはありますが、引き続き行政に住人を捜す努力をしていただきながら、空き家対策策定については、後志管内20 市町村などでつくる廃屋・空き家対策検討会での議論を参考に課題を整理し、条例制定に向けての検討を始めていることから、陳情者の願意は妥当です。

以上、議員各位の賛同をお願いしまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

〇22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

稲穂小学校では、今年度から道教委が実施する学校力向上に関する総合実践事業の実践指定校に指定されたことに伴い、教員の加配など、いろいろなメリットが考えられることから、在校生にとっては非常に恵まれた教育環境になるものと思う。しかし、平成28年4月の色内小学校との統合に当たり、色内小学校の児童にとってはこれまでと著しく異なる教育環境となることから、授業内容についていけないなど、困惑するようなことにはならないのか。

学校の統合に当たり、児童にとっては、そのスケールメリットとして、教員数の増加、設備の充実などが考えられるが、市教委は、本市の教育にとって統合のメリットは何であると考えているのか。

色内小学校の校区は、平成28年度、同校が周辺の小学校と統合することに伴い、手宮地区統合小学校、統合稲穂小学校、統合長橋小学校の3校区に分割される。現在、色内小学校の児童は、原則、西陵中学校に進学しているが、統合後については、中学校進学の際に児童が細分化されないようにするという市教委の方針に従うと、遠距離の手宮・長橋両地区の中学校に進学する生徒が増え、近隣の西陵中学校の生徒数のみが減少してしまうことから、学校再編に当たっては、小学校区と中学校区の設定を個別に検討すべきではないか。

市教委は、西陵中学校の存続を訴える会と中央・山手地区の学校再編についての新たなプランをつくることを約束しているにもかかわらず、それを示す前に西陵中学校の生徒数を減少させてしまうような市教委の方針は問題であると思うがどうか。

学校再編に伴い、手宮地区では統合小学校の新築工事に向けた準備を進めているが、教員からは、現場の意見・要望が現時点の設計に反映されていないと不満の声が上がっている。教員への意見聴取について市教委は、5月末に行い、現在、集約中とのことだが、設計にこれら意見を反映するためにはもっと早い時期に行うべきだったのではないか。

また、今回、集約される現場の意見については、これからでも設計に反映することはできるのか。 新しい学校をつくる過程で、児童のために必要な意見や新たな取組を行うための要望を持つ現場の教 員は多いことから、今後、他の地区で統合新校の建設を行う際には、設計段階から現場の声を聞く仕組みを構築し、しっかりと反映させていくべきと考えるがどうか。

統合についてのアンケート調査については、統合後の潮見台・花園両小学校の児童、保護者、教員に対し実施されたと聞く。このうち、教員からは100パーセントの回答を得られてしかるべきと思っていたが、回答率は9割にとどまったという。回答しない教員がいたことについて、市教委は、その理由を把握しているのか。

また、教員の回答を見ると、「わからない」「無回答」といったものが目につくが、これは設問の趣旨が曖昧で、回答しにくかったことが原因であるという。統合による効果や今後の適正配置を進める中で配慮すべきことを知る上で、教員の意見は非常に大切であることから、市教委には今後、アンケートをする際には、必要な答えをしっかりと引き出せるような方法を考えてほしいと思うがどうか。

量徳小学校に係る統廃合は、地域、保護者、市教委に加え、教員も一体となって進めてきたものと認識している。それにもかかわらず、こういった努力の結果を回答するアンケートにあまり協力的ではないと映る教員がいたことは非常に残念であると思うがどうか。

また、このアンケート結果で得られた課題や参考点などをよく検討することで、今後の統廃合がスムーズに進むよう努めてほしいと思うがどうか。

若竹小学校の跡利用については、閉校当初、校舎を博物館の収蔵庫として検討していたとのことであるが、建物の老朽化が目立ち、恒久的な利用には疑問があることから、校舎の取壊しも視野に入れて再度検討してはどうか。

あわせて、閉校後も、同校敷地内の遊具がそのまま放置されており、近隣の子供たちが使用しないか 危惧されることから、敷地への立入りを制限するなど、早急に対策を講じてほしいと思うがどうか。

また、祝津小学校の跡利用について、同校校舎は耐震性もあり、再利用もできるのではないかと聞いているが、利用可否の議論が長期化し、未使用の状態が続けば建物の荒廃も進むものと考える。体育館についても、利用したいという市民の声もあることから、市には早急に跡利用が行えるよう検討を進めてほしいと思うがどうか。

指定校変更に伴い、学級編制に影響があったものについては、最上小学校において、他校からの変更による3名の増と他校への変更による2名の減で、差引き1名の増で2学級編制となり、一方、松ヶ枝中学校においては、差引き17名の減で、少人数学級の3学級が2学級編制になったと聞く。このように、1名の増減が学級編制に大きな影響を与える以上、市教委は、クラブ活動を理由に指定校変更を行った場合など、その後の調査を行うとともに、今後、指定校変更の取扱いについても検討が必要と思うがどうか。

市内小・中学校の玄関におけるオートロックの整備については、児童・生徒の安全確保の観点からも進める必要があり、職員室や事務室が玄関から離れた学校から優先的に整備を始め、現在、15校で整備を完了していると聞く。整備が完了していない学校については、耐震補強工事などを行う際にあわせて整備を行う予定というが、工事の予定がない学校での整備については、市教委はどのように考えているのか。

また、オートロックを整備することで、来客時の扉の開閉などにより教員が対応しなければならないことも考えられることから、設置に当たっては、教員の業務に支障がないよう配慮してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定い

たしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

〇7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び 第291号は採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

教育委員会は、西陵中学校の存続を訴える会との約束であるプランをいまだに示せずにいます。主権 者である市民の声に応えていくことが求められています。

西陵中学校のある富岡2丁目の人口は、今年5月の数字では、基本計画策定時と比べ増加をしています。稲穂、色内、富岡の合計でも、平成22年5月が8,944人、今年5月が9,411人と、461人増加し、人口減少が続く小樽市にとって重要な地域となっています。学校をなくするということは、地域の人口減少に拍車をかけます。人口減少社会の中、西陵中学校の存続をどうするか、中心市街地の構成をどうしていくのか、今後の市内全体のまちづくりを左右する問題です。

また、教育委員会は、基本的に一つの小学校から同じ中学校に行くことが望ましいとの考えの下で、 統合後の中学校の学区を決めていくつもりでいます。このままでは、色内小学校の閉校に伴い、西陵中 学校区が自動的に狭められてしまいます。小学校区と中学校区は分けて考えるべきです。

例えば、教育委員会は、菁園中学校に四つの小学校から通っている状態は望ましくないという立場でいます。しかし、今年度、菁園中学校には指定校変更によって松ヶ枝中学校区から17人、西陵中学校区から7人、潮見台中学校区から6人、向陽中学校区から5人、長橋・末広中学校区からそれぞれ1人が入学しています。このように、多数の学校から既に入学を受け入れていながら、小学校区と中学校区の学区を一緒にするということは大きな矛盾を抱えています。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

塩谷中学校が長橋中学校に統合されることが決まり、生徒は路線バスによる長距離通学となり、生徒の負担ははかり知れないものがあります。地域的にも塩谷と長橋は違い、バス料金も塩谷文庫歌から240円となります。小学校についても、塩谷地区の児童が長橋小学校に通うことになれば、児童に大変なストレスがかかります。市営住宅廃止の上に、塩谷地区から小学校も中学校もなくなれば、塩谷地区に若い世代が住まなくなるおそれがあります。

何度も主張していますが、学校の統廃合は、子供の教育の視点とともに、地域の住民合意が不可欠です。いずれも願意は妥当であり、採択を主張します。議員各位に採択を呼びかけまして、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第10号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇) (拍手)

〇市長(中松義治) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。 議案第10号職員懲戒審査委員会委員の任命につきましては、坂田榮子氏、大矢繁夫氏、山田雅敏氏、 貞原正夫氏、竹田文隆氏の任期が平成25年8月31日をもって満了となりますので、引き続き坂田榮子氏、 山田雅敏氏を、新たに多木誠一郎氏、三浦波人氏、前田孝一氏を任命するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。 (拍手)

〇議長(横田久俊) これより、採決いたします。

同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第12号」を一括議題といたします。

意見書案第6号ないし第12号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

(20番 中島麗子議員登壇) (拍手)

○20番(中島麗子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第5号について、提案趣旨説明を行います。

意見書案第1号は、「橋下大阪市長の『慰安婦制度は必要』『風俗業活用』という暴言を許さず、日本政府として、女性の人権尊重の立場から厳正に対処し、旧日本軍『慰安婦』問題の真摯な解決を急ぐことを求める意見書案です。

5月13日、日本維新の会共同代表であり大阪市長である橋下徹氏が「慰安婦制度は必要だった」、沖縄で米海兵隊司令官に「もっと風俗業を活用してほしい」と述べたことに、国内外から驚きと抗議の声が巻き起こっています。今回の問題は、世界ジェンダーランキング101位にある日本女性の状況を象徴し、さらにおとしめて、日本の国益にも反するものであり、政府として厳正に対処すべきであります。このような暴言は、国際社会で到底通用するものではなく、既に国連女子差別撤廃委員会は、日本で繰り返される政治家の女性蔑視発言に憂慮を表明し、締結国として方策をとるよう強く勧告しています。公党の代表、市長という立場で女性の人権じゅうりんの立場は放置できません。

政府は、女性の人権尊重の立場から、橋下氏の暴言に厳正に対処し、旧日本軍「慰安婦」問題での韓 国政府との協議に応じ、一刻も早い解決へと踏み出すことを、小樽市議会として政府に働きかけること を求めます。

意見書案第2号は、原発のない北海道の実現を求める意見書案です。

福島第一原発事故から2年4か月が経過しましたが、いまだに事故原因は究明途上で、放射性物質の 放出が続き、収束の見通しが立たないまま、15万人を超える福島県民は避難生活を続けています。

福島第一原発事故は、原発と人類が共存できないことをはっきり示しました。

また、この2年間余、原発が稼働しなくても電力不足が起きないことが明白になり、電力確保のために原発は必要という議論は通用しなくなりました。最近の世論調査では、原発ゼロが7割、再稼働反対が過半数を占めています。

ところが、安倍内閣は、新規制基準をクリアした原発から再稼働する、新増設もあり得る、海外に輸

出するなど、原発推進の方向です。また、この新規制基準案は、原発の直下に活断層があっても、地表に現れていなければ立地を認めており、たとえ新規則基準をクリアしても安全性を保障できるものではありません。しかも、泊原発も、大間原発も、事故を起こした福島第一原発と同じ軽水炉型原発であり、冷却用電源が途絶えた場合、福島第一原発と同様に炉心溶融から過酷事故になり得る構造的欠陥を有しています。

このような状況の下で、泊原発の再稼働や大間原発建設を認めることはできません。今こそ、原発のない北海道実現のために踏み出すべきです。

意見書案第3号は、介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書案です。

政府は、介護保険制度から、軽度の要支援1・2の約140万人を除外し、全体の介護費用を抑制しようとしています。介護度は、要支援1・2から要介護1ないし5まで7段階あります。要支援1・2は、介護予防サービスですが、厚生労働省はこれを市町村に丸投げして、ボランティアや民間企業を活用せよとしています。介護事業所にとっても、利用者が減り、小規模事業者や軽度認定者を多く受け入れている事業所では、運営自体が困難になります。また、自治体として、これらのサービスを提供すると言いますが、人材確保や財源など、自治体間格差が広がることになります。

要介護認定では、要支援と要介護がたびたび変更になることがありますが、利用するサービス提供事業者がそのたびにかわるようでは、高齢者への安定的なサービス提供になりません。年々経費が増加する介護保険制度ですが、財政的な見地からのみサービス抑制を進めることなく、高齢者が安心して地域で暮らせる地域づくりのためにも、要支援1・2の認定者を介護保険制度から除外することはやめるべきです。

意見書案第4号は、生活保護基準引下げと各種制度改定の切下げに反対する意見書案です。

今年8月実施に向けた生活保護基準の引下げは、生活保護受給者の生活実態から見ても実情に合っていません。春から物価が値上がりしており、来年からは消費税増税を計画しており、このような経済状況からも撤回すべきです。

厚生労働省は、生活保護基準引下げにより影響を受ける各種制度のうち、就学援助、保育料減免などは、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とするとしていましたが、現在まで見直しによって影響を受ける各種制度への対応は明らかにされていません。特に、就学援助の準要保護世帯は、自治体ごとに基準を設けていますが、保護基準が下がれば、これまでの対象者から除外される世帯が出てきます。既に準要保護世帯に対する国の補助金制度が廃止され、地方交付税に切り替わっていますから、別枠で国による財政援助額を明確にすべきです。このままでは多大な影響を与えることになり、対策が急がれます。

意見書案第5号は、憲法第96条の発議要件緩和に反対の意見書案です。

憲法第96条は、憲法改正について、各議院の総議員の3分の2以上の賛成によって発議できるとしています。今、自民党は、これを2分の1以上に緩和し、憲法改正のハードルを下げようとしています。 憲法第96条は、単なる手続ではなく、国民が権力を縛るという立憲主義に基づいて決められたものです。 これを2分の1以上に緩和するということは、最高規範である憲法を一般法律と同様の扱いにすることです。

憲法学者の多くの皆さんが、改憲派を含めて反対しています。自民党は、第96条の改正後は、憲法第 9条を改正し、国防軍をつくり、集団的自衛権の行使ができる国にしようとしています。憲法第9条改 正の突破口としての第96条改正は行うべきではありません。

各会派、議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇) (拍手)

〇13番(酒井隆行議員) 自民党を代表して、意見書案第5号憲法第96条の発議要件緩和に反対する 意見書案について、否決とする討論を行います。

同案は、憲法第96条の発議要件緩和を行うと、それを突破口に憲法第9条を改正するのではないかと して、極めて短絡的に発議要件緩和を行わないようにと求めるものです。

(「お宅の幹事長が言ってるんだぞ」と呼ぶ者あり」)

第96条改正は、憲法改正の発議要件を各議院の総議員の3分の2以上の賛成から過半数の賛成に引き下げるということです。これは、憲法を改正しやすくするというより、改正を発議しやすくするという意味を持っています。発議されれば国民投票にかけられますから、改正するかどうかは国民が判断するわけであります。したがって、第96条を改正したら、権力側の思惑で憲法がどんどん変えられてしまうという批判は全く当たりません。憲法改正手続に国民投票を導入している各国でも、発議された改正案が国民投票で否決された例はいくらでもあります。

(「3分の2で国民投票なんだから」と呼ぶ者あり)

さらに、第96条改正には大きな意義があります。現在の発議要件では、各議院の3分の1以上が反対 すれば改正は発議されませんから、いわば憲法は国会の3分の1の議員のためのものになっているので す。

(発言する者あり)

そのため、現実に日本国憲法は制定後、一度も改正案が発議されることなく、改正されてこなかった のです。これを各議院の過半数に引き下げれば、政治の現実として改正案の発議が可能な状態になりま すから、改正の是非が国民投票にかけられる機会が生まれます。

(「詭弁だ」と呼ぶ者あり)

つまり、発議要件の緩和によって日本国憲法は、制定後初めて国民の国民による国民のための憲法になるのです。国民が、憲法改正についても権利行使できるように環境整備をすべきであります。

(「権利制限をしようとしているんじゃないか」と呼ぶ者あり)

改正案に賛成するのも、反対するのも、国民の自由です。

(発言する者あり)

発議要件を緩和して、憲法改正が国民投票にかけられるようになるのは危険だなどという批判は、日本国民の良識をはなから疑っている、実にばかげている見識です。そうした批判をする人こそ、自分自身がムードに流されやすいから、そう思っているのでしょう。良識を持った日本国民が憲法改正の国民投票でいいかげんな判断をするとは我々は思っていません。

つまり、第96条改正は、単なる憲法改正手続の改正ということではなく、憲法を国民のものとする重要な意義を持っているのです。したがって、憲法をどう改正するか、全体像も示さずに第96条だけをまず改正するのはよくないという批判も、その意義を理解していません。まず、第96条を改正して憲法を国民のものにしてから、どのような改正をしていくのかは、政治やマスコミ、学者などが机上の空論をしているだけはなく、国民全体で議論していけばいいのではないでしょうか。そのほうが時代や国民の意思に沿った憲法改正が実現すると思います。

我が党は、参議院議員選挙の公約で「主権者である国民が『国民投票』を通じて憲法判断に参加する

機会を得やすく」するとして、

(発言する者あり)

3分の2以上を過半数に緩和することを明記しています。ただ、発議要件緩和には、連立を組み、友 党である公明党の協力が不可欠と思っております。

(発言する者あり)

公明党が本件に対して慎重姿勢であることに鑑み、参院選公約では先行改正は盛り込まず、改憲原案の国会提出という表現にとどめております。本市議会でも、公明党の理解を得られるよう、今後も議論を重ねていきたいと思っております。

(「難しいな」と呼ぶ者あり)

我が党は、今の憲法の下で、日本の平和と安全を守るのは困難だという危機感を持っております。尖閣諸島を中国から守り抜く上でも、自衛権が強く制約され、抑止力を他国に依存している憲法を改めなければなりません。その改正を封じる各議院の総議員の3分の2以上の賛成という発議要件の緩和が妥当かつ必要なものであることを主張します。したがって、第96条の発議要件緩和に反対する本意見書案には到底賛成することはできません。

各会派、各議員の皆様が同調していただけるならば、この場でも構いませんので、ぜひ御賛同いただきたいことをお願いし、討論を終わります。(拍手)

(発言する者あり)

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

(「ゆっくり長く聞かせてやってください」と呼ぶ者あり)

〇7番(小貫 元議員) 最初に、今、自民党からありました憲法の問題、意見書案第5号について話をしなければならないなと思います。

意見書案第5号憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書についてです。意見書案の順番と変わりますが、御了承ください。

今の自民党の討論では、やはり憲法そのものをまず理解していないと。国民のものにしていくとおっしゃいますけれども、憲法前文には、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とあります。そして、第43条には「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」とあります。このように、国民の意思の下に組織される国会で議論すること、そして自民党が主権者の意思を反映しないというのであれば、自民党の国会議員の立場が問われていると私は思います。

民主主義のそもそもの根幹は、統治される側と統治する側が一緒だ、治者と被治者の同一性が原則です。つまり、国の機関というのは、その機能を固有の権限として有しているのではなくて、全て国民から信託を受けることによって初めて発生する問題なのです。ですから、今の自民党の議論というのは、国民のものにしていくと言いながら、憲法の原則を理解していない議論でしかありません。

憲法第96条の改正は、先ほど中島議員が提案説明で申しましたように、改憲を容易にするためのものであり、その先には憲法第9条や人権規定などの憲法改悪があります。憲法は、権力を握る者が権力を乱用しないように、たがをはめることに意義があります。第96条が法律よりも厳しい要件を定めているのは、多数派の権力行使によって少数派の人権が侵害されることを防ぐためです。

この第96条を先行して変えることに対して、改憲勢力の一人、慶應義塾大学の小林節教授は、しんぶ

ん赤旗のインタビューに応じ、次のようなコメントをしています。「初めにお断りをしておきます。ぼくは自衛戦争を認める立場で、憲法改正論者です。しかし、今、問題になっている96条改正は、それ以前の問題―憲法を憲法でなくしてしまう問題なんです」と切り出しました。そして、第96条の改正は、「権力者たちが、憲法の拘束へのいら立ちから、憲法を憲法でなくし、法律のように変えようというのは、僕の言葉で言えば『邪道』です。大学で言うと『裏口入学』」と述べています。そして、「立憲主義の否定だ」と強調しました。さらに、この立憲主義への「理解がないから、改憲ハードルを下げよという考えが出てくる。憲法が何なのかわかっていない人たちが、憲法の拘束を逃れたくて、憲法との位置関係を破壊しようとしている」と批判しています。4月28日付けしんぶん赤旗日曜版に掲載されていますので、ごらんになっていただければと思います。

次に、6月2日付けのしんぶん赤旗に掲載された、自民党の元幹事長古賀誠氏のインタビュー記事を紹介いたします。古賀氏は、次のように述べました。「いま第96条を変えて憲法改正手続のハードルを下げるということが出ていますが、私は認めることはできません。絶対にやるべきではない。」と強調し、「憲法は我が国の最高法規です。ほかの法規を扱う基準とは違うのは当然でしょう」「諸外国を見ても、憲法改正のハードルは高くなっているじゃないですか」と批判しています。自民党の皆さんは、先輩をぜひ見習っていただきたいと思います。

諸外国の憲法改正要件は、アメリカでは3分の2の賛成の上に4分の3の州議会の承認が必要です。 ドイツでも3分の2の賛成、韓国も国会の3分の2の賛成と国民投票と決められています。このように、 諸外国と比べて改正しにくい憲法という論理は成り立ちません。日本は一度も改正していないと嘆きま すけれども、憲法を変えても、憲法改正要件を改正した国はありません。ただでさえ、現在の日本の選 挙システムでは、第1党が4割の得票で7割から8割の議席を得る小選挙区制の下で、過半数という条 件は真に国民の意思を尊重しているとは言えません。最高法規としての憲法を守り、立憲主義を守るた めに憲法第96条は変えるべきではありません。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

さて、最初に戻って、意見書案第1号について述べます。

「橋下大阪市長の『慰安婦制度は必要』『風俗業活用』という暴言を許さず、日本政府として、女性の人権尊重の立場から厳正に対処し、旧日本軍『慰安婦』問題の真摯な解決を急ぐことを求める意見書」です。

第1に、橋下氏の発言は、人間の尊厳を冒瀆するものだということです。日本維新の会共同代表の橋下徹大阪市長が、5月13日、日本の侵略と植民地支配の誤りを認めた村山談話に触れる中で、「侵略の定義については学術的にきちんと定義がない。安倍首相の言われているとおりだ」と発言し、旧日本軍の慰安婦制度について、「銃弾が雨嵐のごとく飛び交う中で命がけで走っていくとき、猛者集団を休息させてあげようと思ったら、慰安婦制度が必要なのは誰だってわかる」と述べました。戦争のために女性を利用するのは当たり前などというのは、女性を人間として扱わず、人権を著しく侵害した犯罪行為です。

慰安婦問題とは、旧日本軍がつくった慰安所に女性を拘束し、軍人らの性行為の相手を強いたという問題です。第2次世界大戦中、国家が組織的に性奴隷制度をつくったのは、大日本帝国とナチス・ドイツしかありません。植民地とした朝鮮半島や軍事占領をした中国や東南アジアから女性を連行し、旧日本軍が管理する慰安所で旧日本軍による強姦や売春を強制したということは動かしがたい事実です。

橋下氏は、外国特派員協会で行った記者会見で、「誰だってわかる」と発言しておきながら、「私が 容認していると誤報されてしまった」と、誰だっての中に自分は入れないという、メディアに責任転嫁 をしました。しかも、同日配付された「私の認識と見解」の中で、「日本兵が慰安婦を利用したことは、 女性の尊厳と人間をじゅうりんする決して許されないものであることは言うまでもありません」と言い ながら、発言について撤回も謝罪もありませんでした。

第2に、当時だったら、世界的に認められたという問題ではありません。日本は、1921年に国際連盟で採択された「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」など、一連の条約に加わっていました。こうした世界の動きもあって、日本でも22の県会で公娼制度廃止を求める決議が可決されました。1935年には内務省でも公娼制度の廃止が検討されており、公娼制度は既に当たり前のことではなくなっていました。

第3に、この発言を放置しておいたら、日本が国際社会から信用を失うということです。歴史を顧みず、人間の尊厳をおとしめる暴言に対して、地方議会では、千代田区議会をはじめ、先日は堺市議会でも発言の撤回、謝罪と公職辞任を求めています。

そして、国内にとどまりません。大阪の姉妹都市であるアメリカ・サンフランシスコ市議会は、橋下氏に発言の撤回を求めることなどを盛り込んだ決議案を全会一致で採択しました。アメリカ・ニュージャージー州でも、「元『慰安婦』の人たちを支持し、日本政府にその『歴史的責任』を認めるよう求める決議」を全会一致で採択しました。国連からは人権規約に基づく拷問禁止委員会が、「公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」とする勧告をまとめ、日本政府に対して即時かつ立法的・行政的措置をとるよう求めています。勧告で指摘されたことは恥ずべきことであり、日本政府は勧告に従って、誤った歴史認識を抜本的に改めるとともに、慰安婦問題は決着がついていないことを改めて謝罪、賠償を行うことが政府の責任です。

意見書案第2号原発のない北海道の実現を求める意見書です。

2011年3月11日、東京電力福島第一原発での事故から2年余が過ぎ、福島第一原発では、毎日400トンもの地下水が流れ込み、大量の汚染水が生まれています。事故は収束などしておらず、いまだに危機の真っただ中にあります。

ところが、原子力規制委員会は、原発の新規制基準を決めました。安倍首相は、当初、世界最高水準の安全基準で、安全が確認された原発は再稼働すると述べていましたが、厳しい批判に押されて、原発に絶対安全はないということを認めました。ですから、原子力規制委員会も安全基準という言葉が使えなくなって、新規制基準という言葉に言いかえざるを得なくなりました。このように、もう既に世界最高の安全基準は破綻しました。それならば、再稼働の方針は撤回すべきです。

しかも、新基準は、スケジュールが先にありきでした。2012年6月に、原子力規制委員会設置法で、 今年7月18日が新規制基準の施行期限としていたからです。ですから、議論を尽くすどころか、期限に 間に合わせる議論に終始しました。

一方、再稼働を急ぐ電力会社は、審議過程の聞き取りで、工事が大規模になる、基準が厳しすぎると対策を値切る姿勢を露骨に示しました。さらに、時間のかかる対策などは軒並み先送りされています。たとえば、政府の事故調査委員会が問題にしている原子炉を監視する水位計があります。福島第一原発事故では、水位計が機能せず、初動対応に影響しました。規制委員会は、この新規制基準づくりの検討は7月以降にすると言い、福島第一原発事故の教訓を後回しにするつもりです。

さらに安倍内閣は、原発事故の原因究明すら終わっていないのに、海外に原発輸出を広げています。 国内には絶対安全はないと言いながら、海外では世界一安全な原発技術が提供できると二枚舌を使っています。 1 基建設するだけで数千億円にも上り、原発メーカーなど原子力村に巨額の利益をもたらすものです。 加えて問題なことが、インドとの原子力協定です。インドは、核兵器不拡散条約未加盟の核保有国です。日本が原子炉や関連技術をインドに輸出し、原発が稼働すれば、核兵器製造に適しているプルトニウムが生まれます。結果として、インドの核開発に手をかすことになります。

さらに、このことは、北朝鮮の核開発問題に大きな影響を及ぼします。アメリカなどの核保有国が北朝鮮やイランなどの核開発を阻止しようとする一方で、インドを例外扱いにすれば、北朝鮮はインドをモデルにして国際社会から核保有国としての認定を受けようとしています。核開発を助長することを被爆国である日本がすべきではありません。

また、泊原発の再稼働も、大間原発の建設も行える状況にはありません。今、政治に求められているのは、原発ゼロにする政治決断です。

次に、意見書案第3号介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書です。

昨年の介護報酬改定で実施された生活援助の時間短縮は、利用者、家族の生活に深刻な影響をもたらしています。例えば、調理時間が削られたため、配食弁当や総菜の購入に切り替えざるを得なくなるなど、ヘルパーからは状態の変化を見逃さないか心配との声もあります。回数を増やせば利用料にはね返り、45分だと買物に行って帰るだけ、洗濯は利用者が先にボタンを押しておいて、ヘルパーは干すだけ、ヘルパーと家事を一緒にする機会も減り、本人の意欲低下が見られ、介護保険の理念である自立支援そのものに反する事態が生まれています。

政府は、このような利用者、介護現場の困難な制度矛盾を放置したまま、新たに制度を変えようとしています。

第1は、保険給付の見直しです。要支援1と2は、そもそも介護保険から切り離し、ヘルパーの生活援助はそもそも介護保険外にする、そして生活援助の内容を商品化して、市場原理を導入する。安心はお金で買いなさいということです。さらには、施設入所は要介護3以上の中・重度に限定し、施設サービスの利用者負担について要介護1と2に限っては在宅の区分支給限度基準額を適用し、限度額を超えた分は2割負担を狙っています。

第2に、利用者負担の見直しです。年収320万円以上の要支援者の利用者負担の2割引上げも検討課題とされ、ケアプランの策定は要介護1,000円、要支援500円と有料化の案が示されています。そのほかにも、低所得者を対象にする補足給付の見直し、施設における多床室の居住費値上げ、40歳から64歳の2号被保険者の負担増などが狙われています。

介護保険制度は、誰のための、何のための制度なのかが問われています。要支援者を介護保険から外すという公費削減の路線ではなく、公的責任の強化による介護改善充実が求められています。

次に、意見書案第4号生活保護基準引下げと各種制度改定の切下げに反対する意見書についてです。 近年、餓死や孤独死のニュースが増加しているように思います。国内における餓死者の推移は、2000 年に1,314人、2005年には1,747人、2011年には1,746人と、2000年に比べ133パーセントと3割増になっています。

ところが、安倍内閣は、社会保障の全分野にわたる予算削減と制度改悪に乗り出そうとしています。 その最初の標的が生活保護です。新たに生活保護の申請に書類提出を義務づけ、相談者を書類不備で追い返すことができるようにするものです。生活に困窮し、生活保護の申請に来た人を門前払いにして餓死に追い込んだなどとして大きな社会問題となった水際作戦を合法化する異常なものです。悲惨な餓死事件が後を絶たず、貧困の連鎖を広げる社会にしておきながら、最後のセーフティーネットの申請さえも妨害する、これは生活困窮者だけではなく、憲法第25条の生存権という国民の権利の侵害です。

5月17日、国連の社会権規約委員会は、日本政府に対して、最低保障年金の実現、生活保護での申請

手続の簡素化と申請者の尊厳を守った対応を行うよう勧告しました。これこそ日本政府が取り組むべき ことです。

受給者を排除し、保護費削減ばかり目指す根本が間違っています。生活保護の受給者が急増している のは、年収200万円以下のワーキングプアが1,000万人を超え、貯金ゼロの世帯が全世帯の4割に上り、 国民年金の平均受給額が4万円にとどまるなど、社会全体に貧困が広がっているからです。ですから、 この社会全体に広がる貧困を解決していくことが急務であり、健康で文化的な生活を国民に保障する憲 法第25条に基づく制度の充実、発展こそが求められています。

以上、議員各位の賛同をお願いしまして、討論といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号ないし第4号について、一括採決いたします。 いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は否決と裁決いたします。

次に、意見書案第5号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。 いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。 第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時50分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田 久俊

議員川畑正美

議員林下孤芳

- ○諸般の報告
- 〇今定例会に提出された意見書案
- 〇平成25年小樽市議会第2回定例会議決結果表
- ○請願・陳情議決結果表

〇諸般の報告 (招集日以降印刷配布分)

- (1) 菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成25年2月~4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配布分)
- (2) 菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成25年5月分の各会計例月出納検査について報告があった。(最終日印刷配布分)

以 上

橋下大阪市長の「慰安婦制度は必要」「風俗業活用」という暴言を許さず、日本政府として、女性の人権尊重の立場から厳正に対処し、旧日本軍「慰安婦」問題の真摯な解決を急ぐ ことを求める意見書(案)

5月13日、日本維新の会共同代表であり、大阪市長である橋下徹氏が「『慰安婦』制度は必要だ」「(沖縄で米海兵隊司令官に)もっと風俗業を活用してほしい」と述べたことに、国内外から驚きと抗議の声が巻き起こっています。本市議会は、女性と人権をここまで踏みにじって恥じない暴言に、満身の怒りを込めて、日本維新の会と大阪市に強く抗議します。

今回の問題は、世界ジェンダーランキング101位にある日本女性の状況を象徴し、更におとしめて日本の国益に反するものであり、政府として厳正に対処することを強く求めます。

政府は、第3次男女共同参画基本計画で「男女共同参画の視点に立った意識の改革」のため、「特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識解消のための広報・啓発の促進」や「男女の人権尊重の理念と法律・制度の理念促進」を掲げています。

今回の暴言は、国際社会に到底通用するものでなく、既に、国連女性差別撤廃委員会は、 日本で繰り返される政治家の女性蔑視発言に憂慮を表明し、締結国と方策を採るよう強く勧告しています。女性差別撤廃条約締結国であり、自らの第3次計画の実践に責任を負う上でも、今回の、公党の代表、市長という要職にある公人の女性の人権じゅうりんを絶対に放置してはなりません。

旧日本軍「慰安婦」問題は、侵略戦争の中で女性の人権を極限までじゅうりんした「性奴隷」制度であり、人権侵害の戦争犯罪として、世界から日本政府に一日も早く責任を認め、謝罪することが求められている問題です。橋下氏がこれまでも安倍首相とともに、この歴史の事実をゆがめてきたことは広く知られていますが、更にこの制度を「必要だ」とまでエスカレートしたことは、国際社会を驚かせる暴言です。

「風俗」発言も、買売春、性犯罪を礼賛するもので、米軍基地の性暴力の被害根絶の声を 上げ続けている、沖縄を始め、各地の女性・国民を冒とくするものです。

よって、政府においては、女性の人権尊重の先頭に立って橋下氏の暴言に厳正に対処する とともに、旧日本軍「慰安婦」問題での韓国政府との協議に応じ、一刻も早い解決へと踏み 出すことを、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月28日小樽市議会

議決年月日 平成25年6月28日 議決結果 否 決

原発のない北海道の実現を求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 安 斎 哲 也

 同
 斎 藤 博 行

 同
 中 島 麗 子

福島第一原発事故から2年余が経過しましたが、いまだに事故原因の究明は途上で、今も15万人を超える福島県民が避難を強いられ、ふるさとに戻れる見通しも立っていません。最近も使用済み燃料貯蔵プール冷却用電源の停電や汚染水漏れ事故が続くなど、事故は収束どころか、その見通しさえ立っていません。福島第一原発事故は、原発が人類と共存できないことをはっきり示しました。今年に入ってからの世論調査でも、「原発ゼロ」が7割を占め、「再稼働反対」が過半数を占めています。正に原発のない北海道と日本の実現は、国民・道民多数の願いです。

しかも、この2年間余の電力の需給状況は、全国的にも北海道でも、原発が稼働しなくても電力は足りることが明らかになりました。今夏の電力の需給見通しも、原発の再稼働がなくても電力不足は起きない見通しとなっています。この点からも、原発のない北海道と日本の実現は、可能で現実的であることは明白です。

ところが、安倍内閣は、原子力規制委員会が7月までに策定する新規制基準で安全性が確認された原発を順次再稼働させるとか、新増設もあり得ると公言し、原発輸出の「トップセールス」に奔走し、電力各社も原発の早期再稼働を声高に要求しています。

しかし、今、規制委員会が策定中の新規制基準案は、過酷事故を想定しており、とても安全性を保障できるものではありません。また、原発の直下に活断層があってもそれが地表に表れていなければ立地を認めるとか、実現までに数年を要する施設や装置、例えばテロや航空機事故対策としての第2指揮所設置や加圧水型原発のフィルター付ベント設置や大津波に備える防潮堤建設などには猶予期間を設けるなどとしています。いつ起きるか分からない事故に猶予期間を設けるなど、これでは安全性を保障できないことは明白です。

しかも、我が国は、世界有数の地震国であり、泊原発も、函館から僅か23キロメートルの位置に建設中の大間原発も、その周辺海域や敷地内に未確認の活断層が存在する可能性が指摘され、再調査を求める専門家も少なくありません。

そもそも今の原発は、技術的に未完成で過酷事故が避けられない構造的欠陥を持ち、使用 済み燃料の処理・処分技術も未確立で負の遺産を孫子の代まで負わせる問題もあります。

こうした状況を考慮すれば、全ての原発を再稼働せず、そのまま廃炉のプロセスに入ることこそ、最も安全であり、可能で現実的な道です。

以上の諸点を踏まえ、原発のない北海道の実現を求め、以下のことを要望します。

記

- 1 泊原発は再稼働せず、今のまま廃炉のプロセスに入ること。
- 2 大間原発は、建設を中止し廃止すること。
- 3 原発依存のエネルギー政策をやめ、再生可能な自然エネルギーの本格的普及に転じること。
- 4 泊原発や建設中の大間原発の立地自治体とその周辺自治体が、原発に依存しない街づくりを進められるよう十分な支援措置を採ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

介護サービスから「軽度の高齢者」分離に反対する意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 吹
 田
 友三郎

 同
 斎
 藤
 博
 行

 同
 中
 島
 麗
 子

社会保障制度改革国民会議は4月の会議で、医療・介護の適正化を議論し、「要支援1・2の認定者を介護保険制度の対象から外し、自治体の事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用して実施する」方向をまとめました。これを受けて、厚生労働省は要支援1・2の認定者を介護保険制度の対象から外し、市町村の事業で支援する方針を社会保障審議会に提起しました。

要支援1・2の認定者への配食・見守り・生活支援サービスなどを保険外にして全体の介護保険費用を抑制しようというものです。

要支援者のサービス受け皿をボランティアやNPOでも可能にすることは、専門職以外でも良いということになりますが、介護保険認定者は、要介護1と要支援の間を変化することがあり、安定したサービス提供が保障されないことになります。要支援者は、公的サービスが適用されないときは、個人の努力で介護の対応をしなければならず、介護保険料を納付するのに、サービスは受けられない高齢者を増加させることになります。

この制度改悪が実施されると、北海道では、介護認定者の約3割になる8万人ほどが介護保険から切り離されることになり、介護事業所の運営にも大きな影響が出てきます。予防介護を削ることは、介護の重度化につながり、介護保険制度の目的に逆行することになります。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するための国家による保障で、高齢者の生存権を保障するためにも保険給付範囲の削減を行うべきではありません。

よって、政府においては、現在、社会保障制度改革国民会議で検討されている要支援1・2の認定者を介護保険制度の対象から外すことはやめて、介護制度の一層の充実を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日	平成25年6月28日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

生活保護基準引下げと各種制度改定の切下げに反対する意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 吹 田 友三郎

 同 山 口 保
 中 島 麗 子

政府が生活保護基準の引下げに向けた作業を進める中、厚生労働省は、それにより影響を受ける各種制度のうち、就学援助、保育料減免、児童養護施設等運営費については「できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする」とした一方で、準要保護者に対する就学援助を例とした地方単独事業については、「その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼」するという考え方を示しました。個人住民税の非課税限度額等についても、2014年度以降の税制改正において対応するとしています。

今年8月実施に向けた生活保護基準の引下げは、生活保護利用者の生活実態からも実情に合っていません。また諸物価が値上がりしているという経済状況からも撤回すべきです。過酷な就労指導、扶養の強要、不正受給を口実にした監視と罰則強化など、本来、受給資格が有り生活保護が必要な人の申請権を委縮させ、プライバシーの侵害や人権侵害にもつながり兼ねない問題点が含まれていることから実施すべきではありません。

具体的な生活保護扶助基準額表は、予算成立後に示すというのが厚生労働省の方針ですが、見直しによって影響を受ける各種制度への対応を先送りしたことは問題です。

また、就学援助で自治体が独自に基準を設けて認定する準要保護世帯は、保護基準が下がれば認定基準も下がります。この準要保護世帯に対する国の補助金制度が廃止され、地方交付税に切り替わりました。

このことから「できる限り影響が及ばないように」という方針であれば、現状維持の水準 を保つことができるよう国による財政援助額を明確に示すべきです。

よって、国会及び政府においては、生活保護基準引下げは撤回すること、生活保護基準変更で各種制度に影響が及ぶ場合は国が財政的な支援を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月28日小樽市議会

議決年月日	平成25年6月28日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書(案)

提出者小樽市議会議員秋 元 智 憲同安 斎 哲 也同山 口 保

同 中島麗子

憲法第96条の憲法改正発議要件を各議院の総議員の3分の2以上の賛成から2分の1以上の賛成に緩和する動きが見られます。

憲法第96条は、単に憲法改正の手続をうたったものではなく、国民が権力を縛るという立 憲主義の根幹に関わるものです。これを緩和すると一般の法律のように時の権力者により変 えられ、逆に権力が国民を抑えるようになります。多くの憲法学者は邪道と批判し、世論調 査でも国民の過半数が反対しています。諸外国でも改正要件の3分の2は厳守しています。

さらに重大なことは、憲法第96条の改正を突破口に戦争放棄、平和主義をうたう憲法第9条を改正し、軍隊を持ち、集団的自衛権の行使ができる国にしようとする動きです。

憲法第9条は、日本が国際社会に復帰するに当たっての国際公約であり、二度と戦争を起こさないと誓った世界に誇れるものです。

よって、国会及び政府においては、憲法第96条の発議要件緩和を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月28日小樽市議会

議決年月日 平成25年6月28日 議決結果 可 決 賛 成 多 数

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

扌	是出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
		同	中	村	岩	雄
		同	佐々	木		秩
		司	北	野	義	紀
		同	111	H	雅	敏

平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「地域別最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保する」としました。北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、北海道地方最低賃金審議会においては引上げ額のみが議論され、あるべき水準への引上げができていない現状です。

昨年は、平成20年の答申により、「生活保護とのかい離額を5年以内で解消する」と合意 した期間の最終年に当たっていましたが、社会保険料等の引上げに伴い、かい離が17円から 30円に拡大したことから、関係者の御努力で14円の引上げとなったものの、生活保護費との かい離が解消されていません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準へ引き上げることが重要な課題となっています。

よって、政府においては、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800 円を確保すること。
- 2 北海道内で最低賃金以下の労働者を無くすために、最低賃金制度の履行確保を図ること。
- 3 最低賃金引上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、その周知を図り安定した経 営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月28日小樽市議会

議決年月日 平成25年6月28日 議決結果 可 決全 会 一 致

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 秋 元 智 憲 成田 同 祐 樹 貫 同 小 元 鈴木 明 司 芳 同 林 下 孤

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨から見て、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針に基づき一方的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、その在り方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり、対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、 増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については 完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定に ついては、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体と の協議、合意の下で算定の在り方を検討すること。
- 5 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、各自治体に配慮した段階補正 の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講 じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	币	K	元	智	憲
	同	万	〕	田	祐	樹
	同	湟	5	井	隆	行
	司	柞	卞	下	孤	芳
	同	亲	斤	谷	لح	L

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、 へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっていま す。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保 障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持が極めて重要です。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8パーセント削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹に関わる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。

教育予算では、昨年に引き続き「高校授業料無償化」など保護者負担軽減の予算が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを始めとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子供たちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編制の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

よって、国においては、教育予算の確保・充実を図るため、以下の事項を実施するよう要望します。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現を目指すこと。
- 3 「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の 責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの 実現を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	成	田	祐	樹
	司	Ш	畑	正	美
	司	松	田	優	子
	司	林	下	孤	芳
	同	前	田	清	貴

道教委は、「新たな高校教育に関する指針(2006年)」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止(または募集停止予定)、17校が再編・統合によって削減(または削減予定)されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっています。地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれ兼ねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に転嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の約44パーセントが無くなることになります。これはそのまま「地方の切捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望します。

記

- 1 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情に そぐわず、地域の教育や文化だけでなく,経済や産業など地域の衰退につながることから、 抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」については、子供・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に 真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
- 4 障害のある・なしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校へ通うことのできる 後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

就学前までの子どもの医療費は国の制度として無料化し、自治体へのペナルティをやめることを求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	吹	田	友	三郎
	同	Ш	畑	正	美
	同	斎	藤	博	行
	同	佐	々木		茂

日本の公的医療保険制度では、掛かった医療費全体の3割を患者が負担する仕組みです (70才以上は1~3割、小学校入学前まで2割)。公的医療保険の有る国の中で、日本ほど 重い窓口負担を強いている国はありません。

子どもの医療費の軽減と無料化は、長年にわたる親と住民の運動の力で、全ての市区町村で実現しただけでなく、都道府県の制度としても導入されるなど大きな広がりをみせています。

中学校3年生まで無料化の対象を拡大した群馬県では、ぜん息やアトピー性皮膚炎など慢性疾患の子どもたちの早期受診を促進し、重症化を防ぐことに役立っています。子どもの虫歯の治癒率も全国平均を大きく上回りました。

医療費の無料化が、子どもたちの健康を守るだけでなく、医療保険財政にとっても有効な 仕組みであることは明らかです。国は無料化実現に背を向けるだけでなく、窓口負担を無料 化している自治体に対し、本来支払われる国の国民健康保険の調整交付金等をわざわざ減額 するペナルティを科していることは重大です。本市では平成22年度約170万円が減額されて います。全国知事会や市長会、町村長会も撤廃を求めています。

よって、政府においては、子どもの医療費を就学前まで国の制度として無料化し、道理のないペナルティは直ちにやめるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日 平成25年6月28日 議決結果 可 決 全 会	一 致
-------------------------------	-----

生活必需品の輸入価格高騰対策を求める意見書(案)

 提出者 小樽市議会議員
 中村岩雄

 同高橋克幸

 同佐々木
 秩

 同北野義紀

 同山田雅敏

この春からガス、小麦、食料品などの生活必需品や燃油の相次ぐ値上げラッシュが、市民 の暮らしを直撃しています。

輸出企業や一部の富裕層が株の値上がりなどの恩恵を受けて巨額の利益を手にしている一方で、一般庶民は、安倍政権の円安政策の影響から出費が増しています。海外輸出向けの製造業が少ない道内では、特に多くの中小企業が、納入単価が上がらず原材料費の値上がりが経営を圧迫し、景気回復の効果などは感じられません。

道内主要産業である農林漁業の現場においても、ハウス農家や酪農生産者への経営圧迫や、小型いか釣り漁船の一斉休漁など、今後最盛期を迎えるいか漁など道内漁業にとって深刻な影響を及ぼしかねません。

消費者物価指数を押し下げているのはパソコンや家電製品の下落で、食料品や光熱水費など諸物価は値上がりしています。国民所得の向上のためには、労働者の賃上げと、そのための中小企業への支援策が必要です。

よって、国会及び政府においては市民の暮らしを守り、本格的な道内の景気回復につながる経済政策として、以下の事項を実施するよう求めます。

記

- 1 政府は経済団体に賃上げの要請をしましたが、効果が現れていません。企業に対し賃上 げや正社員化のための対策強化を求めること。
- 2 道内主要産業に影響を与え兼ねないことに鑑み、燃油高騰対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日 平成25年6月28日	議決結果	可決	全 会	一 郅	7
------------------	------	----	-----	-----	---

精神障害者の公共交通機関の割引制度拡充を求める意見書(案)

 提出者 小樽市議会議員
 千 葉 美 幸

 同
 吹 田 友三郎

 同
 小 貫
 元

 同
 上 野 智 真

 同
 林 下 孤 芳

障害者の交通権を保障する上で、公共交通機関が果たす役割は重要です。

昨年、国土交通省が定める一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正され、身体障害者及び知的障害者に加え、精神障害者に対するバス運賃の割引が明記されました。

乗客との間で守るべきルール(「約款」)に、精神障害者のバス運賃割引制度が盛り込まれた意義は大きいものの、割引制度の導入はバス事業者の判断に任されているため、地域によっては利用に格差が生じています。

障害者基本法は、精神障害者、身体障害者、知的障害者の3障害で位置付けは同じです。 よって、民間バス事業者だけでなく、精神障害者の割引制度がない鉄道など他の公共交通機 関に対しても働きかけが求められています。

これまでのように事業者の自主性に任せていたのでは、割引の実施は遅れるばかりです。

障害者の就職件数が増加し、民間企業などへの雇用義務の対象に精神障害者を加える方向で障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律も国会で成立しており、障害者の社会参加の機会がより一層増えることが考えられます。

よって、国会及び政府においては、公共交通機関への精神障害者の割引制度普及のために 事業者に理解と協力を求めるとともに、約款改定やその趣旨の徹底に向けた働きかけを広く 関係機関に行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議決年月日 平成25年6月28日 議決結果 可 決 全 会 一 到

平成25年小樽市議会第2回定例会議決結果表

〇会 期 平成25年6月12日~平成25年6月28日 (17日間)

		1	1	∓ ·				<u>+ </u>	÷朱
議案 番号	件名	提 出年月日	提出 者	委付託年月	月 付託 委員会	会 議 決 年月日	議決結果	本 会 議 決 年 月	議議決結果
1	平成25年度小樽市一般会計補正予算	H25. 6. 12	市長		_	_		H25. 6. 18	可決
3	平成25年度小樽市一般会計補正予算	H25. 6. 12 H25. 6. 12	市長市長	H25. 6. 19 H25. 6. 19	予算予算	H25. 6. 24 H25. 6. 24	可決可決	H25. 6. 28 H25. 6. 28	可決可決
4	小樽市子ども・子育て会議条例案 小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案	H25. 6. 12	市長	H25. 6. 19	建設	H25. 6. 24	可決	H25. 6. 28	可決
5	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H25. 6. 12	市長	H25. 6. 19	総務	H25. 6. 25	可決	H25. 6. 28	可決
6	公有水面埋立地の用途変更について	H25. 6. 12	市長	H25. 6. 19	総務	H25. 6. 25	可決	H25. 6. 28	可決
7	工事請負契約について[桜小学校校 舎ほか改修工事]	H25. 6. 12	市長	H25. 6. 19	総務	H25. 6. 25	可決	H25. 6. 28	可決
8	小樽市非核港湾条例案	H25. 6. 12	議員	H25. 6. 19	総務	H25. 6. 25	否決	H25. 6. 28	否決
9	工事請負契約について[手宮小学校 校舎新築工事]	H25. 6. 19	市長	Н25. 6. 19	総務	H25. 6. 25	可決	H25. 6. 28	可決
10	小樽市職員懲戒審査委員会委員の任 命について	H25. 6. 28	市長		_	_	_	H25. 6. 28	同意
報告1	専決処分報告[国民健康保険条例の 一部改正]	H25. 6. 12	市長	H25. 6. 19	厚生	H25. 6. 25	承認	H25. 6. 28	承認
意見書案第1号	橋下大阪市長の「慰安婦制度は必要」「風俗業活用」という暴言を許さず、日本政府として、女性の人権尊重の立場から厳正に対処し、旧日本軍「慰安婦」問題の真摯な解決を急ぐことを表しませた。	H25. 6. 28	議員	_	_	_	_	H25. 6. 28	否決
意見書案 第2号	原発のない北海道の実現を求める意 見書(案)	H25. 6. 28	議員			_		H25. 6. 28	否決
意見書案 第3号	介護サービスから「軽度の高齢者」 分離に反対する意見書(案)	H25. 6. 28	議員			_	_	H25. 6. 28	否決
意見書案 第4号	生活保護基準引下げと各種制度改定の切下げに反対する意見書(案)	H25. 6. 28	議員		_	_	_	H25. 6. 28	否決
意見書案 第5号	憲法第96条の発議要件緩和に反対する意見書(案)	H25. 6. 28	議員	_	_	_	_	H25. 6. 28	可決
意見書案 第6号	平成25年度北海道最低賃金改正等に 関する意見書(案)	H25. 6. 28	議員		_	_	_	H25. 6. 28	可決
意見書案 第7号	地方財政の充実・強化を求める意見 書(案)	H25. 6. 28	議員			—		H25. 6. 28	可決
意見書案 第8号	2014年度国家予算編成における教育 予算確保・拡充を求める意見書 (案)	H25. 6. 28	議員	_	_	_	_	H25. 6. 28	可決
意見書案 第9号	応じた高校づくりの実現を求める意 見書(案)	H25. 6. 28	議員	_	_	_	_	H25. 6. 28	可決
意見書案第10号	ナルティをやめることを求める意見 書(案)	H25. 6. 28	議員	_	—	_	_	H25. 6. 28	可決
意見書案第11号	める意見書 (案)	H25. 6. 28	議員	_	_	_	_	H25. 6. 28	可決
意見書案第12号		H25. 6. 28	議員	_		_	_	H25. 6. 28	可決
	常任委員の所属変更	H25. 6. 12	議長 発議	_		_	_	H25. 6. 12	変更
	行財政運営及び教育に関する調査に ついて(総務常任委員会所管事務)	_		_	総務	H25. 6. 25	継続 審査	H25. 6. 28	継続 審査
その他会議に 付した事件	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	_	_	_	経済	H25. 6. 25	継続 審査	H25. 6. 28	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事務)	_		_	厚生	H25. 6. 25	継続 審査	H25. 6. 28	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて(建設常任委員会所管事務)	_		_	建設	H25. 6. 25	継続 審査	H25. 6. 28	継続 審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳 情

亚		1 = 1[1	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議 決 年月日	結 果	議 決 年月日	結果
2~ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	Н23.7.4	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
151 ~ 280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	Н23. 9. 13	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
283 \sim 289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	Н23. 11. 28	H25. 6. 25	継続審査	Н25. 6. 28	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内 水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
294 ~ 308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建 設方について	H24. 2. 27	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査

経済常任委員会 ○陳 情

`	2 12 N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
TV.		-H III	委員	会	本会	議
番号	件名	操 出 年月日	議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結果
29	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」 の中心地区「オタモイ海岸」の早期整 備方について	H23. 11. 29	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査

厚生常任委員会 〇請 願

TZ.		111 114	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
2	JR南小樽駅のバリアフリー化の要請 方について	H24. 6. 19	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査

○陳 情

亚		₽ ⊟ 1[1	委員会 本会			議
番号	件名	提 出年月日	議 決 年月日	結 果	議 決 日	結 果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団 地停留所利用時の料金設定改善要請方 について	Н23. 7. 4	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方につい て	H24. 6. 13	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方につ いて	H24. 9. 4	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事 業」の実施方について	H24.11.21	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査

建設常任委員会 ○陳 情

	ZN 113	+= 111	委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方 について	H24. 6. 13	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き 家対策の策定方について	H24.8.28	H25. 6. 25	継続審査	H25. 6. 28	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会 ○陳 情

	217		委員	会	本 会	議
番号	件名	提 出年月日	議 年 月 日	結果	議 決 年 月 日	結 果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H25. 6. 26	継続審査	H25. 6. 28	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の 存続方について	H24. 2. 20	H25. 6. 26	継続審査	H25. 6. 28	継続審査